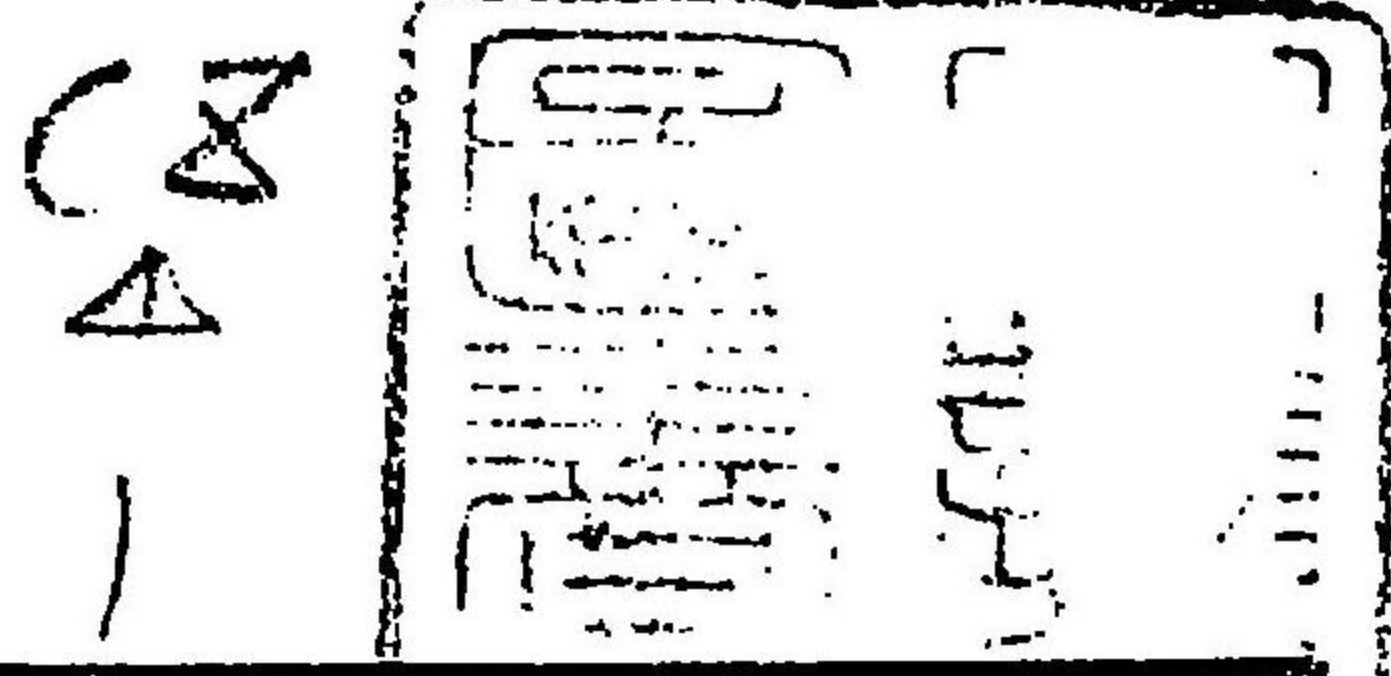


十三-46

3320.94
~~3320.94~~
1

索
引



明治四十五年法令全書索引

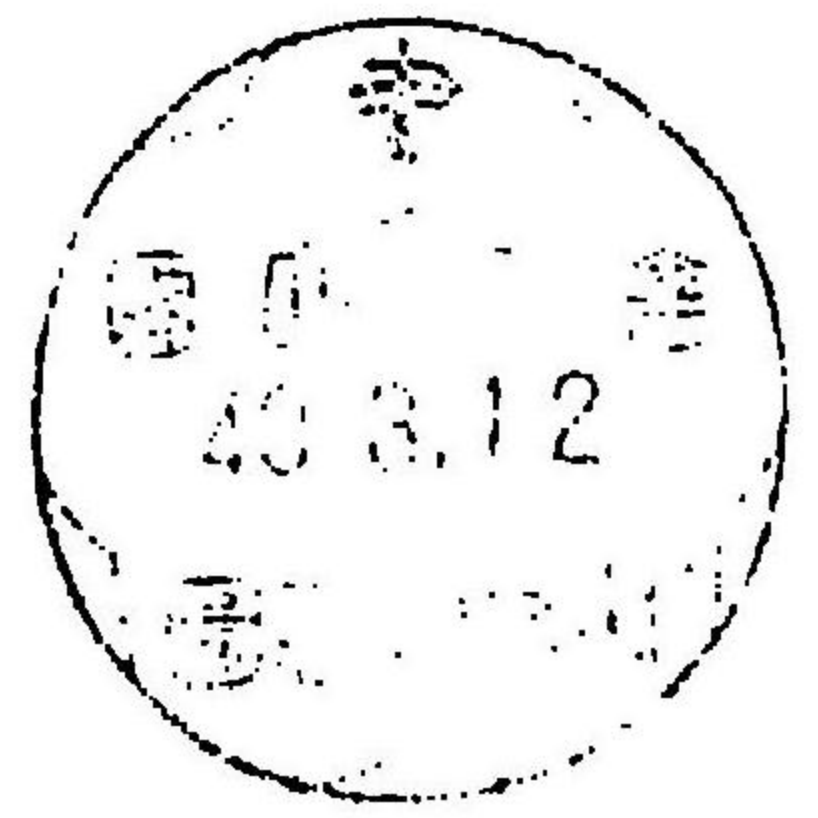
凡例

本編ハ明治四十五年中公布ニ係ル法令件名ノ語辭ニ就キ檢索ニ資スヘキモノヲ採擇シテ項目ト爲シ之ヲイロハニ配次シ以テ其項目所屬ノ法令件名ヲ列掲セルモノナリ

一件名中數多ノ項目ヲ包括スルモノハ皆之ヲ掲出ス然レトモ主ヲ繁ヲ去リ甲部ノ項ニ繋ケテ乙部ノ項下ニ略スルトキハ其項下ニ某部某項ニ載スト記註ス

一租稅ト國稅下士卒ト兵卒、漁業ト入漁トノ如キ及音訓兩讀ノモノハ各別ニ其項目ヲ設クト雖モ亦前項ノ如ク記註シテ其一方ニ載ス

明治四十五年 索引 凡例



一イロハ四十七音中「井オエ」ハ「イヲエ」ニ濁音半濁音ハ清音ニ併載ス

一法令ノ名稱ハ略符ヲ用フ即チ(詔)ハ詔書(皇)ハ皇室令(法)ハ法律(豫)ハ豫算(豫外契)ハ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約(勅)ハ勅令(條)ハ條約(軍)ハ軍令(制)ハ制令(律)ハ律令(閣)ハ閣令(省)ハ省令(府)ハ府令(訓)ハ訓令(告)ハ告示(諭)ハ諭告又ハ告諭ナリ

一官署ノ名稱ハ頭字ノミヲ用ヒ頭字同シキモノハ或ハ次字ヲ用フ即チ内閣ハ閣。宮内省ハ宮。外務省ハ外。内務省ハ内。ト記スル等ナリ

一大正元年七月公布ノ法令ハ頁數ノ上ニ特ニ大ノ字ヲ冠ス

明治四十五年索引總目

イノ部	〔郵遞〕	四	〔配當〕	三七	〔砲擊〕	三九
	〔郵便〕	四	〔配屬〕	三七	〔暴風雨標〕	三九
	〔英吉利〕	三五	〔配付〕	三七	〔澎湖島〕	四〇
	〔意匠〕	三五	〔配備〕	三七	〔報告〕	四〇
	〔西班牙〕	三五	〔背囊〕	三八	〔包裝〕	四一
	〔飲料、飲食〕	三五	〔賣藥〕	三八	〔防疫〕	四一
	〔印刷〕	三六	〔廢朝〕	三八	〔防禦〕	四一
	〔印紙〕	三六	〔賠償〕	三八	〔防備〕	四一
	〔印章〕	三六	〔葉書〕	三八	〔馬具〕	四一
	〔買數〕	三六	〔葉煙草〕	三八	〔爆發〕	四一
	〔羅ノ部〕	三六	〔發賣頒布〕	三九	〔博覽會〕	四一
	〔錄事〕	三六	〔罰金〕	三九	〔派遣〕	四二
	〔露西亞〕	三六	〔バラチフス〕	三九	〔法院〕	四二
	ハノ部		〔拂下〕	三九	〔法令〕	四二
	〔廢病院〕	三七	〔拂戻〕	三九	〔法例〕	四二
	〔肺、ペスト〕	三七	〔帽〕	三九	〔法人〕	四二
	〔媒介〕	三七	〔砲兵〕	三九	〔羽二重〕	四二
	〔佩川〕	三七	〔砲艦〕	三九	〔販賣〕	四二
	〔配達〕	三七	〔砲歷〕	三九	〔判任〕	四二
	〔移入、移出〕	二				
	〔移住〕	三				
	〔市場〕	三				
	〔一時金、一時賜金〕	三				
	〔復船〕	三				
	〔伊太利〕	三				
	〔遺族〕	四				
	〔遺失〕	四				

[立標]	九三	[割引]	九八	[家務]	一〇六	[交渉]	一一一
[哩程]	九四	[渡切]	九八	[假置場]	一〇六	[考課]	一一一
[罹災]	九四	[王男子]	九八	[假出場]	一〇七	[考試]	一一一
[利札、利金、利子]	九四	[皇子、王子]	九九	[假出獄]	一〇七	[效績]	一一一
[林區署]	九五	カノ部		[價格表記]	一〇七	[學校]	一一一
[林野]	九五	[開閉橋]	九九	[神奈川]	一〇七	[學務]	一一一
[林業]	九五	[開港]	九九	[加那太]	一〇七	[學術]	一一一
ヲノ部		[開戰]	九九	[樺太]	一〇七	[學習院]	一一一
[大藏]	九五	[害蟲]	九九	[航路]	一〇八	[學生]	一一一
[臘肉獸]	九六	[航海]	九九	[航泊]	一〇九	[樂譜]	一一一
[和蘭]	九六	[海岸料]	九九	[航海]	一〇九	[客舍料]	一一一
[置場]	九六	[海軍]	九九	[高等]	一〇九	[吠]	一一一
[沖繩]	九六	[海事]	一〇三	[耕地耕作]	一〇九	[歌舞]	一一一
[御墓]	九七	[改名]	一〇三	[行旅]	一一〇	[貸渡、貸下]	一一一
[音曲]	九七	[解職]	一〇三	[港灣]	一一〇	[貸付]	一一一
[恩賜]	九七	[街庄社]	一〇四	[港則]	一一〇	[下士卒]	一一一
[恩赦]	九七	[爲替]	一〇四	[交通]	一一〇	[河川]	一一一
[埃地利、洪島利]	九八	[家畜]	一〇六	[交換]	一一一	[艦砲]	一一一
ワノ部		[家屋]	一〇六	[交付]	一一一	[艦隊]	一一一

[艦團]	一三〇	[間接稅]	一三四	[臺車]	一四二	[擔保]	一四七
[艦内]	一三〇	[鹹水]	一三四	[大學]	一四二	[擔當]	一四七
[艦型]	一三〇	ヨノ部		[大喪、大葬]	一四三	[團體]	一四七
[艦營]	一三〇	[豫防]	一三四	[大赦]	一四四	[炭鏝]	一四八
[艦艇]	一三〇	[豫納]	一三五	[大正]	一四四	[炭山]	一四八
[艦政]	一三〇	[豫約]	一三五	[大政紀要]	一四四	[彈藥]	一四八
[艦船]	一三〇	[豫算]	一三五	[滯納]	一四五	[誕生]	一四八
[神部署]	一三一	[豫備]	一三五	[待命]	一四五	レノ部	
[監督]	一三一	[備員、備人]	一三六	[煙草]	一四五	[禮袍]	一四八
[監吏]	一三一	[用語]	一三六	[立木]	一四六	[禮式]	一四八
[監獄]	一三一	[容器]	一三六	[道、道廳]	一四六	[谷狀]	一四八
[監視]	一三二	タノ部		[道路]	一四六	[療養]	一四八
[監所]	一三二	[退隱]	一三七	[導標]	一四六	[獵業]	一四八
[監守]	一三二	[退職]	一三七	[島地]	一四六	[獵獲]	一四八
[看護]	一三三	[代表]	一三七	[島嶼]	一四七	[聯隊]	一四九
[看守]	一三三	[代理]	一三八	[營直]	一四七	[煉炭]	一四九
[看病人]	一三三	[代金、代金引換]	一三八	[糖業]	一四七	[運名簿]	一四九
[韓國]	一三三	[臺帳]	一三八	[拓殖]	一四七	[練習]	一四九
[簡閱點呼]	一三三	[臺灣]	一三八	[建物]	一四七	ソノ部	

〔租率〕	一四九	〔通貨〕	一五二	〔ウルグー國〕	一五八	〔會議〕	一六一
〔租稅〕	一四九	〔通關〕	一五三	〔受拂〕	一五八	〔會葬〕	一六一
〔卒業〕	一五〇	〔通譯〕	一五三	〔運賃〕	一五八	〔會社〕	一六一
〔奏任〕	一五〇	〔通商〕	一五三	〔運航〕	一五八	〔外國〕	一六二
〔増体増給〕	一五〇	〔通信〕	一五三	〔運用〕	一五八	〔貨幣〕	一六四
〔總監〕	一五〇	〔年報〕	一五五	〔運送〕	一五八	〔貨物〕	一六五
〔測度〕	一五〇	〔年給〕	一五五	〔運立〕	一五八	〔科料〕	一六六
〔測候〕	一五〇	〔丙務〕	一五五	〔ノノ部〕		〔科目〕	一六六
〔訴訟〕	一五〇	〔苗代〕	一五六	〔乘組〕	一五九	〔華族〕	一六八
〔速達〕	一五一	〔苗木〕	一五六	〔農務局〕	一五九	〔過年度〕	一六八
〔卸決〕	一五一	〔ラノ部〕		〔農會〕	一五九	〔皇太后〕	一六八
〔村社〕	一五一	〔剛吹〕	一五六	〔農工〕	一五九	〔皇族〕	一六八
〔追號〕	一五一	〔臘虎〕	一五六	〔農事〕	一五九	〔皇后〕	一六八
〔任人〕	一五一	〔霧笛〕	一五六	〔農商務〕	一五九	〔皇室〕	一六八
〔圖書〕	一五一	〔ウノ部〕		〔區區制〕	一五九	〔鑛業〕	一六八
〔通書〕	一五二	〔賣拂、賣渡、賣捌、賣下〕	一五六	〔區長役場〕	一六〇	〔鑛山〕	一六九
〔通報〕	一五二			〔會計〕	一六〇	〔鑛産〕	一六九
						〔鑛床〕	一六九

〔廣告〕	一六九	〔關東州〕	一七四	〔軍港〕	一八〇	〔埋葬〕	一八四
〔火藥火工品〕	一六九	〔關稅〕	一七四	〔軍樂〕	一八〇	〔眞綿〕	一八四
〔果樹〕	一六九	〔管長〕	一七五	〔軍艦、驅逐艦〕	一八〇	〔滿洲〕	一八四
〔課稅地〕	一六九	〔管理〕	一七五	〔軍用〕	一八〇	〔ケノ部〕	
〔官有〕	一六九	〔管海〕	一七六	〔軍隊〕	一八一	〔刑〕	一八四
〔官印〕	一七〇	〔灌漑〕	一七六	〔軍服〕	一八一	〔刑罰〕	一八五
〔官員、官吏〕	一七〇	〔觀艦式〕	一七七	〔軍靴〕	一八一	〔刑法〕	一八五
〔官報〕	一七一	〔觀測〕	一七七	〔軍人軍屬〕	一八一	〔刑罰〕	一八五
〔官等〕	一七一	〔勸業〕	一七七	〔勳章〕	一八二	〔刑罰〕	一八五
〔官廳〕	一七一	〔患者〕	一七七	〔野砲〕	一八二	〔銃馬〕	一八五
〔官用〕	一七一	〔宮内〕	一七七	〔野砲、ヤノ部〕		〔警報〕	一八五
〔官國幣社〕	一七一	〔宮掌〕	一七八	〔雇員、備人〕	一八二	〔警務〕	一八五
〔官役〕	一七一	〔庫敷料〕	一七八	〔養成〕	一八二	〔警部〕	一八五
〔官鹽〕	一七一	〔組合〕	一七八	〔役場〕	一八二	〔警部〕	一八六
〔官祭〕	一七二	〔郡、郡市、郡制〕	一七九	〔約定〕	一八三	〔警察〕	一八六
〔官民〕	一七二	〔郡廳〕	一七九	〔藥劑〕	一八三	〔警旗〕	一八七
〔官舍〕	一七二	〔軍醫〕	一七九	〔藥局〕	一八四	〔警視〕	一八七
〔官制〕	一七二	〔軍馬〕	一八〇	〔藥種〕	一八四	〔警守〕	一八七
		〔軍法〕	一八〇	〔藥品〕	一八四	〔警備〕	一八七

〔掛燈〕	一八七	〔協議〕	一九三	〔現金〕	一九九	〔服務〕	二〇八
〔經理〕	一八八	〔劇藝〕	一九三	〔原蠶種〕	二〇〇	〔服役〕	二〇八
〔經濟〕	一八八	〔劇物〕	一九三	〔研究〕	二〇〇	〔服喪〕	二〇八
〔經費〕	一八八	〔下水〕	一九三	〔拳銃〕	二〇〇	〔服制〕	二〇八
〔契約〕	一八九	〔檢印〕	一九三	〔健全〕	二〇〇	〔復權〕	二〇九
〔計算〕	一八九	〔檢糖〕	一九四	〔健全〕	二〇〇	〔副狀〕	二〇九
〔計器〕	一九〇	〔檢疫〕	一九四	〔府報〕	二〇〇	〔扶助〕	二〇九
〔型式〕	一九〇	〔檢定〕	一九四	〔府令〕	二〇〇	〔伏見桃山陵〕	二〇九
〔決算〕	一九一	〔檢査〕	一九五	〔府縣〕	二〇〇	〔敷設〕	二一〇
〔決議〕	一九一	〔檢事〕	一九七	〔浮標〕	二〇一	〔解船〕	二一〇
〔結數〕	一九一	〔憲兵〕	一九七	〔浮浪〕	二〇三	〔墳墓〕	二一〇
〔教育〕	一九一	〔建築〕	一九八	〔不動產〕	二〇三	〔分廳〕	二一〇
〔教員〕	一九一	〔建造〕	一九八	〔振替〕	二〇三	〔分監〕	二一〇
〔教範〕	一九二	〔元號〕	一九八	〔符號〕	二〇六	〔分限〕	二一〇
〔教導〕	一九二	〔縣令〕	一九八	〔勃爾瓦利〕	二〇六	〔分析〕	二一〇
〔教科〕	一九三	〔縣社〕	一九八	〔負擔〕	二〇六	〔文學〕	二一〇
〔教誨師、教師〕	一九三	〔減刑〕	一九八	〔物件、物品〕	二〇六	〔文官〕	二一〇
〔教官〕	一九三	〔現業〕	一九九	〔佛蘭西〕	二〇七	〔文官〕	二一〇
〔境界〕	一九三	〔現役〕	一九九	〔武官〕	二〇八	〔雇員〕	二一一

〔小荷物〕	二二二	〔購買〕	二二七	〔國有〕	二二一	〔衛士〕	二二六
〔小包〕	二二二	〔候補〕	二二七	〔國寶〕	二二二	〔營業〕	二二七
〔小賣人〕	二二四	〔工兵〕	二二七	〔國防〕	二二二	〔營造〕	二二八
〔小切手〕	二二四	〔工場〕	二二七	〔國幣社〕	二二二	〔營繕〕	二二八
〔小商人〕	二二四	〔工長〕	二二七	〔國庫〕	二二二	〔英國〕	二二八
〔互認〕	二二五	〔工務〕	二二八	〔國道〕	二二二	〔繪葉書〕	二二八
〔氷〕	二二五	〔工業〕	二二八	〔國債〕	二二三	〔エチオピア〕	二二八
〔戸長〕	二二五	〔工業〕	二二八	〔國際〕	二二五	〔閱覽〕	二二八
〔御陵〕	二二五	〔工作〕	二二八	〔國旗〕	二二五	〔要港〕	二二八
〔虎列刺〕	二二五	〔工事〕	二二八	〔極印〕	二二五	〔要塞〕	二二八
〔公有〕	二二五	〔工廠〕	二二九	〔告示〕	二二五	〔埃及〕	二二八
〔公布式〕	二二六	〔拘留〕	二二九	〔古物商〕	二二五	〔驛屯土〕	二二八
〔公文書〕	二二六	〔後納〕	二二九	〔古物商〕	二二五	〔埃及〕	二二八
〔公告〕	二二六	〔後備〕	二二九	〔米〕	二二六	〔鹽務〕	二二八
〔公益〕	二二六	〔講座〕	二二九	〔權殿〕	二二六	〔煙火〕	二二八
〔公債〕	二二六	〔講師〕	二二九	〔權殿〕	二二六	〔遠洋〕	二二九
〔公共〕	二二六	〔講習〕	二二九	〔衛兵〕	二二六	〔演習〕	二二九
〔公金〕	二二六	〔紅蔘〕	二二九	〔衛兵〕	二二六	〔遠洋〕	二二九
〔公證人〕	二二七	〔薨去〕	二三一	〔衛生〕	二二六	〔定率〕	二三〇

〔定繫港〕	二三〇	〔朝鮮〕	二四四	〔阿片〕	二七五	〔債務〕	二八二
〔定數〕	二三〇	〔剔毛〕	二五一	〔亞然的音〕	二七五	〔債券〕	二八二
〔抵當〕	二三〇	〔電報〕	二五二	〔亞米利加〕	二七五	〔財務〕	二八四
〔停年〕	二三〇	〔電池〕	二五五	〔鴨綠江〕	二七六	〔財產〕	二八四
〔停職〕	二三〇	〔電力〕	二五五	〔網〕	二七六	〔濟生院〕	二八五
〔停止〕	二三一	〔電話〕	二五五	〔押捺〕	二七六	〔砂防〕	二八五
〔蹄鐵〕	二三一	〔電氣〕	二六七	〔押送〕	二七六	〔砂糖〕	二八五
〔帝室〕	二三一	〔電信〕	二六八	〔暗礁〕	二七六	〔砂鐵〕	二八五
〔遞信〕	二三一	〔電線〕	二七二	〔裁判〕	二七六	〔造林〕	二八五
〔手荷物〕	二三二	〔轉任〕	二七四	〔歲入歲出〕	二七九	〔造船〕	二八五
〔手形〕	二三二	〔轉地〕	二七四	〔祭典〕	二八一	〔造修〕	二八五
〔手當〕	二三二	〔轉學〕	二七四	〔祭事〕	二八一	〔掃除〕	二八六
〔手數料〕	二三三	〔天皇節〕	二七四	〔採用〕	二八一	〔倉庫〕	二八六
〔鐵道〕	二三四	〔典當舖〕	二七五	〔採炭〕	二八一	〔裝蹄〕	二八七
〔條約〕	二四一	〔展覽會〕	二七五	〔採掘〕	二八二	〔葬喪〕	二八七
〔調查〕	二四二	〔丁抹〕	二七五	〔材料〕	二八二	〔爭訟〕	二八七
〔調停〕	二四三	〔傳習〕	二七五	〔材料〕	二八二	〔作業〕	二八七
〔調製〕	二四四	〔傳染〕	二七五	〔局報〕	二九三	〔茶業〕	二八七
〔弔旗〕	二四四	〔生絲〕	二八九	〔軌道〕	二九三		
		〔議員〕	二八九	〔貴族〕	二九三		
		〔議會〕	二九〇	〔切手〕	二九三		
		〔機砲〕	二九〇	〔記念、紀念〕	二九四		
		〔機關〕	二九〇	〔記章〕	二九四		
		〔騎兵〕	二九〇	〔宮中喪〕	二九四		
		〔希臘〕	二九〇	〔休暇、休日〕	二九五		
		〔器械〕	二九〇	〔休職〕	二九五		
		〔居住〕	二九〇	〔急行列車〕	二九五		
		〔居室拂〕	二九〇	〔救護〕	二九五		
		〔魚類〕	二九〇	〔救濟〕	二九五		
		〔漁獵〕	二九〇	〔救助〕	二九五		
		〔漁業〕	二九〇	〔救恤〕	二九五		
		〔山野〕	二八九	〔救命具〕	二九五		
		〔山林〕	二八九	〔歸化〕	二九五		
		〔サンマリノ〕	二八九	〔境界〕	二九六		
		〔竊菜〕	二八九	〔行幸〕	二九六		
		〔竊絲〕	二八九	〔行政〕	二九六		
		〔竊種〕	二八九				
		〔竊病〕	二八九				

〔下戻〕	二八七	〔寄附〕	二九六
〔査定〕	二八七	〔給與、給料〕	二九六
〔産婆〕	二八七	〔給付〕	二九八
〔産業〕	二八八	〔給助〕	二九八
〔産物〕	二八八	〔給水〕	二九八
〔産牛、産牛馬〕	二八八	〔氣球〕	二九八
〔參拜〕	二八八	〔氣象〕	二九八
〔參謀〕	二八八	〔基金〕	二九八
〔參賀〕	二八八	〔基隆〕	二九九
〔櫻橋〕	二八八	〔技師、技手〕	二九九
〔サンドミンゴ〕	二八八	〔技術〕	二九九
〔山林〕	二八八	〔汽車、汽船〕	二九九
〔山野〕	二八九	〔旗章、徽章〕	三〇〇
〔サンマリノ〕	二八九	〔儀式〕	三〇〇
〔竊菜〕	二八九	〔儀制〕	三〇〇
〔竊絲〕	二八九	〔金額〕	三〇〇
〔竊種〕	二八九	〔金庫〕	三〇〇
〔竊病〕	二八九	〔金圓〕	三〇〇
キノ部		〔金銀水杯〕	三〇一
〔供託〕	二九二		
〔共進會〕	二九二		
〔共助〕	二九二		
〔共濟〕	二九二		
〔共同〕	二九二		
〔漁船〕	二九二		
〔魚類〕	二九〇		
〔漁獵〕	二九〇		
〔漁業〕	二九〇		
〔山野〕	二八九		
〔山林〕	二八九		
〔サンマリノ〕	二八九		
〔竊菜〕	二八九		
〔竊絲〕	二八九		
〔竊種〕	二八九		
〔竊病〕	二八九		

〔金銀〕	三〇一	〔免許〕	三〇四	〔司令〕	三〇七	〔處罰〕	三一一
〔銀行〕	三〇一	〔見本〕	三〇四	〔司稅〕	三〇七	〔處理〕	三一一
〔禁獵〕	三〇二	〔見取圖〕	三〇四	〔死亡〕	三〇七	〔處務〕	三一一
〔禁銅〕	三〇三	〔見習〕	三〇四	〔死産〕	三〇七	〔處分〕	三一一
〔禁制品〕	三〇三	〔廢教〕	三〇五	〔死體〕	三〇七	〔書類〕	三一一
〔勸務〕	三〇三	〔水先〕	三〇五	〔試産〕	三〇七	〔書記〕	三一一
〔輸入、輸出、輸送〕	三〇三	〔南滿洲〕	三〇五	〔試補〕	三〇八	〔乘馬〕	三一一
〔讓渡〕	三〇三	〔未墾地〕	三〇五	〔試驗〕	三〇八	〔乘車〕	三一一
〔名簿〕	三〇三	〔民事〕	三〇五	〔鹽、食鹽〕	三〇八	〔乘船〕	三一一
〔明治〕	三〇三	〔民政署〕	三〇五	〔西伯利〕	三〇八	〔證票〕	三一一
〔命令〕	三〇三	〔市、市町村〕	三〇五	〔鹿〕	三〇八	〔證券〕	三一一
〔命課〕	三〇三	〔市場〕	三〇六	〔祝學〕	三〇八	〔證明〕	三一一
〔命名〕	三〇三	〔市街〕	三〇六	〔賜與〕	三〇八	〔證書〕	三一一
〔メチールアル〕	三〇四	〔市區〕	三〇六	〔賜金〕	三〇八	〔職工〕	三一一
〔墨西哥〕	三〇四	〔市制〕	三〇六	〔銜位、銜勳〕	三〇八	〔職權〕	三一一
〔面長〕	三〇四	〔仕拂〕	三〇七	〔所有權〕	三〇八	〔職工〕	三一一
		〔司法〕	三〇七	〔所得稅〕	三〇八	〔食卓、食料〕	三一九

〔囑託〕	三二〇	〔砂鑛〕	三二三	〔借地〕	三二六	〔出生〕	三三〇
〔助役〕	三二〇	〔暹羅〕	三二三	〔射擊〕	三二六	〔銃砲〕	三三〇
〔助産婦〕	三二〇	〔商法〕	三二三	〔社債〕	三二六	〔銃隊〕	三三〇
〔辭令〕	三二〇	〔商標〕	三二四	〔社寺〕	三二六	〔銃獵〕	三三〇
〔實用新案〕	三二〇	〔商務〕	三二四	〔事務〕	三二六	〔乘騎院〕	三三〇
〔執務〕	三二〇	〔商業〕	三二四	〔慈悲〕	三二六	〔宿直〕	三三〇
〔支那〕	三二〇	〔商品〕	三二四	〔製錫〕	三二七	〔宿舍〕	三三〇
〔獸醫〕	三二〇	〔商船〕	三二四	〔敷料〕	三二七	〔祝日〕	三三〇
〔獸疫〕	三二〇	〔上長官、士官准士官〕	三二四	〔資金〕	三二七	〔主計〕	三三〇
〔收入〕	三二一	〔將校〕	三二五	〔種馬、種牝馬、種牝牛〕	三二七	〔主典〕	三三〇
〔收用〕	三二一	〔賞典〕	三二五	〔種畜〕	三二七	〔主事〕	三三〇
〔收容〕	三二二	〔賞金〕	三二五	〔種畜〕	三二七	〔受刑〕	三三〇
〔修理〕	三二二	〔獎勵〕	三二五	〔輸入、輸出、輸送〕	三二七	〔需品〕	三三〇
〔修繕〕	三二二	〔償還〕	三二五	〔酒類、酒精〕	三二七	〔樹木〕	三三〇
〔狩獵〕	三二二	〔債還〕	三二五	〔酒造〕	三二九	〔巡捕〕	三三〇
〔囚人〕	三二二	〔娼妓〕	三二六	〔授與〕	三二九	〔巡查〕	三三〇
〔志願〕	三二二	〔常備〕	三二六	〔出版〕	三二九	〔侍從〕	三三〇
〔砂防〕	三二二			〔出港〕	三三〇	〔指紋〕	三三〇
						〔入員〕	三三〇

明治四十五年 索引

部

- 廣軌鐵道改築準備委員會官制廢止 (勅)第三號(一) 九
- 美術審查委員會官制改正 (勅)第百一十一號(五) 二三七
- 禁烟交付金査定委員會官制 (勅)第百十八號(五) 二四三
- 朝鮮關稅訴訟願審委員會官制 (勅)第百八十四號(四) 二〇四
- 朝鮮總督府高等土地調查委員會官制 (勅)第三號(八) 三
- 朝鮮總督府道地方土地調查委員會官制 (勅)第四號(八) 五
- 明治四十二年省令第五十三號(所得稅法ニ依リ特ニ所得調查委員會ヲ置クヘキ市區指定)中追加 (省)大第三號(一) 二
- 明治四十二年省令第五十四號(所得稅法施行規則ニ依ル所得調查委員ノ定數)中改正 (省)大第四號(一) 二
- 地方行政事務ノ刷新ヲ圖リ整理委員ヲ設ケ調査ヲ爲シ實績ヲ舉クルニ勉メシム (訓)內第一號(一) 一
- 朝鮮貴族ニ關スル審查委員會規程 (府)朝第十七號(三) 六二
- 朝鮮總督府道地方土地調查委員手當及旅費支給規程 (府)朝第三十四號(三) 一四四
- 朝鮮關稅訴訟願審委員會審查規程 (訓)朝第五十七號(五) 二八七
- 朝鮮總督府臨時歐疫豫防委員部規則 (訓)朝第五十八號(五) 二八八
- 朝鮮總督府見習及雇員銓衡委員規程 (訓)朝第五十九號(五) 二八九
- 臺灣總督府河川調查委員會規則 (府)臺第六十九號(七) 五七〇
- 市制第六十九條及町村制第四十九條ニ依ル命令ノ件制定明治三十三年勅令第百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件)廢止 (勅)第百十八號(八) 二〇
- 委任仕拂命令官代理規程中改正 (達)海第四十五號(四) 二二四
- 明治三十六年達第百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官ノ歳入徴收官、收入官吏ニ關スル件)廢止 (達)海第六號(八) 五
- 委任 (委託)
- 明治二十三年勅令第六十六號(府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移ス件)廢止 (勅)第四十六號(一) 五九
- 明治三十五年陸達第六十三號(明治三十五年度以降計算ノ檢査及責任解除委託ノ件)中改正 (達)陸達第一號(八) 一
- 會計檢査院法第十六條ニ依リ委託ヲ受ケタル物品出納計算ノ檢査及責任解除ノ所掌ヲ定ム (達)海第七十一號(六) 一六〇
- 度量衡器販賣委託者住所氏名 (告)朝第百五十九號(四) 六六一
- 同上 (告)朝第百六十一號(六) 三九七
- 同上 (告)朝第百三十六號(九) 二七八

明治四十五年 索引 イ (委員) (委任) (委託)

○ 同上 (告) 朝第百二號(三) 八八

○ 度量衡器販賣委託解除者住所氏名 (告) 朝第百六十號(四) 六六一

○ 同上 (告) 朝第百六十二號(六) 三三九八

○ 同上 (告) 朝第百三十七號(九) 二七七八

○ 同上 (告) 朝第百三十三號(三) 二八一九

○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計法 (法) 第六號(三) 七

○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計規則 (勅) 第八十三號(四) 二〇三

○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ様式 (省) 大第九號(四) 九六

○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計金庫出納事務規程 (訓) 大第八號(四) 六五

○ 臺灣總督府醫院官制中改正 (勅) 第二十九號(一〇) 三七

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府) 朝第三十七號(三) 一四五

○ 醫術開業前試驗ヲ明治四十五年限トスル件 (省) 文第五號(三) 七六

○ 本年施行ノ臨時醫術開業後期實地試驗ニ落第シ更ニ東京ニ於テ實地試驗ヲ受ケントスル者願書提出方 (告) 文第十九號(二) 五八

○ 明治四十五年第二回定期醫術開業試驗施行地及期日 (告) 文第七十一號(六) 二五七

○ 東京ニ於テ臨時醫術開業後期實地試驗執行ニ付キ受驗者願書提出方 (告) 文第三十八號(二) 四六二

○ 大正二年第一回定期醫術開業試驗施行地及期日等 (告) 文第五十一號(三) 七三九

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○ 醫籍 (省) 內第二號(一) 三

○伊太利國政府ハローツ島發着隠語、祕語ノ電報ヲ萬國電信條約ニ依リ停止スル旨電信聯合總局ヨリ通知 (省) 遞第六百八十三號(七) 四六六

○遺族扶助ハフノ部扶助ノ項ニ載ス

○蕃地ニ於ケル討伐搜索及警戒ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件制定明治三十八年勅令第二百八十七號(蕃地警察事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件)廢止 (勅) 第三十二號(一〇) 四〇

○陸軍軍人軍屬雇員傭人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死没シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告) 陸第六號(四) 五六九

○明治三十七八年戰役ニ從事シ死没シタル陸軍軍人軍屬雇員傭人等ノ遺族ニ對シ賜與スヘキ特別賜金支給出願期日 (省) 陸第十一號(六) 二二三七

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ陸軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告) 陸第二號(九) 二〇〇

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ海軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告) 海第二號(九) 二〇〇

○海軍軍人軍屬雇員傭人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死没シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告) 海第六號(四) 五七三

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告) 朝第四十六號(一〇) 四二〇 (告) 遞第二十九號(一〇) 四三〇 (告) 關第二十九號(一〇) 四三五

○遺失物其ノ他ノ物件ニ關スル件 (制) 第二十三號(五) 八一

○遺失物其ノ他ノ物件ニ關スル件施行ニ關スル件 (府) 朝第九十七號(五) 三六九

○郵便所ハイノ部郵便ニ載ス (郵便) ○價格表記郵便ハカノ部價格表記ノ項ニ、代金引換郵便ハ代金引換ノ項ニ、小包郵便ハ小包ノ項ニ載ス (勅) 第五百十五號(五) 二四〇

○臺灣總督府郵便局官制中改正 (勅) 第五百一十一號(二) 六二

○保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅) 第十四號(八) 一五

○郵便規則中改正 (省) 遞第五號(一) 二二

○同上 (省) 遞第十六號(三) 九二

○同上 (省) 遞第七號(八) 三六

○同上 (省) 遞第二十六號(二) 二六五

○約束郵便取扱規則中改正 (省) 遞第二十七號(三) 九二

○日清郵便規則中削除 (省) 遞第二十八號(五) 一三五

○同上 (省) 遞第四十號(七) 一九二

○郵便爲替規則中改正 (省) 遞第九號(三) 四八

○同上 (省) 遞第十四號(一〇) 七七

○郵便貯金規則中改正 (省) 遞第十六號(二) 二二五

○郵便振替貯金規則中改正 (省) 遞第七號(三) 四二

○郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省) 遞第十七號(二) 二二六

○郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則 (省) 遞第二十六號(五) 一三五

○市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省) 遞第三十七號(七) 一九二

○府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省) 遞第二十七號(二) 二六六

○同上 (省) 遞第三十九號(七) 一九二

○通常郵便物市内特別取扱規則中改正 (省) 遞第八號(八) 三七

○郵便爲替證書線引讓渡規則中改正 (省) 遞第十三號(一〇) 七五

○郵便切手類資刪規則中改正 (省) 遞第十一號(一〇) 七四

○特許審判書類特別取扱郵便規則中改正 (省) 遞第十號(三) 四九

○郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則中改正 (省) 遞第一號(一) 一九

○三等郵便局長採用規則中改正 (省) 遞第二號(一) 二二

○明治二十二年省令第五號(北海道總管下及島地ノ三等郵便局長採用方)廢止 (省) 遞第三號(一) 二二

○在外郵便局所ニ於テ貨幣相場ノ變動其他ノ事由ニ依リ必要ト認メタルトキ郵便貯金ノ預入、郵便振替貯金ノ拂込又ハ郵便爲替ノ提出ノタメ外國貨幣ヲ用フル者ニ對スル取扱方 (省) 遞第十三號(三) 八五

○萬國郵便聯合四錢票書及同八錢往復票書樣式及紙質改正 (省) 遞第八號(三) 四七

○北米航路船内郵便局ニ於テ引受クル内地、臺灣及樺太宛郵便物ハ内國郵便ニ關スル規定ニ依ルノ外日清郵便規則準用 (省) 遞第十二號(三) 八四

○明治四十三年省令百十二號(内地、臺灣及樺太ト朝鮮トノ間ニ發着スル郵便物ニ關シ規定準用方) 中追加 (省) 遞第二十九號(五) 一三五

○明治四十三年省令第八十三號(本邦通貨ノ外北米合衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ資刪ヲ爲ス郵便局名) 中改正 (省) 遞第三十號(五) 一三六

○同上 (省) 遞第三十一號(六) 一五三

○同上 (省) 遞第三十五號(七) 一九〇

○清國內本邦郵便局所在地ニ於テ密削タ郵便切手及郵便葉書ニ「支那」ノ二字ヲ符號トシテ印刷シ玆ニ其使用方設定明治四十二年省令第六十一號(同件)廢止 (省)遞第六號(三) 四一

○勸業債券購買媒介郵便規則廢止期日 (省)遞第二十七號(五) 一三五

○萬國郵便條約施行規則中改正 (告)遞第八十四號(八) 九三

○同上 (告)遞第四百九十五號(五) 一〇七七

○萬國郵便條約施行規則第四條各商貨幣佛貨相當額表 (告)遞第八號(三) 一八七

○中追加 (告)遞第八號(三) 一八七

○同上 (告)遞第三百七十一號(四) 六〇三

○明治四十年告示第五百六十四號(外國通商郵便物ノ取戻又ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國及該請求書ヲ發送スヘキ官署)中改正 (告)遞第四百七十七號(三) 一九九

○同上 (告)遞第四百二十五號(二) 五四二

○同上 (告)遞第五百五十一號(三) 七七四

○同上 (告)遞第六百六十五號(二) 八〇九

○明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車内及船舶内ニ於ケル郵便現業事務)所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局)中改正 (告)遞第六百六十五號(三) 二〇四

○同上 (告)遞第三百六十五號(四) 六〇二

○同上 (告)遞第五百二十二號(五) 一三三

○同上 (告)遞第二百五十五號(二) 三八六

○明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (告)遞第十三號(二) 八四

○同上 (告)遞第五百一十一號(三) 二〇〇

○同上 (告)遞第二百二十號(三) 四五二

○同上 (告)遞第四百六十四號(五) 一〇五四

○同上 (告)遞第四百六十五號(五) 一〇五五

○同上 (告)遞第四百八十五號(七) 一四六六

○同上 (告)遞第六百九十四號(七) 一四六九

○同上 (告)遞第七百二十一號(七) 一四八四

○同上 (告)遞第五號(八) 五四

○同上 (告)遞第五十四號(八) 七九

○同上 (告)遞第九十二號(二) 三五八

○同上 (告)遞第六百七十八號(三) 八二七

○同上 (告)遞第五百八十二號(三) 七八二

○同上 (告)遞第六百六號(三) 七八九

○明治四十年告示第五百七十四號(諸外國宛通商郵便物料金表)中削除 (告)遞第九號(三) 一八七

○同上 (告)遞第六百九十八號(七) 二四七〇

○同上 (告)遞第八十二號(八) 九二

○同上 (告)遞第八十六號(二) 三五一

○明治四十年告示第五百七十五號(本邦ト別配達郵便物ヲ交換スル國)中改正 (告)遞第五百八十三號(六) 一三二七

○明治四十年告示第五百六十四號(外國通商郵便物ノ取戻又ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國及該請求書ヲ發送スヘキ官署)中改正 (告)遞第五百四號(五) 一〇八五

○通常郵便ニ依リ諸外國へ發送スルヲ得サル物品名指定明治三十三年告示第六十四號(外國へ郵送シ得サル物品ノ件)同三十六年同第四百十號(英國宛發送ノ小切手帳ハ信書トシテ差出スヲ要スル件)同三十七年同第三百八號(露國稅關ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件)廢止 (告)遞第五百十四號(二) 六一四

○明治四十年告示第五百八十七號(外國郵便爲替交換局指定)中追加 (告)遞第七百八號(七) 一四七六

○明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車内及船舶内ニ於ケル郵便現業事務)所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局)中追加 (告)遞第六十號(八) 八〇

○明治四十一年告示第六百六十三號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ竊却ニ關スル料金)中改正 (告)遞第五百七號(五) 二〇八六

○郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ郵便局名 (告)遞第八十五號(二) 一八〇

○熊本市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (告)遞第三百三十六號(三) 四八六

○東京市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (告)遞第三百三十九號(三) 四八八

○同上中追加 (告)遞第二百八號(二) 三六七

○徳島市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲サシム (告)遞第三百五十五號(四) 五九九

○兵庫縣故馬郵便局神戸市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (告)遞第四百二十八號(四) 六四六

○徳島縣本郵便局ニ於テ徳島市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (告)遞第四百三十一號(四) 六四七

○明治四十三年告示第四百八十九號(京都市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名)中追加 (告)遞第三百八十二號(二) 五二五

○明治四十四年告示第千號(大阪市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名)中追加 (告)遞第三百八十一號(二) 五二五

○兵庫縣故馬郵便局神戸市支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (告)遞第四百二十九號(四) 六四七

○金澤市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (告)遞第五百二十六號(六) 二九二

○廣島市支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス郵便局名 (告)遞第五百九十九號(六) 一三三

○郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ勸業債券及貯蓄債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告)遞第五百六號(五) 一〇八六

○静岡縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社静岡農工銀行ノ貸付ニ關スル事務ヲ取扱フ (告)遞第五百七十二號(六) 一三四

○同上中追加 (告)遞第六百八十八號(七) 一四六七

○同上 (告)遞第七百三號(七) 一四七二

- 同上 (告) 遞第七百二十八號(七) 四八八
- 同上 (告) 遞第四號(八) 五四
- 同上 (告) 遞第六十五號(八) 八七
- 同上 (告) 遞第百十四號(九) 二二六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社東京府農工銀行發行農工債券ノ元利金支拂ヲ取扱フ (告) 遞第六百二十六號(六) 三四五
- 愛知、岐阜、三重三縣下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行第十一回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第六百八十號(七) 四六四
- 山口縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社防長農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第六百九十號(七) 四六七
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社神奈川縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第七百七號(七) 四七六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社神奈川縣農工銀行發行第九回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第三號(八) 五三
- 群馬、栃木、埼玉、長野、新潟、各縣及東京府下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利

- 金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社群馬縣農工銀行發行第九回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第四十二號(八) 六七
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社群馬縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四十三號(八) 六八
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社大阪農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第七十六號(八) 九〇
- 滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第七號(九) 二二二
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社北海道拓殖銀行發行拓殖債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第三百三十五號(九) 二四七
- 熊本縣内ニ在ル各郵便局ヲシテ府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則ニ依リ當該府縣ノ歲入金ニ對シ特別取扱ヲ爲サシム (告) 遞第四百一十一號(九) 二四九
- 同上中追加 (告) 遞第三百五十五號(二) 五〇三
- 滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百十六號(九) 二五〇

- 同上中追加 (告) 遞第五百十一號(二) 六二四
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社兵庫縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第二百五十四號(二) 三八六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社北海道拓殖銀行發行第十六回拓殖債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第二百五十九號(二) 三八七
- 長野縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社長野農工銀行發行第十六回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第二百八十九號(二) 三九八
- 奈良、和歌山、德島、高知、滋賀ノ各縣及大阪、京都ノ二府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社奈良縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第三百十五號(二) 四〇六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社東京府農工銀行發行第十一回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第三百五十四號(二) 四一八

- 府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社奈良縣農工銀行發行第四回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第三百八十三號(二) 五二五
- 株式會社日本勸業銀行發行第四十三回勸業債券ハ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ (告) 遞第四百五十四號(二) 五五〇
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社京都府農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十六號(二) 六〇五
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十七號(二) 六〇五
- 株式會社勸業銀行發行第四十二回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ資渡ヲ取扱フ (告) 遞第八十三號(八) 九二
- 第四十一回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ資渡ヲ取扱フ (告) 遞第五百五號(五) 一〇八六
- 郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱ニ關スル料金 (告) 遞第四百七十五號(五) 一〇六六

- 速達郵便規則ニ依リ郵便物速達取扱開始地域 (告) 逓第二百八十三號(三) 四七二
- 横濱正金銀行内郵便局郵便取扱時間 (告) 逓第二百六十號(二) 三八八
- 特殊取扱ニアラサル無封套状及第二種以下ノ普通通郵便物ニ到著日附印ヲ押捺セス (告) 逓第七十八號(八) 九〇
- 墨西哥國ハ當分ノ内通常及小包郵便ニ依リ各種ノ兵器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒ノ件設定明治四十四年告示第千二十五號(墨西哥國ニ於テ向テ六月間通常及小包郵便ニ依リ各種ノ兵器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒ノ件) 廢止 (告) 逓第四百一號(四) 六二五
- 埃及國スーダンガムブラヘ書留通常郵便物ヲ發送シ得サル趣萬國郵便聯合總管理局ヨリ通知 (告) 逓第四百二十六號(一) 五四二
- 歐羅巴土耳其ノ郵便局(コンスタンチノープル)局ヲ除クニ於テ當分ノ内價格表記書状及同箱物ノ業務ヲ停止スル旨萬國郵便聯合總管理局ヨリ通知 (告) 逓第五百五十二號(二) 七七四
- 歐羅巴土耳其ノ總テノ土耳其郵便局ハコンスタンチノープルニ於ケルモノヲ除ク外一時小包郵便業務ヲ停止シタル旨萬國郵便聯合總管理局ヨリ通知 (告) 逓第五百五十三號(三) 七七四
- 郵便規則中改正 (府) 朝第八號(三) 一九
- 同上 (府) 朝第七十六號(四) 三三〇
- 約束郵便取扱規則 (府) 朝第七十七號(四) 三三二
- 朝鮮ト内地、臺灣、樺太及清國間郵便規則中改正 (府) 朝第一號(五) 三七六
- 郵便貯金規則中改正 (府) 朝第三十三號(三) 一四三
- 同上 (府) 朝第九十三號(五) 三六五
- 郵便振替貯金規則中改正 (府) 朝第十號(三) 三三
- 地方費賦課金収納郵便振替貯金特別取扱規則 (府) 朝第二號(八) 二
- 新聞電報規則、郵便切手類及収入印紙賣捌規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便為替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書証補試験規則中改正 (府) 朝第八十六號(四) 三三五
- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則中改正 (府) 朝第六十三號(四) 三〇七
- 朝鮮總督府郵便所長手當金年額 (府) 朝第八十九號(四) 三三六
- 郵便電信、電話ニ關スル滯納料金徵收規則中改正 (府) 朝第九號(三) 二〇
- 民事訴訟法第三百三十六條ニ依リ郵便ヲ以テ訴訟書類ノ送達ヲ爲ストキ送達手数料納付方 (府) 朝第七十五號(四) 三一九
- 朝鮮總督府郵便為替貯金管理所分掌規程中改正 (訓) 朝第二十一號(四) 一〇二
- 郵便物通關手續 (訓) 朝第三十二號(四) 一三五

- 明治四十三年 告示第九號(朝鮮總督府郵便局所取扱事務ノ件)中改正 (告) 朝第二百十八號(五) 一一四〇
- 明治四十四年 告示第八十七號(郵便為替規則ニ依リ爲替金ノ居宅拂取扱郵便局名中追加 (告) 朝第六十三號(一〇) 四二八
- 明治四十三年 告示第四十四號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入、保管又ハ賣却ニ關スル料金ノ件)中改正 (告) 朝第二百四十三號(六) 一三五〇
- 郵便振替貯金規則中改正 (府) 逓第十八號(三) 八九
- 郵便振替貯金小切手拂込規則中改正 (府) 逓第三十一號(二) 一一三〇
- 臺灣地方稅郵便振替貯金特別取扱規則 (府) 逓第六十八號(七) 五八八
- 郵便切手類及収入印紙賣下賣捌規則明治三十八年府令第三十四號(臺灣總督府郵便切手類賣下賣捌規則)同第五十號(収入印紙賣下賣捌規則)廢止 (府) 逓第五十三號(六) 五二二
- 郵便切手類及収入印紙賣下賣捌規則中改正 (府) 逓第五十六號(三) 二五九
- 郵便函專用規則 (府) 逓第二十二號(三) 一四一
- 大正元年勅令第三十二號ニ依ル一時金給與細則設定明治三十九年府令第六號(明治三十八年勅令第二百八十七號ニ依ル一時金支給細則)廢止 (府) 逓第三十六號(二) 一三三
- 明治三十七年 府令第七十二號(収入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目)中追加 (府) 逓第十四號(八) 三三
- 廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則中改正並ニ民事訴訟調停費用規則及明治三十七年府令第五十四號(郵便ニ依リ民事訴訟調停ニ關スル書類送達方)廢止 (府) 逓第一號(七) 七六 一四
- 明治四十年 府令第八十七號(本島外國郵便為替交換局ニ於テ外國電信為替ヲ取扱ハサル件)廢止 (府) 逓第七號(八) 二〇
- 明治四十年 府令第二十八號(臺北、臺南、臺東各郵便局電信電話建築事務兼掌)廢止 (府) 逓第三十八號(五) 三八四
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ハ當分臺灣ニ適用セズ (府) 逓第五十四號(六) 五三一
- 明治四十四年 告示第五百一十一號(一、二等郵便局ニ於テ同郵便局市内ニ居住スル者ニ宛テタル郵便為替金居宅拂並ニ集金郵便ニ依ル現金取立ノ事務ヲ取扱フ件)中追加 (告) 逓第十八號(三) 五二八
- 明治三十九年 告示第五十一號(特設電話事務取扱方爲メ郵便局所ノ名稱並其ノ位號及指定區域)中追加 (告) 逓第七十號(五) 一一一
- 同上 (告) 逓第七十五號(三) 八六二
- 明治四十四年 告示第九十二號(臺北舊街外十三郵便局電報取扱事項)中削除 (告) 逓第一百十八號(七) 一五二七
- 同上 (告) 逓第十二號(九) 二七九

- 郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ指定スル銀行名
(告) 第百四十二號(一) 六四五
- 同上中追加
(告) 第百六十二號(三) 八五七
- 停車場郵便出張所ニ於テ當分ノ内郵便切手類及收入印紙ノ賣捌ヲ爲サス
(告) 第百九十五號(七) 二五二
- 無集配三等郵便局ニ於テ外國通商爲替ノ受辨業務ヲ取扱フ
(告) 第百六號(八) 二二五
- 郵便専用許可地域
(告) 第百二十六號(三) 五三三
- 專用郵便函一箇ノ使用料
(告) 第百二十七號(三) 五三三
- 京北、基隆、京中、嘉義、京南、打狗、阿蘇郵便局ノ各郵便區市内ニ在ル各郵便局所ヲシテ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ同市内ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ受入ヲ爲サシム
(告) 第百四十三號(二) 六四五
- 郵便集配事務ヲ取扱フ各郵便局所ニ於テ同郵便區市内ニ居住スル者ニ宛テタル郵便爲替金及郵便振替貯金ノ居宅拂込ニ集金郵便ニ依リ現金取立ノ事務ヲ取扱フ
(告) 第百十號(七) 五三三
- 無集配三等郵便局ニ於テ當分ノ内取扱ヲ爲サ、ル外國郵便物種類
(告) 第百三號(二) 一一三
- 臺灣總督府民政部通信局ニ於テ一、二等郵便局ノ電信電話建築事務承繼
(告) 第百七十一號(五) 一一五
- 臺灣總督府始政紀念日ニ設置スヘキ總督官邸郵便出張所本年事務取扱方
(告) 第百八十一號(六) 一三五九
- 明治天皇御大喪儀行ハセラル、ニ付キ九月十三日發
- 海總督府所屬郵便局所ニ於ケル郵便爲替、郵便貯金及郵便取立金ノ受辨業務ヲ取扱ハス
(告) 第百二十號(九) 二八九
- 滿洲内郵便規則中改正
(府) 關第一號(八) 四〇
- 郵便振替貯金規則中改正
(府) 關第六號(三) 一四四
- 關東都府通信局發行郵便振替貯金加入者名簿一部賣渡價格
(告) 關第八十五號(七) 二五八
- 東京府
 - 西大久保郵便局設置
(告) 第百號(九) 二二二
 - 日本橋濱町二郵便局設置
(告) 第百六十八號(九) 二六〇
 - 芝田小山町、神田美倉橋、品川青物横町、日暮里金杉、東村山各郵便局設置
(告) 第百七十四號(七) 二四七
 - 中野兵營前郵便局設置
(告) 第百七十八號(二) 五三二
 - 羽村郵便局電信事務開始
(告) 第百五十五號(二) 九五
 - 下谷北大門町、芝田松坂町、淺草千束町、牛込市谷谷町下谷金杉上町、小石川持除町、新宿御苑裏各郵便局同上
(告) 第百四十七號(三) 四九三
 - 立川郵便局同上
(告) 第百二十七號(二) 五四二
 - 千住郵便局電話交換業務開始
(告) 第百六十一號(五) 一〇五三
 - 町田郵便局電話通話事務開始
(告) 第百三十六號(二) 一九六
 - 下戸塚、代々木、西原各郵便局同上
(告) 第百四十五號(三) 四九三
 - 立川郵便局同上
(告) 第百四十號(二) 五三七
 - 布田郵便局同上
(告) 第百三十三號(三) 七九八

- 千住郵便局特設電話加入申請受理
(告) 第百五十八號(二) 九六
- 青梅郵便局同上
(告) 第百二十號(九) 二四〇
- 大森郵便局特設電話變更
(告) 第百二十三號(三) 四八三
- 麻布三軒家町郵便局移轉改稱
(告) 第百五十八號(六) 一三〇六
- 京橋數寄屋橋郵便局同上
(告) 第百九十六號(七) 一四六九
- 麻布飯倉片町郵便局同上
(告) 第百二十九號(八) 六四
- 京都府
 - 東九條郵便局設置
(告) 第百七號(八) 五六
 - 高野河原郵便局設置
(告) 第百二十六號(九) 二四三
 - 深草郵便局等級改定
(告) 第百三十七號(四) 六一七
 - 京都三條大宮郵便局電信事務開始
(告) 第百四十七號(二) 九三
 - 須田、野中兩郵便局同上
(告) 第百三十七號(三) 四七九
 - 成願寺、京都新町頭兩郵便局同上
(告) 第百二十八號(三) 四八五
 - 栗田郵便局同上
(告) 第百八十七號(二) 五二七
 - 長池郵便局電話交換業務開始
(告) 第百九十八號(五) 一〇七八
 - 新舞鶴北吸郵便局電話通話事務開始
(告) 第百七十號(二) 二〇六
 - 京都室町上立賣、京都本派本願寺兩郵便局同上
(告) 第百二十一號(三) 四八三
 - 田井郵便局同上
(告) 第百九十四號(二) 六〇八
- 郷ノ口郵便局同上
(告) 第百三十八號(二) 八〇〇
- 須田、野中兩郵便局同上
(告) 第百五十七號(二) 八〇六
- 久美濱、間人、醍醐、木幡各郵便局特設電話加入申請受理
(告) 第百九十六號(九) 二二七
- 京都松原西洞院郵便局移轉改稱
(告) 第百五十六號(九) 二五六
- 京都竹屋町高倉郵便局同上
(告) 第百六十五號(一〇) 三九〇
- 京都大宮松原郵便局(京都市)移轉
(告) 第百九十七號(三) 四四四
- 大阪府
 - 萩ノ茶屋、勝間兩郵便局設置
(告) 第百二十八號(八) 六三
 - 妙見山郵便局設置
(告) 第百九十九號(九) 二二二
 - 大阪櫛ノ橋郵便局設置
(告) 第百二十六號(九) 二四三
 - 本庄郵便局設置
(告) 第百六十四號(九) 二五九
 - 天下茶屋郵便局郵便物集配業務開始
(告) 第百四十四號(五) 一〇五一
 - 大阪桃山郵便局電信及電話通話事務開始
(告) 第百九十五號(三) 四七六
 - 神島郵便局電信事務開始
(告) 第百五十九號(三) 四六五
 - 東能勢郵便局同上
(告) 第百三十七號(三) 四七九
 - 伯太、三林兩郵便局同上
(告) 第百三十九號(三) 四八二
 - 大阪上本町九、北長柄郵便局同上
(告) 第百二十八號(三) 四八五
 - 大阪隆平橋郵便局同上
(告) 第百三十二號(三) 四八六

- 柴島郵便局同上 (告) 遞第四百三十六號(一) 五四五
- 梅田天王寺兩郵便局ニ於テ 自局引受ニ係ル 逓送郵便物ノ配達事務ヲ取扱フ (告) 遞第二百八十四號(三) 四七三
- 大阪安治川南郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百六十六號(三) 四六七
- 地黃、東能勢兩郵便局同上 (告) 遞第三百六號(三) 四七九
- 三田市郵便局同上 (告) 遞第三百二十九號(三) 四八五
- 大阪瓦町、大阪長堀橋筋兩郵便局同上 (告) 遞第四百三十五號(四) 六四八
- 北長柄、稗島兩郵便局同上 (告) 遞第五百五十二號(二) 七七四
- 中野郵便局同上 (告) 遞第六百七十二號(二) 八一四
- 枚岡、東能勢、岡町、交野各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第九十六號(九) 二二七
- 大阪幸町郵便局移轉改稱 (告) 遞第四百七十二號(五) 一〇六六
- 大阪心齋橋二郵便局同上 (告) 遞第五百七十八號(二) 七八一
- 梅田、大阪鐵道兩郵便局移轉 (告) 遞第四百五十六號(五) 一〇五二
- 大阪老松町郵便局同上 (告) 遞第四百五十七號(五) 一〇五二
- 大阪初郵便局同上 (告) 遞第二百三號(一〇) 三六五
- 大阪今宮郵便局同上 (告) 遞第五百七十四號(二) 七八〇
- 大阪築港橋、大阪安治川南、大阪春日出、大阪朝日橋、大阪日本橋筋北郵便局改稱 (告) 遞第六百七十七號(二) 八二五
- 神奈川縣 橫濱大岡町郵便局設置 (告) 遞第五百三十一號(六) 二九三
- 橋本、長津田兩郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第五百六十九號(六) 三二三
- 橫濱長島町郵便局電信事務開始 (告) 遞第九十四號(三) 四四三
- 三崎、平塚兩郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二百五十五號(三) 四六四
- 泰野郵便局同上 (告) 遞第二百九十七號(三) 四七六
- 田代郵便局同上 (告) 遞第二百九十八號(三) 四七六
- 鎌倉材木座郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第九十八號(三) 四四四
- 橫濱根岸郵便局同上 (告) 遞第二百三十八號(三) 四五八
- 橫濱北方郵便局同上 (告) 遞第五百三十五號(二) 七六八
- 橫濱長者町一郵便局移轉改稱 (告) 遞第五百四十九號(二) 七七三
- 湯ヶ原郵便局改稱 (告) 遞第四十九號(八) 六九
- 兵庫縣 鹽屋、蘆屋兩郵便局設置 (告) 遞第七百十二號(七) 一四七七
- 堺、松原兩郵便局設置 (告) 遞第五十九號(八) 八〇
- 飾磨、前所兩郵便局設置 (告) 遞第二百六十六號(九) 二四三
- 神戸、脇野兩郵便局設置 (告) 遞第四百九十八號(二) 六一〇
- 福崎郵便局設置 (告) 遞第六百六十四號(二) 八〇八
- 口矢根、中山兩郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第二十三號(一) 八七
- 神戸東雲郵便局同上 (告) 遞第二百四十三號(三) 四六〇

- 久畑郵便局同上 (告) 遞第三百八十四號(二) 五三六
- 正條郵便局同上 (告) 遞第五百八十八號(三) 七八四
- 神戸東平野郵便局電信事務開始 (告) 遞第五百五號(二) 一八五
- 大山郵便局同上 (告) 遞第二百九號(三) 四四七
- 家島郵便局同上 (告) 遞第六百六十五號(九) 二五九
- 生穂郵便局同上 (告) 遞第五百十三號(一) 六一四
- 社郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第六百八十八號(二) 七九〇
- 魚崎郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百六十六號(三) 四六七
- 加古川郵便局電話通話事務及電話交換業務開始 (告) 遞第三百九十六號(四) 六二四
- 廣谷、大塚、今市各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第六百三十三號(六) 三三六
- 府中郵便局同上 (告) 遞第二百九號(一〇) 三六七
- 假屋郵便局同上 (告) 遞第四百八十三號(一) 六〇四
- 岩見郵便局同上 (告) 遞第五百八十九號(二) 七八四
- 神戸、脇野兩郵便局同上 (告) 遞第六百五十三號(二) 八〇五
- 社、江井ヶ島兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第七百五十七號(七) 一四七三
- 長崎縣 瀨川、山兩郵便局設置 (告) 遞第五百九十二號(六) 一三三九
- 鷹島郵便局電信事務開始 (告) 遞第三百三號(二) 一八四
- 西大村郵便局同上 (告) 遞第六百六十二號(二) 二〇三
- 長崎戸町郵便局同上 (告) 遞第九十一號(三) 四四三
- 仁立郵便局同上 (告) 遞第二百五十九號(三) 四六五
- 與良、彌ノ浦兩郵便局同上 (告) 遞第三百十五號(三) 四八一
- 長崎立神郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二十二號(一) 八六
- 茂木郵便局同上 (告) 遞第三百三號(九) 二三二
- 日字、大野兩郵便局同上 (告) 遞第二百二十五號(一〇) 三七七
- 佐々郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第十七號(八) 五九
- 大村郵便局特設電話變更 (告) 遞第二百十二號(三) 四四八
- 與良郵便局改稱 (告) 遞第二百五十六號(三) 四六四
- 愛津郵便局改稱 (告) 遞第二百十三號(九) 二二六
- 新潟縣 入廣瀬郵便局設置 (告) 遞第六百五十九號(七) 一四四四
- 和木郵便局設置 (告) 遞第六百八十九號(七) 一四六七
- 粟島郵便局設置 (告) 遞第七百十四號(七) 一四七七
- 鎌田郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第六百二十五號(六) 一三四四
- 水津、河崎兩郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第五百三十號(二) 七六七
- 高田、關町兩郵便局電信事務開始 (告) 遞第十四號(一) 八四
- 羽生田郵便局同上 (告) 遞第六百六十一號(九) 二五九
- 與板郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第四百四十九號(二) 五〇八
- 鹽澤郵便局同上 (告) 遞第四百七十二號(二) 六〇〇
- 小須戸郵便局同上 (告) 遞第五百四十一號(二) 七七一

○ 内野郵便局同上 (告) 遞第五百八十一號(三) 七八二	○ 川越郵便局特設電話變更 (告) 遞第二百八十號(一〇) 三九五
○ 中興郵便局同上 (告) 遞第六百四號(三) 七八九	○ 陸軍特別大演習大本營内郵便局廢止 (告) 遞第四百五十六號(二) 五五一
○ 笠崎、浦川、吉井、須原、竝柳、來迎寺各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百號(一〇) 三六四	○ 群馬縣 (告) 遞第二號(一) 八一
○ 築地、黒川、下関、葛塚、佐々木各郵便局同上 (告) 遞第三百九十八號(二) 五三〇	○ 澤渡郵便局同上 (告) 遞第六十二號(一) 九七
○ 二見郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第五百七十七號(八) 八〇	○ 大笹郵便局同上 (告) 遞第二百十八號(一〇) 三七三
○ 奥板、鹽澤、小須戸、小木各郵便局同上 (告) 遞第六百二十二號(六) 三三四	○ 墳郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百號(一〇) 二四〇
○ 内野、中興兩郵便局同上 (告) 遞第七百一號(七) 二四七	○ 千葉縣 (告) 遞第三百七十八號(二) 五三三
○ 新潟中大畑郵便局移轉改稱 (告) 遞第四百九號(四) 六三四	○ 三里塚郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第三百五十九號(四) 六〇〇
○ 新潟郵便局移轉 (告) 遞第六百六十號(七) 二四六	○ 神崎郵便局電信事務開始 (告) 遞第三百三十號(三) 一九四
○ 長濱郵便局改稱 (告) 遞第三百七十六號(一) 五二三	○ 白濁郵便局同上 (告) 遞第六十七號(三) 二〇五
○ 陸軍特別大演習大本營内郵便局設置 (告) 遞第四百十四號(二) 五二八	○ 佐原郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二十九號(一) 八八
○ 鴻巣、岩槻兩郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第五百十七號(二) 九六	○ 茂原郵便局同上 (告) 遞第三百三十八號(三) 四八八
○ 兒玉郵便局同上 (告) 遞第五百五十七號(三) 七九五	○ 保田、勝山、高崎、船形、那古、北條、西陣、布良、白濱、七浦、千倉、藤南、八幡五井、大多喜各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第三百四十號(三) 四八八
○ 寄居、小川、松山各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第三百四十號(三) 四八八	○ 曾我野郵便局同上 (告) 遞第三百四十五號(三) 四九三
○ 兒玉、久喜、小川各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百二十號(九) 二四〇	○ 四街道郵便局同上 (告) 遞第四百四十四號(五) 一〇四六
	○ 神崎野尻、松岸郵便局同上 (告) 遞第六百三十三號(二) 七九八

○ 船橋郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百二十號(九) 二四〇	○ 眞岡郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第三百三十八號(三) 四八八
○ 館山郵便局同上 (告) 遞第三百五號(二〇) 四〇三	○ 馬頭郵便局同上 (告) 遞第六百二十二號(三) 七九五
○ 北條郵便局ニ於テ電話呼出規程第四條ノ取扱ヲ爲サ (告) 遞第三百九十三號(四) 六三三	○ 眞岡、茂木兩郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百一十一號(三) 一九二
○ 谷津、利部、本三倉、市宿各郵便局改稱 (告) 遞第二百十五號(一〇) 三七二	○ 藤岡郵便局同上 (告) 遞第五百四十五號(二) 七七二
○ 茨城縣 (告) 遞第四百十九號(二) 五四〇	○ 栗野郵便局同上 (告) 遞第六百三十三號(二) 七九八
○ 高場郵便局設置 (告) 遞第四百十九號(二) 五四〇	○ 馬頭、田沼兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百二十號(九) 二四〇
○ 羽黒郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第三百七十五號(二) 五三三	○ 佐野郵便局特設電話變更 (告) 遞第二百六十九號(三) 四六八
○ 中根郵便局改稱郵便物集配事務開始 (告) 遞第七百二十三號(七) 二四八	○ 茂木郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第五百六十三號(二) 七七七
○ 阿波郵便局電信事務開始 (告) 遞第七百二十三號(七) 二四八	○ 下籠各郵便局改稱 (告) 遞第二百十五號(一〇) 三七二
○ 岩間郵便局同上 (告) 遞第六百六十七號(三) 二〇五	○ 奈賀縣 (告) 遞第三百五十六號(一) 五〇四
○ 眞壁郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第三百三十八號(三) 四八八	○ 王寺郵便局設置 (告) 遞第五百八十七號(六) 三三八
○ 境郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百二十號(九) 二四〇	○ 新庄郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第五百八十七號(六) 三三八
○ 栃木縣 (告) 遞第六百六十八號(九) 二六〇	○ 高見郵便局同上 (告) 遞第六百十五號(六) 二二三〇
○ 鷺田郵便局設置 (告) 遞第四百六十一號(二) 五九七	○ 長尾郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 遞第五百八十八號(六) 二二一九
○ 葛生郵便局電信事務開始 (告) 遞第二號(一) 八一	○ 朝和郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第五十二號(一) 九四
○ 上三川郵便局同上 (告) 遞第三十號(二) 八九	○ 高井郵便局電信事務開始 (告) 遞第三百七號(三) 四七九
	○ 松山郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第九十五號(二) 一八二

- 岩尾郵便局同上 (告) 遞第百三十九號(三) 一九七
- 榎原郵便局同上 (告) 遞第百五十二號(三) 二〇一
- 下田郵便局同上 (告) 遞第百五十五號(三) 二〇一
- 須川郵便局同上 (告) 遞第百九十九號(四) 六二九
- 安堵郵便局電話交換業務並二電話通話事務開始 (告) 遞第百四十號(五) 二〇四五
- 須川郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百八十七號(三) 四四二
- 安堵郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百二十七號(三) 四五一
- 柳本郵便局同上 (告) 遞第百九十六號(九) 二二七
- 三重縣
- 五ヶ谷郵便局設置 (告) 遞第百七十四號(八) 八九
- 大杉谷郵便局設置 (告) 遞第百四十七號(一〇) 四一六
- 齋宮、柳田兩郵便局電信事務開始 (告) 遞第百四十號(一) 九一
- 甲賀郵便局同上 (告) 遞第百五十五號(二) 九五
- 白子、一身山兩郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百四十四號(三) 四九二
- 名張郵便局同上 (告) 遞第百三十四號(六) 二九四
- 相可郵便局同上 (告) 遞第百九十一號(八) 九六
- 白子郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百九十七號(二) 一八三
- 賀田郵便局同上 (告) 遞第百三十五號(三) 四三七
- 津伊豫町郵便局同上 (告) 遞第百八十六號(三) 四七四
- 關郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百三十一號(八) 六四
- 島崎、神前、田尻郵便局改稱 (告) 遞第百五十八號(二) 七七六
- 愛知縣
- 名古屋築地、名古屋下廣井町郵便局設置 (告) 遞第百七十三號(七) 二四六二
- 野田郵便局設置 (告) 遞第百六十八號(八) 八八
- 十四山郵便局設置 (告) 遞第百二十六號(二) 八八
- 名古屋東道郵便局設置 (告) 遞第百六十一號(三) 七七七
- 御油驛前郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第百六十五號(六) 二二二
- 伊良湖郵便局電信事務開始 (告) 遞第百七十三號(一) 一〇〇
- 名古屋東陽町、名古屋東西前町兩郵便局同上 (告) 遞第百四十二號(三) 四九九
- 河和郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百四十九號(三) 二〇〇
- 上横須賀、吉田兩郵便局同上 (告) 遞第百六十四號(四) 六〇二
- 二川郵便局同上 (告) 遞第百三十七號(四) 六〇二
- 高濱郵便局同上 (告) 遞第百三十九號(四) 六二〇
- 御油郵便局同上 (告) 遞第百四十七號(五) 一〇六五
- 鳴海郵便局同上 (告) 遞第百三十一號(六) 二四六
- 平坂、足助、横須賀郵便局同上 (告) 遞第百六十二號(三) 一八〇
- 二川郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百四十二號(三) 一九七
- 吉田、幡豆、上横須賀郵便局同上 (告) 遞第百二十一號(三) 四五三

- 古知野郵便局同上 (告) 遞第百二十八號(三) 四七三
- 稻澤、岩倉、清洲、平坂、形原各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百十五號(八) 五七
- 足助郵便局同上 (告) 遞第百三十六號(四) 六〇三
- 瀬戸郵便局同上 (告) 遞第百四十一號(三) 八〇一
- 岡崎郵便局等級改定 (告) 遞第百七十三號(三) 四六九
- 五十鈴川郵便局移轉 (告) 遞第百四號(二) 一八五
- 名古屋門前町郵便局移轉 (告) 遞第百九十二號(三) 四七五
- 名古屋泥町郵便局移轉改稱 (告) 遞第百五十六號(五) 二〇六
- 清水郵便局移轉 (告) 遞第百五十七號(五) 二〇六
- 伊良湖、大海郵便局改稱 (告) 遞第百五十八號(三) 七七六
- 静岡県
- 静岡東草深、芳川兩郵便局設置 (告) 遞第百五十七號(六) 二三五
- 加島、松岡兩郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第百三十三號(一〇) 四一一
- 都筑郵便局電信事務開始 (告) 遞第百六十七號(七) 二四六二
- 稻取郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百九十八號(三) 四七六
- 天神町郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百四十六號(二) 一九九
- 白須賀郵便局同上 (告) 遞第百二十號(一〇) 三七二
- 吉田、地頭方、御前崎、池新田各郵便局同上 (告) 遞第百六十六號(一〇) 三九〇
- 青羽根、本立野兩郵便局同上 (告) 遞第百三十二號(一〇) 四一一
- 入山瀬、掛塚、白須賀、加島各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百十一號(九) 二三四
- 吉田郵便局同上 (告) 遞第百二十三號(一〇) 四〇八
- 本立野郵便局電報配達事務開始 (告) 遞第百十二號(一) 八四
- 山梨縣
- 飯宮郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第百八十一號(八) 九二
- 吉田、紙澤兩郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百二十一號(二) 八六
- 大月、猿橋、上野原各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百七十八號(九) 二六三
- 七里郵便局改稱 (告) 遞第百七十五號(一〇) 三七二
- 小沼郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百六十八號(三) 八〇〇
- 船津郵便局同上 (告) 遞第百六十六號(三) 八〇九
- 滋賀縣
- 廣瀬郵便局設置 (告) 遞第百五十五號(二) 六二四
- 百瀬郵便局設置 (告) 遞第百七十九號(三) 七八一
- 高島郵便局設置 (告) 遞第百八十號(三) 七八二
- 膳所郵便局電信事務開始 (告) 遞第百四號(二) 八二
- 野村郵便局同上 (告) 遞第百三十七號(三) 四七九
- 高宮郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百五十七號(二) 九六
- 水口郵便局同上 (告) 遞第百八十六號(三) 一八〇

昭和十五年 索引 (郵便)

- 晴所郵便局電話呼出規程第四條、取扱開始 (告) 遞第九十六號(三) 一八三
- 愛知川郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第九十九號(二) 一九一
- 豐郷郵便局同上 (告) 遞第四百十號(三) 一九七
- 日野郵便局同上 (告) 遞第四百九十號(三) 四四三
- 石塚郵便局同上 (告) 遞第四百九十三號(三) 四四三
- 八日市郵便局同上 (告) 遞第二百八十二號(三) 四七二
- 能登川郵便局同上 (告) 遞第四百號(四) 六二五
- 石部郵便局同上 (告) 遞第四百七十一號(五) 一〇六五
- 油日郵便局同上 (告) 遞第四百八十三號(一〇) 三三五〇
- 大野郵便局同上 (告) 遞第三百二十六號(一〇) 四〇九
- 和道郵便局同上 (告) 遞第四百四十五號(二) 五〇七
- 油日郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第四百五十一號(五) 一〇四七
- 堅田、信樂、多賀、下田、三雲、坂本、守山、關、津、手原、常盤各郵便局同上 (告) 遞第九十六號(九) 二二七
- 瀬田郵便局同上 (告) 遞第四百四十二號(九) 二四九
- 今津、大津、海津、田中、朽木、保坂、船木、新機、廣瀬各郵便局同上 (告) 遞第五百十七號(二) 六二五
- 百瀬郵便局同上 (告) 遞第五百七十五號(二) 七八〇
- 高島郵便局同上 (告) 遞第六百二號(二) 七八八
- 宮地郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第五百六十五號(六) 一三二二

- 竹原郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 遞第五百六十六號(六) 一三二二
- 間吹郵便局電信事務開始 (告) 遞第四十號(一) 九一
- 落合郵便局同上 (告) 遞第七十三號(二) 一〇〇
- 東野郵便局同上 (告) 遞第七十五號(二) 一〇〇
- 秋知妻木兩郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第二百三十九號(三) 四五八
- 墨俣郵便局電話通話事務及電話交換業務開始 (告) 遞第五百三十五號(六) 二二九四
- 兼山郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第五百十九號(三) 一九一
- 菅田郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第六百五十四號(二) 八〇五
- 妻木、秋知兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第六百九十九號(九) 二六〇
- 墨俣郵便局同上 (告) 遞第三百六十二號(四) 六〇一
- 高山郵便局等級改定 (告) 遞第十二號(八) 五七
- 上寶西、上寶東兩郵便局改稱 (告) 遞第五百五十七號(六) 一三〇六
- 橋場、東橫山、宮地、竹原、上ノ保郵便局改稱 (告) 遞第五百五十八號(二) 七七六

長野縣

- 春日郵便局設置 (告) 遞第六百七十七號(六) 一三二七
- 湊郵便局設置 (告) 遞第六百五十二號(七) 一四四四
- 長野驛前郵便局設置 (告) 遞第六百七十七號(九) 二二六
- 志賀郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第五百八十七號(六) 一三二八

- 内山郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 遞第五百八十八號(六) 一三二九
- 千代郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第四百七十三號(二) 六〇一
- 布施郵便局電信事務開始 (告) 遞第二百四十九號(三) 四六三
- 保野郵便局同上 (告) 遞第五百九十六號(六) 一三三〇
- 淺間山郵便局同上 (告) 遞第二十七號(七) 五三
- 柏原郵便局同上 (告) 遞第六百六十五號(九) 二五九
- 大屋郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二百六十四號(一〇) 三九〇
- 大町郵便局同上 (告) 遞第三百七十七號(二) 五三三
- 望月郵便局同上 (告) 遞第六百三十二號(二) 七九八
- 方石、和田町、今井、宮越各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二十號(八) 六〇
- 中村、野澤、温泉兩郵便局同上 (告) 遞第三十三號(八) 六五
- 柏原郵便局同上 (告) 遞第四十五號(八) 六八
- 水内郵便局同上 (告) 遞第二百二十九號(九) 二四四
- 池田町郵便局同上 (告) 遞第二百四十四號(一〇) 三八三
- 永明郵便局同上 (告) 遞第五百六十號(二) 七七七
- 上鹽尻郵便局電報配達事務開始 (告) 遞第六十六號(八) 八七
- 岡谷郵便局電話變更 (告) 遞第六百四十八號(二) 八〇四
- 大町、池田町、大屋、望月各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第七百五十七號(七) 一四七三

宮城縣

- 鎌先郵便局設置 (告) 遞第五百八十六號(六) 一三二八
- 圓田郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第六百十三號(六) 一三二九
- 仙臺河原町、仙臺上染師町兩郵便局電信事務開始 (告) 遞第二百二十號(二) 一九一
- 日平郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第五百五十八號(三) 二〇二
- 古川郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第十五號(二) 八五
- 中新田郵便局同上 (告) 遞第九十五號(一〇) 三六二
- 吉岡郵便局同上 (告) 遞第二百十九號(一〇) 三七二
- 松島海岸郵便局、二於テ電話呼出規程第四條ノ取扱開始 (告) 遞第十三號(八) 五七
- 中新田郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第十六號(二) 八五
- 田尻郵便局同上 (告) 遞第三十六號(二) 九〇
- 湊郵便局同上 (告) 遞第一百八十四號(三) 四四一
- 吉岡、宮谷、七北田各郵便局同上 (告) 遞第二百二十九號(九) 二四三
- 鎌先郵便局同上 (告) 遞第三百四十二號(一〇) 四一四
- 槻木郵便局同上 (告) 遞第五百四十二號(二) 七七七
- 中新田郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第六百三十四號(七) 一四四六
- 吉岡、佐沼兩郵便局同上 (告) 遞第七十九號(八) 九〇
- 登米郵便局同上 (告) 遞第六百四十一號(二) 八〇一
- 石巻郵便局特設電話變更 (告) 遞第二百十二號(三) 四四八

- 古川新町郵便局移轉改稱 (告) 遞第百十號(三) 一八七
- 仙臺停車場前郵便局改稱 (告) 遞第百七十四號(三) 五三三
- 福島縣
- 上湯長谷郵便局設置 (告) 遞第百三十六號(七) 一四四八
- 大野郵便局設置 (告) 遞第百六十三號(七) 一四四七
- 熊町郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 遞第百六十四號(七) 一四四八
- 二本松竹田町郵便局電信事務開始 (告) 遞第百二十號(三) 一九二
- 川前郵便局同上 (告) 遞第百五十四號(三) 二〇一
- 黒谷、和泉田兩郵便局同上 (告) 遞第百七十三號(一〇) 三九三
- 宮岡郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百三十七號(三) 五四五
- 濱江郵便局同上 (告) 遞第百七十一號(一) 五二二
- 熊野、廣野、木戸各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百七十八號(三) 六〇三
- 藤田、掛田、飯野、粟野、伏黒各郵便局同上 (告) 遞第百五十一號(九) 二五五
- 久ノ濱宮岡兩郵便局同上 (告) 遞第百二十八號(一〇) 三七八
- 濱江郵便局同上 (告) 遞第百二十五號(一〇) 三八五
- 伊達崎郵便局同上 (告) 遞第百二十七號(一〇) 四〇九
- 幾世橋、新山、請戸各郵便局同上 (告) 遞第百八十九號(一) 五二七
- 小名濱郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百三十四號(七) 一四四六
- 濱江郵便局同上 (告) 遞第百七十五號(七) 一四七三
- 富岡郵便局同上 (告) 遞第百七十九號(八) 九〇
- 古道、門澤、赤沼、土棚各郵便局改稱 (告) 遞第百七十四號(一) 五三三
- 巖手縣
- 晴山郵便局設置 (告) 遞第百八十五號(六) 一三三八
- 金田一郵便局設置 (告) 遞第百六十四號(六) 一三三九
- 廣田郵便局電信事務開始 (告) 遞第百八十號(三) 四七二
- 荒屋郵便局同上 (告) 遞第百十九號(一〇) 四〇七
- 岩谷堂郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百三十七號(一) 五四五
- 岩谷堂郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百三十四號(七) 一四四六
- 青森縣
- 稻垣郵便局電信事務開始 (告) 遞第百三十五號(三) 一九六
- 泊村郵便局同上 (告) 遞第百八十五號(三) 七八三
- 藏前郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百三十六號(三) 七六九
- 田名部、大湊郵便局同上 (告) 遞第百三十二號(三) 七九八
- 野邊地、小湊兩郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百二十號(一) 五四〇
- 大湊、田名部、川内、宇田郵便局同上 (告) 遞第百二十六號(三) 七六五

- 大畑郵便局同上 (告) 遞第百六十二號(二) 七九一
- 大湊、田名部兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百七十九號(八) 九〇
- 藏前、野邊地兩郵便局同上 (告) 遞第百三十二號(九) 二四六
- 山形縣
- 酒田南千日堂前、藏增兩郵便局設置 (告) 遞第百八十六號(六) 一三三八
- 真室川郵便局設置 (告) 遞第百六十一號(六) 一三三九
- 村山大久保郵便局設置 (告) 遞第百六十四號(六) 一三三九
- 川内郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 遞第百六十二號(六) 一三三九
- 東根郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百六十六號(九) 二二六
- 寒河江郵便局同上 (告) 遞第百七十四號(九) 二二六
- 吹浦郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百二十七號(一〇) 四〇九
- 酒田南千日堂前、鶴岡七日町兩郵便局同上 (告) 遞第百八十三號(二) 七八二
- 寒河江、東根兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百三十四號(七) 一四四六
- 山形銅町郵便局移轉改稱 (告) 遞第百二十號(三) 一九二
- 秋田縣
- 埴川郵便局設置 (告) 遞第百六十四號(六) 一三三九
- 目長崎郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第百六十三號(六) 一三三九
- 秋田馬口町郵便局電信事務開始 (告) 遞第百二十號(三) 一九一
- 象潟郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百五十一號(三) 八〇三
- 弘前濱ノ町郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百三十六號(二) 九〇
- 象潟郵便局同上 (告) 遞第百二十七號(一〇) 四〇九
- 金浦、平澤兩郵便局同上 (告) 遞第百五十六號(一) 六二二
- 象潟郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百七十九號(八) 九〇
- 能代停車場前、大館停車場前兩郵便局改稱 (告) 遞第百七十四號(一) 五三三
- 福井縣
- 蘆原郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第百七十五號(六) 一三三五
- 蘆原郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百六十六號(六) 一三三七
- 高濱郵便局同上 (告) 遞第百三十九號(一〇) 四〇二
- 小濱郵便局同上 (告) 遞第百六十八號(三) 七七九
- 坪江郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百八十八號(八) 九五
- 織田郵便局同上 (告) 遞第百三十九號(二) 五四五
- 本郷、西津兩郵便局同上 (告) 遞第百六十九號(三) 七七九
- 敦賀浪花郵便局電話通話事務廢止 (告) 遞第百三十八號(三) 七六九
- 蘆原郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第百五十四號(六) 一三三五
- 小濱、高濱兩郵便局同上 (告) 遞第百三十四號(七) 一四四六

- 久坂坂本、小坂、大宮、淺水、大森、結川、砂子坂各郵便局改稱 (告) 遞第百七號(三) 一八五
- 石川縣
 - 淺川郵便局設置 (告) 遞第七百九號(七) 一四七六
 - 佐野郵便局設置 (告) 遞第三十號(八) 六四
 - 鶴島郵便局設置 (告) 遞第四十八號(八) 六九
 - 土田郵便局設置 (告) 遞第二百九十九號(二) 四〇二
 - 二俣郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 遞第七百十號(七) 四七六
 - 野々市郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第二百三十七號(二) 三八一
 - 宇野郵便局同上 (告) 遞第三百十六號(二) 四〇六
 - 金澤南町郵便局電信事務開始 (告) 遞第二百二十九號(三) 一九四
 - 鶴岡郵便局同上 (告) 遞第三百七十號(二) 五二一
 - 佐野郵便局同上 (告) 遞第四百九十七號(二) 六〇九
 - 金石郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第百八號(九) 二三四
 - 高松郵便局同上 (告) 遞第四百四十四號(二) 五九七
 - 御幸、今江兩郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百三十號(三) 四五六
 - 真川郵便局同上 (告) 遞第五百九十號(六) 三二九
 - 田鶴濱郵便局同上 (告) 遞第八十八號(八) 九五
 - 末森郵便局同上 (告) 遞第三百五十號(二) 四一七
 - 金石、高松兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第六百三十四號(七) 一四四六
 - 寺井郵便局同上 (告) 遞第七百一號(七) 一四七一
- 金平、女原、下ノ江、相川新、森下、上田、今波、鹿頭、風無、二ツ屋、高島、二宮、皆月各郵便局改稱 (告) 遞第百七號(三) 一八五
- 富山縣
 - 寺澤郵便局改稱 (告) 遞第七百一十一號(七) 一四七七
 - 橫山郵便局電信事務開始 (告) 遞第三百四十三號(三) 四九二
 - 平郵便局同上 (告) 遞第百六十五號(九) 二五九
 - 八尾郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第三百二十六號(三) 四八四
 - 宇波郵便局同上 (告) 遞第二百六十一號(二) 三八八
 - 四方郵便局同上 (告) 遞第六百十號(二) 七九一
 - 佐野郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百六十六號(三) 四六七
 - 八代、速川、布勢各郵便局同上 (告) 遞第百二十三號(九) 二四二
 - 宇波郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第六百三十四號(七) 一四四六
 - 四方、五百石兩郵便局同上 (告) 遞第七百一十一號(七) 一四七一
 - 高岡橫町郵便局移轉改稱 (告) 遞第四百三十三號(四) 六四七
 - 高岡末廣町郵便局移轉改稱 (告) 遞第五百三十三號(五) 一〇八五
 - 富山愛宕町郵便局移轉改稱 (告) 遞第五百十九號(二) 六二六
 - 小川寺、開鏡、瀬戸、萩島、長澤、片掛、小久米、吉満、宮森、新大豆谷各郵便局改稱 (告) 遞第百七號(三) 一八五
- 鳥取縣
 - 上小鴨郵便局電信事務開始 (告) 遞第七十四號(二) 一〇〇

- 米子灘町郵便局電信事務開始 (告) 遞第二百三號(三) 四四五
- 島根縣
 - 阿須那、久利兩郵便局設置 (告) 遞第五百七十三號(六) 三二四
 - 入間郵便局設置 (告) 遞第六百二十七號(六) 三四五
 - 海士郵便局設置 (告) 遞第六百七十六號(七) 一四六三
 - 波多郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 遞第六百二十九號(六) 三四五
 - 松江殿町郵便局電信事務開始 (告) 遞第百九十六號(三) 四四四
 - 海士郵便局同上 (告) 遞第三百二十五號(二) 四〇九
 - 古志郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二十八號(二) 八八
 - 濱田郵便局特設電話變更 (告) 遞第二百十二號(三) 四四八
 - 玉湯郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第四百六十二號(二) 五九七
 - 松江末次町、八神、宇龍、鷺、大池、大浦各郵便局改稱 (告) 遞第七百二十五號(七) 一四八五
- 岡山縣
 - 湛井、秀天兩郵便局設置 (告) 遞第六百五十九號(七) 一四五六
 - 伊部郵便局設置 (告) 遞第六百六十八號(七) 一四六一
 - 備前一宮郵便局設置 (告) 遞第七百十二號(七) 一四七七
 - 瀬戶郵便局電話通話事務及電信事務開始 (告) 遞第三十四號(二) 八九
 - 呼松郵便局電信事務開始 (告) 遞第四十五號(二) 九三
 - 笹岡郵便局同上 (告) 遞第七十三號(二) 一〇〇
- 宇野郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第二百五號(二) 一九三
- 伊部郵便局電信事務開始 (告) 遞第七百二十六號(七) 一四八八
- 西ノ浦郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第六百五十一號(三) 八〇五
- 勝山、久世、落合、坪井各郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第百九十七號(二) 三六二
- 矢掛、小田兩郵便局同上 (告) 遞第二百九十一號(一〇) 三九九
- 呼松郵便局同上 (告) 遞第六百三十三號(六) 三三六
- 高屋、矢掛、新見、寄島、西ノ浦、追川、金神各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第七百五號(七) 一四七三
- 成羽、吹屋、地頭、八日市、富家、湯野、平川各郵便局同上 (告) 遞第五百四號(二) 六一
- 廣島縣
 - 廣島竹屋町郵便局電信事務開始 (告) 遞第六十八號(二) 九九
 - 警固屋郵便局同上 (告) 遞第二百六十一號(三) 四六六
 - 入江郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第三百九十四號(二) 五二九
 - 上下郵便局電話通話事務及電話交換業務開始 (告) 遞第六百四十三號(二) 八〇二
 - 庄原郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二百六十五號(三) 四六七
 - 東城郵便局同上 (告) 遞第二百九十號(三) 四七五
 - 横尾郵便局同上 (告) 遞第二百九十六號(三) 四七六

- 福山町郵便局同上 (告) 遞第六十七號(一) 九八
- 吉浦郵便局同上 (告) 遞第二百六十八號(三) 四六八
- 上根郵便局同上 (告) 遞第三百九十五號(一) 五二九
- 上下、三津、竹原、吉田、戸手各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第五十號(八) 七〇
- 向洋郵便局電話呼出規程第四條ノ取扱開始 (告) 遞第五百二號(一) 六一
- 多田、大原、福田、兼澤、生田、政所、戸谷、穴村、黒川、下徳、真、伊尼、新免、三若、稻草、新市、東野、兼吉各郵便局改稱 (告) 遞第七百二十五號(七) 一四八五
- 山口縣
- 下関入江、勝山、岬、河山郵便局設置 (告) 遞第五百七十三號(六) 一三二四
- 山口金古會郵便局電信事務開始 (告) 遞第九百九十六號(三) 四四四
- 家室西方郵便局同上 (告) 遞第三百十八號(三) 四八二
- 通郵便局同上 (告) 遞第六百二十一號(三) 七九五
- 宇部郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二百二十五號(三) 四四四
- 長府郵便局同上 (告) 遞第二百六十二號(三) 四六六
- 小松、久賀兩郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第三百八十一號(四) 六二七
- 下関音崎郵便局電話通話事務廢止 (告) 遞第三百七十七號(一〇) 四〇四
- 岩國徳山兩郵便局特設電話變更 (告) 遞第二百十二號(三) 四四八
- 防府郵便局同上 (告) 遞第三百二十三號(三) 四八三
- 大田郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第五十號(八) 七〇
- 平生、厚狹兩郵便局同上 (告) 遞第三百二十三號(一〇) 四〇八
- 室積郵便局同上 (告) 遞第三百九十二號(一) 五三八
- 老郵便局改稱郵便物集配事務開始 (告) 遞第六百二十八號(六) 一三四五
- 湯玉、江崎、福田、藤道、小野、居能、渡崎、御庄、東屋代各郵便局改稱 (告) 遞第七百二十五號(七) 一四八五
- 和歌山縣
- 井關郵便局設置 (告) 遞第五百七十八號(六) 一三二五
- 藤波郵便局設置 (告) 遞第二十八號(八) 六三
- 萩、川兩郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第五百九十八號(六) 一三二二
- 遼田郵便局電信事務開始 (告) 遞第八十五號(三) 四四一
- 三栖郵便局同上 (告) 遞第二百二十八號(三) 四四五
- 川上、船津、請川各郵便局同上 (告) 遞第二百五十九號(三) 四六五
- 丹生郵便局同上 (告) 遞第三百二十八號(三) 四八五
- 印南郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第三百三十四號(三) 四八六
- 太地郵便局同上 (告) 遞第三百八十五號(四) 六二八
- 中ノ島郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百九十四號(三) 四七五

- 遼田郵便局同上 (告) 遞第三百八十八號(一〇) 四〇四
- 金谷郵便局同上 (告) 遞第四百五號(一) 五三六
- 加太郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第九十六號(九) 三二七
- 徳島縣
- 大代郵便局設置 (告) 遞第七十號(八) 八八
- 東山郵便局設置 (告) 遞第二百二十二號(九) 二四二
- 藍園郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第二百五十五號(三) 四四六
- 廣野、神領兩郵便局電信事務開始 (告) 遞第三百二十八號(三) 四八五
- 徳島二軒屋郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第四十八號(一) 九三
- 板西郵便局同上 (告) 遞第二百六號(三) 四四六
- 橘浦郵便局改稱 (告) 遞第二百十五號(一〇) 三七二
- 香川縣
- 美合郵便局設置 (告) 遞第六百五十八號(七) 一四五六
- 松島郵便局設置 (告) 遞第六百五十九號(七) 一四五六
- 岡田郵便局電信事務開始 (告) 遞第四十六號(一) 九三
- 高松南新町郵便局同上 (告) 遞第一百十六號(三) 一九一
- 觀音寺、和田濱郵便局電話通話開始 (告) 遞第五百八十九號(三) 七八四
- 善通寺赤門前郵便局廢止 (告) 遞第二百六十二號(一〇) 三八九
- 愛媛縣
- 湯山郵便局設置 (告) 遞第六百二十七號(六) 一三四五
- 波止瀨郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第一百一號(二) 一八四
- 郡中郵便局同上 (告) 遞第二百五十五號(三) 四六四
- 西條郵便局同上 (告) 遞第二百六十五號(三) 四六七
- 卯之町郵便局同上 (告) 遞第三百二十號(三) 四八二
- 野村郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第五百九十四號(二) 七八六
- 川之江、粟津、三島各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第五十號(八) 七〇
- 長濱郵便局同上 (告) 遞第七十九號(八) 九〇
- 壬生川郵便局同上 (告) 遞第七十二號(九) 二六一
- 宇和島惠比須町郵便局移轉改稱 (告) 遞第七百十九號(七) 一四八三
- 高知縣
- 松山、小唐人町、松山、古町、豊田、木庄、北洲、千町山、岸ノ下、上黒岩、東古味、名場連、八多喜、成能、加屋、津布、理、穴井、二及、二名津、九町、宮野下、近永、下鏡山、奥洲、岩淵、御内、東多田、大頭各郵便局改稱 (告) 遞第七百二十五號(七) 一四八五
- 高知水町筋五、夜須郵便局電信事務開始 (告) 遞第二百四十五號(三) 四六〇
- 名野川郵便局同上 (告) 遞第二百五十九號(三) 四六五
- 稻生郵便局同上 (告) 遞第三百三十一號(三) 四八五
- 越知郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二百四十六號(三) 四六〇

- 須崎郵便局同上 (告) 遞第三百十號(三) 四八〇
- 後免郵便局同上 (告) 遞第五百八號(五) 一〇八七
- 久禮、上ノ加江兩郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第六百十六號(二) 七九三
- 赤岡郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第九十六號(九) 二二七
- 才角郵便局改稱 (告) 遞第七十二號(八) 八九
- 高知本町筋郵便局改稱 (告) 遞第二百四十一號(一〇) 三八二
- 高知廿代筋郵便局移轉 (告) 遞第三百四十一號(一〇) 四一四
- 高知本町筋五郵便局改稱 (告) 遞第四百八號(二) 五三六
- 福岡縣
- 中廣川郵便局設置 (告) 遞第二百四號(三) 四四六
- 住吉、中原兩郵便局設置 (告) 遞第六百四十七號(七) 二四五三
- 鐘ヶ江郵便局設置 (告) 遞第二百二十七號(九) 二四四
- 稻築郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第六百十五號(六) 一三三〇
- 中間郵便局電話通話事務及電信事務開始 (告) 遞第五百三十九號(六) 二九六
- 春吉郵便局電信事務開始 (告) 遞第五百二號(二) 一八四
- 伊田郵便局同上 (告) 遞第五百三十二號(六) 二九四
- 行橋郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二百九十七號(三) 四七六
- 水茶屋郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第一百十七號(二) 一九一
- 槻田郵便局同上 (告) 遞第九十五號(三) 四四四
- 八幡製鐵所構内郵便局同上 (告) 遞第四百三十八號(二) 五四五
- 久留米通町、船小屋、水田、三池各郵便局同上 (告) 遞第五百二十號(二) 六二七
- 姪濱郵便局同上 (告) 遞第六百二十九號(二) 七九七
- 後藤寺、木屋瀬兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百十二號(一〇) 三六八
- 八幡、大牟山兩郵便局特設電話變更 (告) 遞第四百六號(四) 六三三
- 野町郵便局改稱 (告) 遞第七百十五號(七) 二四七八
- 大分縣
- 驛前郵便局設置 (告) 遞第四百十八號(四) 六三九
- 井田郵便局設置 (告) 遞第六百四十七號(七) 二四五三
- 上井田郵便局設置 (告) 遞第六百四十九號(七) 二四五三
- 長岑郵便局設置 (告) 遞第六百九十二號(七) 二四六八
- 鐵輪郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第二百五十二號(三) 四六三
- 宮城郵便局電信事務開始 (告) 遞第二號(一) 八一
- 朝來郵便局同上 (告) 遞第九十四號(二) 一八二
- 佐野郵便局同上 (告) 遞第七十二號(二) 二〇七
- 別府濱脇郵便局同上 (告) 遞第二百九十一號(三) 四七五
- 伊美、姫島兩郵便局同上 (告) 遞第三百十七號(三) 四八二
- 田中郵便局同上 (告) 遞第六百五十二號(二) 二八〇
- 佐伯郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第二百九十七號(三) 四七六

- 徳川郵便局同上 (告) 遞第二百五十一號(三) 四六三
- 竹田郵便局同上 (告) 遞第三百二十二號(三) 四八三
- 高田、龜川兩郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百十二號(一〇) 三六八
- 日出生窪郵便局事務取扱開始期間 (告) 遞第四百九十六號(五) 二〇七八
- 宇佐、宇佐八幡兩郵便局改稱 (告) 遞第六百六十五號(七) 二四五八
- 直見郵便局改稱 (告) 遞第七百十五號(七) 二四七八
- 佐賀縣
- 千歳郵便局設置 (告) 遞第五百五十六號(六) 一三〇六
- 仁比山郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第五百四十六號(六) 一三〇〇
- 黒川郵便局電信事務開始 (告) 遞第六十二號(一) 九七
- 高串郵便局同上 (告) 遞第三百三號(二) 一八四
- 薩摩郵便局同上 (告) 遞第二百七十一號(一〇) 三九三
- 能古見郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第四百二十九號(二) 五四三
- 高木嶽郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第二百六十六號(三) 四六七
- 黒川郵便局同上 (告) 遞第三十七號(八) 六六
- 蓮池郵便局同上 (告) 遞第二百二十三號(九) 二四二
- 蔵宿郵便局同上 (告) 遞第二百二十五號(一〇) 三七七
- 嬉野郵便局同上 (告) 遞第二百四十七號(一〇) 三八四
- 旭郵便局同上 (告) 遞第四百九十九號(一) 六一〇
- 多良、七浦郵便局同上 (告) 遞第六百七十二號(二) 八八四
- 伊萬里郵便局特設電話變更 (告) 遞第二百十二號(三) 四四八
- 熊本縣
- 網津、水前寺通兩郵便局設置 (告) 遞第六百四十七號(七) 二四五三
- 高道郵便局設置 (告) 遞第六百九十一號(七) 二四六八
- 草部郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第六百四十六號(七) 二四五三
- 下浦郵便局電信事務開始 (告) 遞第五百四十四號(二) 二〇一
- 熊本山崎町、熊本安巳橋、春日郵便局同上 (告) 遞第二百二十九號(三) 四五五
- 豊町郵便局同上 (告) 遞第二百四十四號(三) 四六〇
- 宮野河内郵便局同上 (告) 遞第二百四十八號(三) 四六三
- 津奈木郵便局同上 (告) 遞第三百十六號(三) 四八一
- 黒髪郵便局電話通話事務廢止 (告) 遞第二百九十九號(三) 四七七
- 横島郵便局同上 (告) 遞第四百十五號(二) 五三八
- 大津郵便局同上 (告) 遞第六百二十九號(三) 七九七
- 川尻、宇土、横島、隈府各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百十二號(一〇) 三六八
- 町山口、培津兩郵便局改稱 (告) 遞第七百十五號(七) 二四七八
- 宮崎縣
- 瓢丹淵郵便局設置 (告) 遞第九十三號(二) 一八二

- 大東郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第六百四十八號(七) 四四三
- 替木郵便局電信事務開始 (告) 遞第一號(一) 八一
- 綾野郵便局同上 (告) 遞第七十九號(三) 四四〇
- 都井郵便局同上 (告) 遞第二百六十三號(三) 四六六
- 木花郵便局同上 (告) 遞第四百六十三號(五) 〇五四
- 三ヶ所郵便局同上 (告) 遞第三百四十九號(〇) 四一七
- 妻郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第八十號(一) 一〇六
- 富高郵便局同上 (告) 遞第八十七號(三) 一八〇
- 宮崎江平郵便局同上 (告) 遞第五百五十六號(三) 二〇三
- 佐土原、小林、妻各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第二百十二號(〇) 三六八
- 都城郵便局特設電話變更 (告) 遞第四百六號(四) 六三三
- 宿野郵便局改稱 (告) 遞第二百九十四號(〇) 四〇〇
- 尾泊郵便局廢止 (告) 遞第九十二號(三) 一八二
- 鹿兒島縣
○阿室郵便局設置 (告) 遞第五百三十八號(六) 二九六
- 鹿兒島山之口郵便局電信事務開始 (告) 遞第三十一號(二) 八九
- 今和泉郵便局同上 (告) 遞第七十九號(三) 四四〇
- 永野、求名兩郵便局同上 (告) 遞第二百五十九號(三) 四六五
- 樋脇郵便局同上 (告) 遞第三百四號(三) 四七八
- 羽島郵便局同上 (告) 遞第三百十七號(三) 四八二
- 大勝郵便局同上 (告) 遞第三百三十五號(三) 四八六
- 永吉、藤目兩郵便局同上 (告) 遞第四百七十八號(五) 〇六八
- 宮ノ城、上東郷兩郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第四百二十二號(二) 一九七
- 市來港郵便局同上 (告) 遞第五百五十九號(二) 二〇二
- 鹿兒島草牟田郵便局電話通話事務廢止 (告) 遞第二百九十九號(三) 四七七
- 東市來郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第三百一十一號(三) 四八〇
- 山野、大口、横川各郵便局同上 (告) 遞第三百五十五號(三) 四九四
- 西ノ表、野間、壺永、思勝各郵便局改稱 (告) 遞第七百五十五號(七) 四七八
- 沖繩縣
○本部郵便局電信事務開始 (告) 遞第六十四號(一) 九八
- 恩納郵便局同上 (告) 遞第三百七十八號(四) 六二六
- 首里郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第六號(九) 二三三
- 北海道
○蘭留郵便局設置 (告) 遞第六百六十九號(七) 四六一
- 大和川郵便局設置 (告) 遞第七百十八號(七) 四八三
- 達野郵便局設置 (告) 遞第七百三十號(七) 四八九
- 置戸、徳舞別兩郵便局設置 (告) 遞第二十六號(八) 六三
- 端野、調子府、黒岩、山越内各郵便局設置 (告) 遞第二十七號(八) 六三
- 知來別郵便局設置 (告) 遞第三十六號(八) 六六
- 函館蓬萊郵便局設置 (告) 遞第三百七十二號(二) 五二

- 東御料地郵便局郵便物集配事務開始 (告) 遞第六百七十號(七) 二四六
- 湧別屯田、齒舞兩郵便局同上 (告) 遞第六百九十五號(七) 二四六
- 前田郵便局同上 (告) 遞第七百十七號(七) 二四八
- 佐瑠太郵便局同上 (告) 遞第二百四十二號(〇) 三八二
- 音別郵便局電信及電話通話事務開始 (告) 遞第六十九號(二) 九九
- 二ノ坂郵便局同上 (告) 遞第四百六十七號(二) 五九九
- 音更郵便局同上 (告) 遞第六百二十五號(二) 七九六
- 札幌南五條小樽稻穂兩郵便局電信事務開始 (告) 遞第八十六號(三) 四四一
- 上士別郵便局同上 (告) 遞第二百二十四號(三) 四五四
- 池田、止若兩郵便局電話交換業務開始 (告) 遞第五百十六號(二) 六九五
- 東旭川郵便局同上 (告) 遞第五百三十七號(二) 七六九
- 永山郵便局同上 (告) 遞第五百六十七號(二) 七七八
- 輕川郵便局同上 (告) 遞第五百七十七號(二) 七八一
- 下宮良野、磯谷、美園郵便局同上 (告) 遞第六百四十七號(二) 八〇三
- 大川町郵便局電話通話事務開始 (告) 遞第八十號(三) 四四〇
- 小樽若松、小樽稻穂南、旭川近文郵便局同上 (告) 遞第三百三十三號(三) 四八六
- 磯谷郵便局同上 (告) 遞第七十八號(九) 二六三
- 門別郵便局同上 (告) 遞第二百五五號(〇) 三六六
- 千歳茂邊地兩郵便局同上 (告) 遞第二百三十二號(〇) 三七九
- 美園郵便局同上 (告) 遞第二百八十三號(〇) 三九六
- 福山、福島、知内各郵便局同上 (告) 遞第二百八十四號(〇) 三九六
- 西紋路郵便局同上 (告) 遞第三百二十號(〇) 四〇七
- 止若郵便局同上 (告) 遞第三百六十六號(二) 五三〇
- 長沼、角田兩郵便局同上 (告) 遞第四百三十二號(二) 五九四
- 秩父別郵便局同上 (告) 遞第四百六十五號(二) 五九八
- 比布、愛別郵便局同上 (告) 遞第五百四十二號(二) 七七一
- 磯谷郵便局同上 (告) 遞第五百九十九號(二) 七八八
- 琴似郵便局同上 (告) 遞第六百二十六號(二) 七九六
- 輕川、止若、池田、下宮良野、美園各郵便局特設電話加入申請受理 (告) 遞第三百三十六號(九) 二四七
- 永山、西紋路兩郵便局同上 (告) 遞第五百五十八號(九) 二五九
- 東旭川、磯谷、泊各郵便局同上 (告) 遞第二百三十一號(〇) 三七九
- 幾春別郵便局電報規則第七十五條ニ依ル電話加入者ノ託送電報ヲ取扱フ (告) 遞第七百五十五號(二) 二〇〇
- 鳥取郵便局移轉改稱 (告) 遞第七百三十一號(七) 二四八
- 宿野邊郵便局廢止 (告) 遞第三百三十八號(九) 二四八
- 横濱丸郵便局設置 (告) 遞第五百二十七號(六) 二九二
- 因幡丸郵便局廢止 (告) 遞第五百二十八號(六) 二九三

○ 關釜開船内第六郵便局設置 (告) 遞第五百七十六號(一)三三五	○ 三喜郵便所設置 (告) 朝第二百八十四號(七)五〇〇
○ 靜岡丸郵便局設置 (告) 遞第六百四十一號(七)一四五〇	○ 駿州郵便所設置 (告) 朝第三百一號(七)一五〇六
○ 富士山郵便局設置 (告) 遞第六百七十五號(七)一四六二	○ 龍池院郵便所設置 (告) 朝第四百三號(一〇) 四一九
○ 富士山北郵便局設置 (告) 遞第六百八十一號(七)一四六五	○ 洗浦郵便所設置 (告) 朝第五十二號(一〇) 四二四
○ 天洋丸、地洋丸、春洋丸、阿波丸、因幡丸、丹波丸郵便局 代金引換小包郵便物並ニ内地、臺灣及樺太宛普通小 包郵便物ヲ除ク外ノ小包郵便物取扱開始 (告) 遞第二百十六號(三) 四五一	○ 石岩大榎洞兩郵便所設置 (告) 朝第六十六號(一〇) 四二八
○ 丹波丸郵便局廢止 (告) 遞第六百四十二號(七)一四五〇	○ 長橋郵便所設置 (告) 朝第九十一號(一) 六四二
朝鮮	○ 笏洞郵便所設置 (告) 朝第二百二十三號(三) 八三一
○ 陽川、永春兩郵便所設置 (告) 朝第一號(一) 一〇七	○ 注文津郵便所設置 (告) 朝第三百十九號(三) 八四五
○ 鎮海郵便局設置 (告) 朝第十號(一) 一一〇	○ 長洲、安邊兩郵便所電信事務及電話通話事務開始 (告) 朝第十七號(三) 二〇七
○ 眞寶郵便所設置 (告) 朝第十四號(一) 一一一	○ 電信事務及電話通話事務開始郵便所名 (告) 朝第三十三號(三) 二二三
○ 新設郵便所名 (告) 朝第二十五號(三) 二二〇	○ 同上 (告) 朝第四十號(三) 二二六
○ 同上 (告) 朝第三十七號(三) 二二五	○ 平山、朔寧、長連各郵便局電信事務及電話通話事務開始 (告) 朝第五十號(三) 四五六
○ 京城竹園町郵便所設置 (告) 朝第五十三號(三) 四九七	○ 電信事務及電話通話事務開始郵便所名 (告) 朝第八十一號(三) 五〇三
○ 新設郵便所名 (告) 朝第八十四號(三) 五〇七	○ 同上 (告) 朝第一百八號(三) 五一四
○ 竹邊郵便所設置 (告) 朝第一百十七號(三) 五二三	○ 同上 (告) 朝第一百四十號(四) 六五三
○ 鎮興場郵便所設置 (告) 朝第一百二十九號(四) 六五三	○ 同上 (告) 朝第二十二號(九) 二七二
○ 安城、价川兩郵便所設置 (告) 朝第一百九十六號(四) 六七二	○ 同上 (告) 朝第五十九號(一〇) 四二五
○ 大邱南龍岡町郵便所設置 (告) 朝第二百二十二號(五)一四一	○ 同上 (告) 朝第八十八號(一) 六四〇
○ 新設郵便所名 (告) 朝第二百三十六號(六)一三四八	○ 同上 (告) 朝第一百六號(三) 八二〇
○ 同上 (告) 朝第二百四十七號(六)一三五二	○ 同上 (告) 朝第一百六號(三) 八二七
○ 慈仁郵便所設置 (告) 朝第二百七十號(七)一四九一	

○ 同上 (告) 朝第三百三十三號(三) 八三六	○ 京城青葉町郵便所移轉改稱 (告) 朝第三百十號(三) 二二一
○ 同上 (告) 朝第四百十號(三) 八四五	○ 稷山金礦郵便所移轉 (告) 朝第五百五十五號(四) 六六〇
○ 春川郵便局電話交換業務開始 (告) 朝第四號(一) 一〇八	○ 鎮東郵便所移轉 (告) 朝第二百二號(四) 六七五
○ 南平郵便所特設電話交換業務開始 (告) 朝第二十一號(三) 二〇九	○ 車籠館郵便所移轉 (告) 朝第二百二十六號(五)一四三
○ 浦項郵便局同上 (告) 朝第五十二號(三) 四九七	○ 車登館郵便所移轉 (告) 朝第二百七十七號(七)二四九
○ 慶州郵便局同上 (告) 朝第七十七號(三) 五一一	○ 旌善郵便所移轉 (告) 朝第二百八十六號(七)二五〇
○ 金泉郵便局同上 (告) 朝第一百十五號(三) 八八九	○ 昌平郵便所移轉 (告) 朝第五號(八) 一一八
○ 統營郵便所同上 (告) 朝第一百十五號(三) 八二七	○ 金川郵便所移轉 (告) 朝第二十一號(九) 二七二
○ 鎮海郵便局電話交換業務開始 (告) 朝第二百二十六號(三) 八三四	○ 禮山郵便局移轉 (告) 朝第二十五號(九) 二七四
○ 縣洞郵便所特設電話交換業務廢止 (告) 朝第二百二十七號(三) 八三四	○ 麗津郵便局移轉 (告) 朝第四十號(一〇) 四一九
○ 尙州郵便局及洛東郵便所電話通話事務開始 (告) 朝第三十四號(三) 二二三	○ 金城郵便所移轉 (告) 朝第四十二號(一〇) 四一九
○ 端川郵便局同上 (告) 朝第四十一號(三) 二二六	○ 麗水郵便局移轉 (告) 朝第六十七號(一〇) 四二九
○ 電話通話事務開始郵便所名 (告) 朝第一百十七號(三) 八二八	○ 鎮海郵便局移轉 (告) 朝第七十一號(一) 六三三
○ 鎮海郵便局電話加入申込受理 (告) 朝第八號(八) 一一九	○ 鎮海郵便所改稱 (告) 朝第六號(二) 一〇八
○ 金泉郵便局及統營郵便所ニ於テ特設電話加入申請受 理 (告) 朝第二百三十九號(六)一三四八	○ 眞寶郵便所廢止 (告) 朝第十五號(二) 一一一
○ 縣洞郵便所電報配達事務及通話料前納證書發行交付 事務開始 (告) 朝第六十一號(三) 四九九	○ 旌義、比安兩郵便所廢止 (告) 朝第二十六號(三) 二二〇
○ 京城郵便局ニ於テ郵便摺替貯金ノ局符拂ヲ取扱フ (告) 朝第三十九號(三) 二二六	○ 大靜、平海、三水各郵便所廢止 (告) 朝第三十八號(三) 二二五
○ 縣洞郵便所郵便物集配事務、電報配達事務及通話料前 納證書發行交付事務廢止 (告) 朝第十一號(二) 一一〇	○ 安城、价川兩郵便局廢止 (告) 朝第九十五號(四) 六七二
	○ 釜山巡邏船内郵便所廢止 (告) 朝第二百二十一號(五)一四一
	○ 廢止郵便局名 (告) 朝第二百三十五號(六)一三四七
	○ 廢止郵便局所名 (告) 朝第二百四十八號(六)一三五二
	○ 慈仁郵便局廢止 (告) 朝第二百七十一號(七)一四九一

○三嘉郵便局廢止 (告) 朝第二百八十五號(七) 一五〇一
 ○瀾州郵便局廢止 (告) 朝第三百二號(七) 一五〇七
 臺灣
 ○新設郵便局名 (告) 第百二十九號(四) 六七七
 ○大目降、六龜里兩郵便出張所設置 (告) 第百四十號(四) 六七八
 ○所轄本局改定ノ郵便出張所名 (告) 第百四十一號(四) 六七八
 ○二八水郵便局設置 (告) 第百三十三號(三) 一四一
 ○田中央郵便出張所設置 (告) 第百四十八號(八) 一四四
 ○里壩郵便局設置 (告) 第百二十三號(三) 一四九
 ○安平鎮郵便局設置 (告) 第百三十三號(三) 一四三
 ○臺中大墩街打狗船頭兩郵便局設置 (告) 第百三十九號(二) 一四四
 ○六龜里郵便局設置 (告) 第百五十六號(二) 一五〇
 ○甲仙埔郵便出張所設置 (告) 第百五十七號(二) 一五一
 ○二苓庄郵便局改稱郵便物集配事務開始 (告) 第百一十一號(九) 一七九
 ○溪洲庄郵便局同上 (告) 第百四十四號(二) 一四五
 ○九曲堂郵便局同上 (告) 第百四十七號(二) 一五七
 ○竹頭崎郵便出張所電信業務兼掌 (告) 第百四十四號(四) 一六九
 ○枋山郵便出張所電信業務兼掌 (告) 第百二十九號(三) 一五三
 ○成廣灣郵便出張所同上 (告) 第百八十七號(七) 一五三
 ○安平鎮、里壩兩郵便局同上 (告) 第百七十三號(三) 一六一

○臺南亭仔脚街郵便局設置同上 (告) 第百六號(二) 一三三
 ○二八水郵便出張所電信業務兼掌 (告) 第百三十號(三) 一五三
 ○噶吧嘒郵便局電話交換事務開始 (告) 第百三十七號(三) 一五五
 ○集集郵便局同上 (告) 第百九十三號(七) 一五一
 ○阿里港郵便出張所電話通話事務開始 (告) 第百六十一號(四) 一六九
 ○寮北郵便局ニ於テ郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ (告) 第百十九號(三) 一五八
 ○埔里社郵便局ニ於テ郵便及電信ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (告) 第百六十五號(五) 一四六
 ○東勢角郵便局及大湖郵便出張所ニ於テ非常通信事務ヲ取扱フ (告) 第百二十二號(二) 一四二
 ○樹杞林郵便出張所ニ於テ當分ノ内郵便及電信ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (告) 第百二十六號(二) 一四三
 ○基隆波止場郵便出張所ニ於テ集配事務ヲ取扱ハス (告) 第百六十九號(五) 一五二
 ○樹杞林郵便出張所非常通信事務取扱廢止 (告) 第百七十二號(三) 一六二
 ○埔里社郵便局同上 (告) 第百八十號(六) 一五九
 ○電報取扱種別指定ノ郵便局及郵便出張所名 (告) 第百四十二號(四) 一六八
 ○成廣灣郵便出張所ニ於ケル電報取扱種別 (告) 第百九十九號(七) 一五三
 ○二八水郵便局同上 (告) 第百五號(八) 一三九

○打狗船頭郵便局同上 (告) 第百四十號(二) 一四四
 ○打狗郵便局移轉 (告) 第百十號(三) 一三三
 ○臺南府口街郵便受取所廢止 (告) 第百五號(二) 一三二
 ○東勢角郵便局及大湖郵便出張所非常通信事務取扱廢止 (告) 第百二十二號(三) 一五三
 ○廢止郵便局及郵便出張所名 (告) 第百三十八號(四) 一六七
 ○二八水郵便出張所廢止 (告) 第百二號(八) 一三四
 ○甲仙埔郵便局及六龜里郵便出張所廢止 (告) 第百五十五號(二) 一五〇
 ○打狗郵便局鹽埕埔郵便出張所廢止 (告) 第百九號(三) 一三三
 關東
 ○標嶺郵便局煙臺炭坑出張所設置 (告) 第百二十九號(四) 一六九
 ○大連郵便局ニ於テ關東都督府通信管理局ニ關スル郵便振替貯金ノ加入者ニ對シ郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ (告) 第百二十三號(三) 一五六
 ○四平街郵便局電話交換業務開始 (告) 第百四十九號(二) 一六八
 ○長春郵便局長春東出張所ニ於テ電話呼出規程第四條ノ取扱開始 (告) 第百七十一號(六) 一六六
 [英吉利]
 ○英國殖民地ニ關シテイギリス領事官ト日英通商航海條約ニ加入スヘキ旨本邦駐領英國特命全權大使ヨリ通告 (告) 外第一號(二) 一三
 ○英國及丁林國ニ於テ一九〇八年十一月十三日附文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ヲ批准シタル旨瑞西聯邦政府ヨリ通牒 (告) 内第十一號(九) 一九〇

○英領南亞弗利加聯邦萬國電信條約ニ加入 (告) 第百四十號(五) 一七六
 ○通常郵便ニ依リ諸外國へ發送スルヲ得サル物品名指定明治三十三年告示第六十四號(外國へ發送シ得サル物品ノ件)、同三十六年同第百四十號(英國宛發送ノ小切手帳ハ倍書トシテ差出スラ要スル件)、同三十七年同第百八號(露國稅關ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件)廢止 (告) 第百五十四號(二) 一六四
 [意匠]
 ○意匠法施行細則中改正 (省) 農第四號(三) 一三三
 ○明治四十二年勅令第二百九十五號意匠ノ登錄ニ關スル件施行規則中改正 (省) 農第三號(三) 一三三
 ○明治四十二年省令第五十二號(特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手数料及實用新案ニ關シ差出ス請求書ニ要スル手数料)中改正 (省) 農第八號(三) 一四〇
 [西班牙]
 ○亞米利加合衆國ハ國際無線電信條約批准、西班牙國ハギニア灣沿岸領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 第百六十三號(六) 一四六
 [飲料、飲食]
 ○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正 (法) 第二號(八) 一三
 ○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法施行規則中改正 (勅) 第十號(八) 一一
 ○明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件)中改正 (法) 第三號(八) 一四

○ 明治三十四年法律第十號(酒類酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件)施行規則中改正 (勅)第十一號(八) 三三

○ 明治三十三年訓第七九四號(飲食物其他ノ物件取締ニ關シ同年法律第十五號ノ職權ヲ行フ規定ヲ設クル場合ノ件)廢止 (訓)內第二十七號(二) 一一三

[印刷]

○ 朝鮮總督府取調局官制、朝鮮總督府專賣局官制及朝鮮總督府印刷局官制廢止 (勅)第二十六號(三) 一四二

[印紙]

○ 朝鮮民事訴訟印紙令制定民事訴訟手数料規則廢止 (制)第八號(三) 二四

○ 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則、郵便規則電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信審判試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五

○ 收入印紙賣捌規則中改正 (省)遞第十二號(〇) 七五

○ 郵便切手類及收入印紙賣下賣捌規則制定明治三十八年府令第三十四號(臺灣總督府郵便切手類賣下賣捌規則)、同第五十號(收入印紙賣下賣捌規則)廢止 (府)臺第五十三號(六) 五二

○ 郵便切手類及收入印紙賣下賣捌規則中改正 (府)臺第五十六號(三) 二五九

○ 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目)中追加 (府)臺第五十八號(六) 五〇七

○ 同上 (府)臺第四十四號(三) 二四二

[印章]

○ 衆議院議員選舉法第三十九條ニ依リ假ニ爲サシムル投票ノ封筒ニ印章捺捺記入方 (訓)內第十八號(二) 一〇七

[員數]

○ 明治四十五年度商業教員養成所生徒募集員數 (告)文第二十一號(二) 五八

○ 明治四十五年度工業教員養成所募集生徒員數 (告)文第三十三號(三) 一四七

口ノ部

[錄事]

○ 陸軍錄事、陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍警守服制中改正 (勅)第十三號(三) 二二七

[露西亞]

○ 鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル件 (法)第十三號(四) 一五

○ 同上施行期日 (勅)第七十八號(四) 一九七

○ 明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件 (勅)第七十九號(四) 一九七

○ 工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條)第一號(二) 一

○ 同上實施期日 (告)外第一號(二) 四五〇

○ 清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條)第二號(二) 四

○ 同上實施期日 (告)外第二號(二) 四五〇

○ 露西亞宛及同國媒介小包郵便物包裝方設定明治四十年告示第百三十六號(同件)廢止 (告)遞第三百九十九號(四) 六二五

○ 明治三十七年告示第二百八號(露西亞宛小包郵便物ニ添付スヘキ稅關告知書記帳方)中追加 (告)遞第六百七十二號(七) 四六一

○ 通常郵便ニ依リ諸外國へ發送スルヲ得サル物品名指定明治三十三年告示第六十四號(外國へ郵送シ得サル物品ノ件)、同三十六年同第四百十號(英國宛發送ノ小包手帳ハ信書トシテ差出スル件)、同三十七年同第三百八號(露國稅關ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件)廢止 (告)遞第五百十四號(二) 六二四

ハノ部

[廢兵院]

○ 廢兵院寄附金錢物件取扱手續改正 (告)陸第七號(四) 五六九

[肺「ペスト」]

○ 香港ヲ肺「ペスト」流行地ト認定シ同港ヨリ天津及秦皇島へ入港ノ船舶検査ヲ施行ノ旨在天津領事ヨリ電報 (告)關第六十八號(六) 三六五

[媒介]

○ 勸業債券購買媒介郵便規則廢止期日 (省)遞第二十七號(五) 一三五

[佩用]

○ 勅命ニ依リ制定セラレ特ニ陸軍部内ニ於テ佩用スル徽章ノ種類、圖式及佩用位置設定明治二十八年告示第十三號(勅命ニ依リ制定セラレ特ニ陸軍部内ニ於テ佩用スル徽章ノ種類及圖式)廢止 (告)陸第十號(五) 九七五

○ 臺灣總督府作業所職員徽章佩用規則制定明治四十三年府令第四十八號(作業所職員徽章佩用規則)廢止 (府)臺第三號(七) 六一七

[配達]

○ 明治四十四年告示第十一號(手荷物及小荷物特別配達開始ノ件)中改正 (告)鐵第十七號(九) 一八三

[配當]

○ 神宮神部署長ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅)第八十六號(四) 二〇七

[配屬]

○ 海軍兵曹長同相當官准士官配屬命課規則中改正 (達)海第二十二號(三) 三九

[配付]

○ 登壇配付規則廢止 (省)農第十五號(五) 一三三

[配備]

○ 陸軍常備團隊配備表中改正 (軍)陸第七號(二) 一九

○陸軍將校同相當官准士官用背書、圖章、水筒及飯盒制式設定明治三十四年陸軍第七十一號(士官背書制式)廢止 (達)陸軍第九號(九) 一八	○大喪ニ付キ弔旗ハ廢朝中竝ニ大葬儀ノ當日掲揚セシム (告)關第三號(八) 一一八
○下士以下背書制式改正 (達)陸軍第七號(三) 三三	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○實業 明治四十三年省令第六號(明治四十三年勅令第二百十九號(實業部外品ノ免許手續料等ニ關スル件)第二條ノ規定ニ關スル件)中改正 (省)農第七號(二〇) 六五	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○臺灣實業類似品營業取締規則 (府)警第十七號(八) 三四	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○廢朝 廢朝中服役特免等ニ關スル件 (勅)第二號(七) 六三	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○大喪ニ付キ三十一日ヨリ五日間廢朝仰出 (省)官第一號(七) 六四	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○明治天皇ノ大喪儀ヲ行ハセラル、ニ付キ九月十三日、十四日、十五日廢朝仰出サレ (告)官第四號(九) 一八五	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○七月三十日附宮内省告示ヲ以テ大喪ニ付キ三十一日ヨリ五日間廢朝ノ旨仰出サレ (告)朝號外(七六一) 一六	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○七月三十日附勅令第二號ヲ以テ廢朝中ハ四人ノ服役ヲ特別シ死刑及答刑ノ執行並歌聲音曲ヲ停止シ、大正元年七月三十一日ヨリ施行スル旨公布セラル (告)朝號外(七六一) 一七	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○廢朝中竝ニ大葬儀ノ當日ハ一般ニ弔旗ヲ掲揚セシム (告)朝第三號(八) 一一七	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三

○三月以下ノ懲役百圓以下ノ罰金、拘留、科料ノ處罰ヲ受クヘキ事犯ノ件 (府)朝第四十一號(四) 二六七	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○關東洲民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁烟罰金拘留及科料ニ關スル件 (府)關第四號(九) 五二	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○「パラチフス」 藥種商、製藥者行政處分ノ件及赤痢、腸管扶私、パラチフス、痘瘡五日報告ニ及ハス (訓)內第二號(二) 九七	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○陸軍軍用銃砲及火藥類拂下規則中改正 (省)陸第一號(八) 四	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○明治三十二年告示第二十一號(臺灣總督府民政部學務部出版圖書拂下審目)中追加 (告)警第十五號(九) 二八〇	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○「拂下」 明治四十四年勅令第九十七號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂下ニ關スル件)中改正 (勅)第九十六號(五) 二四一	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○「帽」 患者用帽制式 (達)陸軍第二十號(四) 一一二	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三
○「砲兵」 明治四十一年勅令第二百六十九號(砲兵工廠製品代金延納ニ關スル件)中改正 (勅)第九十號(五) 二二六	○賠償 賠償法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當贈價價格 (告)大第六十二號(三) 七三

- 鹿兒島縣鹿兒島港ニ設置ノ縣設暴風雨標信號揚御中止ノ處開始ノ旨同縣知事ヨリ届出 (告)文第四十號(二) 一四八
- 島根縣那賀郡濱田町大字原井字瀬戸ヶ島向海ノ平山ニ縣立暴風雨標設置信號揚御開始 (告)文第二百二十四號(四) 五八〇
- 基隆港ニ設置ノ暴風雨標破損ノタメ信號揚御停止 (告)第百三十五號(一〇) 四三三
- 釜山港稅關構内及元山港東町海岸ニ暴風雨標設置 (告)朝第六十三號(三) 四九九
- [澎湖島] 臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第九十九號(四) 三三二
- 臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正 (達)陸達第十七號(四) 九三
- [報告] 社寺境内模倣替竝社寺廢合跡建物處分ノ件、產婆行政處分ノ件、產婆試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車賃汽船賃割引券受拂表及同下附表報告ニ及ハス (訓)内第一號(二) 九七
- 藥種商、製藥者行政處分ノ件及赤痢、腸炎扶私、バラチフス、痘疔五日報告ニ及ハス (訓)内第二號(二) 九七
- 內務省所管官有財產並ニ其増減異動報告様式 (訓)内第四號(二) 九七
- 明治三十一年訓令第一五九號(過年度支出ニ係ル金額等記載方ノ件)、訓令第二十號(支出報告書提出方ノ件)廢止 (訓)内第六號(二) 一〇三
- 明治三十一年訓令第七號(內務省所管經費決算報告書書式)改正 (訓)内第七號(二) 一〇三
- 明治三十五年訓令第九二〇號(出納官吏年末人員等報告方ノ件)廢止 (訓)内第八號(二) 一〇四
- 明治三十三年訓令第一〇五一號(北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル毎年末人口報告ノ件)廢止 (訓)内第十六號(二) 一〇七
- 公有水面ノ埋立及使用ニ關スル處分報告ニ及ハス (訓)内第二十三號(二) 一〇九
- 明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準)、同三十六年同第十三號(市町ニ於ケル出生死亡死産數等報告方ノ件)、同三十九年同第十八號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止 (訓)内第二十八號(二) 一一三
- 海軍高等武官補充條例ニ依ル各候補生ノ勤務報告方設定明治三十六年達第五十四號(同件)廢止 (達)海第四十三號(四) 一一三
- 艦船發着報告規則中改正 (達)海第十八號(五) 三五
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則廢止 (達)海第五十六號(二) 八五
- 明治三十六年達第二十六號(航泊日誌摘要報告ノ件)廢止 (達)海第五十七號(二) 八五
- 明治三十四年訓令第九號(監獄報告例)外訓令、通牒等十五件廢止 (訓)司第二號(三) 一四〇
- 明治二十三年訓令第六號(道廳府縣立諸學校外國人備入備繼、解備文部省ニ報告方)廢止 (訓)文第七號(七) 三四三

- 明治四十四年訓令第四號(漁業監督吏員ヲ命シタルトキ報告效ニ告示方)中改正 (訓)農第六號(二) 一一九
- 博覽會共進會等ニ關スル報告規程設定明治四十年訓令第二十三號(同件)廢止 (訓)農第七號(七) 三四四
- 明治二十五年訓令第二號(私立西洋形造船所及造船表報告方)廢止 (訓)選第一號(八) 五
- 朝鮮總督府報告例 (訓)朝第二十號(二) 一一九
- 司法警察事務報告ニ關スル件 (訓)朝第四號(九) 七八
- 明治四十四年訓令第三十六號(司法警察事務報告ニ關スル件)中改正 (訓)朝第十四號(四) 八六
- [包裝] 砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ雜形 (告)案第三十八號(一〇) 四三四
- [防疫] 防疫職員官制制定明治三十三年勅令第九十七號(總府縣ニ臨時檢査官設置)、同三十六年同第二號(警視廳ニ臨時防疫職員設置)、同第七十八號(神奈川縣同上)、同三十八年同第二百四十三號(大阪府及兵庫縣同上)、同第二百八十二號(山口縣同上)廢止 (勅)第百二號(四) 三三三
- 關東都府府臨時防疫部官制及明治四十四年勅令第十號(關東都府府ニ臨時職員増設)廢止 (勅)第七十二號(三) 一九二
- 明治三十六年勅令第四百五十五號(臨時臺灣總督府ノ防疫事務ニ從事スル職員ノ件)中改正 (勅)第百十三號(五) 三三九
- 防疫官及防疫官補ノ配置スヘキ廳府縣指定 (告)内第三十一號(四) 五六三
- 同上中追加 (告)内第七號(八) 六
- [防禦] 臺灣防禦用品、艦船緊要用品經理規程中改正 (達)海第三十二號(一〇) 五四
- 臺灣國防用防禦營造物區域ニ關スル地圖取締規程中改正 (府)案第三十五號(五) 三八三
- [防備] 防備隊條例改定 (軍)海第二號(一〇) 一六
- 防備隊職員勤務令中改正 (達)海第三十號(一〇) 五三
- [馬具] 陸軍將校馬具制中改正 (勅)第十一號(三) 一一七
- [爆發] 爆發物貯庫規程中改正 (告)内第十八號(九) 一九四
- 兵庫縣飾磨郡家島村ノ内西島宇東大寺ニ西島爆發物貯庫及兵庫縣廳内ニ同爆發物貯庫事務所設置 (告)内第十七號(九) 一九四
- [博覽會] 日本大博覽會事務局官制廢止 (勅)第十九號(三) 一三五
- 明治四十年勅令第二百二號(日本大博覽會開設ノ件)廢止 (勅)第二十號(三) 一三五
- 博覽會共進會等ニ關スル報告規程設定明治四十年訓令第二十三號(同件)廢止 (訓)農第七號(七) 三四四

〔派遣〕

○ 衛戍病院看護卒派遣規則中改正 (達)陸達第五號(九) 九

〔法院〕

○ 臺灣總督府法院職員官俸給及定員令中改正 (勅)第百三十一號(五) 二五五

○ 朝鮮總督府裁判所令第四條第一項ノ各號ニ該當スル民事、刑事ノ訴訟ハ各地方法院ノ外新賓州外四地方法院支廳ニ於テ裁判ヲ爲スノ件 (府)朝第四十三號(四) 二六八

○ 地方法院支廳所在地ニ在勤ノ朝鮮總督府警視、警部其地方法院支廳檢察ノ職務取扱方 (訓)朝第十三號(四) 八五

○ 地方法院支廳取扱事務區別 (告)朝第百六十四號(四) 六六三

○ 明治四十二年府令第七十八號(地方法院及其ノ出張所管内登記所名稱位置管轄區域)中改正 (府)第百七十一號(七) 五七二

○ 同上 (府)第百二十四號(一〇) 一一二

○ 臺中地方法院管内ニ於ケル匪徒刑罰令ニ掲ケタル犯罪被告事件ヲ審判セシムルタメ臨時法院ヲ南投廳林圯埔ニ開設 (府)第百三十號(四) 三四七

○ 同上廢止 (府)第百三十三號(四) 三四七

〔法令〕

○ 艦艇類別標準改正ノ結果海軍諸法令中改正ノ件 (達)海第十三號(八) 三三

〔法例〕

○ 法例ヲ朝鮮ニ施行 (勅)第二十一號(三) 一三六

〔法人〕

○ 法人ノ設立及監督ニ關スル規程 (府)朝第七十一號(四) 三二五

○ 法人及夫婦財產契約登記取扱規則 (府)朝第二十九號(四) 一五五

〔羽二重〕

○ 輸出羽二重検査所規程中改正 (省)農第十五號(一〇) 七三

○ 輸出羽二重検査規程中改正 (訓)農第七號(二) 一四一

〔販賣〕

○ 明治四十四年告示第十七號(銃砲販賣業者、火藥類販賣業者定員)中改正 (告)內第二十四號(一〇) 三〇三

○ 度量衡器販賣委託者住所氏名 (告)朝第百五十九號(四) 六六一

○ 同上 (告)朝第百六十一號(六) 三三九

○ 同上 (告)朝第百三十六號(九) 二七八

○ 同上 (告)朝第百二號(二) 二八八

○ 度量衡器販賣委託解除者住所氏名 (告)朝第百六十號(四) 六六一

○ 同上 (告)朝第百六十二號(六) 三三八

○ 同上 (告)朝第百三十七號(九) 二七八

○ 同上 (告)朝第百三十三號(三) 二八九

○ 内地官廳ノ檢定シタル度量衡器移入販賣特許者住所氏名 (告)朝第百六十一號(四) 六六一

○ 同上 (告)朝第百三十八號(九) 二七九

〔判任〕

○ 判任官俸給令中改正 (勅)第四十七號(三) 一六九

○ 宮内卿任官定員中改正 (省)宮第二號(三) 五二

○ 同上 (省)宮第一號(七) 六一

○ 同上 (省)宮第四號(七) 一五五

○ 同上 (省)宮第五號(二〇) 五五

○ 同上 (省)宮第八號(二二) 七九

○ 判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省)宮第三號(三) 五二

○ 同上 (省)宮第五號(七) 一五五

○ 同上 (省)宮第三號(八) 二

○ 同上 (省)宮第九號(二二) 七九

○ 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第十一號(三) 一三

○ 明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件)施行ニ關スル件 (勅)第七十號(三) 一九〇

○ 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件 (勅)第七十一號(三) 一九一

○ 明治四十五年勅令第二十二號施行ノ際官房、内務部、度支部ニ勤務スル判任官以下ニシテ別ニ辭令ヲ交付セラレサル者勤務局課ノ件 (訓)朝第四十二號(四) 一六二

○ 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入金取扱方 (訓)朝第七十一號(六) 三三八

○ 委任及判任待遇朝鮮總督府監獄職員定員中改正 (府)朝第六十二號(四) 三〇六

○ 軍人軍屬宿直、晝夜交替又ハ徹夜勤務ヲ命セラレタルトキ食料支給方設定明治四十年達第百八號(判任官以下宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)同四十四年同第八十一號(東京各廳在勤ノ高等官判任官ニシテ宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)廢止 (達)海第八號(八) 六

〔判決〕

○ 刑事判決ノ正本謄本及抄本ノ手数料 (府)朝第三號(八) 四

〔判事〕

○ 朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル件 (法)第十二號(四) 一五

○ 朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢察官等給與令改正 (勅)第四十六號(三) 一六六

○ 判事檢事登用試験規則中改正 (省)司第六號(七) 一八三

〔蕃地〕

○ 蕃地ニ於ケル討伐搜索及警戒ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件制定明治三十八年勅令第百八十七號(蕃地警察事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件)廢止 (勅)第三十二號(一〇) 四〇

〔蕃人〕

○ 明治四十四年告示第五十一號(蕃人ノ子弟ヲ就學セシムルニキ公學校ノ名稱及位置)中改正 (告)第百七十六號(二) 八六二

〔飯盒〕

○陸軍將校同僚官、准士官用普餐、副餐、水筒及飯盒制式設定明治三十四年陸達第七十一號(士官普餐制式)廢止 (達)陸達第九號(九) 一八

〔犯則〕

○間接國稅犯則者處分法施行規則中改正 (勅)第十二號(八) 一三
○間接國稅犯則者處分法施行規則中改正 (勅)第十三號(八) 一四

〔犯罪〕

○朝鮮刑事令制定刑法大全、鐵道事項犯罪人處罰例、刑事裁判費用規則廢止 (制)第十一號(三) 三〇
○犯罪即決例中改正 (制)第十二號(三) 三七
○臺中地方法院管内ニ於ケル匪徒刑罰令ニ掲ケタル犯罪被告事件ヲ審判セシムルタメ臨時法院ヲ南投縣林圯埔ニ開設 (府)府第三十號(四) 三四七
○同上廢止 (府)府第三十三號(四) 三四七

〔搬出地〕

○臺灣米穀検査規則第一條第三項ニ依ル米穀ノ搬出地及移出港指定 (告)臺第一一號(七)五一八

二ノ部

〔日當〕

○間島、輝春、安東縣地方へ出張ノ者ニ日當、客舍料及食卓料支給方 (訓)朝第五號(二〇) 八六

〔日誌〕

○航泊日誌取扱及記載心得中削除 (達)海第五十五號(二) 八五
○明治三十六年達第二十六號(航泊日誌摘要報告ノ件)廢止 (達)海第五十七號(二) 八五
○機關年報覽機關日誌取扱及記載心得中改正 (達)海第七十號(三) 一〇七

〔肉色〕

○明治四十一年告示第六十四號(基隆澎湖兩內地移出石花菜検査證印ノ肉色區別)中追加 (告)臺第一十五號(七)五二六

〔入學〕

○朝鮮公立小學校兒童及卒業者他ノ學校へ入學轉學ニ關シ取扱方 (省)文第十二號(五) 一三一
○朝鮮公立高等女學校生徒及卒業者同上 (省)文第十三號(五) 一三一
○朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校生徒及卒業者同上 (省)文第十四號(五) 一三一
○明治四十一年陸達第六號(陸軍砲工學校以下學校學生入學時期)中改正 (達)陸達第十二號(九) 二七
○明治四十三年告示第二百十三號(文部省直轄諸學校入學ニ關スル件)中改正 (告)文第五百十四號(五) 九八八
○旅順高等女學校生徒及卒業者他ノ學校へ入學轉學ニ關スル取扱方 (告)文第一號(二) 五四

〔入札〕

○明治二十三年訓令第五十八號(工事及物件賣買入札手續同契約心得隨意契約心得)廢止 (訓)農第五號(七) 三四三

〔荷物〕

○新義州安東縣間鐵道旅客及荷物特定運賃表 (府)朝第五十五號(六) 四四一
○房總線三門停車場ニ於テ到着小荷物ノ取扱開始 (告)鐵第五十四號(七)四二一
○湖南線咸悅地境兩停車場ニ於テ大小荷物取扱開始 (告)朝第三十三號(五) 二七七

〔任用〕

○宮内官任用令中改正 (皇)第三號(七) 六二
○同上 (皇)第十一號(八) 八
○同上 (皇)第十四號(二〇) 一〇
○同上 (皇)第二十號(二二) 一五
○皇太后宮職職員ノ任用ニ關スル件 (皇)第七號(七) 六五
○官國幣社及神部署神祇任用令中改正 (勅)第八十八號(四) 二〇八
○府縣社以下神社神職任用規則中改正 (省)內第三號(二) 八〇
○海軍上長官士官任用進級取扱規則改正 (達)海第二十九號(三) 六三
○海軍准士官下士任用進級取扱規則 (達)海第五十三號(四) 一二六

○專門學校入學者檢定期程ニ依リ東京府私立女子聖學院普通學部卒業者ヲ專門學校ノ入學ニ關シ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ト指定 (告)文第五號(八) 一五

○明治四十四年告示第三百三十七號(專門學校入學者檢定期程ニ依リ私立同志社專門學校經濟科ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ト指定)中改正 (告)文第二十八號(三) 一四五

○專門學校入學者檢定期程ニ依リ東洋協會大連商業學校卒業者ヲ甲種商業學校卒業者ノ入學シ得ル專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定 (告)文第三十七號(二) 四六二

○專門學校入學者檢定期程ニ依リ私立關西學院高等學部商科ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定 (告)文第五十號(三) 三九九

○專門學校入學者檢定期程ニ依リ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定 (告)文第六十四號(三) 三九四

○專門學校入學者檢定期程ニ依リ專門學校ノ入學ニ關シ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定 (告)文第九十一號(三) 三九九

○同上 (告)文第九十四號(三) 四〇〇
○專門學校入學者檢定期程ニ依リ私立高千穂高等商業學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定 (告)文第四百四十五號(五) 九八六

- 朝鮮總督府及其所屬官署職員ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第五十號(三) 一七一
- 朝鮮總督府書記官及事務官ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第四十八號(二) 一五六
- 明治四十三年勅令第三百九十六號(朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ關スル件)中改正 (勅)第五十五號(三) 一七五
- 朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令 (勅)第五十三號(三) 一七四
- 朝鮮總督府稅關監吏ノ特別任用ニ關スル件 (府)朝第十六號(三) 六一
- 朝鮮公立高等女學校長特別任用ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 一七四
- 明治四十三年勅令第三百二十二號(舊韓國在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件)廢止 (勅)第四十八號(三) 一六九
- 朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件)中改正 (勅)第五十一號(三) 一七三
- 朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令中改正 (勅)第五十二號(三) 一七三
- 朝鮮總督府警部特別任用ニ關スル考試規程 (府)朝第九十二號(五) 三六三
- 縣社以下神社神職任用規則中改正 (府)第五十九號(三) 二六二
- 關東都督府通信書記補特別任用ニ關スル試驗規則中改正 (府)朝第六號(一〇) 一三三
- 群馬縣立工業學校徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文第四十六號(三) 一四九
- 大阪府市立大阪甲種商業學校同上 (告)文第六十號(三) 三九三
- 兵庫縣立神戸商業學校ニ對スル徵兵令上及文官任用令上認定ノ效力 (告)文第六十二號(三) 三九四
- 兵庫縣立工業學校同上 (告)文第六十三號(三) 三九四
- 神奈川縣立農業學校同上 (告)文第四十五號(三) 七三八
- 富山縣立商船學校文官任用令ニ依リ認定 (告)文第十八號(二) 五七
- 千葉縣立園藝專門學校同上 (告)文第六十一號(三) 三九四
- 千葉縣立銚子商業學校同上 (告)文第七十六號(三) 三九六
- 三重縣立鳥羽商船學校同上 (告)文第九十五號(三) 四〇〇
- 栃木縣立商業學校同上 (告)文第五十三號(二) 七四一
- 明治三十八年告示第十五號(福島縣立工業學校染織科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定)中削除 (告)文第十六號(九) 二〇一
- 漁業監督吏員任命 (告)農第七號(二) 六三
- 社寺境内模範替竝社寺廢合跡建物處分ノ件、產婆行政處分ノ件、產婆試驗問題試驗成績及職員任命ノ件、北海道移住民汽車貨汽船賃割引券受拂表及同下附表報告ニ及ハス (訓)內第一號(二) 九七

- 大正元年度人參納付期日及場所 (告)朝第四十九號(一〇) 四三三
- 人參
- 明治四十四年達第百十九號(海軍工作廳以外ノ工場ニ於テ常時使役スル職工、人夫ノ給與ニ關スル件)中追加 (達)海第六十八號(三) 一〇七
- 官役職工人夫扶助令施行細則中改正 (府)朝第六十四號(七) 五六六
- 人參
- 大正元年度人參納付期日及場所 (告)朝第四十九號(一〇) 四三三
- ホノ部
- 步兵
- 第三師團步兵第六聯隊同第六十八聯隊ヨリ北清ニ派遣シアル部隊ニ關スル明治四十三年徵集ノ現役步兵及現役上等看護卒在營期間延期 (省)陸第六號(一〇) 五七
- 明治四十四年省令第十四號(明治四十二年徵集ノ現役步兵及同上看護卒ニシテ第五師團ノ步兵聯隊ニ屬スル者在營期間延期ノ件)廢止 (省)陸第八號(五) 二二八
- 墓地
- 明治十七年達乙第四十號(葬地及埋葬取締規則第八條ニ依ル施行方法細目標準)中改正 (訓)內第二十二號(二) 一〇九
- 墓地、火葬場埋葬及火葬取締規則 (府)朝第二百二十三號(六) 四八七
- 葡萄牙
- 亞然の音國ニ於テ國際無線電信條約批准竝ニ葡萄牙國ニ於テ其殖民地及領地ノタメ同條約ニ加入 (告)達第四百一十一號(三) 一九七
- 保存
- 古社寺保存法ニ依リ國費ノ資格アル物件指定 (告)內第十一號(三) 二二五
- 同上 (告)內第九號(九) 一八六
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ノ資格アル建造物指定 (告)內第十號(三) 二二四
- 保管
- 保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道郵便電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第十四號(八) 一五
- 朝鮮總督府鐵道局出納官吏ニ於テ手許ニ保管シ得ル現金額 (訓)朝第一號(八) 五
- 朝鮮關稅令、朝鮮關稅令施行規則及朝鮮總督府稅關貨物取扱人ニ關スル制令施行細則ニ基キ稅關ノ保管スル供託受領證整理方 (訓)朝第八號(一〇) 九二
- 明治三十七年告示第四百八十八號(託送手荷物、小荷物、死體貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其ノ取扱手續)中改正 (告)鐵第三十九號(四) 五五九
- 葡萄牙 (葡萄牙) (保存) (保管)

○ 煙草專賣法施行細則ニ依リ徵收スル葉煙草及製造煙草ノ保管料並ニ徵收方 (告)大第六十三號(四) 五六八	○ 煙草賣捌規則ニ依リ徵收スル製造煙草保管料 (告)大第七十號(五) 九六七	○ 遼瀋畜牛保健組合規則 (律)第三號(三) 八	○ 遼瀋畜牛保健組合規則施行規則 (府)第五十五號(三) 二五五	○ 保險業法中改正 (法)第十八號(四) 二六	○ 同上施行期日 (勅)第五十六號(三) 六八	○ 保險業法施行規則改正 (省)農第二十九號(三) 一九七	○ 保險業法施行規則中改正 (府)第五十二號(九) 四九	○ 明治三十三年勅令第三百八十號(外國保險會社ニ關スル件)中改正 (勅)第五十七號(三) 六八	○ 明治三十三年省令第十九號(外國保險會社ニ關スル件)改正 (省)農第三十號(三) 二四二	○ 東亞火災保險相互會社ノ保險契約新締結停止 (告)農第九十六號(二) 四六六	○ 工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條)第一號(二) 一	○ 同上實施期日 (告)外第一號(二) 四五〇	○ 清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條)第二號(二) 四	○ 同上實施期日 (告)外第二號(二) 四九〇	○ 臘虎腦脂獸保護ニ關スル事務ヲ掌理セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置 (勅)第四百四號(五) 二二七	○ 舊堂上華族保護資金令 (皇)第三號(七) 二〇	○ 同上中改正 (皇)第十八號(一〇) 一三	○ 國有森林山野保護規則 (府)第四百五號(五) 三八一	○ 國有森林山野保護規則ニ依リ森林保護區、森林保護區域及森林保護員駐在所指定 (告)朝第十六號(八) 一三二	○ 土地ノ濫賣ヲ防遏シ自作農民ヲ保護増殖シ農政上遺德ナキヲ期ヒシム (訓)朝第十三號(二) 一三六	○ 國有林野ノ管理保護ニ關シ警察官吏ヲシテ地方官ヲ補助シ其任ニ膺ラシム (訓)朝第二十三號(三) 一四三	○ 森林山野ノ取締ニ關シ警察官吏タル者地方官ヲ補助シ其保護保育ニ努メシム (訓)朝第二十二號(三) 一四二	○ 英國及丁抹國ニ於テ一九〇八年十一月十三日附文學前及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ヲ批准シタル旨瑞西聯邦政府ヨリ通牒 (告)內第十一號(七) 一九〇	○ 保安林特別補償規則 (省)農第十七號(七) 一八七	○ 保安林編入 (告)農第二十四號(三) 一五四	○ 同上 (告)農第二十六號(三) 一五四	○ 同上 (告)農第四十七號(三) 一七六	○ 同上 (告)農第五十六號(三) 四〇九
---	---	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--	--	--	------------------------------------	----------------------------	--	----------------------------	--	------------------------------	---------------------------	---------------------------------	---	--	---	--	--	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

○ 同上 (告)農第六十二號(三) 四二	○ 同上 (告)農第六十七號(三) 四二	○ 同上 (告)農第七十四號(三) 四二	○ 同上 (告)農第八十一號(三) 四二	○ 同上 (告)農第八十五號(三) 四二	○ 同上 (告)農第九十五號(四) 五八八	○ 同上 (告)農第一百號(四) 五九一	○ 同上 (告)農第一百十一號(四) 五九七	○ 同上 (告)農第一百二十六號(五) 九九六	○ 同上 (告)農第一百三十四號(五) 一〇〇八	○ 同上 (告)農第一百三十七號(五) 一〇〇九	○ 同上 (告)農第一百四十六號(五) 一〇一三	○ 同上 (告)農第一百四十七號(五) 一〇一四	○ 同上 (告)農第一百五十七號(五) 一〇二五	○ 同上 (告)農第一百五十九號(五) 一〇二九	○ 同上 (告)農第一百六十六號(五) 一〇三九	○ 同上 (告)農第一百七十三號(六) 二五九	○ 同上 (告)農第一百七十四號(六) 二五九	○ 同上 (告)農第一百七十五號(六) 二五九	○ 同上 (告)農第一百七十八號(六) 二六三	○ 同上 (告)農第二百三號(六) 二八一	○ 同上 (告)農第二百四號(六) 二八二	○ 同上 (告)農第二百八號(六) 二八三	○ 同上 (告)農第二百九號(六) 二八四	○ 同上 (告)農第二百十四號(六) 二八七	○ 同上 (告)農第二百十六號(六) 二八八	○ 同上 (告)農第二百十九號(七) 二九〇	○ 同上 (告)農第二百二十三號(七) 二九二	○ 同上 (告)農第二百二十八號(七) 二九四	○ 同上 (告)農第二百二十九號(七) 二九七	○ 同上 (告)農第二百三十號(七) 二九七	○ 同上 (告)農第一號(八) 一七	○ 同上 (告)農第三號(八) 一七	○ 同上 (告)農第五號(八) 一八	○ 同上 (告)農第九號(八) 二二	○ 同上 (告)農第十四號(八) 三四	○ 同上 (告)農第十九號(八) 四〇	○ 同上 (告)農第二十六號(八) 五一	○ 同上 (告)農第四十一號(九) 二〇九	○ 同上 (告)農第五十二號(九) 二二六	○ 同上 (告)農第六十一號(一〇) 三三四	○ 同上 (告)農第六十四號(一〇) 三三九	○ 同上 (告)農第六十七號(一〇) 三三九	○ 同上 (告)農第七十四號(一〇) 三三八	○ 同上 (告)農第七十八號(一〇) 三三九	○ 同上 (告)農第八十三號(一〇) 三四二
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

○同上	(告)農第七號(一) 四七三	○同上	(告)農第八十八號(一〇) 三四九
○同上	(告)農第一百十二號(一) 四七六	○同上	(告)農第九十二號(一) 四六五
○同上	(告)農第一百十三號(一) 四七七	○同上	(告)農第九十三號(一) 四六五
○同上	(告)農第一百二十三號(一) 四九六	○同上	(告)農第九十四號(一) 四六六
○同上	(告)農第一百二十五號(一) 四九六	○同上	(告)農第九十五號(一) 四六六
○同上	(告)農第一百三十號(一) 七四二	○同上	(告)農第一百九號(一) 四九五
○同上	(告)農第一百三十三號(一) 七四三	○同上	(告)農第一百四十八號(一) 七五二
○同上	(告)農第一百四十五號(一) 七四八	○保安林處分	(告)農第八十六號(一) 四二〇
○同上	(告)農第一百四十七號(一) 七五二	○同上	(告)農第八十九號(一) 四二三
○同上	(告)農第一百五十三號(一) 七五四	○同上	(告)農第五十六號(一) 四二四
○同上	(告)農第一百五十四號(一) 七五四	○同上	(告)農第八十九號(一) 二七三
○保安林不編入	(告)農第一百四十一號(一) 一〇一〇	○同上	(告)農第九十八號(一) 二七九
○同上	(告)農第一百六十二號(一) 一〇三一	○同上	(告)農第二百二十七號(一) 四三三
○同上	(告)農第一百八十五號(一) 二六九	○同上	(告)農第十七號(一) 三九
○同上	(告)農第一百九十九號(一) 二七九	○同上	(告)農第五十一號(一) 二六
○同上	(告)農第二百二十六號(一) 二四三	○同上	(告)農第六十九號(一) 三三六
○同上	(告)農第二百三十九號(一) 二四六	○同上	(告)農第七十六號(一) 三三八
○同上	(告)農第十號(一) 二二	○同上	(告)農第八十二號(一) 三四二
○同上	(告)農第二十三號(一) 四一	○同上	(告)農第九十九號(一) 四六七
○同上	(告)農第三十號(一) 二〇五	○同上	(告)農第一百三號(一) 四七一
○同上	(告)農第六十五號(一) 三三五	○同上	(告)農第三百五號(一) 七四三
○同上	(告)農第六十八號(一) 三三六	○同上	(告)農第二號(一) 五九
○同上	(告)農第八十一號(一) 三四二	○保安林解除	

○同上	(告)農第四號(一) 六〇	○同上	(告)農第四十六號(一) 一七六
○同上	(告)農第五號(一) 六一	○同上	(告)農第四十八號(一) 四〇六
○同上	(告)農第八號(一) 六三	○同上	(告)農第四十九號(一) 四〇七
○同上	(告)農第九號(一) 六四	○同上	(告)農第五十三號(一) 四〇八
○同上	(告)農第十號(一) 六四	○同上	(告)農第五十四號(一) 四〇八
○同上	(告)農第十二號(一) 六四	○同上	(告)農第五十五號(一) 四〇九
○同上	(告)農第十四號(一) 六六	○同上	(告)農第五十七號(一) 四〇九
○同上	(告)農第十五號(一) 六六	○同上	(告)農第五十九號(一) 四一〇
○同上	(告)農第十六號(一) 六六	○同上	(告)農第六十一號(一) 四一〇
○同上	(告)農第十七號(一) 六七	○同上	(告)農第六十四號(一) 四一一
○同上	(告)農第十八號(一) 七三	○同上	(告)農第六十五號(一) 四一一
○同上	(告)農第二十號(一) 八〇	○同上	(告)農第六十六號(一) 四二二
○同上	(告)農第二十一號(一) 八〇	○同上	(告)農第六十八號(一) 四二二
○同上	(告)農第二十二號(一) 八一	○同上	(告)農第七十號(一) 四二三
○同上	(告)農第二十三號(一) 八二	○同上	(告)農第七十二號(一) 四二三
○同上	(告)農第二十五號(一) 一四九	○同上	(告)農第七十五號(一) 四二三
○同上	(告)農第二十八號(一) 一五五	○同上	(告)農第七十七號(一) 四二五
○同上	(告)農第三十號(一) 一五六	○同上	(告)農第八十二號(一) 四一九
○同上	(告)農第三十一號(一) 一六一	○同上	(告)農第八十四號(一) 四一九
○同上	(告)農第三十三號(一) 一六一	○同上	(告)農第八十七號(一) 四二二
○同上	(告)農第三十八號(一) 一六八	○同上	(告)農第九十一號(一) 五八七
○同上	(告)農第四十號(一) 一七〇	○同上	(告)農第九十七號(一) 五九〇
○同上	(告)農第四十一號(一) 一七〇	○同上	(告)農第九十八號(一) 五九〇

○ 同上	(告) 農第九十九號(四) 五九一	○ 同上	(告) 農第三百三十五號(五) 一〇〇八
○ 同上	(告) 農第一百號(四) 五九一	○ 同上	(告) 農第三百三十六號(五) 一〇〇九
○ 同上	(告) 農第一百二號(四) 五九二	○ 同上	(告) 農第三百三十九號(五) 一〇一〇
○ 同上	(告) 農第一百三號(四) 五九二	○ 同上	(告) 農第三百四十四號(五) 一〇一三
○ 同上	(告) 農第一百四號(四) 五九三	○ 同上	(告) 農第三百四十五號(五) 一〇一三
○ 同上	(告) 農第一百五號(四) 五九三	○ 同上	(告) 農第三百四十八號(五) 一〇一四
○ 同上	(告) 農第一百六號(四) 五九四	○ 同上	(告) 農第三百四十九號(五) 一〇一四
○ 同上	(告) 農第一百七號(四) 五九四	○ 同上	(告) 農第三百五十三號(五) 一〇一五
○ 同上	(告) 農第一百八號(四) 五九四	○ 同上	(告) 農第三百五十四號(五) 一〇一九
○ 同上	(告) 農第一百九號(四) 五九四	○ 同上	(告) 農第三百五十五號(五) 一〇二二
○ 同上	(告) 農第一百十號(四) 五九五	○ 同上	(告) 農第三百五十八號(五) 一〇二五
○ 同上	(告) 農第一百十六號(五) 九九二	○ 同上	(告) 農第三百六十號(五) 一〇三〇
○ 同上	(告) 農第一百十七號(五) 九九二	○ 同上	(告) 農第三百六十一號(五) 一〇三一
○ 同上	(告) 農第一百十八號(五) 九九二	○ 同上	(告) 農第三百六十四號(五) 一〇三二
○ 同上	(告) 農第一百十九號(五) 九九二	○ 同上	(告) 農第三百六十五號(五) 一〇三五
○ 同上	(告) 農第一百二十二號(五) 九九四	○ 同上	(告) 農第三百七十號(五) 一〇四一
○ 同上	(告) 農第一百二十四號(五) 九九五	○ 同上	(告) 農第三百七十一號(五) 一〇四一
○ 同上	(告) 農第一百二十五號(五) 九九六	○ 同上	(告) 農第三百七十二號(五) 一〇五八
○ 同上	(告) 農第一百二十七號(五) 九九六	○ 同上	(告) 農第三百七十六號(五) 一〇六〇
○ 同上	(告) 農第一百二十八號(五) 九九七	○ 同上	(告) 農第三百七十七號(五) 一〇六〇
○ 同上	(告) 農第一百二十九號(五) 一〇〇〇	○ 同上	(告) 農第三百七十八號(五) 一〇六〇
○ 同上	(告) 農第一百三十一號(五) 一〇〇一	○ 同上	(告) 農第三百八十二號(五) 一〇六三
○ 同上	(告) 農第一百三十三號(五) 一〇〇一	○ 同上	(告) 農第三百八十三號(五) 一〇六五

○ 同上	(告) 農第八十七號(六) 二七〇	○ 同上	(告) 農第八號(八) 二二
○ 同上	(告) 農第八十八號(六) 二七〇	○ 同上	(告) 農第十五號(八) 三八
○ 同上	(告) 農第八十九號(六) 二七四	○ 同上	(告) 農第十八號(八) 三九
○ 同上	(告) 農第九十三號(六) 二七五	○ 同上	(告) 農第二十號(八) 四〇
○ 同上	(告) 農第九十五號(六) 二七七	○ 同上	(告) 農第二十一號(八) 四〇
○ 同上	(告) 農第九十七號(六) 二七九	○ 同上	(告) 農第二十二號(八) 四一
○ 同上	(告) 農第一百號(六) 二八〇	○ 同上	(告) 農第二十四號(八) 四一
○ 同上	(告) 農第一百一號(六) 二八〇	○ 同上	(告) 農第二十八號(九) 二〇三
○ 同上	(告) 農第一百五號(六) 二八二	○ 同上	(告) 農第二十九號(九) 二〇五
○ 同上	(告) 農第一百六號(六) 二八三	○ 同上	(告) 農第三十一號(九) 二〇六
○ 同上	(告) 農第一百七號(六) 二八三	○ 同上	(告) 農第三十二號(九) 二〇六
○ 同上	(告) 農第一百十二號(六) 二八七	○ 同上	(告) 農第三十三號(九) 二〇六
○ 同上	(告) 農第一百十三號(六) 二八七	○ 同上	(告) 農第三十四號(九) 二〇七
○ 同上	(告) 農第一百十五號(六) 二八八	○ 同上	(告) 農第三十七號(九) 二〇八
○ 同上	(告) 農第一百十七號(六) 二八八	○ 同上	(告) 農第三十八號(九) 二〇八
○ 同上	(告) 農第一百二十一號(七) 二四三〇	○ 同上	(告) 農第三十九號(九) 二〇九
○ 同上	(告) 農第一百二十五號(七) 二四三三	○ 同上	(告) 農第四十二號(九) 二一一
○ 同上	(告) 農第一百三十四號(七) 二四四二	○ 同上	(告) 農第四十四號(九) 二一八
○ 同上	(告) 農第一百三十六號(七) 二四四四	○ 同上	(告) 農第四十五號(九) 二一八
○ 同上	(告) 農第一百三十八號(七) 二四四五	○ 同上	(告) 農第四十六號(九) 二一九
○ 同上	(告) 農第一百六號(八) 一七	○ 同上	(告) 農第四十九號(九) 二二五
○ 同上	(告) 農第六號(八) 一八	○ 同上	(告) 農第五十三號(一〇) 三三一
○ 同上	(告) 農第七號(八) 一九	○ 同上	(告) 農第五十四號(一〇) 三三二

○同上	(告)農第五十五號(○) 三三三	○同上	(告)農第二百一十一號(一) 四九五
○同上	(告)農第五十六號(○) 三三二	○同上	(告)農第二百一十二號(一) 四九五
○同上	(告)農第五十七號(○) 三三三	○同上	(告)農第二百一十四號(一) 四九六
○同上	(告)農第五十八號(○) 三三三	○同上	(告)農第二百一十八號(一) 七四一
○同上	(告)農第六十二號(○) 三三四	○同上	(告)農第二百二十一號(一) 七四二
○同上	(告)農第六十六號(○) 三三五	○同上	(告)農第二百二十二號(一) 七四三
○同上	(告)農第七十一號(○) 三三七	○同上	(告)農第二百二十六號(一) 七四四
○同上	(告)農第七十二號(○) 三三七	○同上	(告)農第二百三十七號(一) 七四四
○同上	(告)農第七十五號(○) 三三八	○同上	(告)農第二百三十八號(一) 七四五
○同上	(告)農第八十號(○) 三四〇	○同上	(告)農第二百三十九號(一) 七四五
○同上	(告)農第八十四號(○) 三四二	○同上	(告)農第二百四十六號(一) 七五一
○同上	(告)農第八十五號(○) 三四二	○同上	(告)農第二百四十九號(一) 七五二
○同上	(告)農第八十七號(○) 三四九	○同上	(告)農第二百五十號(一) 七五三
○同上	(告)農第八十九號(一) 四六四	○同上	(告)農第二百五十一號(一) 七五三
○同上	(告)農第九十號(一) 四六四	○同上	(告)農第二百五十二號(一) 七五三
○同上	(告)農第九十一號(一) 四六五	○同上	(告)農第二百五十六號(一) 七五六
○同上	(告)農第九十七號(一) 四六七	○同上	(告)農第二百五十七號(一) 七五九
○同上	(告)農第一百號(一) 四六八	○同上	(告)農第二百五十八號(一) 七六二
○同上	(告)農第一百一號(一) 四六九	○同上	(告)農第二百五十九號(一) 七六二
○同上	(告)農第一百八號(一) 四七四	○同上	(告)農第六十一號(一) 七六五
○同上	(告)農第一百九號(一) 四七五	○同上	(告)農第十九號(一) 八〇
○同上	(告)農第一百十五號(一) 四七一	○保安林不解除	

○同上	(告)農第二十七號(三) 一五五	○同上	(告)農第九十號(六) 二七三
○同上	(告)農第二十九號(三) 一五六	○同上	(告)農第九十二號(六) 二七五
○同上	(告)農第三十二號(三) 一六一	○同上	(告)農第九十六號(六) 二七八
○同上	(告)農第三十四號(三) 一六二	○同上	(告)農第二百二號(七) 二八一
○同上	(告)農第四十五號(三) 一七五	○同上	(告)農第二百十八號(六) 二九一
○同上	(告)農第五十二號(三) 四〇八	○同上	(告)農第二百二十二號(七) 四三〇
○同上	(告)農第六十號(三) 四一〇	○同上	(告)農第二百三十五號(七) 四四四
○同上	(告)農第六十九號(三) 四二三	○同上	(告)農第四號(八) 一八
○同上	(告)農第七十三號(三) 四二四	○同上	(告)農第四十三號(九) 二二七
○同上	(告)農第七十六號(三) 四二五	○同上	(告)農第五十號(九) 二二六
○同上	(告)農第七十八號(三) 四二五	○同上	(告)農第五十九號(一〇) 三三三
○同上	(告)農第八十八號(三) 四二二	○同上	(告)農第六十三號(一〇) 三三五
○同上	(告)農第九十四號(四) 五八八	○同上	(告)農第七十七號(一〇) 三三九
○同上	(告)農第九十六號(四) 五九〇	○同上	(告)農第九十八號(一) 四六七
○同上	(告)農第一百十二號(四) 五九八	○同上	(告)農第一百號(一) 四七〇
○同上	(告)農第一百三十號(五) 一〇〇一	○同上	(告)農第一百十號(一) 四七五
○同上	(告)農第一百三十八號(五) 一〇〇九	○同上	(告)農第一百二十號(一) 四九五
○同上	(告)農第一百五十號(五) 一〇一四	○同上	(告)農第一百二十九號(二) 七四二
○同上	(告)農第一百五十一號(五) 一〇一五	○同上	(告)農第一百三十四號(二) 七四三
○同上	(告)農第一百五十二號(五) 一〇一五	○同上	(告)農第一百三十四號(三) 七四三
○同上	(告)農第一百六十三號(五) 一〇三一	○保安林編入	(告)京都保編第一號(三) 五三八
○同上	(告)農第一百八十四號(六) 二六九	○同上	(告)大阪保編第一號(三) 五三一
○同上	(告)農第一百八十六號(六) 二六九	○同上	(告)大阪保編第一號(二) 六五八

○同上	(告)神奈川保編第一號(四) 六九六	○同上	(告)千葉保編第一號(三) 五三九
○同上	(告)神奈川保編第一號(二) 四三七	○同上	(告)茨城保編第一號(四) 七三一
○同上	(告)兵庫保編第一號(二) 四三七	○同上	(告)茨城保編第二號(四) 七三二
○同上	(告)埼玉保編第一號(六) 三六六	○同上	(告)茨城保編第三號(四) 七三三
○同上	(告)埼玉保編第二號(六) 三三三	○同上	(告)茨城保編第一號(三) 八六五
○同上	(告)埼玉保編第三號(六) 三三〇	○同上	(告)静岡保編第一號(一) 一一三
○同上	(告)埼玉保編第四號(六) 三三七	○同上	(告)静岡保編第二號(五) 一一五
○同上	(告)群馬保編第一號(四) 七〇一	○同上	(告)静岡保編第三號(五) 一一四
○同上	(告)群馬保編第二號(四) 七〇六	○同上	(告)静岡保編第一號(九) 二九二
○同上	(告)群馬保編第三號(四) 七一〇	○同上	(告)静岡保編第二號(二) 六六一
○同上	(告)群馬保編第四號(四) 七六六	○同上	(告)静岡保編第三號(二) 六六七
○同上	(告)群馬保編第五號(四) 七二〇	○同上	(告)静岡保編第四號(二) 六七三
○同上	(告)群馬保編第六號(四) 七三三	○同上	(告)山梨保編第一號(五) 一一五
○同上	(告)群馬保編第七號(四) 七三四	○同上	(告)山梨保編第二號(五) 一一九
○同上	(告)群馬保編第八號(四) 七三八	○同上	(告)山梨保編第三號(五) 一二六
○同上	(告)群馬保編第九號(七) 五三八	○同上	(告)山梨保編第四號(五) 一二八
○同上	(告)群馬保編第十號(七) 五三三	○同上	(告)滋賀保編第一號(一) 一一四
○同上	(告)群馬保編第十一號(七) 五三六	○同上	(告)岐阜保編第一號(四) 七三九
○同上	(告)群馬保編第十二號(七) 五三九	○同上	(告)岐阜保編第一號(八) 一三〇
○同上	(告)群馬保編第十三號(七) 五四三	○同上	(告)長野保編第一號(四) 七四〇
○同上	(告)群馬保編第十四號(七) 五四七	○同上	(告)長野保編第二號(四) 七四四
○同上	(告)群馬保編第十五號(七) 五五一	○同上	(告)長野保編第三號(四) 七四九
○同上	(告)群馬保編第十六號(七) 五五六	○同上	(告)長野保編第四號(四) 七五四

○同上	(告)長野保編第五號(四) 七六〇	○同上	(告)富山保編第一號(三) 五四五
○同上	(告)長野保編第六號(四) 七六五	○同上	(告)富山保編第二號(四) 八〇二
○同上	(告)長野保編第七號(四) 七七〇	○同上	(告)富山保編第三號(六) 三九三
○同上	(告)長野保編第八號(四) 七七五	○同上	(告)富山保編第四號(六) 三九三
○同上	(告)長野保編第九號(五) 二七一	○同上	(告)富山保編第五號(六) 三九四
○同上	(告)長野保編第九號(四) 七七八	○明治四十五年告示保編第五號(保安林編入)取消	
○同上	(告)宮城保編第一號(一) 一一五	○保安林編入	(告)富山保編第一號(八) 一三〇
○同上	(告)宮城保編第二號(三) 五三四	○同上	(告)鳥取保編第一號(四) 八〇三
○同上	(告)宮城保編第三號(四) 七七九	○同上	(告)鳥取保編第二號(四) 八〇六
○同上	(告)宮城保編第一號(二) 八七六	○同上	(告)鳥根保編第一號(三) 三三九
○同上	(告)宮城保編第二號(二) 八八三	○同上	(告)鳥根保編第一號(一) 四四五
○同上	(告)巖手保編第一號(四) 七八〇	○同上	(告)岡山保編第一號(四) 八一〇
○同上	(告)巖手保編第二號(四) 七八五	○同上	(告)岡山保編第二號(四) 八一〇
○同上	(告)青森保編第一號(四) 七八九	○保安林不編入	(告)岡山保編第三號(四) 八二二
○同上	(告)青森保編第二號(四) 七八九	○保安林編入	(告)岡山保編第四號(六) 三九四
○同上	(告)山形保編第三號(七) 二五九	○同上	(告)岡山保編第五號(七) 五六一
○同上	(告)秋田保編第一號(四) 七九三	○同上	(告)岡山保編第六號(七) 五六三
○同上	(告)福井保編第一號(三) 三三九	○同上	(告)廣島保編第一號(四) 八一四
○同上	(告)福井保編第二號(七) 二六一	○同上	(告)廣島保編第二號(五) 二七二
○同上	(告)石川保編第一號(四) 七九三	○同上	(告)和歌山保編第一號(五) 二七四
○同上	(告)石川保編第二號(四) 七九七	○同上	(告)和歌山保編第一號(三) 八九〇
○同上	(告)石川保編第一號(二) 四四二	○同上	(告)徳島保編第一號(三) 二二三
		○同上	(告)香川保編第一號(二) 六八〇

○ 同上	(告)愛媛保編第一號(二) 六八一	○ 同上	(告)沖繩保編第十號(四) 八六四
○ 同上	(告)高知保編第一號(四) 八二六	○ 同上	(告)沖繩保編第十一號(四) 八七一
○ 同上	(告)高知保編第一號(八) 一三〇	○ 同上	(告)沖繩保編第十二號(四) 八七五
○ 同上	(告)福岡保編第一號(三) 二三六	○ 同上	(告)沖繩保編第十三號(四) 八七九
○ 同上	(告)福岡保編第二號(三) 五九八	○ 同上	(告)沖繩保編第十四號(四) 八八四
○ 同上	(告)大分保編第一號(二) 一一八	○ 同上	(告)沖繩保編第十五號(四) 八八九
○ 同上	(告)大分保編第一號(〇) 四四六	○ 同上	(告)沖繩保編第十六號(四) 八九四
○ 同上	(告)佐賀保編第一號(三) 二二六	○ 同上	(告)沖繩保編第十七號(四) 八九八
○ 同上	明治四十五年告示保編第一號東松浦郡鏡村大字半田	○ 同上	(告)沖繩保編第十八號(四) 九〇三
	字鷹取四、六七番イ外保安林ノ内更正	○ 同上	(告)沖繩保編第十九號(四) 九〇九
	(告)佐賀保編第二號(六) 三九四	○ 同上	(告)沖繩保編第二十號(四) 九一四
○ 保安林編入	(告)宮崎保編第一號(八) 一三三	○ 同上	(告)沖繩保編第二十一號(五) 一七六
○ 同上	(告)宮崎保編第二號(一) 六八八	○ 同上	(告)沖繩保編第二十二號(五) 一八〇
○ 同上	(告)鹿児島保編第一號(五) 一七二	○ 同上	(告)沖繩保編第二十三號(五) 一八四
○ 同上	(告)沖繩保編第一號(三) 五五〇	○ 同上	(告)沖繩保編第二十四號(五) 一八九
○ 同上	(告)沖繩保編第二號(四) 八二六	○ 同上	(告)沖繩保編第二十五號(五) 一九三
○ 同上	(告)沖繩保編第三號(四) 八二二	○ 同上	(告)沖繩保編第二十六號(五) 一九八
○ 同上	(告)沖繩保編第四號(四) 八二六	○ 同上	(告)沖繩保編第二十七號(五) 二〇三
○ 同上	(告)沖繩保編第五號(四) 八三三	○ 同上	(告)沖繩保編第二十八號(六) 二九五
○ 同上	(告)沖繩保編第六號(四) 八三八	○ 同上	(告)沖繩保編第二十九號(六) 二四〇
○ 同上	(告)沖繩保編第七號(四) 八四九	○ 同上	(告)沖繩保編第一號(一) 六八八
○ 同上	(告)沖繩保編第八號(四) 八五一	○ 同上	(告)沖繩保編第二號(三) 八九七
○ 同上	(告)沖繩保編第九號(四) 八五七	○ 同上	(告)朝第七十二號(二) 六三三

○ 同上	(告)朝第八十六號(一) 六三九	○ 明治三十七年省令第十號(私設保稅倉庫ノ營業等ニ	○ 同上(石川縣)
○ 同上	(告)朝第八十七號(二) 六三九	關スル特許手数料)中改正	(詔)一月九日(一) 一
○ 同上	(告)朝第九十四號(二) 六四三	(省)大第十九號(七) 一八〇	(詔)五月三十日(五) 七
○ 保安林指定	(告)朝第九十七號(三) 二二七	朝鮮保稅倉庫令	(省)農第十號(一〇) 七〇
○ 同上	(告)朝第三十四號(三) 五二四	朝鮮保稅倉庫令施行規則	(省)農第二十七號(三) 一九六
○ 保安林解除	(告)朝第三十六號(三) 五二五	官設保稅倉庫敷料	(訓)內第三號(一) 九七
○ 同上	(告)朝第七十四號(五) 一五二	朝鮮ニ於ケル保稅地域間ノ運送道路	(府)朝第七號(五) 三八三
○ 保安林解除	(告)朝第八十四號(六) 一六一	關稅令、噸稅令、保稅倉庫令及關稅定率令並ニ附屬法	(訓)朝第六十六號(六) 三三三
○ 同上	(告)朝第九十四號(七) 一五一	令發布ニ付キ趣旨貫徹方	
○ 保安林指定	(告)朝第九十九號(九) 二八九	(補闕)	
○ 同上	(告)朝第五十一號(一) 六四七	貴族院男爵議員補選選舉	(詔)二月三日(三) 三
○ 保安林指定	(告)朝第六十號(二) 八五二	貴族院多額納稅者議員補選選舉(兵庫縣)	(詔)一月九日(二) 一
○ 同上	(告)朝第六十五號(三) 八五九	同上(石川縣)	(詔)五月三十日(五) 七
[保證]		産業試験費講習費國庫補助法施行規則中改正	(省)農第十號(一〇) 七〇
○ 明治四十一年勅令第二百八十七號(政府ニ納ムル保		靈病豫防費國庫補助規則中削除	(省)農第二十七號(三) 一九六
證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル		明治二十二年訓第三六四號(國道改修費國庫補助京	(省)農第二十七號(三) 一九六
件)中改正		請方)件)同三十四年訓第七〇〇號(北海道移住民	(訓)內第三號(一) 九七
○ 明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)、同		員數報告)件)廢止	(府)朝第七號(五) 三八三
四十二年同第八號(登陸國債ノ擔保充用ニ關スル件)		憲兵補助員規程中改正	(訓)朝第六十六號(六) 三三三
及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シ		地方土木費國庫補助規程	
タル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太			
ニ施行スル件			
(勅)第三十六號(一〇) 四三			
[保稅]			
○ 明治三十七年勅令第九號(私設保稅倉庫營業ノ特			
許等ニ關シ特許手数料徵收ノ件)中改正			
(勅)第五十二號(七) 二七六			

明治三十五年 索引 (保證) (保稅) (補闕) (補助)

○道種苗場設置並道種苗補助費交付規程 (訓)朝第三十四號四 一四二	○地方林業補助費交付規程 (訓)朝第三十五號四 一四三	○明治四十四年度北海道罹災救助基金國庫補助額 (告)大第十八號三 一三九	○大正元年度北海道罹災救助基金國庫補助額 (告)大第四十八號二二 六九六	○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第十一號三 一三	○明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件) (訓)朝第四十三號四 一六二	○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件 (勅)第七十一號三 一九〇	○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入ノ金取扱方 (訓)朝第七十一號六 三三八	○高等官官等俸給令中改正 (勅)第二號二 九	○同上 (勅)第四十五號三 一六四	○同上 (勅)第六十七號三 一八八	○同上 (勅)第八十二號四 二〇一
--------------------------------------	--------------------------------	---	---	---	--	---	---	---------------------------	----------------------	----------------------	----------------------

○保安林特別補償規則 (省)農第十七號七 一八七	○明治四十五年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件 (勅)第九號五 二二〇	○海軍高等武官補充條例中改正 (勅)第四百四十六號七 二七二	○海軍高等武官補充條例ニ依ル各候補生ノ勤務報告方設定明治三十六年達第五十四號(同件)廢止 (達)海第四十三號四 二二二	○明治四十三年陸達第三號(軍馬補充部支部同派出所及出張所ノ名稱及位置)中改正 (達)陸達第十三號三 五七	○軍隊縫靴工具定數表同附圖 (達)陸達第三號二 三	○崩御 (告)七月三十日(七)四二一	○天皇陛下崩御 (告)關第八十七號七(一)五二八	○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第十一號三 一三	○明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件) (訓)朝第四十三號四 一六二	○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入ノ金取扱方 (訓)朝第七十一號六 三三八	○高等官官等俸給令中改正 (勅)第二號二 九	○同上 (勅)第四十五號三 一六四	○同上 (勅)第六十七號三 一八八	○同上 (勅)第八十二號四 二〇一	○同日 (勅)第三百三號四 二三五	○判任官俸給令中改正 (勅)第四百七號三 二六九	○宮内官官等俸給令中改正 (皇)第二號七 六二	○同上 (皇)第十號八 七	○同上 (皇)第十三號一〇 九	○同上 (皇)第十九號二〇 一五	○官國幣社神職俸給規則中改正 (省)內第七號二 八四	○神宮神部署職員俸給規則 (省)內第一號八 二	○衛士長(衛士)副長(衛士)俸給支給規則 (省)內第三號四 九五	○巡查俸給支給規則 (省)內第十三號二 八七	○明治四十三年勅令第五百五十四號(文部省直轄諸學校教官俸給ノ支給ニ關スル件)中改正 (勅)第六十八號三 一八八	○臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正 (勅)第三百三十一號五 二五五	○褒賞 (褒賞) (褒狀) (北米合衆國) (北海道)	○褒賞 (褒賞) (褒狀) (北米合衆國) (北海道)	○金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ應報ニ掲載シ褒狀ニ代フ (告)第六十九號(二) 八六二	○明治四十五年告示第四號(金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ應報ニ掲載シ褒狀ニ代フ) (告)第六十九號(二) 八六二	○北米合衆國)〇)ノ部亞米利加ノ項ニ關ス (法)第十七號四 二四	○北海道拓殖銀行法中改正 (勅)第八十號四 一九九	○同上施行期日 (勅)第二十一號九 二五	○北海道廳森林監守規程中改正 (勅)第三十八號(〇) 四四	○北海道水産稅稅區令廢止 (勅)第三十八號(〇) 四四	○北海道區制第四百十四條北海道一級町村制第二百二十條ノ最終ノ人口ハ毎年十二月末日現在ニ依リ北海道廳長官ノ調査告示シタルモノニ依ル件設定明治三十年拓殖務省令第八號(北海道區制第一百一條北海道一級町村制第九條同二級町村制第一百二條最終人口官報ヲ以テ告示方)廢止 (省)內第十二號(二) 八六	○主務大臣ノ許可ヲ要セサル北海道地方費ノ行政ニ關スル事項設定明治四十二年省令第十一號(主務大臣ノ許可ヲ要セサル北海道地方費令ニ依ル事件)廢止 (省)內第十六號(二) 八八
-----------------------------	--	-----------------------------------	--	---	------------------------------	-----------------------	-----------------------------	---	--	---	---------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------------	----------------------------	------------------	--------------------	---------------------	-------------------------------	----------------------------	-------------------------------------	---------------------------	--	--	--------------------------------	--------------------------------	--	---	-------------------------------------	------------------------------	-------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--	--

○社寺境内機機管轄社寺聯合事務所事務ノ件、産婆行
政處分ノ件、産婆試験問題試験成績及職員任免ノ件、
北海道移住民汽車貨物運賃割引券受拂表及同下附表
報告ニ及ハス (訓)内第一號(二) 九七

○明治三十三年訓第一〇五一號(北海道區制及北海道
一級町村制施行地ニ於ケル毎年末人口報告ノ件)廢
止 (訓)内第十六號(二) 一〇七

○明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スル牛選病
院設備標準)、同三十六年同第十三號(市區ニ於ケル
出生死亡産數等報告ノ件)、同三十九年同第十八
號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止
(訓)内第二十八號(二) 一一三

○明治三十九年告示第五十七號(北海道移住民ニ對ス
ル汽車汽船ノ特別取扱方)中改正
(告)内第三十三號(一〇) 三〇五

○同上 (告)内第三十九號(二) 四四三

○同上 (告)内第四十四號(三) 六九三

○北海道總ニ於テ設置セル北海道移住民取扱員事務所
ノ開設期間中青森、福島、名古屋、神戸ニ限リ延期
(告)内第四十一號(五) 九四三

○明治二十九年告示第三十號(沖繩縣ニ於ケル直接稅
間接稅類別)、同三十二年同第六十九號(府縣制及郡
制規定ノ直接稅ノ種類)、同第九十六號(北海道區制
第七十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道
二級町村制第七十條直接稅間接稅ノ類別)、同三十四
年同第二十六號(北海道會法第十五條直接稅ノ種
類)、同四十一年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制
第二百二條ノ直接稅種類)中追加
(告)内第四十二號(五) 九四三

○明治四十四年十二月三十一日調査北海道區制及北海
道一級町村制施行地現住人口 (告)内第四十六號(七) 四三

○明治四十四年度北海道罹災救助基金國庫補助額
(告)大第十八號(三) 一三九

○大正元年度北海道罹災救助基金國庫補助額
(告)大第十八號(三) 一三九

○明治二十二年省令第五號(北海道廳管下及島地ノ三
等郵便局長採用方)廢止 (省)號第三號(一) 二

○海賊ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約
(條)第十一號(一) 二〇八

○秋田縣男鹿半島鹿捕獲禁止期間 (告)農第八十三號(三) 四一九

○募集
○高等師範學校生徒募集規則中改正 (省)文第十七號(七) 一八五

○女子高等師範學校生徒募集規則中改正 (省)文第十八號(七) 一八六

○明治四十五年度商業教員養成所生徒募集員數
(告)文第二十一號(一) 五八

○明治四十五年度工業教員養成所生徒募集員數
(告)文第三十三號(三) 一四七

○郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂並貸付事
務特別取扱規則 (省)通第二十六號(五) 一三三

○郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂並貸付事
務特別取扱ニ關スル料金 (告)通第四百七十五號(五) 一〇六六

○團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規程中改正
(府)號第一號(一) 四

○同上 (府)號第四十八號(三) 二二〇

○郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂並貸付事
務特別取扱規則ハ當分臺灣ニ適用セズ (府)號第五十四號(六) 五三

○翻刻
○小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程中改正
(告)文第六十一號(六) 二四一

○翻刻發行ヲ許可スル小學校教科用圖書定價
(告)文第二十號(一) 五八

○同上 (告)文第六十號(五) 九九一

○同上 (告)文第十三號(八) 一六

○同上 (告)文第四十六號(三) 七三六

○幣帛
○明治三十九年省令第二十號(府縣社郷社村社ノ神饌
幣帛料ニ關スル件)中追加 (省)内第十五號(二) 八八

○契約上ノ債務回收ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關ス
ル條約 (條)第二號(一) 三六

○海軍兵備會計規程中改正 (達)海第十九號(三) 三八

○兵卒 ○カノ部下士卒ノ項ニ載ス
○各兵科隊附下士卒採用規程設定明治三十三年陸達
第四百十六號(同伴)廢止 (達)陸達第十五號(四) 七五

○兵費
○海軍兵曹長、同相當官、准士官、下士級位、級勳具申手
續 (達)海第六十三號(一) 八七

○兵器
○兵器取扱規則中改正 (達)陸達第二十號(二) 七一

○平時携帶兵器表 (達)陸達第二十三號(五) 一四八

○兵器造修試験検査規則中改正 (達)海第五號(一) 一六

○同上 (達)海第三十一號(三) 七一

○同上 (達)海第五十二號(四) 二二五

○同上 (達)海第二十號(九) 三六

○同上 (達)海第五十四號(二) 八四

○明治四十三年達第四百十九號(定期及小演習消耗兵
器年額表)中改正 (達)海第二十號(三) 三八

○明治四十三年達第四百十九號(定期及小演習用消耗
兵器年額表)廢止 (達)海第七十四號(七) 一六二

○明治四十四年達第四百十二號(第二、第三預備艦艇ニ消
耗兵器供給方)廢止 (達)海第七十八號(七) 一六四

〔兵籍〕

- 陸軍兵籍規則中改正 (省)陸第一號(一) 二
- 同上 (省)陸第十二號(二) 一八八
- 明治三十七年陸軍第五百五十六號(戰時又ハ事變ニ際シ戰時職務ニ就キタル陸軍現役將校同相當官以下ノ兵籍所管ノ件)廢止 (達)陸達第二號(一) 三
- 〔平和〕
- 國際紛争平和的處理條約 (條)第一號(一) 一
- 第二回萬國平和會議最終決議書 (告)外第二號(二) 三
- 〔併合〕
- 韓國併合記念章制定 (勅)第五十六號(三) 一七六

〔米穀〕

- 臺灣米穀檢查規則設定內地移出米檢查規則廢止 (府)臺第六十二號(六) 五五四
- 臺灣米穀檢查規則第一條第三項ニ依ル米穀ノ搬出地及移出港指定 (告)臺第一一號(七) 一五八
- 臺灣總督府民政部殖産局附屬米穀檢查所及出張所ノ名稱、位置、管轄區域 (告)臺第二百二號(七) 一五九
- 米穀檢查手数料 (告)臺第三百三號(七) 一五二
- 〔米作〕
- 米作改良獎勵指導要項 (訓)朝第十號(三) 五〇

〔標燈〕

- 明治三十年告示第八十四號(稅關支署監視署及監所ノ標燈)廢止 (告)大第七十一號(五) 九六七

〔標旗〕

- 鴨綠江開閉橋開閉ニ關スル警旗及標旗掲揚方 (告)朝第二百七十八號(七) 一四九七
- 明治四十三年告示第六十三號(臺灣總督府土木部ニ於テ打狗港出入船舶ニ信號ヲ爲ストキ標旗掲揚方)中改正 (告)臺第十八號(九) 二八三

〔標識〕

- 交通主權ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在動スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第二十六號(四) 一〇八
- 同上 (訓)朝第五十五號(五) 二八六
- 同上 (訓)朝第二十八號(三) 一四七
- 明治四十三年告示第十二號(朝鮮總督府通信官署章及航路標識管理場所船旗章)中改正 (告)朝第四百六十六號(四) 六五八
- 朝鮮西岸群山港口ノ水路變更ニ付キ該水路ニ碇置ノ第二號浮標、第一號、第三號、第五號、第六號浮標撤去航路標識碇置及變更 (告)朝第三百七十七號(三) 八四三
- 朝鮮西岸漢江航路標識撤去ノ處設置 (告)朝第九百九十七號(四) 六七二
- 鴨綠江航路ニ設置ノ航路標識位置名稱改正 (告)朝第二百七十五號(七) 一四九二

〔標準〕

- 艦艇類別標準改正 (達)海第十一號(八) 二九
- 〔表喪〕
- 陸軍葬喪令制定陸軍會葬式及喪式廢止 (勅)第六號(一) 一一
- 〔ハスト〕
- 明治四十四年告示第十一號(新義州稅關支署檢査開始)同第十三號(元山稅關船檢査開始)同第十八號(滿洲其他北滿地方ヲハスト)施行地ト指定)同第二十一號(ハスト)豫防ノタメ新義州稅關支署管内輸出入手續中止並ニ旅客上陸場所)同第二十二號(滿洲其他北滿地方ヨリ群山、木浦ニ來航ノ船舶檢査ノ上入港方)同第二十八號(ハスト)豫防ノタメ南浦稅關及仁川稅關管内各監視署ニ於ケル輸出入手續取扱停止及飛克船入港禁止)同第七十三號(新義州稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出張所名並ニ上陸許可方)廢止 (告)朝第二百十二號(五) 一一三
- 上海ニハストノ發生ニ付キ同地帝國總領事ヨリ電報 (告)朝第四十五號(二) 六五七
- 上海ニハストノ發生ノ狀況ニ關シ同地帝國總領事ヨリ通報 (告)朝第五十三號(三) 八六三
- 上海ニ於ケルハストノ病況ニ關シ同地帝國總領事ヨリ電報 (告)朝第五十五號(三) 八六三
- 上海ニ於ケルハストノ病ノ件ニ關シ同地帝國總領事ヨリ通報 (告)朝第五十九號(三) 八六三
- 上海ニハストノ發生ノ件ニ關シ同地帝國總領事ヨリ通報 (告)朝第六十九號(三) 八六五

〔編纂〕

- 辭護士名簿登錄規則中改正 (省)司第七號(七) 一八四
- 陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸達第十四號(四) 七五
- 〔辨償〕
- 出納官吏辨償責任ノ免除ニ關スル件 (勅)第四百一號(二) 四七

トノ部

〔トロール〕漁業〕

- 汽船トロール漁業取締規則改正 (省)農第四號(八) 一七
- 汽船トロール漁業禁止區域改正 (告)農第二十七號(八) 五一

〔土木〕

- 建築、土木及官有財產調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十三號(三) 一三九
- 內務省土木出張所處務規程中改正 (訓)內第二十六號(二) 一一二
- 內務省土木事業從務員旅費月額支給規程中改正 (訓)內第三十一號(三) 一三三
- 朝鮮總督府官房土木局出張所名稱及位置 (府)朝第五十七號(四) 三〇四
- 地方土木費國庫補助規程 (訓)朝第六十六號(六) 三三三

〔辯護士〕

- 辭護士規則中改正 (制)第五號(三) 一三

○ 明治四十三年告示第六十三號(臺灣總督府土木部ニ於テ打狗港出入船舶ニ信號ヲ爲ストキ標旗掲揚方)中改正	(省)第百十八號(九) 二八三	○ 明治四十二年訓令第二號(稅關所屬土地建物使用料及稅關假置場使用料設定方)中改正	(訓)第一號(八) 一
○ 朝鮮總督府高等土地調查委員會官制	(勅)第三號(八) 三	○ 耕地整理及土地改良獎勵規則中改正	(省)第九號(一〇) 六九
○ 朝鮮總督府道地方土地調查委員會官制	(勅)第四號(八) 五	○ 明治四十二年告示第四百七號(耕地整理法又ハ同法施行規則ニ掲ケタル土地原簿ノ樣式及雜形)中改正	(省)第百十八號(二) 四九四
○ 朝鮮總督府臨時土地調查局官制中改正	(勅)第三十一號(三) 一四九	○ 砂防設備ヲ要スル土地指定	(省)內第六號(一) 三〇
○ 朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令中改正	(勅)第五十二號(三) 一七三	○ 同上	(省)內第十二號(三) 一三〇
○ 明治四十四年勅令第八十二號(銅床、林野及國有未墾地調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置)中改正	(勅)第二十五號(三) 一四一	○ 同上	(省)內第十三號(三) 一三四
○ 土地ノ產物、貯材及生産品ノ賣拂ニシテ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關スル件	(省)第百七號(七) 一七三	○ 同上	(省)內第二十三號(三) 三七八
○ 同上中改正	(省)第百七號(一〇) 一五五	○ 同上	(省)內第二十六號(四) 五六一
○ 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令	(勅)第六號(八) 七	○ 同上	(省)內第二十八號(四) 五六一
○ 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分ニ依ル森林ノ緣故者及木材業者ノ資格	(府)朝第十號(九) 四三	○ 砂防設備ヲ要スル土地指定區域中解除	(省)內第八號(二) 三二
○ 明治三十三年訓令第九號(土地收用法ニ關スル件)中削除	(訓)內第二十四號(二) 一〇九	○ 砂防法ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地指定區域中解除	(省)內第二十九號(一〇) 三〇四
○ 耕地整理法ニ依リ內務省主管ニ關スル國有地ヲ耕地整理施行地區內ニ編入ノ認許申請處分方設定明治三十三年訓令第十八號(耕地整理法ニ依リ國有地ヲ整理地區ニ編入ノ申請許否ノ件)廢止	(訓)內第二號(三) 一九	○ 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止制限スヘキ土地指定	(省)內第三十五號(五) 九三九
		○ 同上	(省)內第七號(二) 三〇
		○ 同上	(省)內第十五號(三) 二四四

○ 同上	(省)內第十六號(三) 二六二	○ 土地調査令施行規則	(府)朝第六號(八) 五
○ 同上	(省)內第十七號(三) 二七六	○ 朝鮮總督府臨時土地調查局事務分掌規程中改正	(訓)朝第六十八號(六) 三二六
○ 同上	(省)內第十八號(三) 二九一	○ 同上	(訓)朝第十七號(二) 一一八
○ 同上	(省)內第十九號(三) 三〇九	○ 朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所規程	(府)朝第九十八號(五) 三七〇
○ 同上	(省)內第二十號(三) 三二七	○ 朝鮮總督府臨時土地調查委員會手當及旅費支給規程	(府)朝第三十四號(三) 一四四
○ 同上	(省)內第二十一號(三) 三四五	○ 朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所生徒手當給與規程	(府)朝百號(五) 三七五
○ 同上	(省)內第二十二號(三) 三六二	○ 證明官吏土地所有權ノ保存又ハ移轉ノ證明ヲ爲シタルトキ府尹又ハ郡守ニ通知方	(府)朝第七十二號(四) 三二七
○ 同上	(省)內第二十九號(四) 五六三	○ 土地收用令ヲ咸鏡南道元山府及安邊郡ニ施行	(府)朝第九十九號(五) 三七五
○ 同上	(省)內第三十號(四) 五六三	○ 土地收用令ヲ平安南道平壤府ニ施行	(府)朝第六十五號(四) 三〇八
○ 同上	(省)內第三十二號(五) 九二八	○ 土地收用令ヲ黃海道海州郡ニ施行	(府)朝第八十八號(四) 三三六
○ 同上	(省)內第三十六號(五) 九三九	○ 土地收用令ヲ忠清南道公州郡ニ施行	(府)朝第四號(八) 四
○ 砂防法ニ依リ治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スヘキ土地指定區域中解除	(省)內第三十號(一〇) 三〇四	○ 土地收用令ヲ江原道鐵原郡ニ施行	(府)朝第十七號(一〇) 五五
○ 陸軍四年內部告示第二十八號中龍山、元山間鐵道用地ニ當ル各坊面內ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋垣幕ノ新造等禁止ノ區域中解除	(省)朝第四十四號(三) 二二八	○ 土地收用令ヲ咸鏡北道成津郡ニ施行	(府)朝第三十五號(三) 一四五
○ 同上	(省)朝第百三十六號(四) 六五二	○ 土地改良獎勵補助費交付規程	(訓)朝第三十三號(四) 一三九
○ 同上	(省)朝第二百一十一號(五) 二三八	○ 森林山野及未墾地國有私有區分標準	(訓)朝第四號(三) 一七
○ 土地調査令	(省)朝第二百二十五號(五) 二四二		
	(制)第二號(八) 一		

- 土地ノ濫賣ヲ防遏シ自作農民ヲ保護増殖シ農政上邁進ナキヲ期セシム (勅)朝第十三號(一) 二二六
- 市街地ノ土地調査開始ニ付キ該地域内ノ土地所有者土地調査法施行規則ニ依リ申告書提出方 (告)朝第二百三十一號(五) 二四五
- 土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告)朝第二百九十號(七) 二五〇
- 慶尚北道安東、義城兩郡内土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告)朝第二十七號(九) 二七五
- 京畿道京城府東西南北中部龍山面土地申告期間改正 (告)朝第二十八號(九) 二七五
- 慶尚北道青松郡外四郡内ノ土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告)朝第四十八號(一〇) 四三三
- 忠清南道公州郡内土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告)朝第五十七號(一〇) 四三五
- 慶尚南道馬山府鎮海面土地所有者臨時土地調査局長ニ土地申告期間 (告)朝第八十五號(一) 六三九
- 京畿道、忠清南道、平安南道ニ於ケル土地所有者臨時土地調査局長ニ土地申告期間 (告)朝第二百二十五號(三) 八三三
- 官設埤圳后里圳ニ依リ水利ヲ受クヘキ土地ニ課スル水租ノ等級及租率 (府)朝第三十六號(五) 三八四
- 臺灣土地收用規則ヲ新竹廳竹南一堡斗換坪庄ニ施行 (府)朝第二百五號(三) 一四四

- 塞爾維ノ國境ニ達スル土耳其古崗電信線不通ト爲リタル旨電信聯合總理局ヨリ通報 (告)遞第二百九十五號(一〇) 四〇〇
- 戰爭ノタメ勃爾瓦利、土耳其間ノ電信不通ト爲リタル旨電信聯合總理局ヨリ通報 (告)遞第三百一十一號(一〇) 四〇五
- 希臘、土耳其間ノ郵接電信線不通ト爲リタル旨電信聯合總理局ヨリ通報 (告)遞第三百十三號(一〇) 四〇五
- 關東都督府臨時防疫部官制及明治四十四年勅令第十號(關東都督府ニ臨時職員増置)廢止 (勅)第七十二號(三) 一九二
- 關東都督府通信官署官制中改正 (勅)第九十二號(四) 二二二
- 關東都督府中學校官制中改正 (勅)第九十三號(四) 二二三
- 關東都督府高等女學校官制中改正 (勅)第九十四號(四) 二二三
- 船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十五號(四) 一九四
- 交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十六號(四) 一九五
- 關東都督府公布式中改正 (府)朝第二號(八) 四一
- 關東洲民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁烟罰金拘留及科料ニ關スル件 (府)朝第四號(九) 五一
- 關東都督府高等女學校規則中改正 (府)朝第十八號(七) 五七四

- 關東都督府通信官署現金受拂規則中改正 (府)朝第九號(四) 三四八
- 關東都督府通信審記補特別任用ニ關スル試驗規則中改正 (府)朝第六號(一〇) 二二三
- 關東都督府巡查採用規則中改正 (府)朝第四號(三) 五八
- 關東都督府巡捕服制 (府)朝第十號(三) 二六五
- 關東都督府始政六周年記念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)朝第十九號(九) 二九〇
- 關東都督府報ハ滿洲日日新聞社ヲシテ發行セシム (告)朝第四號(八) 二二八
- 屠獸
- 屠獸規則中改正 (府)朝第十一號(三) 二七
- 旅順及大連屠獸場屠畜手数料設定明治四十一年告示第二十號(旅順屠獸場屠畜手数料)廢止 (告)朝第二十七號(三) 五二七
- 度量衡
- 臺灣度量衡規則中改正 (律)第二號(二) 五
- 臺灣度量衡規則施行規則中改正 (府)朝第四十七號(三) 二四五
- 臺灣度量衡規則施行規則第四十五條ニ依ル度量衡器第一種臨檢施行地、期日、検査場及區域 (告)朝第九號(八) 一二五
- 臺灣度量衡規則施行規則ニ依ル度量衡器第一種臨檢期日變更 (告)朝第十七號(九) 二八一

- 度量衡法施行地域 (府)朝第四十七號(四) 二七七
- 度量衡器小賣價格 (告)朝第四百十二號(四) 六五六
- 同上改正 (告)朝第四百十三號(四) 六五六
- 度量衡器販賣委託者住所氏名 (告)朝第五百十九號(四) 六六一
- 同上 (告)朝第二百六十一號(六) 二五七
- 同上 (告)朝第三十六號(九) 二七八
- 同上 (告)朝第二百二號(三) 二八八
- 度量衡器販賣委託解除者住所氏名 (告)朝第六十號(四) 六六一
- 同上 (告)朝第二百六十二號(六) 二五八
- 同上 (告)朝第三十七號(九) 二七八
- 同上 (告)朝第三百三號(三) 二八九
- 内地官廳檢定度量衡器移入販賣特許者住所氏名 (告)朝第六十一號(四) 六六一
- 同上 (告)朝第三十八號(九) 二七九
- 度量衡器修理特許者住所氏名 (告)朝第六十二號(四) 六六一
- 同上 (告)朝第二百六十三號(六) 二五八
- 取締
- 朝鮮總督府取調局官制、朝鮮總督府專賣局官制及朝鮮總督府印刷局官制廢止 (勅)第二十六號(三) 一四二
- 毒物劇物營業取締規則 (省)内第五號(五) 一一五
- 毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目指定 (省)内第六號(五) 一一九

○ 毒物劇物營業取締規則第八條ノ毒物劇物指定	(省) 內第七號(五)	一三二	○ 船燈、信號器、救命具取締規則中改正	(省) 運第二十三號(四)	一三三
○ 同上中改正	(省) 內第十號(七)	一三五	○ 同上	(省) 運第五號(八)	一三五
○ メチールアルコール(木精)取締規則	(省) 內第八號(五)	一三二	○ 古物商ノ取締ニ關スル件	(制) 第二號(三)	一三七
○ メチールアルコール(木精)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精精附ランデー及ウイスキーノ類ニ於ケル「メチールアルコール」試驗方法	(制) 內第七號(六)	二九三	○ 古物商取締ニ關スル制令施行規則	(府) 朝第二十二號(三)	一六四
○ 水害營業取締規則中改正	(省) 內第十四號(二)	一三八	○ 質屋ノ取締ニ關スル件設定與當舖規則廢止	(制) 第三號(三)	一七
○ 船政取締規則中改正	(省) 內第十七號(三)	一三二	○ 質屋取締ニ關スル制令施行規則	(府) 朝第二十三號(三)	一七一
○ 明治三十三年訓第七九四號(飲食物其他ノ物件取締ニ關シ同年法律第十五號ノ職權ヲ行フ規定ヲ役タル制令ノ件)廢止	(制) 內第二十七號(二)	一一三	○ 藥品及藥品營業取締令	(制) 第二十二號(四)	一七六
○ 明治十七年通乙第四十號(墓地及埋葬取締規則第八條ニ依リ施行方法ヲ修正)中改正	(制) 內第二十二號(二)	一一九	○ 藥品及藥品營業取締令施行規則	(府) 朝第五十五號(四)	三〇〇
○ 衛戍病院患者轉地獄業規則制定陸軍入院患者轉地獄業規則及陸軍轉地獄業所居者取締規則廢止	(達) 陸第十一號(三)	四九	○ 藥品及藥品營業取締令第十三條ニ依リ毒藥、劇毒品	(府) 朝第六十六號(四)	三〇八
○ 監獄醫、教師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員中改正	(省) 刑第四號(五)	七五	○ 銃砲火藥類取締令	(制) 第三號(八)	四
○ 汽船「トロール」漁業取締規則改正	(省) 農第四號(八)	一七	○ 同上施行期日	(府) 朝第二十四號(二)	七五
○ 肥料取締法施行規則中改正	(省) 農第一號(八)	一〇	○ 銃砲火藥類取締令施行規則	(府) 朝第二十五號(二)	七五
○ 營業取締所規程中改正	(省) 農第二十五號(三)	一九五	○ 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙發賣規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、電報電話規則、私設電信電話規則、官路用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル簿籍料金徵收規則、朝鮮總督府通信規則補試檢規則中改正	(府) 朝第八十六號(四)	三三五
○ 明治四十四年省令第二十號(茶業取締ニ關スル件)中削除	(省) 農第九號(三)	四	○ 漁業取締規則中改正	(府) 朝第二十七號(二)	一三七
			○ 煙火取締規則	(府) 朝第四十一號(三)	一六七

○ メチールアルコール(木精)取締規則	(府) 朝第二百一十一號(六)	四八五	○ 毒物劇物營業取締規則	(府) 朝第十六號(八)	三九
○ メチールアルコール(木精)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精精附ランデー及ウイスキーノ類ニ於ケル「メチールアルコール」試驗方法	(告) 朝第二百六十號(六)	三九五	○ 毒物劇物類似品營業取締規則	(府) 朝第十七號(八)	三九
○ 墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則	(府) 朝第二百二十三號(六)	四八七	○ 毒物メチールアルコール(木精)取締規則	(府) 朝第六號(八)	一九
○ 假出獄取締規則制定明治四十三年統監府令第十九號(假出獄ヲ許サレタル者ノ取締ニ關シ假出獄取締規則準用ノ件)廢止	(府) 朝第三十三號(四)	一九六	○ 毒物水質取締規則	(府) 朝第九號(八)	二二
○ 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類檢査取締規則中改正	(府) 朝第六十三號(四)	三〇七	○ 營業取締規則中改正	(府) 朝第十五號(七)	五七三
○ 朝鮮關稅令、朝鮮關稅令施行規則及朝鮮總督府稅關貨物取扱人ニ關スル制令施行規則ニ基キ稅關ノ保管スル供託受領證整理方	(制) 朝第八號(二)	九二	○ 銀行營業取締規則中改正	(府) 朝第七號(二)	一一四
○ 森林山野ノ取締ニ關シ警察官吏タル者地方官ヲ補助シ其保護保育ニ努メシム	(制) 朝第二十二號(三)	一四三	○ 銃砲取締規則	[取引]	
○ 基隆港内取締規則中改正	(府) 朝第四十四號(五)	三九五	○ 樺太ニ於ケル續業ノ登録ニ關スル件	(勅) 第百三十八號(六)	二六四
○ 基隆港内船舶營業取締規則	(府) 朝第三十號(二)	一一七	○ 樺太ニ於ケル砂鐵業ノ登録ニ關スル件	(勅) 第百三十九號(六)	二六五
○ 基隆港内防犯警備遺物區域ニ關スル地圖取締規程中改正	(府) 朝第三十五號(五)	三六三	○ 明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)、同四十二年同第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件)及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件	(勅) 第三十六號(二)	四三
○ 銃砲取締規則中改正	(府) 朝第十九號(六)	四八	○ 朝鮮登錄稅令	(制) 第十六號(四)	四八
○ 臺灣理髮營業取締規則	(府) 朝第八號(八)	二〇	○ 朝鮮登錄稅令ニ依リ選定シタル許價人ノ手當及旅費支給方並證明申請人ノ負擔スル費用	(府) 朝第三十一號(二)	一三〇
○ 臺灣浮浪者取締規則施行細則中改正	(府) 朝第四十六號(五)	三九四			

○ 明治四十一年省令第十二號(神社ノ財産登録及管理 並會計ニ關スル件)改正 (省)内第八號(二) 八五	○ 同上	(告)農第四百十二號(五)一〇一
○ 海軍省所管新原及長門炭礦領區登錄ニ海軍探炭所長 指定明治三十八年省令第七號(礦區登錄官吏指定)廢 止 (省)海第六號(二) 一九三	○ 同上	(告)農第四百七十九號(六)二六六
○ 辯護士名簿登錄規則中改正 (省)司第七號(七) 一八四	○ 同上	(告)農第四百三十七號(七)二四九
○ 明治三十二年訓令第五號(司法省管理ニ關スル事項 ノ登錄稅及手数料ノ件)中改正 (訓)司第一號(三) 三三	○ 同上	(告)農第六十號(〇)三三四
○ 特許登錄令施行規則中改正 (省)農第二號(三) 三三	○ 同上	(告)農第一百六號(二) 四九二
○ 明治四十二年勅令第二百九十五號(意匠ノ登錄ニ關ス ル件)施行規則中改正 (省)農第三號(三) 三三	○ 同上	(告)農第二百六號(二) 四九七
○ 明治四十二年勅令第二百九十六號(商標ノ登錄ニ關ス ル件)施行規則中改正 (省)農第六號(三) 三八	○ 同上	(告)農第四百四十二號(三) 七四七
○ 明治四十五年二月甲種國債登錄簿ニ登錄シ又ハ日 本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第二十九號(三) 三八	○ 同上	(告)農第四百四十三號(三) 七四七
○ 明治四十五年五月甲種國債登錄簿ニ登錄シ及日本 銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第八十三號(六)二二二	○ 同上	(告)農第四百五十五號(三) 七五六
○ 專用漁業登録 (告)農第一號(二) 五八	○ 同上	(告)農第二百二十四號(七)四三二
○ 同上	○ 同上	(告)農第十二號(八) 三三
○ 同上	○ 同上	(告)農第六號(二) 六一
○ 同上	○ 同上	(告)農第十三號(一) 六五
○ 同上	○ 同上	(告)農第三十六號(三) 一六五
○ 同上	○ 同上	(告)農第五十號(三) 四〇七
○ 同上	○ 同上	(告)農第七十一號(三) 四一三
○ 同上	○ 同上	(告)農第八十號(三) 四一六
○ 同上	○ 同上	(告)農第四百四十三號(五)一〇一一
○ 同上	○ 同上	(告)農第四百六十九號(五)一〇四〇
○ 同上	○ 同上	(告)農第四百八十八號(六)二六三

○ 同上	(告)農第二百一十一號(六)二八四	○ 同上	(省)司第七號(二〇) 六四
○ 同上	(告)農第二百三十二號(七)四三八	○ 同上	(省)司第九號(二二) 一九三
○ 同上	(告)農第二十五號(八) 四二	○ 高知地方裁判所管内高知區裁判所杉出張所移轉改稱 及明治二十六年省令第十號(登記管轄區域表)中改正 (省)司第十號(二二) 一九三	○ 同上
○ 同上	(告)農第一百十四號(二) 四七七	○ 横濱地方裁判所管内横濱區裁判所神奈川出張所ノ管 轄ニ關スル商業登記事務ヲ同裁判所ニ於テ取扱フ件 (省)司第二號(三) 七五	○ 商業登記取扱手續中改正 (省)司第四號(二〇) 六二
○ 同上	(告)農第一百十七號(二) 四九三	○ 立木登記規則中改正 (省)司第一號(八) 五	○ 相互保險會社登記取扱手續中改正 (省)司第五號(二〇) 六三
○ 同上	(告)農第一百二十七號(二) 四九八	○ 農商務省所管不動産登記ノ囑託ニ關シ農商務大臣ノ 代理官指定明治四十年省令第十四號(同件)廢止 (省)農第六號(九) 五三	○ 商業登記取扱手續中改正 (省)司第一號(八) 五
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 明治三十九年告示第二百六十四號(電話加入登記料、 電話使用料、名義書換料及電話番號簿掲載料ニ關ス ル土地種別)中追加 (告)遞第四百七號(四) 六三三	○ 民法令、刑事令、不動産登記令、不動産證明令並ニ其施 行上必要ノ規定發布ニ付キ趣旨貫徹方 (訓)朝第十七號(四) 九五
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 朝鮮不動産登記令 (制)第九號(三) 二八	○ 朝鮮不動産登記令施行規則 (府)朝第三十六號(四) 三三七
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 朝鮮不動産登記令施行規則 (府)朝第三十六號(四) 三三七	○ 不動産其他ノ登記簿ノ謄本、抄本ノ請求等ニ關スル 手数料及私署證書確定日附ノ手数料ニ關スル件 (府)朝第三十八號(四) 二六〇
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ 關スル件 (府)朝第四十四號(三) 一七四	○ 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ 關スル件 (律)第三號(七) 三
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ 關スル件 (府)朝第四十四號(三) 一七四	○ 會社ノ登記期間ニ關スル件 (律)第三號(七) 三
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ 關スル件 (府)朝第四十四號(三) 一七四	○ 明治三十五年省令第十號(不動産ノ登記ノ囑託ニ就 キ官吏指定ノ件)中追加 (省)大第一號(八) 三
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ 關スル件 (府)朝第四十四號(三) 一七四	○ 明治二十六年省令第十號(登記管轄區域表)中改正 (省)司第一號(三) 七四
○ 同上	(告)農第一百四十四號(三) 七四七	○ 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ 關スル件 (府)朝第四十四號(三) 一七四	○ 同上 (省)司第三號(三) 七五

- 永代借地及其ノ上ニ存スル建物登記規則 (府) 第四百九十四號(三) 五〇
- 永代借地及永代借地ノ上ニ存スル建物ノ登記簿ノ贈本、抄本ノ交付ノ請求又ハ登記簿若クハ其附屬書類ノ開覽ノ請求ニ關スル手数料ノ件 (府) 第四百九十四號(三) 八九
- 明治四十二年府令第七十八號(地方法院及其ノ出張所管内登記所名稱位置管轄區域) 中改正 (府) 第四百九十四號(三) 一一三
- 同上 (府) 第四百九十四號(三) 五七三
- 同上 (府) 第四百九十四號(三) 五七三
- 明治四十四年訓令第三號(稅務統計彙報贈本提出期限) 中追加 (訓) 第六號(四) 六四
- 刑事判決ノ正本、贈本及抄本ノ手数料 (府) 第四百九十四號(三) 四
- 不動産其他ノ登記簿ノ贈本、抄本ノ請求等ニ關スル手数料及私署證書確定日附ノ手数料ニ關スル件 (府) 第四百九十四號(三) 二六〇
- 永代借地及永代借地ノ上ニ存スル建物ノ登記簿ノ贈本、抄本ノ交付ノ請求又ハ登記簿若クハ其附屬書類ノ開覽ノ請求ニ關スル手数料ノ件 (府) 第四百九十四號(三) 八九
- (投票) 衆議院議員選舉法第三十九條ニ依リ假ニ爲サシムル投票ノ封筒ニ印章捺捺記入方 (訓) 第四百九十四號(三) 一〇七

- 東京海灣第三海堡燈竿點火 (告) 第四百八十四號(三) 一七九
- 靜岡縣安部郡清水町清水受新田字向島ニ燈竿建設每夜點火 (告) 第四百五十五號(六) 三〇四
- 石川縣石川郡大野町大野燈竿廢止 (告) 第四百五十四號(三) 四九六
- 鹿兒島縣鹿兒島港ノ南東方神瀨ニ燈竿建設每夜點火ノ旨同縣ヨリ報告 (告) 第四百六十九號(二) 三九二
- 鹿兒島縣大隅國大島郡名瀬港外狹輪瀨崎ニ燈竿建設每夜點火ノ旨同縣ヨリ報告 (告) 第四百六十一號(二) 二五七
- (燈臺) 交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在劾スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 第四百九十四號(三) 一〇八
- 同上 (訓) 第四百九十五號(五) 二八六
- 同上 (訓) 第四百九十八號(三) 一四七
- 鹿兒島縣大島郡曾津高崎燈臺點燈停止中ノ處點火 (告) 第四百八十八號(四) 六一九
- 大隅國南端小岩島佐多岬燈臺燈器修繕ノタメ當分ノ內光方減少 (告) 第四百九十四號(三) 九七

- 鹿兒島縣大隅國南端小岩島佐多岬燈臺電力減少ノ處從前ノ通復舊 (告) 第四百九十四號(三) 六〇七
- 鹿兒島縣熊毛郡屋久島燈臺修繕ノタメ本燈撤去假燈點火 (告) 第四百七十六號(三) 八二六
- 北海道北見國宗谷岬ノ北端宗谷岬燈臺假燈撤去 (告) 第四百七十六號(五) 二〇六七
- 北海道北見國宗谷岬ノ北端宗谷岬燈臺ニ修繕設置點火 (告) 第四百五十七號(五) 二五七
- 鳥羽港ニ導燈建設每夜點火 (告) 第四百十五號(三) 四五〇
- 登岐水道東口島崎子島燈臺ニ於テ肥前國東松浦郡呼子村ニ在ル該燈臺更員退息所(燈火信號)ヲ爲スノ件 (告) 第四百三十三號(四) 六三三
- 長崎縣對馬國三島燈臺燈質及燭光數等變更 (告) 第四百十九號(二) 七九四
- 靜岡縣安部郡清水港外出鼻ニ燈臺建設每夜點火 (告) 第四百十三號(三) 一八九
- 愛知縣ニ於テ名古屋港西突堤端名古屋港西突堤燈臺本燈撤去假燈點火ノ旨同縣ヨリ報告 (告) 第四百二十四號(三) 七九五
- 山口縣豐浦郡蓋井島ニ燈臺建設每夜點火 (告) 第四百八號(六) 三三二
- 山口縣豐浦郡特牛燈臺燈器破損ノタメ點火休止 (告) 第四百五十五號(五) 二五六

- 山口縣豐浦郡特牛燈臺點火休止ノ處從前ノ通復舊 (告) 第四百八十二號(九) 二六四
- 高知縣安部郡甲油燈臺風ノタメ倒壞シ點火セサル旨同縣ヨリ報告 (告) 第四百七十七號(八) 九〇
- 臺灣警備總司令部ニ於テ船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ (告) 第四百七十三號(二) 七八〇
- 關東半島老鐵山高角老鐵山燈臺ニ霧砲設置 (告) 第四百五十五號(三) 七八九
- 朝鮮西岸邊島(藥島)五里浦、飛渡島燈臺從前ノ通復舊 (告) 第四百二十一號(三) 五二五
- 朝鮮西岸下島、竹島、同南岸魚龍島、港門島、所里島燈臺ニ於テ霧笛ニ事故アルトキ打鐘ノ件 (告) 第四百二十二號(三) 五二五
- 朝鮮西岸山港沖於青島及木浦港ニ燈臺建設每夜點火 (告) 第四百六十五號(四) 六六三
- 朝鮮西岸仁川港口島燈臺燈器故障ノタメ本燈撤去假燈設置每夜點火 (告) 第四百十三號(八) 一一〇
- 朝鮮西岸仁川港口島燈臺假燈撤去中ノ處本燈點燈 (告) 第四百一十一號(二) 四一九
- 朝鮮東岸咸鏡南道新浦港口馬養島岸魚龍島燈臺建設 (告) 第四百七十九號(二) 六三七
- 朝鮮東岸咸鏡南道新浦港口馬養島岸魚龍島ニ於ケル馬養島燈臺點燈開始時日及燈火閃光時間 (告) 第四百九十二號(二) 六四二
- 朝鮮西岸水運島燈臺點燈停止 (告) 第四百十九號(二) 六四四
- 大同江航路ニ於ケル邊島、藥島、五里浦及飛渡島燈臺點燈停止 (告) 第四百三十二號(三) 八三六

○ 卑南燈臺燈質等變更 (告) 第百十四號(三) 二三四	○ 朝鮮總督府統計事務取扱方中改正 (訓) 朝第六十二號(五) 二九二
○ 白沙岬燈臺光力變更 (告) 第百七十二號(五) 一一五一	(痘瘡)
○ 東吉嶼燈臺等級及燈質中改正 (告) 第百七十三號(五) 一一五二	○ 藥種商製業者行政處分ノ件及赤痢、腸炎扶私イバラチフス、痘瘡五日報報告ニ及ハス (訓) 丙第二號(二) 九七
○ 打狗港口ニ於ケル乙燈ノ點火廢止 (告) 第百八十三號(六) 一三六〇	[等級]
○ 澎湖列島查母嶼上ニ燈臺一基建設 (告) 第百二十一號(九) 二八九	○ 神宮神部署長ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅) 第百八十六號(四) 二〇七
○ 燈臺鼻燈臺ニ於テ船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ (告) 第百二十七號(一〇) 四三〇	○ 艦艇類別等級表中改正 (達) 海第十一號(一) 二五
○ 安平燈臺「アセチレン」瓦斯閃光白色ノ燈火ニ變更ノ豫告 (告) 第百五十四號(二) 八五〇	○ 同上 (達) 海第三十四號(四) 一一二
○ 安平燈臺燈質等變更 (告) 第百六十六號(三) 八六〇	○ 同上 (達) 海第七十號(六) 一五九
[東宮職]	○ 同上 (達) 海第七十九號(七) 一六四
○ 東宮職官制中改正 (皇) 第九號(八) 六	○ 同上 (達) 海第三號(八) 三
[東京府]	○ 艦艇類別等級表改正 (達) 海第十二號(八) 三〇
○ 東京府神奈川縣境界變更ニ關スル件 (法) 第五號(三) 五	○ 同上中追加 (達) 海第二十五號(九) 三八
[統計]	○ 同上 (達) 海第二十八號(九) 四六
○ 稅務統計寄帳調製規程稅務統計寄帳樣式中改正 (訓) 大第五號(四) 六一	○ 同上 (達) 海第四十號(一〇) 六〇
○ 明治四十四年訓令第三號(稅務統計寄帳簿本提出期限)中追加 (訓) 大第六號(四) 六四	○ 鐵道院大貨物等級及運賃表並ニ連絡航路運賃表設定 明治三十四年逕信省告示第三十七號外ニ二十七告示ニ依リ鐵道院大貨物運賃手数料及等級表、火藥運賃手数料並ニ大貨物連絡航路運賃廢止 (告) 鐵第十三號(九) 一三九
○ 明治四十四年訓令第四號(稅務統計寄帳調製規程中改正)中追加 (訓) 大第七號(四) 六四	○ 官設埠頭后里圳ニ依リ水利ヲ受クヘキ土地ニ課スル水租ノ等級及租率 (府) 第百三十六號(五) 三八四
○ 稅務統計寄帳調製規程 (訓) 朝第三號(九) 二二	

[主殿寮]	○ 特許法施行細則中改正 (省) 農第一號(三) 二六
○ 主殿寮仕人定員 (省) 宣第二號(八) 一	○ 特許登錄令施行規則中改正 (省) 農第二號(三) 三三
[毒瘡]	○ 明治四十二年省令第五十二號(特許意匠商標ニ關スル請求書中請求手数料及費用新案ニ關シ差出ス請求書ニ要スル手数料)中改正 (省) 農第八號(三) 四〇
○ 藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ據ル毒藥劇藥ノ品目制定明治三十九年省令第三十六號(同件)廢止 (省) 丙第二號(三) 五三	○ 特許審判書類特別取扱郵便規則中改正 (省) 遞第十號(三) 四九
○ 藥品及藥品營業取締令第十三條ニ依ル毒藥、劇藥品目 (府) 朝第六十六號(四) 三〇八	○ 明治四十二年告示第四百二十五號(特許出願ニ關スル明細書及圖面調製ノ標準)中改正 (告) 農第三十九號(三) 一六九
○ 毒藥、劇藥品目設定明治四十二年府令第一號(同件)廢止 (府) 第百五十六號(六) 五三七	○ 内地官廳ノ檢定シタル度量衡器移入販賣特許者住所氏名 (告) 朝第百六十一號(四) 六六二
[毒物]	○ 同上 (告) 朝第三十八號(九) 二七九
○ 毒物劇物營業取締規則 (省) 丙第五號(五) 一一五	○ 度量衡器修理特許者住所氏名 (告) 朝第百六十三號(六) 二五八
○ 毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目指定 (省) 丙第六號(五) 一一九	[特修]
○ 毒物劇物營業取締規則第八條ノ毒物劇物指定 (省) 丙第七號(五) 一二二	○ 明治四十四年達第六十九號(海軍特修兵取扱方)中改正 (達) 海第三十一號(一〇) 五四
○ 同上中改正 (省) 丙第十號(七) 一七五	[特赦]
[特許]	○ 恩赦令制定明治四十一年勅令第二百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者)ノ特赦及減刑ニ關スル件、同第二百三十號(明治四十一年勅令第二百十五號ヲ朝鮮臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止 (勅) 第二十三號(九) 二六
○ 明治三十七年勅令第九號(私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料徵收ノ件)中改正 (勅) 第百五十二號(七) 二七八	
○ 明治三十七年省令第十號(私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手数料)中改正 (省) 大第十九號(七) 一八〇	

○ 明治四十一年勅令第二百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)中改正 (勅)第四百二十二號(六) 二六七	○ 地方農事試驗場及地方農事講習所規程中刪除 (省)農第十二號(一〇) 七二
○ 朝鮮噸稅令 (制)第十八號(四) 五四	○ 嶺山監督署長續業、砂鑛業出願書類受理ノ場合等ニ關スル件設定明治三十二年訓令第十三號(續業砂鑛採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廢報告ノ件)同三十八年同第十五號(嶺山監督署長續業ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件)同四十二年同第二十九號(明治三十八年農商務省訓令第十五號ヲ砂鑛業出願地ニ關シ準用ノ件)廢止 (訓)農第一號(八) 四
○ 朝鮮噸稅令施行規則 (府)朝第四十九號(四) 二八八	○ 地方費賦課金徵收規則中改正 (府)朝第一號(八) 一
○ 關稅、噸稅及稅關雜收入取扱規程 (訓)朝第三十九號(四) 一五二	○ 地方費賦課金收納郵便貯金特別取扱規則 (府)朝第二號(八) 二
○ 關稅令、噸稅令、保稅倉庫令及關稅定率令並ニ附屬法令發布ニ付キ趣旨貫徹方 (訓)朝第五十一號(四) 二七五	○ 明治四十三年府令第十號(地方裁判所支部設置)廢止 (府)朝第二十七號(四) 一五三
子ノ部	
○ 地方行政事務ノ刷新ヲ圖リ整理委員ヲ設ケ調査ヲ爲シ實績ヲ舉クルニ勉メシム (訓)內第一號(一) 一	○ 朝鮮總督府道地方土地調查委員手當及旅費支給規程 (府)朝第三十四號(三) 一四四
○ 地方稅ハソノ部租稅ノ項ニ載ス (勅)第三十七號(三) 一五六	○ 朝鮮總督府道地方土地調查委員會官制 (勅)第四號(八) 五
○ 朝鮮總督府地方官制中改正 (勅)第四百四十四號(七) 二七〇	○ 地方土木費國庫補助規程 (訓)朝第六十六號(六) 三三三
○ 同上 (勅)第四百四十四號(七) 二七〇	○ 地方林業補助費交付規程 (訓)朝第三十五號(四) 一四三
○ 朝鮮總督府道地方土地調查委員會官制 (勅)第四號(八) 五	○ 地方法院支廳所在地ニ在劬ノ朝鮮總督府警視、警部其地方法院支廳檢事ノ職務取扱方 (訓)朝第十三號(四) 八五
○ 明治四十二年勅令第二百九十一號(臺灣總督府地方廳ニ稅務吏設置)中改正 (勅)第七十四號(四) 一九三	○ 地方ニ於テ權限ナル市街地ノ市區改正又ハ擴張ヲ爲サントスルトキ認可申請方 (訓)朝第九號(一〇) 九五
○ 主務大臣ノ許可ヲ要セサル北海道地方費ノ行政ニ關スル事項設定明治四十二年省令第十一號(主務大臣ノ許可ヲ要セサル北海道地方費令ニ依ル事件)廢止 (省)內第十六號(二) 八八	○ 地方總ニ於テ河川、堤防、水利、港灣其他海面竝ニ上水及下水ニ關スル工事ヲ施行セントスルトキ認可ヲ受クヘキ件 (訓)朝第十五號(二) 二二七

○ 道路ノ維持修繕地方廳ニ於テ施行方 (訓)朝第六十號(五) 二八九	○ 監獄醫、教誨師、教師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員中改正 (省)司第四號(三) 七五
○ 森林山野ノ取締ニ關シ警察官吏タル者地方官ヲ補助シ其保護保育ニ努メシム (訓)朝第二十二號(三) 一四二	○ 懲戒又ハ懲罪ノ免除ニ關スル件 (勅)第三十號(一〇) 三六
○ 國有林野ノ管理保護ニ關シ警察官吏ヲシテ地方官ヲ補助シ其任ニ膺ラシム (訓)朝第二十三號(三) 一四三	○ 陸軍ニ於ケル懲罰ノ免除ニ關スル件 (軍)陸第二號(八) 一
○ 警察官吏ハ常ニ道路ノ保全ヲ監視シ其築造及維持修繕ニ關シ地方廳ニ援助ヲ與ヘ交通機關ノ整備ニ遺憾ナカラシム (訓)朝第二十六號(三) 一四六	○ 大行天皇崩御ニ付キ海軍懲罰令ニ依リ懲罰ニ處セラレ大正元年七月三十日其執行中ノ者ハ特ニ懲罰ヲ免セラル (達)海第一號(八) 二
○ 臺灣地方稅規則施行規則中改正 (府)臺第三十九號(三) 一八〇	○ 懲戒 (懲戒) 一
○ 明治四十二年府令第七十八號(地方法院及出張所管内登記所名稱位置管轄區域)中改正 (府)臺第七十一號(七) 五七二	○ 宮内官懲戒令中改正 (皇)第五號(七) 六四
○ 同上 (府)臺第二十四號(一〇) 一一三	○ 宮内職員ノ懲戒免除ニ關スル件 (皇)第十六號(一〇) 二二
○ 地方費區所屬市區改正地及同附屬地ハ其地上ニ建物ヲ所有スル者又ハ建物ヲ建設セントスル者ニ限リ隨意契約ニ依リ貸拂又ハ貸付スルコトヲ得 (府)臺第七十號(七) 五七二	○ 懲戒又ハ懲罰ノ免除ニ關スル件 (勅)第三十號(一〇) 三六
○ 關東州地方稅規則改正 (府)關第十一號(四) 三五二	○ 明治四十一年省令第二十號(沖繩縣及島嶼町村制第九十八條ニ依ル町村吏員ノ懲戒ニ關スル件)中改正 (省)內第九號(二) 八五
○ 慈善救濟ノ資トシテ御下賜アラセラレタル金百萬圓地方頒賜額 (告)關第五號(九) 一三五	○ 囑託員、雇員、傭人ニシテ大正元年七月三十日以前ノ所爲ニ付キ懲戒ノ處分ヲ受ケタル者懲戒免除 (告)關第四十號(一〇) 四三六
○ 地租 (地租) 一	○ 懲役 (懲役) 一
○ 臺灣國防用防禦警備區域ニ關スル地圖取締規程中改正 (府)臺第三十五號(五) 三三三	○ 三月以下ノ懲役百圓以下ノ罰金、拘留、科料ノ處罰ヲ受クヘキ事犯ノ件 (府)朝第四十一號(四) 二六七
○ 徵兵事務條例施行細則中改正 (省)陸第十號(二) 九二	○ 徵兵 (徵兵) 一

○ 明治三十九年勅令第三百十八號ニ依ル徴兵身體検査ニ關スル規程中改正 (省)陸第八號(二) 九二	○ 大阪府市立大阪甲種商業學校徴兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文第六十號(三) 三九三
○ 明治三十九年 陸軍省令第十六號ニ依ル關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル大正二年度徴兵身體検査ニ關スル件 (府)關第九號(二) 二六三	○ 神奈川縣立農業學校ニ對スル徴兵令上及文官任用令上認定ノ效力 (告)文第四十五號(二) 七三八
○ 東京府私立東京神學專門學校徴兵令ニ依リ認定 (告)文第五十二號(三) 三九二	○ 兵庫縣立神戶商業學校同上 (告)文第六十二號(三) 三九四
○ 東京府私立早稻田實業學校ニ對スル徴兵令上認定ノ效力ハ夜學部ニ及ハス (告)文第七十九號(三) 三九七	○ 兵庫縣立工業學校同上 (告)文第六十三號(三) 三九四
○ 東京府私立日本獸醫學校ニ對スル徴兵令上認定ノ效力 (告)文第三十三號(四) 五八三	○ 長崎縣私立海星中學校徴兵令ニ依リ認定 (告)文第七十九號(七) 一四二九
○ 東京府私立宗教大學同上 (告)文第四十六號(五) 九八六	○ 群馬縣立工業學校徴兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文第四十六號(二) 一四九
○ 東京府私立青山學院神學部同上 (告)文第五十號(五) 九八七	○ 愛知縣私立尾張中學校同上 (告)文第三十七號(二) 一四七
○ 京都府私立眞宗學院徴兵令第十三條ニ依リ認定 (告)文第一號(八) 一四	○ 福島縣私立石川中學校徴兵令ニ依リ認定 (告)文第五十四號(二) 七四一
○ 京都府私立同志社大學ニ對スル徴兵令上認定ノ效力 (告)文第二十九號(二) 一四六	○ 岡山縣私立眞護館中學校同上 (告)文第七十七號(三) 三九七
○ 京都府私立大日本武德會武術專門學校徴兵令ニ依リ認定 (告)文第三十六號(二) 一四七	○ 大分縣南海部郡立佐伯中學校同上 (告)文第八十八號(三) 三九八
○ 財團法人私立東山中學校(京都府)同上 (告)文第九十號(三) 三九九	○ 明治三十八年告示第十五號(福島縣立工業學校染織科)ヲ徴兵令及文官任用令ニ依リ認定)中削除 (告)文第十六號(九) 二〇一
○ 京都府私立高等學院同上 (告)文第四十八號(五) 九八七	

○ 南滿醫學堂徴兵令ニ依リ認定 (告)文第三十二號(二) 一四六	○ 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙密削規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便貯金規則、貯蓄電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徴收規則、朝鮮總督府通信書記補、試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五
○ 南滿洲工業學校徴兵令ニ依リ認定 (告)文第九號(四) 五七八	○ 附體ノ費用徴收及密附金品募集ニ關スル規則中改正 (府)朝第一號(二) 四
○ 東洋協會大連商業學校徴兵令ニ依リ認定 (告)文第三十六號(二) 一四六	○ 同上 (府)朝第四十八號(二) 二五〇
〔徴收〕	○ 煙草專賣法施行細則ニ依リ徴收スル葉煙草及製造煙草ノ保管料並ニ徴收方 (告)大第六十三號(四) 五六八
○ 明治三十七年勅令第九號(私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料徴收ノ件)中改正 (勅)第五百五十二號(七) 二七八	○ 煙草賣捌規則ニ依リ徴收スル製造煙草保管料 (告)大第七十號(五) 九六七
○ 明治四十五年法律第二十三號ニ依リ樺太ニ於テ石炭採掘ニ付キ採掘料ヲ徴收スヘキ區域 (閣)第二號(六) 三	〔徴集〕
○ 公共團體ニ於テ使用料手数料等徴收上便宜ノタメ收入證紙ヲ發行スルモ 經伺ニ及ハス (訓)內第十七號(二) 一〇七	○ 明治四十三年徴集ノ現役歩兵及向上等看護卒ニシテ臨時朝鮮派遣隊ニ關スル者及樺太守備隊ニ關スル者在營期間延期 (省)陸第五號(二) 五七
○ 明治四十三年訓令第五號(内國稅徴收費科目)中追加 (訓)大第四號(三) 二九	○ 第三師團歩兵第六聯隊同第六十八聯隊ヨリ北清ニ派遣シアル部隊ニ關スル明治四十三年徴集ノ現役歩兵及現役上等看護卒在營期間延期 (省)陸第六號(二) 五七
○ 明治三十六年達第百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官、歳入徴收官、收入官吏ニ關スル件)廢止 (達)海第六號(八) 五	○ 明治四十四年省令第十四號(明治四十二年徴集ノ現役歩兵及向上等看護卒ニシテ第五師團ノ歩兵聯隊ニ關スル者在營期間延期ノ件)廢止 (省)陸第八號(五) 二二八
○ 郵便電信電話ニ關スル滯納料金徴收規則中改正 (省)遞第一號(二) 一九	〔勅語〕
○ 租稅徴收額證明規程書式中改正 (達)會第一號(二) 九六	○ 教育ニ關スル勅語ヲ朝鮮總督ニ下付 (訓)朝第一號(二) 六
○ 地方費賦課金徴收規則中改正 (府)朝第一號(八) 一	
○ 稅關ノ徴收スル船稅ニ關スル件 (府)朝第十八號(二) 〇	
○ 郵便、電信、電話ニ關スル滯納料金徴收規則改正 (府)朝第九號(二) 二〇	

○ 陸軍後見ノ節見ハリタル勅撰ノ安道ナル邊旨ヲ奉
體シ管下官民俱ニ至誠ヲ披キテ蓋忠ヲ竭シ皇政ヲ翼
賛シ奉ラシコトヲ努メシム (諭) 閣第一號(八)

〔勅撰〕

○ 坊間ニ於テ明治ノ勅撰トシテ出版シタル大政紀要ト
題スル書籍ハ奏覽可ク經タル勅撰ノ書ニアラス (告) 官第二十三號(三) 六九二

〔直接税〕

○ 市制第七十五條町制第五十五條直接税及間接
税ノ種類 (告) 内第四十三號(九) 九四四

○ 明治二十九年告示第三十號(沖繩縣ニ於ケル直接税
間接税種類) 同三十二年同第六十九號(府縣制及郡制
規定ノ直接税ノ種類) 同第九十六號(北海道區制第百
十七條北海道一級町村制第百二十三條及北海道二級
町村制第七十條直接税間接税ノ種類) 同三十四年同
第二十六號(北海道會法第十五條直接税ノ種類)
同四十四年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制第百
二條ノ直接税種類) 中追加 (告) 内第四十二號(九) 九四三

〔除服〕

○ 市町村長、助役ノ除服及旅行ニ關シ監督官廳ノ認可
ヲ受ケンムルノ規定ヲ撤ク(中件) (訓) 内第十五號(二) 一〇七

○ 明治二十年勅令第三十九號官吏服務紀律、第六條第
十一條第十三條、同二十二年勅令第十八號第二項ニ
依リ許可事項並神宮大宮司ヲ除クノ外神宮司員除服
出仕及宮内府司員、神宮司、神宮司、神宮司、神宮司
處分報告セシム (訓) 内第三十號(三) 一三三

〔除籍〕

○ 軍艦和泉帝國軍艦ヨリ、第五十號第五十二號水雷艇
帝國水雷艇ヨリ撤去除籍 (達) 海第三十三號(四) 一一三

〔貯庫〕

○ 爆發物貯庫規程中改正 (告) 内第十八號(九) 一九四
○ 兵庫縣神戶郡家島村ノ内西島字東大寺ニ西島爆發物
貯庫及兵庫縣内ニ同爆發物貯庫事務所設置 (告) 内第十七號(九) 一九四

〔貯藏〕

○ 海軍用火藥火工品貯藏及取扱規則中改正 (達) 海第七十一號(三) 一〇七
○ 火藥類船舶輸送及貯藏規則 (府) 朝第四十五號(三) 一七六

〔貯金〕

○ 明治三十八年勅令第六十六號(郵便貯金利率令)
中改正 (勅) 第五十一號(二) 六二
○ 保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官股鐵道、
郵便電信、郵便貯蓄及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ
關スル件)ヲ擇本ニ施行 (勅) 第十四號(八) 一五

○ 郵便貯金規則中改正 (省) 逓第十六號(二) 一三五

○ 府縣稅納入郵便貯金特別取扱規則中改正 (省) 逓第七號(三) 四二

○ 郵便貯蓄貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事
務特別取扱規則 (省) 逓第三十九號(七) 一九二

○ 市公金受拂ノ爲ニスル郵便貯蓄貯金特別取扱規則中
改正 (省) 逓第三十七號(七) 一九二

○ 同上 (省) 逓第二十七號(三) 二六六

○ 在外郵便局所ニ於テ貨幣相場ノ變動其他ノ事由ニ依
リ必要ト認メタルトキ郵便貯金ノ預入、郵便貯蓄貯
金ノ拂込又ハ郵便貯蓄ノ提出ノタメ外國貨幣ヲ用フ
ル者ニ對スル取扱方 (省) 逓第十三號(三) 八九

○ 郵便貯蓄貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事
務特別取扱ニ關スル料金 (告) 逓第四百七十五號(五) 一〇六六

○ 明治四十一年告示第六百六十三號(郵便貯金規則ニ
依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ取却
ニ關スル料金) 中改正 (告) 逓第五百七號(五) 一〇八六

○ 郵便貯金規則中改正 (府) 朝第三十三號(三) 一四三

○ 同上 (府) 朝第九十三號(五) 三六五

○ 郵便貯蓄貯金規則中改正 (府) 朝第十號(三) 一一三

○ 地方發賦課金收納郵便貯蓄貯金特別取扱規則 (府) 朝第二號(八) 二

○ 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙賣附規則、郵便
規則、電報事業取扱規則、郵便貯蓄貯金規則、郵便貯金規
則、郵便電信規則、私電電信規則、官用及私電電
信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關
スル帶納料金徵收規則、朝鮮總督府通信規則、試驗
規則中改正 (府) 朝第八十六號(四) 三三五

○ 朝鮮總督府郵便貯蓄貯金管理所分掌規程中改正 (訓) 朝第二十一號(四) 一〇二

○ 郵便貯蓄貯金規則中改正 (府) 逓第十八號(三) 八四

○ 郵便貯蓄貯金小切手拂込規則中改正 (府) 逓第三十一號(二) 一三〇

○ 臺灣地方稅郵便貯蓄貯金特別取扱規則 (府) 逓第六十八號(七) 五六八

○ 郵便貯蓄貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事
務特別取扱規則ハ當分臺灣ニ適用セズ (府) 逓第五十四號(六) 五三一

○ 郵便貯蓄貯金規則中改正 (府) 關第六號(三) 一四四

○ 熊本市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便
貯蓄貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (告) 逓第三百三十六號(三) 四八六

○ 東京市公金ニ對シ郵便貯蓄貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵
便局名 (告) 逓第三百三十九號(三) 四八八

○ 同上中追加 (告) 逓第二百八號(二) 三六七

○ 德島市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便
貯蓄貯金ノ特別取扱ヲ爲サシム (告) 逓第三百五十五號(四) 九九九

○兵庫縣馬場郵便局神戸市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (告) 遞第四百二十八號(四) 六四六

○德島縣本郵便局ニ於テ德島市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (告) 遞第四百三十一號(四) 六四七

○明治四十四年告示第千號(大阪市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名)中追加 (告) 遞第三百八十一號(二) 五五五

○明治四十三年告示第四百八十九號(京都市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名)中追加 (告) 遞第三百八十二號(二) 五五五

○熊本縣内ニ在ル各郵便局ヲシテ府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則ニ依リ當該府縣ノ歳入金ニ對シ特別取扱ヲ爲サシム (告) 遞第四百一十一號(九) 二四九

○同上中追加 (告) 遞第三百五十五號(二) 五〇三

○兵庫縣馬場郵便局神戸市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (告) 遞第四百二十九號(四) 六四七

○金澤市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (告) 遞第五百二十六號(六) 二九二

○廣島市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス郵便局名 (告) 遞第五百九十九號(六) 三三二

○郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ勸業債券及貯蓄債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第五百六號(五) 一〇八六

○郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社北海道拓殖銀行發行第十六回拓殖債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第二百五十九號(〇) 三八七

○郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社東京府農工銀行發行第十一回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第三百五十四號(〇) 四一八

○郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社京都府農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十六號(二) 六〇五

○郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十七號(二) 六〇五

○靜岡縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社靜岡農工銀行ノ貸付ニ關スル事務ヲ取扱フ (告) 遞第五百七十二號(六) 二三四

○同上中追加 (告) 遞第六百八十八號(七) 二四六

○同上 (告) 遞第七百三十三號(七) 二四七

○同上 (告) 遞第七百二十八號(七) 二四八

○同上 (告) 遞第四百八號(八) 五〇四

○同上 (告) 遞第六十五號(八) 八七

○愛知、岐阜、三重三縣下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行第十一回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第六百八十號(七) 二四六

○郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社東京府農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十六號(二) 六〇五

○滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第七百七號(九) 二五三

○滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百十六號(九) 二五〇

○長野縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社長野農工銀行發行第十六回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第二百八十九號(〇) 三九八

○奈良、和歌山、德島、高知、滋賀ノ各縣及大阪、京都ノ二府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社奈良農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第三百十五號(〇) 四〇六

○山口縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社防長農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第六百九十號(七) 二四六

○群馬、栃木、埼玉、長野、新潟ノ各縣及東京府下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社群馬縣農工銀行發行第九回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第四百十二號(八) 六七

○奈良、和歌山、徳島、高知、滋賀ノ各縣及大阪、京都ノ二府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂並貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社奈良縣農工銀行發行第四回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 逓第三百八十三號(一) 五二五

○明治四十三年告示第四十四號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入、保管又ハ賣却ニ關スル料金ノ件)中改正 (告) 郵第百四十三號(六) 三三〇

○郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ郵便局名 (告) 逓第八十五號(二) 一八〇

○第四十一回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ賣渡ヲ取扱フ (告) 逓第五百五號(五) 〇八六

○株式會社日本勸業銀行發行第四十三回勸業債券ハ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂並貸付事務特別取扱規則ニ依リ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ賣渡ヲ取扱フ (告) 逓第四百五十四號(一) 五五〇

○株式會社勸業銀行發行第四十二回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ賣渡ヲ取扱フ (告) 逓第八十三號(八) 九三

○郵便集配事務ヲ取扱フ各郵便局所ニ於テ同郵便局市内ニ居住スル者ニ宛テタル郵便爲替金及郵便振替貯金ノ居宅拂込ニ集金郵便ニ依リ現金取立ノ事務ヲ取扱フ (告) 逓第百十號(七) 五三三

○郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ指定スル銀行名 (告) 逓第四十二號(一) 六四五

○同上中追加 (告) 逓第六十二號(三) 八五七

○臺北基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、阿緞郵便局ノ各郵便局市内ニ在ル各郵便局所ヲシテ郵便振替貯金小切手受入ヲ爲サシム (告) 逓第四十三號(二) 六四五

○臺北郵便局ニ於テ郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ (告) 逓第十九號(三) 五二八

○大連郵便局ニ於テ關東都府通信管理局ニ屬スル郵便振替貯金ノ加入者ニ對シ郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ (告) 關第二十三號(三) 五二六

○關東都府通信局發行郵便振替貯金加入者名簿一部賣渡價格 (告) 關第八十五號(七) 五二八

〔著作〕

○英國及丁林園ニ於テ一九〇八年十一月十三日附文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ヲ批准シタル旨瑞西聯邦政府ヨリ通牒 (告) 內第十一號(九) 一九〇

○和蘭國政府ニ於テ一九〇八年十一月十三日ノ文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ニ加入ノ旨瑞西聯邦政府ヨリ通牒 (告) 內第四十八號(二) 六九四

〔治療〕

○治療品經理規程中改正 (達) 海第三十七號(一〇) 五六

〔治外法權〕

○恩赦令制定明治四十一年勅令第二百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百十七號(明治四十一年勅令第二百十五號ヲ朝鮮、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止 (勅) 第二十三號(九) 二六

〔治水〕

○臨時治水調査會官制廢止 (勅) 第四號(一) 一〇

○治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止制限スヘキ土地指定 (告) 內第七號(一) 三〇

○同上 (告) 內第十五號(三) 二四四

○同上 (告) 內第十六號(三) 二六一

○同上 (告) 內第十七號(三) 二七六

○同上 (告) 內第十八號(三) 二九一

○同上 (告) 內第十九號(三) 三〇九

○同上 (告) 內第二十號(三) 三二七

○同上 (告) 內第二十一號(三) 三四五

○同上 (告) 內第二十二號(三) 三六二

○同上 (告) 內第二十四號(三) 三七九

○同上 (告) 內第二十九號(四) 五六三

○同上 (告) 內第三十號(四) 五六三

○同上 (告) 內第三十二號(五) 九二八

○同上 (告) 內第三十六號(五) 九三九

○同上 (告) 內第四十號(五) 九四三

○治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スヘキ土地指定區域中解除 (告) 內第三十號(一〇) 三〇四

〔畜牛〕

○臺灣畜牛保健組合規則 (律) 第三號(二) 八

○臺灣畜牛保健組合規則施行規則 (府) 逓第五十五號(二) 二五五

○畜牛ノ改良増殖ニ付キ指導要項 (訓) 朝第九號(三) 四八

〔廳廳長、廳府縣〕

○臺灣總督府廳醫寮醫ノ給與ニ關スル件 (勅) 第四百四十五號(七) 二七一

○明治四十二年府令第七十五號(廳位置及管轄區域)中追加 (府) 逓第八號(二) 三九

○同上改正 (府) 逓第二十二號(一〇) 一一一

○基隆ニ臺北廳出張所設置 (告) 逓第二十八號(三) 五三三

○明治三十七年府令第三號(廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件)中改正 (律) 第二號(七) 三

○同上施行期日 (府) 逓第七十二號(七) 五七二

○明治三十六年府令第八十二號(廳長ヲシテ取扱ハシムル事項)中改正 (府) 逓第十五號(八) 三三

○廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則中改正並ニ民事争訟調停費用規則及明治三十七年府令第五十四號(郵便ニ依リ民事争訟調停ニ關スル書類送達方)廢止 (府) 逓第一號(七) 一四

○防疫職員官制制定明治三十三年勅令第九十七號(廳府縣ニ臨時防疫官設置)、同三十六年同第二號(警視廳ニ臨時防疫職員設置)、同第七十八號(神奈川縣同上)、同三十八年同第二百四十三號(大阪府及兵庫縣同上)、同第二百八十二號(山口縣同上)廢止 (勅) 第二百二號(四) 三三

○防疫官及防疫官補ヲ配置スヘキ廳府縣指定 (告) 內第三十一號(四) 五六三

○同上中追加 (告) 內第七號(八) 六

〔帳簿〕

○ 計算帳簿規程中改正

(達)海第七號(八)

五

〔賜察扶私〕

○ 藥種商、製藥者行政處分ノ件及赤痢、腸察扶私、イバラ、チフス、痘瘡五日報告ニ及ハス

(訓)内第二號(二)

九七

〔定備〕○ヨノ部備入ノ項ニ職ス

〔町村、町村制〕

○ 市制第六十九條及町村制第四百九條ニ依ル命令ノ件制定明治三十三年勅令第二百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件)廢止

(勅)第十八號(八)

二〇

○ 明治四十一年省令第二十號(沖繩縣及島嶼町村制第九十八條ニ依ル町村吏員ノ懲戒ニ關スル件)中改正

(省)内第九號(二)

八五

○ 北海道區制第十四條北海道一級町村制第二百二十條ノ最終ノ人口ハ毎年十二月末日現在ニ依リ北海道廳長官ノ調査告示シタルモノニ依ル件設定明治三十年拓殖省令第八號(北海道區制第一條北海道一級町村制第九條同二級町村制第九條最終人口官報ヲ以テ告示方)廢止

(省)内第十二號(二)

八六

○ 明治三十三年訓第一〇五一號(北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル毎年末人口報告ノ件)廢止

(訓)内第十六號(二)

一〇七

○ 市制第七十五條町村制第五百五十五條直接税及間接税ノ種類

(省)内第四十三號(五)

九四四

〔茶業〕

○ 明治二十九年告示第三十號(沖繩縣ニ於ケル直接税間接税別)同三十二年同第六十九號(府縣制及郡制規定ノ直接税ノ種類)同第九十六號(北海道區制第七十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接税間接税ノ種類)同三十四年同第二十六號(北海道會法第十五條直接税ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制第二百二條ノ直接税間接税種類)中追加

(告)内第四十二號(五)

九四三

○ 明治二十一年告示第九十五號(市制第三百三十一條町村制第三百三十六條直接税間接税ノ類別)廢止

(告)大第七十六號(五)

九七〇

○ 明治四十四年十二月三十一日調査北海道區制及北海道一級町村制施行地現住人口

(告)内第四十六號(七)

四一三

〔答刑〕

○ 明治四十四年省令第二十號(茶業取締ニ關スル件)中刪除

(省)農第九號(三)

四一

〔答刑〕

○ 朝鮮答刑令

(制)第十三號(三)

三六

○ 朝鮮答刑令施行規則

(府)朝第三十二號(四)

一九五

○ 答刑執行心得

(訓)朝第四十一號(四)

一五八

〔中立〕

○ 陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約

(條)第五號(二)

九七

○ 海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約

(條)第十二號(二)

三三六

〔中樞院〕

○ 朝鮮總督府中樞院官制中改正

(勅)第二十七號(三)

一四三

〔駐在所〕

○ 國有森林山野保護規則ニ依リ森林保護區、森林保護區域及森林保護員駐在所指定

(告)朝第十六號(八)

二二

〔陳列館〕

○ 朝鮮總督府商品陳列館移轉

(告)朝第七十號(二)

六三二

〔貨金〕

○ 朝鮮總督府鐵道局所管線路旅客貨金改定

(府)朝第一號(一)

一

○ 朝鮮總督府鐵道局大貨物貨金表

(府)朝第十四號(六)

四三三

○ 新義州安東臨間鐵道運送ニ於ケル貴重品高價品、獸類運送ニ對スル増賃金ヲ徵收セス

(府)朝第十九號(三)

六二

リノ部

〔吏員〕

○ 明治三十三年省令第十四號(府縣郡ヨリ給料給與ヲ受ケル吏員職員ノ退職料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件)中改正

(省)内第十九號(三)

一七五

○ 明治四十一年省令第二十號(沖繩縣及島嶼町村制第九十八條ニ依ル町村吏員ノ懲戒ニ關スル件)中改正

(省)内第九號(二)

八五

〔旅券〕

○ 日滿聯絡運輸旅客及手荷物貨率規則中改正

(告)鐵第九號(二)

一一九

○ 加奈太及西伯利經由世界周遊旅客運送規則

(告)鐵第四十七號(五)

九二〇

○ 同上追加

(告)鐵第四十號(二)

四四七

○ 朝鮮總督府鐵道局所管線路旅客貨金改定

(府)朝第一號(一)

一

○新義州安東縣間鐵道旅客及荷物特定運賃表 (府)朝第百十五號(六) 四四一

〔旅行〕

○海軍下士卒旅行證規則廢止 (省)海第一號(三) 二六
○市町村長、助役ノ除服及旅行ニ關シ監督官廳ノ認可ヲ受ケシムルノ規定ヲ設クヘキ件 (訓)内第十五號(二) 一〇七

〔旅券〕

○外國旅券規則取扱手續中改正 (訓)朝第四十號(四) 一五七

〔旅順〕

○旅順港規則中改正 (省)海第十號(七) 一八三
○旅順電氣使用規則中改正 (府)關第十三號(五) 三九五
○同上 (府)關第十六號(七) 五七三
○同上 (府)關第三號(九) 四九
○旅順貨物置場使用規則 (府)關第五號(九) 五三
○旅順貨物置場使用料金 (告)關第二十四號(九) 二九一

〔旅費〕

○大喪使旅費規程 (省)大第二號(九) 三九
○內務省所管旅費規則中改正 (訓)内第三號(三) 一九
○內務省土木事業從務員旅費月額支給規程中改正 (訓)内第三十一號(三) 一三三
○陸軍旅費規則中改正 (省)陸第二號(二) 一〇
○同上 (省)陸第十一號(二) 九四

○林區署管内旅費規則中改正 (訓)農第三號(三) 一六

○朝鮮總督府道地方土地調査委員手當及旅費支給規程 (府)朝第三十四號(三) 一四四

○明治四十三年府令第三十三號(巡邏船ニ常時乗組ノ監吏、旅客携帶品検査ノタメ、乘船ノ税關官吏及管轄區域内ヲ巡回スル税關監視署在勤ノ官吏ニ旅費支給方)廢止 (府)朝第九號(六) 三九九
○朝鮮登錄稅令ニ依リ選定シタル評價人ノ手當及旅費支給方並證明申請人ノ負擔スヘキ費用 (府)朝第三十一號(二) 一三〇

○朝鮮總督府減額旅費規程 (訓)朝第六十五號(六) 三〇九
○官公立學校教員、講師學術ノ講習ヲ受クルタメ又ハ看守長、看守監獄官練習所へ入所ノタメ若クハ監獄醫帝國大學醫科大學國家醫學講習科ノ講習ヲ受クルタメ内地へ出張ノトキ日額旅費支給方 (訓)朝第七十三號(六) 三三八

〔陸所〕

○大行天皇ノ陵所ヲ定メラル (告)八月六日(八) 一

〔履歷〕

○海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則中改正 (達)海第四十四號(四) 一三三
○同上 (達)海第六十九號(六) 一九九
○海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則中刪除 (達)海第六十一號(二) 八六

○海軍文官履歷書及身上取扱規則改正 (達)海第三十號(三) 六九

〔留學〕

○外務省留學生規程中改正 (省)外第一號(六) 一三七

〔陸地棉〕

○陸地棉ノ普及獎勵指導及改良事項 (訓)朝第八號(三) 四六

〔陸軍〕

○陸軍作業會計法中改正 (法)第十號(三) 一一
○陸軍省官制中改正 (勅)第二十五號(九) 三三
○陸軍省臨時職員増置 (勅)第十五號(三) 一三三
○朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件)中改正 (勅)第五十一號(三) 一七三
○陸軍武官官等表中改正 (勅)第八號(三) 一九
○陸軍歩兵學校條例 (軍)陸第三號(八) 二
○陸軍戸山學校條例改定 (軍)陸第四號(八) 五
○陸軍獸醫學校條例中改正 (勅)第九號(三) 二
○陸軍六週間現役兵條例中改正 (勅)第十六號(三) 一三三
○陸軍六週間現役兵條例施行細則中改正 (省)陸第五號(三) 六三
○陸軍常備團隊配備表中改正 (軍)陸第七號(三) 一九
○陸軍ニ於ケル懲罰ノ免除ニ關スル件 (軍)陸第二號(八) 一

○陸軍服制改正陸軍軍服服制及明治三十九年勅令第七十二號(陸軍軍服服制中濕緞ヲ以テ茶褐緞ニ代用スル件)廢止 (勅)第十號(三) 三三

○陸軍服制中改正 (勅)第二十六號(九) 三四

○陸軍服裝規則改定 (軍)陸第一號(三) 一

○理事理事試補及陸軍監獄長服制中改正 (勅)第十二號(三) 三二

○陸軍錄事、陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍警守服制中改正 (勅)第十三號(三) 二二七

○陸軍將校馬具制中改正 (勅)第十一號(三) 二二七

○陸軍葬禮令制定陸軍會葬式及喪式廢止 (勅)第六號(二) 一一

○大喪儀ノ際陸軍ニ於テ行フヘキ儀式ニ關スル件 (軍)陸第五號(八) 八

○陸軍禮式ニ依ル軍樂及喇叭ノ吹奏禮禮式ノ停止ニ關スル件 (軍)陸第一號(八) 一

○陸軍給與令中改正 (勅)第九十八號(四) 二二七

○同上 (勅)第四十四號(二) 五四

○陸軍給與令細則中改正 (達)陸第十六號(四) 七六

○同上 (達)陸第四號(九) 九

○同上 (達)陸第十九號(二〇) 四八

○臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第九十九號(四) 三三

○臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正 (達)陸第十七號(四) 九三

- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百號(四) 二二三
- 滿洲朝鮮樺太駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第十八號(四) 九八
- 清國駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百一號(四) 二二三
- 清國駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第十九號(四) 一〇五
- 陸軍武官增俸給與規程中改正 (達)陸達第十二號(三) 五二
- 陸軍旅費規則中改正 (省)陸達第二號(二) 一〇
- 同上 (省)陸達第十一號(二) 九四
- 陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍傭人衣服給與規則中改正 (達)陸達第十八號(二) 四八
- 陸軍兵籍規則中改正 (省)陸達第一號(二) 二
- 同上 (省)陸達第十二號(三) 一八八
- 陸軍召集規則中改正 (省)陸達第七號(二) 八九
- 明治三十七年陸達第五百五十六號(戰時又ハ事變ニ際シ戰時職務ニ就キタル陸軍現役將校同相當官以下ノ兵籍所管ノ件)廢止 (達)陸達第二號(二) 三
- 陸軍傳染病預防規則中改正 (省)陸達第七號(五) 二二六
- 衛戍病院患者轉地療養規則設定陸軍入院患者轉地療養規則及陸軍轉地療養所患者取締規則廢止 (達)陸達第十一號(三) 四五
- 陸軍傳染病預防ニ關スル消毒方法設定明治三十九年陸達第七十九號(陸軍傳染病預防ニ關スル清潔方法及消毒方法)廢止 (達)陸達第二十一號(五) 二二七
- 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢查規則中改正 (省)陸達第三號(三) 二五
- 陸軍身體檢查手續中改正 (達)陸達第五號(三) 二七
- 陸軍ニ於ケル恩赦施行手續 (省)陸達第三號(九) 四九
- 陸軍監獄令施行細則中改正 (省)陸達第四號(一〇) 五六
- 陸軍下士兵卒在隊間成績通報規程 (省)陸達第九號(五) 二九
- 陸軍軍用銃砲及火藥類拂下規則中改正(省)陸達第一號(八) 四
- 陸軍官舍取扱規則中改正 (達)陸達第一號(二) 一
- 陸軍將校乘馬令施行規則中改正 (達)陸達第六號(九) 二
- 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則中改正 (達)陸達第六號(三) 三
- 陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育規則中改正 (達)陸達第二十二號(五) 一四三
- 明治四十一年陸達第六號(陸軍砲工學校以下學校學生入學時期)中改正 (達)陸達第十二號(九) 二七
- 理事理事候補及陸軍監獄長服裝規則中改正 (達)陸達第九號(三) 三
- 明治四十一年陸達第五十五號(陸軍警守)中改正 (達)陸達第十號(三) 三四
- 陸軍下士以下軍種種類及製式設定明治三十四年陸達第七十六號(陸軍下士以下ニ交付ノ軍種ノ件)廢止 (達)陸達第八號(三) 三
- 陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸達第十四號(四) 七五

- 蹄鐵術教程設定明治三十二年陸達第六十二號(陸軍蹄鐵術教程)同三十二年同第四十七號(陸軍蹄鐵術教程)中心得方ノ件)廢止 (達)陸達第二十九號(六) 一五三
- 陸軍善行證書附與規則中改正 (達)陸達第十五號(一〇) 四七
- 陸軍將校同相當官准士官用背囊、圖囊、水筒及飯盒制式設定明治三十四年陸達第七十一號(士官背囊制式)廢止 (達)陸達第九號(九) 一八
- 明治四十二年陸達第三十一號(陸軍運輸部出張所ノ名稱及位置表)中削除 (達)陸達第十號(九) 二七
- 明治三十年陸達第四十五號(陸軍軍人軍服日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船乘込命令書並手續)廢止 (達)陸達第二十四號(五) 一五〇
- 勅命ニ依リ制定セラレ特ニ陸軍部内ニ於テ佩用スル徽章ノ種類、圖式及佩用位置設定明治二十八年告示第十三號(勅命ニ依リ制定セラレ特ニ陸軍部内ニ於テ佩用スル徽章ノ種類及圖式)廢止 (告)陸達第十號(五) 九七五
- 大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ陸軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)陸達第二號(九) 二〇〇
- 明治三十七八年戰役ニ從事シ死没シタル陸軍軍人軍屬傭人等ノ遺族ニ對シ賜與スヘキ特別賜金支給出願期日 (告)陸達第十一號(六) 二二七
- 陸軍軍人軍屬傭人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死没シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)陸達第六號(四) 五六九
- 陸軍軍人軍屬乘船手續 (告)陸達第九號(五) 九七二
- 臨時陸軍建築部東京支部千葉出張所閉鎖 (告)陸達第四號(三) 一四二
- 臨時陸軍建築部東京支部津田沼出張所閉鎖 (告)陸達第八號(五) 九七二
- 臨時陸軍建築部東京支部閉鎖 (告)陸達第十三號(六) 二三八
- 陸軍砲兵工科學校砲兵工長候補者召募 (告)陸達第一號(三) 一四一
- 陸軍戸山學校軍樂生徒召募 (告)陸達第二號(三) 一四二
- 陸戰ノ法規價例ニ關スル條約 (條)第四號(二) 六九
- 陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約 (條)第五號(二) 九七
- 陸上勤務者居住規則 (達)海第六十二號(六) 一五六
- 陸上勤務者ノ制服ノ項ニ關ス (略服)〇ノノ部制服ノ項ニ關ス
- 立標
- 長崎縣下縣郡豆酸塔燈立標點火休止ノ處從前ノ通點火 (告)遞第六十七號(八) 八
- 長崎縣下縣郡豆酸塔燈立標修繕ノタメ點火休止 (告)遞第四百三十二號(四) 六四七
- 朝鮮西岸榮山江航路ヲ示タメ立標及塔燈建設 (告)朝第二百三號(四) 六七六

- 朝鮮西岸仁川港口挂燈立標燈質及光達距離變更 (告) 朝第百六十六號(四) 六六五
- 朝鮮南岸曹州灣附近三千浦ニ挂燈立標建設毎夜點火 (告) 朝第百六十七號(四) 六六五
- 京畿道仁川港ニ設置ノ立標六基撤去 (告) 朝第十二號(八) 一一〇
- 浮温立標ノ燈質中變更 (告) 第百七十九號(六) 一三五九
- 基隆港口ニ設置ノ桶盤立標「アセチレン」瓦斯避閃 (告) 第百五十七號(七) 一五三二
- 明治四十五年告示第百五號基隆港口桶盤立標燈質及光達距離變更 (告) 第百三十三號(九) 二七九
- 〔里程〕
- 海軍里程表改正 (達) 海第四十六號(四) 一一四
- 海軍里程表中改正 (達) 海第四十七號(二) 七一
- 和歌山縣和歌山、和歌山市兩停車場間貨物運賃計算ノ場合ニ限ル里程 (告) 第百六十六號(九) 一八三
- 觀山新義州停車場間鐵道里程改正 (告) 朝第七號(二) 一〇九
- 〔罹災〕
- 臺灣罹災救助基金規則施行規則中改正 (府) 第百六十六號(七) 五六七
- 明治四十四年度北海道罹災救助基金國庫補助額 (告) 大第十八號(三) 一三九
- 大正元年度北海道罹災救助基金國庫補助額 (告) 大第四十八號(三) 六九六
- 水島暴風雨ノタメ被害甚カラサル趣聞食サレ罹災者御救恤金下賜 (告) 第百四十六號(二) 六四六
- 〔利札、利金、利子〕
- 明治三十八年勅令第百六十六號(郵便貯金利子割合)中改正 (勅) 第五十一號(二) 六二
- 郵便貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則 (省) 第百二十六號(五) 一三三
- 郵便貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱ニ關スル料金 (告) 第百四十七號(五) 一〇六六
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第三十五號(三) 三八二
- 紛失ニ因リ失效ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第三十六號(三) 三八四
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第七十三號(五) 九六八
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ利金仕拂 (告) 大第七十五號(五) 九六九
- 紛失ニ因リ失效ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第十六號(九) 一九八
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ利金仕拂 (告) 大第十七號(九) 一九九
- 郵便貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ勸業債券及貯蓄債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 第百五十六號(五) 一〇八六

- 郵便貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社東京府農工銀行發行農工債券ノ元利金支拂ヲ取扱フ (告) 第百二十六號(六) 一三四五
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社北海道拓殖銀行發行拓殖債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 第百三十五號(九) 二四七
- 滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 第百四十六號(九) 二五〇
- 〔林區署〕
- 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ從事セシムルタメ農商務省及林區署ニ臨時職員設置)中改正 (勅) 第百三十四號(六) 二五九
- 林區署管内旅費規則中改正 (訓) 農第二號(三) 一六
- 熊本大林區署管内小林區署管轄區域中變更 (告) 農第四十二號(三) 一七一
- 〔林野〕
- 帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇) 第二十一號(三) 一七
- 明治四十四年勅令第八十二號(鑛床、林野及園有未墾地調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置)中改正 (勅) 第二十五號(三) 一四
- 國有林野ノ管理保護ニ關シ警察官吏ヲシテ地方官ヲ補助シ其任ニ階ラシム (訓) 朝第二十三號(二) 一四三
- 臺灣林野調查規則ヲ新竹廳ニ施行 (府) 第百二十四號(三) 一四四
- 臺灣林野調查規則ヲ臺南廳ニ施行 (府) 第百四十七號(五) 三九四
- 臺灣林野調查規則ヲ阿緬廳ニ施行 (府) 第百十八號(九) 四八
- 臺灣林野調查規則ヲ桃園廳ニ施行 (府) 第百三十四號(二) 一三三
- 〔林業〕
- 地方林業補助費交付規程 (訓) 朝第三十五號(四) 一四三
- 〔大藏〕
- 大藏省證券發行 (告) 大第三號(一) 三三
- 同上 (告) 大第十五號(二) 三三
- 同上 (告) 大第十七號(三) 三三九
- 同上 (告) 大第二十二號(三) 一四一
- 同上 (告) 大第二十七號(三) 三八〇
- 同上 (告) 大第三十二號(三) 三八二
- 同上 (告) 大第五十三號(四) 五六四
- 同上 (告) 大第五十九號(四) 五六七
- 同上 (告) 大第六十二號(四) 五六八

○同上	(告)大第八十八號(六)三三二
○同上	(告)大第四百四十七號(一)四二七
○同上	(告)大第六號(八)八
○同上	(告)大第七號(八)九
○同上	(告)大第三十號(一〇)三三二
○同上	(告)大第四十三號(二)四五九
○同上	(告)大第四十五號(二)四六〇
○同上	(告)大第五十七號(三)七二〇
○明治四十五年三月以降割引ノ方法ヲ以テ發行スヘキ大藏省證券ノ様式改正	(告)大第二十五號(三)三八〇
〔臘所獸〕	
○臘虎臘所獸獵獲禁止ニ關スル件	(法)第二十一號(四)四二
○明治四十五年法律第二十一號施行規則	(省)農第十一號(四)九八
○明治四十五年法律第二十一號(臘虎臘所獸獵獲禁止ニ關スル件)ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行	(勅)第三百三十五號(六)二五九
○臘虎臘所獸獵獲業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル件	(法)第二十二號(四)四四
○明治四十五年法律第二十二號施行規則	(省)農第十二號(四)九九
○明治四十五年法律第二十二號第四條ニ依ル交付金下付ニ關スル手續	(省)大第九號(二)一八二
○臘虎臘所獸保護ニ關スル事務ヲ掌理セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置	(勅)第四百四號(五)二三七
〔和蘭〕	
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規	(省)逓第三十三號(六)一五四
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力	(告)逓第五百七十號(六)三三三
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規	(府)朝第二百二十五號(七)五六一
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力	(告)朝第二百六十九號(七)四九〇
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規	(府)朝第六十五號(七)五六七
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力	(告)逓第九十六號(七)一五一
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規	(府)朝第七十七號(七)五七四
○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力	(告)朝第七十六號(七)一五二七
○和蘭兩國政府ニ於テ一九〇八年十一月十三日ノ文學的及美術的著作物保護修正ベルヌ條約ニ加入ノ旨瑞西國政府ヨリ通牒	(告)內第四十八號(二)六九四
〔置場〕	
○旅順貨物置場使用規則	(府)朝第五號(九)五二
○旅順貨物置場使用料金	(告)朝第二十四號(九)二九一
○沖繩縣ニ衆議院議員選舉法施行	(勅)第五十八號(三)一七八

○沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿調製ニ關スル件	(勅)第五十九號(三)一七九
○明治四十一年省令第二十號(沖繩縣及島嶼町村制第九十八條ニ依ル町村吏員ノ懲戒ニ關スル件)中改正	(省)內第九號(二)八五
○明治二十九年告示第三十號(沖繩縣ニ於ケル直接税間接税類別)同三十二年同第六十九號(府縣制及郡制規定ノ直接税ノ種類)同第九十六號(北海道區制第十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接税間接税ノ類別)同三十四年同第二十六號(北海道會法第五條直接税ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制第二百二條ノ直接税種類)中追加	(告)內第四十二號(五)九四三
〔御墓〕	
○恒性皇子外二王子御葬御治定	(告)宮第一號(二)二
〔音曲〕	
○七月三十日附勅令第二號ヲ以テ廢朝中八個人ノ服役ヲ特免シ死刑及笞刑ノ執行並歌舞音曲ヲ停止シ大正元年七月三十一日ヨリ施行スル旨公布セラル	(告)朝號外(七)六一七
〔恩給〕	
○朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル件	(法)第十二號(四)一五
○恩給扶助料取扱手續中改正	(逓)海第二十八號(三)五九
○年金恩給支給規則中改正	(省)逓第二十五號(五)一三三
〔恩賜〕	
○公立學校職員恩給審査規程	(府)朝第八十三號(四)三三四
○臨時恩賜金管理規則中改正	(府)朝第二十四號(三)七八
○臨時恩賜金ノ收支ニ關スル規程中改正	(訓)朝第十二號(三)五四
○特ニ内帑ヲ頒チ治ク地方慈善救濟ノ資ニ充テシメラレタルニ付キ恩賜財團ヲ設置シ島内臣民ヲシテホク聖恩ニ浴セシム	(告)諭(察)第二號(二)五
〔恩赦〕	
○恩赦ノ件	(詔)九月十三日(九)三
○恩赦令制定明治四十一年勅令第二十五號(特赦及減刑ニ關スル件)同第二十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)同第二十三號(明治四十一年勅令第二十五號ヲ朝鮮臺灣關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止	(勅)第二十三號(九)二六
○陸軍ニ於ケル恩赦施行手續	(省)陸第三號(九)四九
○恩赦施行手續	(省)海第二號(九)二
○恩赦令施行規則	(省)司第三號(九)五二
○司法司獄ノ職ニ在ル者恩赦ノ慈旨ヲ奉體シ赦宥ヲ得ヘキ者ヲシテ遺快ナカラシム	(訓)司第一號(九)八
○恩赦令施行規則	(府)朝第二十號(一〇)五九
○恩赦令第十五條ニ依ル復權出願方	(告)朝第三十號(一〇)四三六

○恩赦ノ恩旨ヲ奉體シ夙夜激厲優渥ナル皇恩ニ答答セ
ンコトヲ期セシム (諭) 第一號(一〇) 一

〔塊地利洪易利〕

○塊地利洪易利國ボスニ、ヘルゼゴヴィヌノタメ國
際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第四百二十七號(四) 六四六

ワノ部

〔割引〕

○社寺境内模倣燈籠社寺廢合跡建物處分ノ件、產婆行
政處分ノ件、產婆試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、
北海道移住民汽車貨物船賃割引券受拂表及同下附表
報告ニ及ハス (訓) 內第一號(一) 九七

○煙草賣捌規則第十條ノ煙草元賣捌人等級、割引歩合
同第十六條ニ依ル制限額及同第一條ノ特定價格
(告) 大第六十八號(五) 九四六

〔渡切〕

○明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所
ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル
件)、同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係
ル歳入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ
關スル件)及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署
ノ經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅) 第四百九號(三) 一七〇
○明治四十三年勅令第四百九號(朝鮮總督府ノ指定ス
ル官署ノ經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅) 第五百五號(五) 二二七

○朝鮮總督府所屬官署經費渡切規則中改正 (府) 朝第八十一號(四) 三三七

○同上 (府) 朝第一百十一號(六) 四〇一

○朝鮮總督府遞信官署經費渡切交付區分 (告) 朝第六號(八) 一一八

○明治四十三年告示第十三號(渡切ヲ以テ經費ヲ交付
スル朝鮮總督府遞信官署名指定)中追加 (告) 朝第二十號(二) 二〇九

○同上 (告) 朝第四十七號(四) 六五九

○明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ
渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スル件)中追加 (告) 遞第二百九十三號(三) 四七五

○同上 (告) 遞第三百八十六號(四) 六二八

○同上別表改正 (告) 遞第四百五十三號(五) 二〇四八

○明治四十二年告示第五十號(經費ノ渡切ヲ爲スヘキ
警察官署及其細目)中追加 (告) 朝第四十八號(四) 六九六

〔王子〕

○多嘉王妃殿下御分嬪王子御誕生 (告) 宮第三號(五) 九二七

○多嘉王殿下ノ王子御命名 (告) 宮第四號(六) 二〇九

○博恭王妃殿下分嬪王子御誕生 (告) 宮第十二號(一〇) 三〇一

○博恭王殿下ノ王子御命名 (告) 宮第十四號(一〇) 三〇三

○鳩彦王妃殿下御分嬪王子御誕生 (告) 宮第十三號(一〇) 三〇二

○鳩彦王殿下ノ王子御命名 (告) 宮第十五號(一〇) 三〇三

〔皇子、王子〕

○恒性皇子外二王子御幕御治定 (告) 宮第一號(二) 二

カノ部

〔開閉橋〕

○鴨綠江開閉橋開閉時刻 (告) 朝第八十九號(四) 六七〇

○同上 (告) 朝第二百四十號(六) 二三四九

○鴨綠江開閉橋ノ開閉中止期間 (告) 朝第一百號(二) 六四四

〔開港〕

○開港規則中改正 (勅) 第四十五號(二) 五五

○開戦ニ關スル條約 (條) 第三號(一) 五三

○開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約 (條) 第六號(二) 一一七

○「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約 (條) 第十號(二) 一八五

○海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約 (條) 第十一號(二) 二〇八

○海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約 (條) 第十二號(二) 二二六

〔害蟲〕

○害蟲驅除豫防法取扱手續中削除 (訓) 農第四號(九) 一〇

〔海港〕

○海港檢疫手續中改正 (訓) 朝第五十四號(五) 二八五

○海港檢疫法、同法施行規則ニ依リ上海地方ヲ虎列刺
流行地ト指定ノ件 (告) 內第五號(八) 五

○同上 (告) 內第二十六號(一〇) 三〇三

○臺灣海港檢疫規則及臺灣海港檢疫施行規則ニ依リ上
海地方ヲ虎列刺流行地ト指定 (告) 遞第三十號(一〇) 四三一

〔海岸料〕

○明治四十三年告示第千百十二號(外國無線電報ノ外
國海岸料及船舶料金表)中改正 (告) 遞第三百六十八號(四) 六〇二

○同上 (告) 遞第五百九十五號(六) 三三〇

○同上 (告) 遞第四百十三號(二) 五三八

〔海軍〕

○海軍探炭所官制改正 (勅) 第六十三號(三) 一八三

○海軍造兵廠條例中改正 (勅) 第六十二號(三) 一八二

○海軍煉炭製造所條例改正 (勅) 第六十四號(三) 一八四

○海軍高等武官補充條例中改正 (勅) 第四百十六號(七) 二七一

○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學
生條例中改正 (勅) 第四百十七號(七) 二七三

○海軍造船生徒及造兵生徒條例中改正 (勅) 第四百十八號(七) 二七四

○戰時海軍力ヲ以テスル砲擊ニ關スル條約 (條) 第九號(二) 一六七

- 朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラルタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件)中改正 (勅)第五十一號(三) 一七三
- 海軍省所管新原及長門炭礦鐵道二海軍探炭所長指定明治三十八年省令第七號(鐵道監督官吏指定)廢止 (省)海第六號(三) 一九三
- 海軍兵學校條例中改正 (勅)第十五號(八) 一六
- 海軍兵學校規則中改正 (達)海第十五號(八) 三三
- 海軍機關學校條例中改正 (勅)第十六號(八) 一八
- 海軍機關學校規則中改正 (達)海第十六號(八) 三三
- 海軍經理學校條例中改正 (勅)第十七號(八) 一九
- 海軍經理學校規則中改正 (達)海第十七號(八) 一九
- 同上 (達)海第十七號(八) 三三
- 臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦政試驗所海軍工廠海軍經理部並ニ臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置 (勅)第十七號(三) 一三三
- 海軍大學校規則中追加 (達)海第六十六號(六) 一五七
- 海軍中主計海軍少主計候補生採用規則中改正 (省)海第五號(六) 一五二
- 海軍中軍醫海軍少軍醫海軍中藥劑士海軍少藥劑士海軍少軍醫候補生海軍少藥劑士候補生採用規則中改正 (省)海第七號(七) 一八一
- 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生規則中改正 (省)海第八號(七) 一八一
- 海軍造船造兵生徒規則中改正 (省)海第九號(七) 一八二
- 海軍工務規則中改正 (達)海第三十二號(三) 七二
- 同上 (達)海第四十一號(二) 六一
- 海軍造兵廠處務規則中改正 (達)海第三十五號(四) 一二二
- 海軍探炭規程中追加 (達)海第三十八號(四) 一
- 海軍煉炭製造所工務規則設定海軍煉炭製造所探炭及煉炭製造規程廢止 (達)海第三十九號(四) 一一九
- 海軍人事處務規程中改正 (達)海第六十四號(六) 一五六
- 清國事變ニ關シ騷亂地方ニ派遣シタル海軍軍人軍團ニ對スル増給ノ件 (勅)第五號(二) 一〇
- 明治四十五年勅令第五號(清國事變ニ關シ騷亂地方ニ派遣シタル海軍軍人軍團ニ對スル増給ノ件)ニ依リ支給スル増給支給方 (達)海第八號(二) 一八
- 海軍軍人軍團職員俸人等ニシテ清國騷亂ニ關シ公務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (省)海第六號(四) 五七三
- 海軍武官增俸規則中改正 (達)海第二十三號(三) 四〇
- 海軍給與令施行細則中改正 (達)海第十八號(三) 三六
- 同上 (達)海第三十八號(二) 五六
- 同上 (達)海第六十四號(二) 九六
- 明治四十四年達第百十九號(海軍工作廳以外ノ工場ニ於テ常時使役スル職工、人夫ノ給與ニ關スル件)中追加 (達)海第六十八號(三) 一〇七

- 海軍通常物品會計規程設定明治二十八年達第百十七號(同件)及同三十六年達第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表)廢止 (達)海第十號(二) 一九
- 海軍通常物品會計規程中改正 (達)海第十七號(三) 三六
- 同上 (達)海第三十四號(二) 五五
- 海軍兵備品會計規程中改正 (達)海第十九號(三) 三八
- 海軍財產取扱手帳中改正 (達)海第四十七號(四) 一三四
- 海軍召集諸費支出規程中改正 (省)海第四號(一〇) 五八
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則中改正 (達)海第二十九號(三) 六三
- 海軍卒進級規則改正明治二十七年達第百七十一號(海軍豫備後備役卒進級條例)廢止 (達)海第五十四號(四) 一三三
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則 (達)海第五十三號(四) 一二六
- 海軍武官文官考課表規則中改正 (達)海第二十四號(三) 四三
- 海軍軍醫官服務規則中改正 (達)海第二十七號(三) 五八
- 同上 (達)海第五十六號(五) 一五〇
- 海軍兵曹長同相當官准士官配屬命課規則中改正 (達)海第二十二號(三) 三九
- 海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則中改正 (達)海第四十四號(四) 一二三
- 同上 (達)海第六十九號(六) 一五九
- 同上 (達)海第六十一號(二) 八六
- 海軍文官履歷書及身上取扱規則改正 (達)海第三十號(三) 六九
- 海軍下士卒身上取扱規則中刪除 (達)海第六十二號(二) 八六
- 海軍兵曹長同相當官准士官下士級位、發給具申手續 (達)海第六十三號(二) 八七
- 海軍造船造兵事業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第十八號(三) 一三四
- 海軍共濟組合規則 (省)海第二號(三) 六六
- 同上 (省)海第三號(五) 一三〇
- 同上 (省)海第六號(六) 一五三
- 海軍共濟組合規則施行細則 (達)海第三十六號(四) 一二二
- 同上中改正 (達)海第六十一號(六) 一五五
- 同上 (達)海第九號(八) 七
- 海軍少尉候補生實務練習規則中改正 (達)海第六十號(六) 一五四
- 海軍少主計候補生實務練習規則 (達)海第七十六號(七) 一六三
- 海軍高等武官補充條例ニ依ル各候補生ノ勤務報告方設定明治三十六年達第五十四號(同件)廢止 (達)海第四十三號(四) 一二三
- 海軍造船材料試驗規格中改正 (達)海第六號(二) 一八
- 明治三十六年達第六十五號(海軍造船材料試驗規格)中改正 (達)海第五十一號(四) 一二五
- 海軍造船材料試驗規格中改正 (達)海第五十八號(二) 八五
- 海軍葬喪細則中改正 (省)海第一號(八) 四

- 海軍里程表改正 (達)海第四十六號(四) 二四
- 同上中改正 (達)海第四十七號(二) 七
- 明治四十一年省令第四十六號(無線電報規則ヲ通信官署帝國海軍艦船間ノ無線電信ニ依リ發受スル電報ニ準用)中改正 (省)選第二十二號(四) 一三
- 同上 (省)選第三十四號(七) 一八九
- 明治四十四年達第六十九號(海軍特修兵取扱方)中改正 (達)海第三十一號(〇) 五
- 海軍各廳所屬雇員傭人及職工等ノ間ニ於テ相互ノ便宜ヲ計リ若クハ福利ヲ増進スル目的ヲ以テ團體ヲ組織シ又ハ病院等ノ設備ヲ爲スニ當リ當該官廳ノ職員ヲ其役員又ハ會員ニ推薦シ若クハ現金出納診察其他ノ事務取扱ノ依頼ヲ爲サントスルトキ各廳長ノ承認ヲ受クヘキ件 (達)海第五十七號(五) 一五
- 海軍無線電報取扱規約中改正 (達)海第二號(一) 三
- 同上 (達)海第十五號(三) 三五
- 同上 (達)海第二十五號(三) 五七
- 同上 (達)海第四十號(四) 一二
- 同上 (達)海第五十九號(五) 一五
- 同上 (達)海第六十三號(六) 一五六
- 同上 (達)海第六十八號(六) 一五八
- 同上 (達)海第七十二號(七) 一六三
- 同上 (達)海第七十三號(七) 一六三
- 同上 (達)海第四十四號(〇) 六九
- 同上 (達)海第七十二號(三) 一〇八
- 明治三十六年達第三百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕擲命令官、職入徴收實收入官吏ニ關スル件)廢止 (達)海第六號(八) 五
- 明治三十八年達第七十八號(海軍參謀官タル職員ノ件)中改正 (達)海第二十二號(九) 三七
- 職課委員、軍法會議判士長、判士ノ命免等ノ辭令ニシテ海軍省ヨリ發スルモノハ辭令書ヲ交付セス官報又ハ海軍公報ニ登載ス (達)海第十二號(二) 二五
- 大行天皇崩御ニ付半海軍懲罰令ニ依リ懲罰ニ處セラレ大正元年七月三十日其執行中ノ者ハ特ニ懲罰ヲ免セラル (達)海第一號(八) 二
- 大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付半海軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)海第二號(九) 二〇〇
- 海軍所轄官用地取扱規則中改正 (達)海第七十七號(七) 一六四
- 海軍用火藥火工品貯藏及取扱規則中改正 (達)海第七十一號(三) 一〇七
- 海軍武官待命休職停職者心得中改正 (達)海第九號(二) 一八
- 明治四十三年達第三百三十二號(海軍艦船ト朝鮮總督府、關東都督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱方)中改正 (達)海第七十三號(三) 一一〇
- 明治三十八年達第四十一號(海軍探炭所ノ管轄スヘキ海軍炭山指定)中追加 (達)海第三十七號(四) 一一九
- 同上中削除 (達)海第六十九號(三) 一〇七

- 海軍官印規程中改正 (達)海第三十三號(一〇) 五五
- 海軍下士卒旅行證票規則廢止 (省)海第一號(三) 二六
- 儀制ニ關スル海軍軍樂譜 (達)海第十號(八) 七
- 艦艇別標改正ノ結果海軍諸法令中改正ノ件 (達)海第十三號(八) 三
- 海軍銃隊操式中改正 (達)海第十六號(三) 三六
- 明治四十四年達第二百二十六號(海軍艦砲式中改正) (達)海第四十八號(二) 七一
- 海軍小銃射擊教範(附小銃保存取扱法)改定 (達)海第五十九號(二) 八五
- 明治三十六年達第四十六號(海軍小銃射擊教範)廢止 (達)海第六十號(二) 八六
- 明治四十三年達第五百五十六號(海軍砲隊取扱及記註心得)中追加 (達)海第四十九號(四) 二二五
- 海軍通常物品會計規程第一號丙書式造船造兵材料物品出納原簿樣式 (達)海第十三號(二) 二六
- 明治四十三年達第九十八號(水路部、海軍大學校ニ於テ醫務衛生上處理ヲ要スヘキ事項發生シタルトキ處置方)中改正 (達)海第四十一號(四) 一三三
- 海軍軍人軍屬鐵道乘車物品運送手續中改正 (告)海第一號(八) 二
- 海軍兵學校生徒志願者心得 (告)海第一號(二) 三五
- 海軍兵學校生徒志願者身體檢查日割 (告)海第七號(五) 九八一
- 海軍經理學校生徒召募ニ付志願者出願方 (告)海第四號(三) 七二六
- 海軍經理學校生徒志願者身體檢查日割 (告)海第三號(三) 一四二
- 海軍機關學校生徒志願者身體檢查日割及學術試驗開始日 (告)海第四號(四) 五七二
- 海軍機關學校生徒志願者心得 (告)海第二號(二) 四
- 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付志願者出願方 (告)海第九號(七) 二四八
- 海軍中少主計採用ニ付志願者出願方 (告)海第八號(六) 二三八
- 海軍所屬ノ後流失ニ付半屆出引渡者ニ金圓贈與ノ件 (告)海第五號(四) 五七三
- 海軍ニ關スル事務分掌ノタメ朝鮮總督府選信局出張所設置 (府)朝第六十一號(四) 三〇六
- 選信管理局海軍部用船旗章 (告)選第五百號(五) 一〇八〇
- 明治四十三年告示第四百三十三號(海軍ニ關スル選信管理局ノ管轄區域表及選信管理局海軍部出張所名稱位置及管轄區域表)中改正 (告)選第五百二十三號(二) 六二七
- 勳一等李煥鎔公改名 (告)宮第八號(九) 一八五
- 明治四十三年勅令第三百二十二號(舊職關在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件)廢止 (勅)第四十八號(三) 一六九

(街庄社)

- 明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其ノ區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中追加 (告) 逓第七號(三) 三三〇
- 同上 (告) 逓第二十四號(一〇) 四一九

(爲替)

- 保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道郵便電信郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅) 第十四號(八) 一五
- 郵便爲替規則中改正 (省) 逓第九號(三) 四八
- 同上 (省) 逓第十四號(一〇) 七七
- 郵便爲替證書線引讓渡規則中改正 (省) 逓第十三號(一〇) 七五
- 在外郵便所ニ於テ貨幣相場ノ變動其他ノ事由ニ依リ必要ト認メタルトキ郵便貯金ノ預入郵便爲替貯金ノ拂込又ハ郵便爲替ノ振出ノタメ外國貨幣ヲ用フル者ニ對スル取扱方 (省) 逓第十三號(三) 八五
- 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (告) 逓第十三號(一) 八四
- 同上 (告) 逓第五百一十一號(二) 二〇〇
- 同上 (告) 逓第二百二十號(三) 四四二
- 同上 (告) 逓第四百六十四號(五) 七〇五
- 同上 (告) 逓第四百六十五號(五) 七〇五

- 同上 (告) 逓第六百五十七號(七) 二四五
- 同上 (告) 逓第六百八十五號(七) 二四六
- 同上 (告) 逓第六百九十四號(七) 二四六
- 同上 (告) 逓第七百二十一號(七) 二四八
- 同上 (告) 逓第五號(八) 五
- 同上 (告) 逓第五十四號(八) 七九
- 同上 (告) 逓第九十二號(一〇) 三五八
- 同上 (告) 逓第六百六號(三) 七八九
- 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓第五號(二) 八二
- 同上 (告) 逓第七號(二) 八二
- 同上 (告) 逓第二十號(二) 八六
- 同上 (告) 逓第四十四號(二) 九二
- 同上 (告) 逓第七十八號(二) 一〇一
- 同上 (告) 逓第九十號(三) 一八一
- 同上 (告) 逓第一百十四號(三) 一九〇
- 同上 (告) 逓第一百三十四號(三) 一九五
- 同上 (告) 逓第一百六十三號(三) 二〇三
- 同上 (告) 逓第一百九十二號(三) 四四三
- 同上 (告) 逓第二百二十六號(三) 四四五
- 同上 (告) 逓第二百七十七號(三) 四七〇
- 同上 (告) 逓第三百五十五號(三) 四七八
- 同上 (告) 逓第三百五十八號(四) 六〇〇

- 同上 (告) 逓第三百七十七號(四) 六六
- 同上 (告) 逓第三百九十五號(四) 六三三
- 同上 (告) 逓第四百五號(四) 六三三
- 同上 (告) 逓第四百三十四號(四) 六四七
- 同上 (告) 逓第四百五十八號(五) 一〇五二
- 同上 (告) 逓第四百七十七號(五) 一〇六八
- 同上 (告) 逓第四百八十九號(五) 一〇七五
- 同上 (告) 逓第五百十三號(五) 一〇五
- 同上 (告) 逓第五百二十九號(六) 二九三
- 同上 (告) 逓第五百五十三號(六) 三〇五
- 同上 (告) 逓第五百七十四號(六) 三二四
- 同上 (告) 逓第六百一號(六) 三三三
- 同上 (告) 逓第六百三十八號(七) 四四八
- 同上 (告) 逓第六百六十七號(七) 四六〇
- 同上 (告) 逓第六百八十二號(七) 四六五
- 同上 (告) 逓第六百九十七號(七) 四七〇
- 同上 (告) 逓第七百二十七號(七) 四八八
- 同上 (告) 逓第二十三號(八) 六二
- 同上 (告) 逓第四十四號(八) 六八
- 同上 (告) 逓第六十三號(八) 八七
- 同上 (告) 逓第七十三號(八) 八九
- 同上 (告) 逓第一百一號(九) 二二二
- 同上 (告) 逓第一百八十八號(九) 二二七

- 同上 (告) 逓第三百三十九號(九) 二四八
- 同上 (告) 逓第六百六十號(九) 二五九
- 同上 (告) 逓第八十四號(一〇) 三九〇
- 同上 (告) 逓第二百十七號(一〇) 三七一
- 同上 (告) 逓第二百五十八號(一〇) 三八七
- 同上 (告) 逓第三百三號(一〇) 四〇二
- 同上 (告) 逓第三百四十號(一〇) 四〇四
- 同上 (告) 逓第三百七十三號(一一) 五三三
- 同上 (告) 逓第四百十八號(一一) 五三九
- 同上 (告) 逓第四百五十三號(一一) 五五〇
- 同上 (告) 逓第四百九十三號(一一) 六〇八
- 同上 (告) 逓第五百二十九號(一二) 七六六
- 同上 (告) 逓第五百五十九號(一二) 七七六
- 同上 (告) 逓第五百九十八號(一二) 七八七
- 同上 (告) 逓第六百三十七號(一二) 八〇〇
- 明治四十年告示第五百八十七號(外國郵便爲替交換局指定)中追加 (告) 逓第七百八號(七) 二四七
- 郵便爲替規則中改正 (府) 朝第二十一號(三) 六三
- 新聞電報規則郵便切手類及收入印紙交換規則郵便規則電氣事業取締規則郵便爲替規則郵便貯金規則儲備電話規則私設電信電話規則官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則郵便電信電話ニ關スル滯納料金徴收規則朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府) 朝第八十六號(四) 三三五

<p>○ 明治四十四年告示第八十七號(郵便爲替規則ニ依リ爲替金ノ居宅拂取取扱郵便局名)中追加 (告) 第六十三號(一〇) 四六</p> <p>○ 明治四十年府令第八十七號(本島外國郵便爲替交換局ニ於テ外國電信爲替ヲ取扱ハサル件)廢止 (府) 第七號(八) 二〇</p> <p>○ 明治四十四年告示第五十一號(一、二等郵便局ニ於テ同郵便局市内ニ居住スル者ニ宛テタル郵便爲替金居宅拂取ニ集金郵便ニ依ル現金取立ノ事務ヲ取扱フ件)中追加 (告) 第六十八號(三) 五八</p> <p>○ 郵便集配事務ヲ取扱フ各郵便局所ニ於テ同郵便局市内ニ居住スル者ニ宛テタル郵便爲替金及郵便振替貯金ノ居宅拂取ニ集金郵便ニ依ル現金取立ノ事務ヲ取扱フ (告) 第六十號(七) 一五三</p> <p>〔家畜〕</p> <p>○ 農商市場法中改正 (法) 第二十號(四) 四二</p> <p>○ 家畜市場法施行規則中改正 (省) 第二十三號(二) 二四</p> <p>〔家屋〕</p> <p>○ 明治三十二年勅令第二百七十六號(府縣稅家屋稅ニ關スル件)中改正 (勅) 第四十七號(二) 五七</p> <p>○ 家屋稅法第一條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ市街地指定 (府) 第二十三號(一〇) 六二 (府) 第三十六號(三) 一四九</p> <p>○ 同上 (府) 第三十六號(三) 一四九</p> <p>○ 明治四十三年達第五十二號(二十坪未満ノ家屋管造物ノ移轉及變用所管長官ニ於テ執行スルヲ得ル件)中追加 (達) 第二十一號(九) 三七</p>	<p>○ 親王ニ非サル皇族ニ家務監督ヲ附屬セシムルノ件 (省) 第八號(七) 一七四</p> <p>〔假置場〕</p> <p>○ 假置場法 (法) 第二十四號(七) 四九</p> <p>○ 假置場法施行細則 (省) 第十八號(七) 一七六</p> <p>○ 同上中改正 (省) 第三號(七) 四一</p> <p>○ 明治四十二年訓令第二號(稅關所屬土地建物使用料及稅關假置場使用料設定方)中改正 (訓) 第一號(八) 一</p> <p>○ 假置場法ニ依リ假置場設置 (告) 第六十二號(七) 一四七</p> <p>○ 同上中改正 (告) 第二十七號(一〇) 三〇九</p> <p>○ 同上 (告) 第二十九號(一〇) 三二二</p> <p>○ 同上 (告) 第四十二號(二) 四九九</p> <p>○ 同上 (告) 第五十二號(三) 六九七</p> <p>○ 同上 (告) 第六十六號(三) 七二〇</p> <p>○ 假置場法ニ依リ假置場ノ私設特許 (告) 第二十八號(一〇) 三〇九</p> <p>○ 同上中改正 (告) 第五十號(三) 六九六</p> <p>○ 假置場法第十三條第一項ニ依リ假置場ノ私設特許 (告) 第三十一號(一〇) 三三三</p> <p>○ 同上 (告) 第四十四號(二) 四九九</p> <p>○ 同上 (告) 第五十三號(三) 六九七</p> <p>○ 同上 (告) 第五十九號(三) 七三二</p>
--	---

<p>○ 日本精米製粉株式會社及合名會社鈴木商店ニ假置場ノ私設特許並ニ其藏匿貨物及作業ノ種類 (告) 第六十九號(八) 九</p> <p>○ 明治三十三年告示第十六號(横濱、神戸、長崎及門司稅關假置場ノ地區指定)中改正 (告) 第四號(二) 三三</p> <p>〔假出場〕</p> <p>○ 假出場及假出場ニ關スル取扱手續 (訓) 第十六號(四) 九〇</p> <p>〔假出獄〕</p> <p>○ 假出獄取締規則制定明治四十三年統監府令第十九號(假出獄ヲ許サレタル者ノ取締ニ關シ假出獄取締細則準用ノ件)廢止 (府) 第三十三號(四) 一九六</p> <p>○ 假出獄及假出場ニ關スル取扱手續 (訓) 第十六號(四) 九〇</p> <p>〔價格表記〕</p> <p>○ 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中改正 (告) 第五百八十二號(三) 三二七</p> <p>○ 同上 (告) 第五百八十九號(六) 三二九</p> <p>○ 同上 (告) 第八十七號(八) 九五</p> <p>○ 同上 (告) 第九十二號(八) 九六</p> <p>○ 同上 (告) 第九十三號(八) 九七</p> <p>○ 同上 (告) 第五百三十三號(二) 七六八</p> <p>○ 同上 (告) 第五百五十五號(二) 七七五</p> <p>○ 同上 (告) 第六百四十六號(三) 八〇五</p>	<p>○ エチオピア帝國羅馬總領事館價格表書狀及箱物交換約定ニ加入 (告) 第六百七十八號(七) 四六六</p> <p>○ 歐羅巴土耳其ノ郵便局(コンスタンチノープル)局ヲ除クニ於テ當分ノ内價格表記書狀及同箱物ノ業務ヲ停止スル旨萬國郵便聯合總理事局ヨリ通知 (告) 第五百五十二號(三) 七三四</p> <p>〔神奈川〕</p> <p>○ 東京府神奈川縣境界變更ニ關スル件 (法) 第五號(三) 五</p> <p>〔加那太〕</p> <p>○ 明治四十三年省令第八十三號(本邦通貨ノ外北米合衆國及加那太ノ通貨ヲ以テ郵便切手額ノ取捌ヲ爲ス郵便局名)中改正 (省) 第三十一號(六) 一五三</p> <p>○ 同上 (省) 第三十五號(七) 一九〇</p> <p>○ 加那太及西伯利經由世界周遊旅客運送規則中追加 (告) 第四十號(二) 四四七</p> <p>〔樺太〕</p> <p>○ 樺太道類出港稅法 (法) 第一號(八) 一</p> <p>○ 同上施行期日 (勅) 第八號(八) 九</p> <p>○ 樺太道類出港稅法施行規則 (勅) 第九號(八) 一〇</p> <p>○ 明治四十五年法律第二十一號(薩虎蝦網敷網敷禁止ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行 (勅) 第三十五號(六) 二五九</p> <p>○ 樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル件 (法) 第二十三號(六) 四七</p>
---	---

○ 明治四十五年法律第二十三號(樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル件)ニ依ル石炭採掘ノ許可ニ關スル件 (勅)第百三十七號(六) 二六二

○ 明治四十五年法律第二十三號ニ依リ樺太ニ於テ石炭採掘ニ付キ採掘料ヲ徵收スヘキ區域 (閣)第(二)號(六) 三

○ 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百號(四) 三三三

○ 滿洲朝鮮樺太駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第十八號(四) 九八

○ 間接國稅犯則者處分法等ヲ樺太ニ施行 (勅)第十二號(八) 一三

○ 工場抵當法ヲ樺太ニ施行 (勅)第百十七號(五) 二四二

○ 明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)、同四十二年同第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件)及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件 (勅)第三十六號(一〇) 四三

○ 樺太ニ於ケル鑛業ノ登録ニ關スル件 (勅)第百三十八號(六) 二六四

○ 樺太ニ於ケル砂鑛業ノ登録ニ關スル件 (勅)第百三十九號(六) 二六五

○ 樺太ニ於ケル鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル手数料ノ件 (勅)第百四十號(六) 二六五

○ 鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スル件制定樺太鑛業令廢止 (勅)第百四十一號(六) 二六六

○ 保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道、郵便電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第十四號(八) 一五

○ 明治四十四年閣令第五號(樺太ニ於ケル租稅ノ種類及課率)中改正 (閣)第三號(六) 三

○ 明治四十三年徵集ノ現役歩兵及同上等看護卒ニシテ臨時朝鮮派遣隊ニ關スル者及樺太守備隊ニ關スル者在營期間延期 (省)陸第五號(一〇) 五七

○ 明治二十八年陸達第八十號(臺灣樺太其他海外派遣若クハ病院船乘組看病人ノ給料支給方)廢止 (達)陸達第二號(八) 一

○ 明治四十三年省令第百十二號(内地、臺灣及樺太朝鮮トノ間ニ發着スル郵便物ニ關シ規定準用方)中追加 (省)達第二十九號(五) 一三五

○ 朝鮮ト内地臺灣樺太及清國間郵便規則中改正 (府)朝第百一號(五) 三七六

○ 明治四十三年告示第八十七號(通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物)中改正 (告)朝第三十二號(二) 二二二

○ 同上 (告)朝第二百十九號(五) 二四〇

○ 交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (勅)朝第二十六號(四) 一〇八

○ 同上 (勅)朝第五十五號(五) 二八六

○ 同上 (勅)朝第二十八號(三) 一四七

○ 明治四十三年告示第十二號(朝鮮總督府通信官署徽章及航路標識管理所所屬船旗章)中改正 (告)朝第百四十六號(四) 六五八

○ 朝鮮西岸漢江航路標識撤去ノ處設置 (告)朝第百九十七號(四) 六七二

○ 鴨綠江航路ニ設置ノ航路標識位置名稱改正 (告)朝第二百七十五號(七) 二四九二

○ 朝鮮西岸群山港口ノ水路變更ニ付キ該水路ニ碇置ノ第二號挂燈浮標、第一號第三號第五號第六號浮標撤去航路標識碇置及變更 (告)朝第百三十七號(三) 八四三

○ 鐵道院大貨物等級及運貨表並ニ連絡航路運貨表設定 明治三十四年遞信省告示第三十七號外二十七告示ニ依ル鐵道院大貨物運貨手数料及等級表、火藥類運貨手数料並ニ大貨物連絡航路運貨廢止 (告)鐵第十三號(九) 一三九

○ 航路

○ 航路日誌當直記錄 (達)海第四十九號(二) 七二

○ 明治二十三年達第三百十三號(航路日誌改定)、同三十四年同第二十四號(水雷艇日誌及同摘要報告改定)廢止 (達)海第五十號(二) 七三

○ 航路日誌取扱及記載心得改正 (達)海第五十一號(二) 七三

○ 明治三十六年達第二十六號(航路日誌摘要報告ノ件)廢止 (達)海第五十七號(二) 八五

○ 日佛通商航海條約 (條)第十三號(三) 二四七

○ 同上實施期日 (告)外第三號(三) 二四四

○ 日丁通商航海條約 (條)第十四號(五) 二六五

○ 同上實施期日 (告)外第四號(五) 九二八

○ 英國殖民地ニユイフランド日英通商航海條約ニ加入スヘキ旨本邦駐劄英國特命全權大使ヨリ通告 (告)外第一號(一) 三

○ 高等

○ 高等官官等俸給令中改正 (勅)第二號(一) 九

○ 同上 (勅)第四十五號(三) 一六四

○ 同上 (勅)第六十七號(三) 一八八

○ 同上 (勅)第八十二號(四) 二〇一

○ 同上 (勅)第百三號(四) 二三五

○ 朝鮮總督府高等土地調査委員會官制 (勅)第三號(八) 三

○ 海軍高等武官補充條例中改正 (勅)第百四十六號(七) 二七二

○ 海軍高等武官補充條例ニ依ル各候補生ノ勤務報告方設定明治三十六年達第五十四號(同件)廢止 (達)海第四十三號(四) 一三三

○ 軍人軍屬宿直、二晝夜交替又ハ徹夜勤務ヲ命セラレタルトキ食料支給方設定明治四十年達第十八號(判任官以下宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)同四十四年同第八十一號(東京各廳在勤ノ高等官判任官ニシテ宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)廢止 (達)海第八號(八) 六

○ 耕地耕作

○ 耕地整理法施行規則中改正 (省)農第二號(八) 一六

- 同上 (省)農第二十二號(二) 一三三
 - 耕地整理及土地改良獎勵費規則中改正 (省)農第九號(一〇) 六九
 - 耕地整理法ニ依リ内務省主管ニ關スル固有地ヲ耕地整理施行地區内ニ編入ノ認許申請處分方設定明治三十三年訓令第十八號(耕地整理法ニ依リ固有地ヲ整理地區ニ編入ノ申請書ノ件)廢止 (訓)内第二號(三) 一九
 - 明治四十二年告示第四百七號(耕地整理法又ハ同法施行規則ニ掲ケタル土地原簿ノ様式及雜形)中改正 (省)農百十八號(二) 四九四
 - 煙草耕作區域設定明治四十四年府令第五十四號(同件)廢止 (府)農第十二號(八) 二八
 - 鹿兒島專賣支局管内ノ一部ニ於ケル明治四十六年煙草耕作種類別 (告)大第八十六號(六) 三二二
 - 熊本專賣支局管内ノ一部及鹿兒島專賣支局管内ノ一部ニ於ケル大正二年煙草耕作種類別 (告)大第三十七號(一) 四五四
 - 東京市外十一專賣支局管内ニ於ケル大正二年煙草耕作種類別 (告)大第五十五號(二) 六九九
 - 明治四十四年告示第四百七號(明治四十五年煙草耕作種類別)中改正 (告)大第六十五號(五) 九四五
 - 明治四十五年煙草耕作種類別中改正 (告)大第六十九號(五) 九六六
 - 同上 (告)大第四十九號(三) 三八九
 - 同上 (告)大第八十二號(六) 三二〇
- 〔行旅〕**
- 行旅死亡人ヲ火葬スル件 (勅)第三十四號(一〇) 四二
- 〔港灣〕**
- 内務大臣ノ認可ヲ受ケ處分スヘキ河川、道路、港灣等ニ關スル事項 (訓)内第二十五號(二) 一一〇
 - 港灣防禦用品、艦船警備用品經理規程中改正 (達)海第三十二號(一〇) 五四
- 〔港則〕**
- 開港港則中改正 (勅)第四十五號(二) 五五
- 〔交通〕**
- 交通至難ノ場所ニ在劬シ無線電信業務ニ從事スル臺灣總督府郵便局職員ニ手當給與ノ件 (勅)第二十號(九) 二四
 - 交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在劬スル關東都府府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十六號(四) 一九五
 - 明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所ニ在劬スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件)同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル貸入歳出金及貸入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件)及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費減切ニ關スル件)中改正 (勅)第四十九號(三) 一七〇
 - 交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在劬スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守手手當金給與細則中改正 (訓)朝第二十六號(四) 一〇八

- 同上 (訓)朝第五十五號(五) 二八六
 - 同上 (訓)朝第二十八號(二) 一四七
- 〔交換〕**
- 明治四十四年省令第二十四號(商法第五百三十四條ノ二ノ規定ニ依リ手形交換所指定ノ件)中改正 (省)司第六號(一〇) 六四
 - 電話交換規則中改正 (府)警第二十五號(一〇) 一一二
- 〔交付〕**
- 腺皮臘脂獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル件 (法)第二十二號(四) 四四
 - 明治四十五年法律第二十二號施行規則 (省)農第十二號(四) 九九
 - 明治四十五年法律第二十二號第四條ニ依ル交付金下付ニ關スル手續 (省)大第九號(二) 一八二
 - 禁獵交付金査定委員會官制 (勅)第百十八號(五) 二四三
 - 專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅)第百五十一號(七) 二七六
 - 同上 (勅)第四十二號(二) 四八
 - 蠶絲業改良獎勵費交付規則中削除 (省)農第二十六號(三) 一九六
- 〔交渉〕**
- 明治四十一年勅令第二百六十六號(三省以上交渉ノ事項ニ關スル件)中改正 (勅)第三十五號(一〇) 四三
- 〔考課〕**
- 海軍武官官考課表規則中改正 (達)海第二十四號(二) 四三
- 〔考試〕**
- 朝鮮總督府警部特別任用ニ關スル考試規程 (府)朝第九十二號(五) 三六三
- 〔效績〕**
- 小學校教育效績規程中改正 (省)文第十一號(五) 一三二
- 〔學校〕**
- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第十一號(三) 一三
 - 明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件)施行ニ關スル件 (勅)第七十號(三) 一九〇
 - 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則 (府)朝第八十二號(四) 三二八
 - 同上中改正 (府)朝第二十一號(一〇) 六〇
 - 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則ニ依リ調製スヘキ年額計算書式 (訓)朝第四十八號(四) 二〇六
 - 學校及圖書館資金ノ一部所屬換等ニ關スル件 (法)第四號(三) 四
 - 文部省直轄諸學校官制中改正 (勅)第六十六號(三) 一八七

- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第百三十號(五) 二五四
- 明治四十三年勅令第百五十四號(文部省直轄諸學校 教官俸給ノ支給ニ關スル件)中改正 (勅)第六十八號(三) 一八八
- 朝鮮總督府中學校官制中改正 (勅)第三十八號(三) 一八八
- 朝鮮公立小學校官制 (勅)第三十九號(三) 一八八
- 朝鮮公立高等女學校官制 (勅)第四十號(三) 一八九
- 朝鮮公立實業專修學校官制 (勅)第四十一號(三) 一八九
- 官立仁川實業學校廢止 (勅)第四十二號(三) 一八九
- 朝鮮公立高等女學校長特別任用ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 一七四
- 明治四十三年勅令第三百二十二號(舊韓國在外指定 學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件)廢止 (勅)第四十八號(三) 一八九
- 臺灣總督府國語學校官制中改正 (勅)第百六號(五) 二三八
- 臺灣總督府中學校官制中改正 (勅)第百七號(五) 二二九
- 臺灣總督府高等女學校官制中改正 (勅)第百八號(五) 二二九
- 關東都府府中學校官制中改正 (勅)第九十三號(四) 二二二
- 關東都府府高等女學校官制中改正 (勅)第九十四號(四) 二二三
- 樺太廳中學校官制 (勅)第八十一號(四) 二二〇
- 名古屋高等工業學校規程中改正 (省)文第六號(三) 七七
- 熊本高等工業學校規程中改正 (省)文第一號(八) 六
- 盛岡高等農林學校規程中改正 (省)文第二號(二) 九四
- 東京育樂學校規程中改正 (省)文第三號(二) 一〇三
- 上田實業專門學校規程中改正 (省)文第四號(二) 一〇三
- 東京美術學校圖書部規程中改正 (省)文第五號(三) 一九四
- 小學校令施行規則中改正 (省)文第三號(二) 一九
- 官立醫學專門學校規程中改正 (省)文第十六號(七) 一八四
- 高等師範學校生徒募集規則中改正 (省)文第十七號(七) 一八五
- 女子高等師範學校生徒募集規則中改正 (省)文第十八號(七) 一八六
- 東京高等商業學校專攻部規程制定明治四十二年省令 第十四號(東京高等商業學校專攻部廢止ノ件)廢止 (省)文第九號(三) 八三
- 師範學校規程中改正 (省)文第十五號(六) 一五三
- 私立產婆學校養成講習所指定規則 (省)內第九號(六) 一三七
- 小學校教育救護狀規程中改正 (省)文第十一號(五) 一三一
- 諸學校學生及教職員分遣下士卒取扱規則中改正 (達)陸第十四號(七) 二八
- 明治四十四年度文部省所管學校及圖書館出入簿出科 目表(中追加) (訓)文第二號(三) 三六
- 明治四十五年度文部省所管學校及圖書館出入簿出科 算科目表 (訓)文第三號(三) 三六
- 同上 (訓)文第六號(六) 二九九
- 同上 (訓)文第一號(九) 九
- 同上 (訓)文第二號(二) 一九

- 明治三十四年訓令第三號(師範學校本科生徒病類別 患者表報告様式)中改正 (訓)文第一號(二) 五
- 明治二十三年訓令第六號(道廳府縣立諸學校外國人 歸入條)廢止(訓)文第七號(七) 三四三
- 朝鮮公立小學校兒童及卒業者他ノ學校へ入學轉學ニ 關シ取扱方 (省)文第十二號(三) 一三一
- 朝鮮公立高等女學校生徒及卒業者同上 (省)文第十三號(三) 一三一
- 朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校 生徒及卒業者同上 (省)文第十四號(三) 一三一
- 朝鮮總督府中學校規程中改正 (府)朝第三號(二) 二
- 朝鮮公立小學校規程制定小學校規程廢止 (府)朝第四十四號(四) 二六九
- 朝鮮公立高等女學校規程 (府)朝第四十五號(四) 二七三
- 朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校 規程 (府)朝第四十六號(四) 二七五
- 普通學校規程(高等普通學校規程、女子高等普通學校 規程、實業學校規程、京城專修學校規程)中改正 (府)朝第十五號(九) 四七
- 朝鮮公立小學校職員定員規程 (府)朝第六十七號(四) 三二三
- 朝鮮公立高等女學校職員定員規程 (府)朝第六十八號(四) 三二三
- 朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校 職員定員規程 (府)朝第六十九號(四) 三二四
- 朝鮮公立小學校、朝鮮公立簡易實業專修學校ノ屬託 職員、朝鮮公立高等女學校、朝鮮公立實業專修學校ノ 講師ニ關スル件 (府)朝第七十號(四) 三二四
- 公立學校職員恩給審査規程 (府)朝第八十三號(四) 三三四
- 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規程中改正朝鮮總督 府醫院附屬醫學講習所生徒學費支給規程廢止 (府)朝第三十七號(三) 一四五
- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ條給ノ支給ヲ 受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入 金取扱方 (訓)朝第七十一號(六) 三三八
- 官公立學校職員、講師學術ノ講習ヲ受クルタメ又ハ 看守長、看守監獄官練習所へ入所ノタメ若クハ監獄 附帶國大學醫科大學國家醫學講習科ノ講習ヲ受クル タメ内地へ出張ノトキ日額旅費支給方 (訓)朝第七十三號(六) 三三八
- 臺灣公學校規程制定臺灣公學校設立廢止規程、臺灣 公學校學務委員規程廢止 (府)臺第四十號(三) 一八〇
- 公學校財務規程中改正 (府)臺第二號(二) 七
- 同上 (府)臺第三十三號(二) 一三三
- 臺灣公學校出入取扱規則中改正 (府)臺第二十九號(四) 三四六
- 臺灣小學校兒童身體檢查規程中改正 (府)臺第四十二號(五) 三八六
- 同上 (府)臺第四十九號(三) 二九一
- 明治四十三年府令第三十一號(臺灣總督府國語學校、 同附屬學校ニ於テ生徒兒童身體檢查施行ノ件)改正 (府)臺第五十一號(三) 二五三
- 明治四十三年府令第三十二號(臺灣總督府中學校ニ 於テ生徒身體檢查施行ノ件)改正 (府)臺第五十二號(三) 二五四

- 明治四十三年府令第三十三號(深澤總督府高等女學校ニ於テ生徒身體檢査施行ノ件)改正 (府)第五十三號(二) 二五九
- 關東都府高等女學校規則改正 (府)第十八號(七) 五七四
- 關東州小學校ニ加フヘキ教科目改正 (府)第八號(三) 一五〇
- 旅順高等女學校生徒及卒業者他ノ學校(入學)ニ關スル取扱方 (府)第一號(一) 五九
- 明治天皇御大喪儀ニ付キ九月十三日ヨリ十五日マテ各官廳事務休務並ニ諸學校授業休務ス(キ旨)仰出サ (府)第四號(九) 一三五
- 小學校教科用圖書刷製發行ニ關スル規程改正 (告)文第六十一號(六) 二四一
- 刷製發行ヲ許可スル小學校教科用圖書指定 (告)文第二十號(一) 五八
- 同上 (告)文第六十號(五) 九九二
- 同上 (告)文第十三號(八) 一六
- 同上 (告)文第四十六號(二) 七三八
- 小學校教科用圖書中定價改正 (告)文第十七號(九) 二〇二
- 明治四十三年告示第二百十三號(文部省直轄附屬學校入學ニ關スル件)改正 (告)文第五十四號(五) 九八八
- 明治四十四年告示第三百三十七號(專門學校入學者檢定規程ニ依リ私立同志專門學校經濟科ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ指定) (告)文第二十八號(三) 一四五
- 明治四十四年告示第二百四十二號(明治三十二年文部省令第二十五號第一條ニ依リ同年七月以後卒業者ニ對シ無試験檢定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立學校及檢定學科目等)中追加 (告)文第四十八號(三) 三九一
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ私立關西學院高等學部商科ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ指定 (告)文第五十號(三) 三九一
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ指定 (告)文第六十四號(三) 三九四
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ專門學校ノ入學ニ關シ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ指定 (告)文第九十一號(三) 三九九
- 同上 (告)文第九十四號(三) 四〇〇
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ私立高千穂高等商業學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ指定 (告)文第四十五號(五) 九八六
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ東京府私立女子聖學院普通學部卒業者ヲ專門學校ノ入學ニ關シ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ指定 (告)文第五號(八) 一五
- 明治四十四年告示第二百四十二號(明治三十二年省令第二十五號第一條ニ依リ同年七月以後卒業者ニ對シ無試験檢定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立學校及檢定學科目等)中廢止 (告)文第八號(八) 一五

- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ東京協會大連商業學校卒業者ヲ甲種商業學校卒業者ノ入學ニ得ル專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ指定 (告)文第三十七號(二) 四六二
- 大正二年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者 (告)陸第五號(一〇) 三二六
- 明治四十五年各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒數及選拔試驗ニ關スル事項 (告)文第四十一號(四) 五八五
- 私立九州藥學專門學校藥品營業並取扱規則第四十六條第一項ニ依リ指定 (告)文第四十二號(二) 四六四
- 明治四十五年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第一回講習會講習學科目等 (告)文第二號(三) 四〇一
- 明治四十五年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第二回講習會ノ要項 (告)文第六十七號(六) 二四三
- 大正元年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第三回講習會講習學科目、講習會會場、開會期限、講師、講習員資格及講習要目 (告)文第二十二號(九) 二〇二
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受取者願書送出力 (告)文第五十九號(三) 三九五
- 私立明治大學附屬明治中學校(東京府)設置開校認可 (告)文第十七號(二) 五七
- 私立東京女子醫學專門學校(東京府)同上 (告)文第五十七號(三) 三九三
- 私立早稻田實業學校(東京府)夜學部同上 (告)文第七十八號(三) 三九七
- 東京市立第一實科高等女學校(東京府)同上 (告)文第九十二號(三) 三九九
- 私立高千穂高等商業學校(東京府)同上 (告)文第四十四號(五) 九八六
- 豐多摩郡立農業學校附設豐多摩郡立實業女學校(東京府)同上 (告)文第七十三號(七) 四一八
- 私立日本醫學專門學校(東京府)同上 (告)文第七十六號(七) 四二九
- 私立錦秋實科高等女學校(東京府)同上 (告)文第三十四號(一〇) 三三一
- 東京府私立東京神學社神學專門學校徵兵令ニ依リ認定 (告)文第五十二號(三) 三九二
- 東京府私立日本醫學專門學校ニ對スル徵兵令上認定ノ效力 (告)文第三十三號(四) 五八三
- 東京府私立宗敎大學同上 (告)文第四十六號(五) 九八六
- 東京府私立早稻田實業學校ニ對スル徵兵令上認定ノ效力ハ夜學部ニ及ハス (告)文第七十九號(三) 三九七
- 私立聖公會神學院(東京府)位置變更移轉認可 (告)文第四號(八) 一四
- 私立上野高等女學校(東京府)位置變更認可 (告)文第三十三號(一〇) 三三一

- 私立曹洞宗大學(東京府)同上 (告)文第七十七號(七)二四九
- 東京市立商業夜學校改稱認可 (告)文第五十四號(三) 三九二
- 私立青山學院神學部(東京府)同上 (告)文第四百九十九號(五) 九八七
- 東京市立第一女子技藝學校(東京府)廢止認可 (告)文第九十三號(三) 四〇〇
- 私立明治大學分校(東京府)同上 (告)文第六十四號(六)二四一
- 私立大日本武德會武術專門學校(京都府)設置開校認可 (告)文第十四號(一) 五七
- 私立同志社女學校專門學部(京都府)同上 (告)文第三十一號(二) 一四六
- 財團法人私立東山中學校(京都府)同上 (告)文第八十九號(三) 三九九
- 私立宗教大學分校(京都府)廢止私立高等學院設置開校認可 (告)文第四百七十七號(五) 九八六
- 私立真宗學院(京都府)ヲ專門學校令ニ依リ設置開校認可 (告)文第七十八號(七)一四九
- 京都府私立真宗學院徵兵令ニ依リ認定 (告)文第一號(八) 一四
- 京都府私立大日本武德會武術專門學校同上 (告)文第三十六號(三) 一四七
- 財團法人私立東山中學校(京都府)同上 (告)文第九十號(三) 三九九
- 京都府私立高等學院同上 (告)文第四百八十八號(五) 九八七
- 京都府私立同志社大學ニ對スル徵兵令上認定ノ效力 (告)文第二十九號(三) 一四六
- 私立京都淑女高等女學校(京都府)位置變更認可 (告)文第二十四號(一〇) 三九
- 私立菊花高等女學校(京都府)同上 (告)文第二十五號(一〇) 三三〇
- 私立真宗大學(京都府)移轉認可 (告)文第四十八號(二) 七三九
- 私立同志社專門學校(京都府)改稱認可 (告)文第二十七號(三) 一四五
- 私立同志社神學校(京都府)廢止認可 (告)文第三十號(三) 一四六
- 大阪府堺市立堺女子手藝學校設置開校認可 (告)文第四十一號(三) 一四八
- 市立大阪甲種商業學校(大阪府)同上 (告)文第七十號(三) 三九五
- 私立上宮中學校(大阪府)同上 (告)文第八十六號(三) 三九八
- 大阪府南河內郡立實科高等女學校同上 (告)文第三百三號(三) 四〇五
- 私立關西大學(大阪府)內ニ私立關西甲種商業學校同上 (告)文第九號(八) 一六
- 大阪府市立大阪甲種商業學校徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文第六十號(三) 三九三
- 大阪府私立上宮中學校徵兵令ニ依リ認定 (告)文第八十七號(三) 三九八

- 私立關西學院神學校改稱認可 (告)文第四十九號(三) 三九二
- 大阪府堺市立堺高等女學校ヲ府立ニ變更改稱認可 (告)文第八十號(三) 三九七
- 私立大阪三一神學校(大阪府)位置變更認可 (告)文第十號(八) 一六
- 大阪府南河內郡富田林町外六箇村學校組合立女子技藝學校廢止認可 (告)文第四百四號(三) 四〇六
- 市立大阪高等商業學校(大阪府)ニ併置ノ甲種商業科廢止認可 (告)文第七十一號(三) 三九五
- 神奈川縣立農業學校ニ對スル徵兵令上及文官任用令上認定ノ效力 (告)文第四十五號(二) 七三八
- 兵庫縣揖保郡立實科高等女學校設置開校認可 (告)文第二號(二) 五四
- 兵庫縣多紀郡立高等女學校同上 (告)文第三十八號(二) 一四八
- 兵庫縣加古郡立高等女學校同上 (告)文第六十五號(三) 三九四
- 兵庫縣立神戸商業學校ニ對スル徵兵令上及文官任用令上認定ノ效力 (告)文第六十二號(三) 三九四
- 兵庫縣立工業學校同上 (告)文第六十三號(三) 三九四
- 上郡村外五箇村組合立上郡農業學校(兵庫縣)組織變更認可 (告)文第八十五號(三) 三九八
- 私立島原實科高等女學校(長崎縣)設置開校認可 (告)文第三號(二) 五五
- 私立成徳高等女學校(長崎縣)同上 (告)文第十二號(八) 一六
- 長崎縣私立海星中學校徵兵令ニ依リ認定 (告)文第七十九號(七)一四二九
- 新潟縣岩船郡立村上實科高等女學校設置開校認可 (告)文第三十九號(三) 一四八
- 西頸城郡立系魚川實科高等女學校(新潟縣)同上 (告)文第四十四號(三) 一四九
- 三條町立三條實科高等女學校(新潟縣)同上 (告)文第一百十號(四) 五七八
- 佐渡郡新穂村畑野村組合立佐渡農學校(新潟縣)組織變更認可 (告)文第七十七號(三) 四〇六
- 新潟縣古志郡立椋尾實業學校名稱變更認可 (告)文第二十二號(二) 一四四
- 新潟縣刈羽郡立乙種商業學校同上 (告)文第五十八號(三) 三九三
- 郡立西頸城女子職業學校(新潟縣)廢止認可 (告)文第四十七號(三) 一四九
- 町立三條女子工藝學校(新潟縣)同上 (告)文第一百八號(四) 五七九
- 群馬縣立前橋中學校利根分校、同富岡中學校藤岡分校ヲ各、獨立ノ中學校ト爲シ改稱ノ上開校並ニ同縣立高崎中學校安中分校及同太田中學校邑樂分校廢止認可 (告)文第七號(二) 五五
- 私立童兒社實業學校(群馬縣)廢止認可 (告)文第一百五十二號(五) 九八七
- 群馬縣立前橋高等女學校位置變更認可 (告)文第一百五十一號(五) 九八七
- 群馬縣師範學校改稱認可 (告)文第五號(二) 五五
- 群馬縣立高等女學校同上 (告)文第八號(二) 五六

- 群馬縣前橋市立高等女學校ヲ縣立ニ變更改稱認可 (告)文第九號(一) 五八
- 群馬縣立農業學校名稱變更認可 (告)文第十三號(一) 五七
- 群馬縣第二師範學校設置認可 (告)文第六號(一) 五五
- 群馬縣立新林農業學校同上 (告)文第十號(一) 五六
- 群馬縣立工業學校徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文第四十六號(三) 一四九
- 群馬縣立神戶學校廢止認可 (告)文第五十五號(二) 七四
- 千葉縣立國府門前學校文官任用令ニ依リ認定 (告)文第六十一號(三) 三九四
- 千葉縣立鏡子商業學校同上 (告)文第七十六號(三) 三九六
- 茨城縣新治郡石岡町立石岡實科高等女學校設置認可 (告)文第二十四號(三) 一四五
- 茨城縣真壁郡立實科高等女學校同上 (告)文第五十五號(三) 四〇六
- 栃木縣上野郡足尾町立足尾實科高等女學校同上 (告)文第三十六號(四) 五八四
- 栃木縣立商業學校文官任用令ニ依リ認定 (告)文第五十三號(三) 七四一
- 栃木縣那須郡大田原町立大田原實科高等女學校設立ニ變更改稱認可 (告)文第十八號(九) 二〇一
- 茨城縣真壁郡町立真壁農學校組織變更改稱認可 (告)文第八十一號(三) 三九七
- 茨城縣真壁郡下館町立女子技藝學校廢止認可 (告)文第六號(三) 四〇六
- 三重縣宇治山田市立實科高等女學校設置認可 (告)文第四十二號(三) 一四八
- 三重縣鈴鹿郡立農學校同上 (告)文第二十九號(四) 五八二
- 三重縣立島羽商船學校文官任用令ニ依リ認定 (告)文第九十五號(三) 四〇〇
- 宇治山田市立商業學校(三重縣)位置變更認可 (告)文第二十三號(三) 一四九
- 名古屋市立鶴田高等女學校(愛知縣)同上 (告)文第九十七號(三) 四〇〇
- 愛知縣南設樂郡新城市立實科高等女學校設置認可 (告)文第四號(一) 五五
- 愛知縣私立尾張中學校徵兵令ニ依リ認定 (告)文第三十七號(三) 一四七
- 市立名古屋高等女學校及名古屋市立熱山高等女學校(愛知縣)改稱認可 (告)文第九十六號(三) 四〇〇
- 私立不二高等女學校(靜岡縣)設置認可 (告)文第五十三號(三) 三九二
- 靜岡縣周智郡立周智農林學校同上 (告)文第三十一號(三) 三三一
- 靜岡縣小笠原郡立小笠原農學校同上 (告)文第四十一號(一) 四六三
- 靜岡縣私立周智農林學校廢止認可 (告)文第三十二號(三) 三三一
- 靜岡縣工學校(靜岡縣)同上 (告)文第五十三號(五) 九八七

- 大津市立大津實科高等女學校(滋賀縣)設置認可 (告)文第五十五號(四) 五七九
- 大津市立大津商業學校(滋賀縣)同上 (告)文第六十六號(四) 五八〇
- 長野縣町立大町實科高等女學校同上 (告)文第十一號(二) 五八
- 長野縣諏訪郡平野村立平野農學校同上 (告)文第五十一號(三) 三九二
- 長野縣小縣郡組合立丸子農商學校同上 (告)文第七十五號(三) 三九六
- 長野縣上伊那郡組合立伊北農商學校同上 (告)文第二十一號(九) 二〇二
- 宮城縣女子師範學校同上 (告)文第二十九號(二) 三三〇
- 喜多方町立實科高等女學校(福島縣)同上 (告)文第三十七號(四) 五八四
- 若根市立若根商業學校(福島縣)同上 (告)文第四十二號(五) 九八五
- 福島縣私立石川中學校徵兵令ニ依リ認定 (告)文第五十四號(三) 七四一
- 明治三十八年告示第十五號(福島縣)立工業學校組織科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定(中削除) (告)文第十六號(九) 二〇二
- 喜多方町立實科高等女學校(福島縣)開校期日變更認可 (告)文第五十七號(五) 九八八
- 福島縣立工業學校ニ併置ノ徒弟學校規程ニ依リ工務科及商業科ヲ工業學校規程ニ依ルコト、爲スノ件認可 (告)文第四十三號(三) 一四八
- 喜多方町立女子技藝學校(福島縣)廢止認可 (告)文第三十八號(四) 五八四
- 一月町外二箇村組合立實業學校(巖手縣)設置認可 (告)文第九十八號(三) 四〇一
- 郡立東磐井實業學校(巖手縣)組織變更認可 (告)文第九十九號(三) 四〇一
- 青森縣立實科高等女學校設置認可 (告)文第三十四號(三) 一四七
- 青森縣立女子實業學校廢止認可 (告)文第三十五號(三) 一四七
- 山形縣南村山郡立農學校設置認可 (告)文第十九號(四) 五八〇
- 秋田縣立盲啞學校同上 (告)文第二十三號(四) 五八〇
- 石川縣珠洲郡立實科高等女學校同上 (告)文第六十六號(三) 三九五
- 私立金澤高等女學校(石川縣)同上 (告)文第七十三號(三) 三九六
- 富山縣立商船學校文官任用令ニ依リ認定 (告)文第十八號(二) 五七
- 島根縣松江郡直江村外五村學校組合立農學校設置認可 (告)文第三十號(四) 五八三
- 島根縣立水産學校廢止認可 (告)文第三十二號(四) 五八三

- 岡山縣井原町立高等女學校設置開校認可 (告)文第二十五號(三) 一四五
- 倉敷町立倉敷商業學校(岡山縣)同上 (告)文第百號(三) 四〇一
- 岡山縣私立鹽竈館中學校徵兵令ニ依リ認定 (告)文第七十七號(三) 三九七
- 倉敷町外五箇村學校組合立精思農商學校(岡山縣)廢止認可 (告)文第百一號(三) 四〇一
- 廣島縣豐田郡瀬戸田町外六箇村學校組合立生口工業學校設置開校認可 (告)文第六號(八) 一五
- 私立日影館實科高等女學校(廣島縣)同上 (告)文第七十四號(三) 三九六
- 廣島縣蘆品郡立實科高等女學校同上 (告)文第百二十七號(四) 五八二
- 廣島縣可部町立實科高等女學校同上 (告)文第百三十一號(四) 五八三
- 私立第四佛敎中學(廣島縣)位置變更認可 (告)文第百七十號(六) 二五七
- 私立私立興風中學校(山口縣)徵兵令ニ依リ認定 (告)文第四十九號(二) 七三九
- 市立和歌山實科高等女學校(和歌山縣)設置開校認可 (告)文第八十三號(三) 三九八
- 和歌山縣那賀郡田中村立實科高等女學校同上 (告)文第百二十號(四) 五八〇
- 德島縣那賀郡立那賀實科高等女學校同上 (告)文第六十七號(三) 三九五
- 香川縣女子師範學校設置開校認可 (告)文第十五號(二) 五七
- 香川縣立商業學校分教場設置開始認可 (告)文第百十三號(四) 五七九
- 香川縣女子師範學校位置變更認可 (告)文第二號(八) 一四
- 香川縣立商業學校位置變更及同校分教場廢止認可 (告)文第三號(八) 一四
- 市立高松商業學校(香川縣)廢止認可 (告)文第百十二號(四) 五七九
- 三島町外四箇村學校組合立宇麻實科高等女學校(愛媛縣)設置開校認可 (告)文第二十號(九) 二〇二
- 町立八幡濱實科高等女學校(愛媛縣)同上 (告)文第二十三號(〇) 三三九
- 松山市立工業徒勞學校(愛媛縣)位置變更認可 (告)文第四十七號(二) 七三八
- 私立勝山高等女學校(愛媛縣)改稱認可 (告)文第百四十三號(五) 九八六
- 愛媛縣南宇和郡立水産農學校ニ併置ノ水産科廢止認可 (告)文第五十六號(三) 三九三
- 高知縣幡多郡立實科高等女學校設置開校認可 (告)文第二十六號(二) 一四五
- 私立高知工業學校(高知縣)同上 (告)文第五十五號(三) 三九二
- 高知縣立第二中學校廢止及同縣立第三、第四兩中學校改稱認可 (告)文第十六號(一) 五七
- 高知市立工業學校(高知縣)同上 (告)文第百十四號(四) 五七九

- 若松町立若松實科高等女學校(福岡縣)設置開校認可 (告)文第百二十一號(四) 五八〇
- 福岡縣京都郡立行事實業女學校及同豐津實業女學校同上 (告)文第百二十八號(四) 五八二
- 私立私立豐國中學校(福岡縣)同上 (告)文第百六十六號(六) 二四三
- 福岡縣嘉穂郡立實科高等女學校同上 (告)文第二十八號(〇) 三三〇
- 糟屋郡立糟屋農學校(福岡縣)同上 (告)文第三十號(〇) 三三〇
- 福岡縣三池郡立實科高等女學校同上 (告)文第四十四號(二) 四六四
- 浮羽郡立工業徒勞學校(福岡縣)改稱認可 (告)文第百三十五號(四) 五八三
- 大分縣南海部郡立佐伯中學校徵兵令ニ依リ認定 (告)文第八十八號(三) 三九八
- 大分縣南海部郡佐伯町立佐伯實科高等女學校設置開校認可 (告)文第百二十二號(四) 五八〇
- 私立宇佐郡實科高等女學校(大分縣)郡立ニ變更改稱認可 (告)文第百二十五號(四) 五八二
- 大分縣大分郡鶴崎町外五村學校組合立鶴崎實科高等女學校町立ニ變更改稱認可 (告)文第百二十六號(四) 五八二
- 大分縣日田郡立工業徒勞學校改稱認可 (告)文第百三十四號(四) 五八三
- 熊本縣鹿本郡山鹿町外十七箇村學校組合立山鹿實科高等女學校設置開校認可 (告)文第六十八號(三) 三九五
- 熊本縣玉名郡立實科高等女學校設置開校認可 (告)文第八十二號(三) 三九七
- 私立熊本醫學專門學校(熊本縣)位置變更認可 (告)文第四十三號(二) 四六四
- 宮崎縣兒湯郡高鍋町立高鍋實科高等女學校設置開校認可 (告)文第六十九號(三) 三九五
- 鹿兒島縣加治木村立加治木實科高等女學校同上 (告)文第十二號(一) 五八
- 薩摩郡立實業學校(鹿兒島縣)同上 (告)文第七十二號(三) 三九六
- 私立鶴嶺實科高等女學校(鹿兒島縣)同上 (告)文第八十四號(三) 三九八
- 加世田村立女子技藝學校(鹿兒島縣)同上 (告)文第百六十二號(六) 二四一
- 薩摩郡立實科高等女學校(鹿兒島縣)同上 (告)文第百六十九號(六) 二五七
- 薩摩郡立實業學校(鹿兒島縣)位置變更認可 (告)文第三十五號(〇) 三三一
- 北海道函館師範學校設置開校認可 (告)文第百六十三號(六) 二四一
- 北海道立第二札幌中學校同上 (告)文第百七十四號(七) 二四二
- 北海道立小樽商業學校同上 (告)文第百七十五號(七) 二四二
- 北海道立釧路中學校同上 (告)文第十四號(八) 一七
- 私立堀川商業學校(北海道)廢止認可 (告)文第四十五號(三) 一四九

○南滿醫學堂徵兵令ニ依リ認定	(告)文第三十二號(三) 一四六	○高城公立普通學校同上	(告)朝第七十一號(三) 五〇一
○南滿洲工業學校同上	(告)文第九號(四) 五七八	○旌善公立普通學校同上	(告)朝第七十二號(三) 五〇一
○東洋協會大連商業學校同上	(告)文第三十六號(二) 四六二	○蔚珍公立普通學校同上	(告)朝第七十三號(三) 五〇一
○漢口明治小學校ヲ在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定	(告)文第十五號(九) 二〇一	○寧越公立普通學校同上	(告)朝第七十四號(三) 五〇一
○釜山居留民團立釜山商業學校改稱認可	(告)文第五十八號(五) 九八八	○杆城公立普通學校同上	(告)朝第七十五號(三) 五〇二
○鐵嶺居留民會設置ノ公立鐵嶺小學校廢止認可	(告)文第十九號(九) 二〇三	○平海公立普通學校同上	(告)朝第七十六號(三) 五〇二
○設置認可ノ公立普通學校名	(告)朝第四十六號(三) 二一九	○安峽公立普通學校同上	(告)朝第七十七號(三) 五〇二
○同上	(告)朝第四十七號(三) 二一九	○禮山公立普通學校同上	(告)朝第七十八號(三) 五〇七
○山清公立普通學校設置認可	(告)朝第五十四號(三) 四九八	○連山公立普通學校同上	(告)朝第七十九號(三) 五〇七
○丹城公立普通學校同上	(告)朝第五十五號(三) 四九八	○蔚川公立普通學校同上	(告)朝第八十號(三) 五〇八
○梁山公立普通學校同上	(告)朝第五十六號(三) 四九八	○青松公立普通學校同上	(告)朝第八十一號(三) 五〇八
○機張公立普通學校同上	(告)朝第五十七號(三) 四九八	○燕岐公立普通學校同上	(告)朝第八十二號(三) 五〇八
○三嘉公立普通學校同上	(告)朝第五十八號(三) 四九八	○三木公立普通學校同上	(告)朝第八十三號(三) 五〇八
○京城女子公立普通學校同上	(告)朝第六十號(三) 四九九	○華川公立普通學校同上	(告)朝第八十四號(三) 五〇八
○宜寧公立普通學校同上	(告)朝第六十四號(三) 五〇〇	○利原公立普通學校同上	(告)朝第八十五號(三) 五〇八
○草溪公立普通學校同上	(告)朝第六十五號(三) 五〇〇	○南海公立普通學校同上	(告)朝第八十六號(三) 五〇九
○安義公立普通學校同上	(告)朝第六十六號(三) 五〇〇	○仁同公立普通學校同上	(告)朝第八十七號(三) 五〇九
○平康公立普通學校同上	(告)朝第六十七號(三) 五〇〇	○開陽公立普通學校同上	(告)朝第八十八號(三) 五〇九
○平昌公立普通學校同上	(告)朝第六十九號(三) 五〇一	○龍宮公立普通學校同上	(告)朝第八十九號(三) 五〇九
○麟蹄公立普通學校同上	(告)朝第七十號(三) 五〇一	○禮安公立普通學校同上	(告)朝第九十號(三) 五〇一

○豐基公立普通學校同上	(告)朝第一百一號(三) 五二〇	○慈山公立普通學校同上	(告)朝第一百三十二號(三) 五二七
○知禮公立普通學校同上	(告)朝第一百二號(三) 五二〇	○成從公立普通學校同上	(告)朝第一百三十三號(三) 五二七
○興海公立普通學校同上	(告)朝第一百三號(三) 五二〇	○石岩里公立普通學校同上	(告)朝第一百三十四號(三) 五二七
○眞寶公立普通學校同上	(告)朝第一百四號(三) 五二〇	○井邑公立普通學校同上	(告)朝第一百四十八號(四) 六五九
○新寧公立普通學校同上	(告)朝第一百五號(三) 五二〇	○臨陂公立普通學校同上	(告)朝第一百四十九號(四) 六五九
○海美公立普通學校同上	(告)朝第一百六號(三) 五二〇	○扶安公立普通學校同上	(告)朝第一百五十號(四) 六五九
○榮川公立普通學校同上	(告)朝第一百八號(三) 五二一	○雲峰公立普通學校同上	(告)朝第一百五十二號(四) 六五九
○奉化公立普通學校同上	(告)朝第一百九號(三) 五二一	○高敞公立普通學校同上	(告)朝第一百五十三號(四) 六六〇
○盈德公立普通學校同上	(告)朝第一百十號(三) 五二二	○長水公立普通學校同上	(告)朝第一百五十六號(四) 六六〇
○開寧公立普通學校同上	(告)朝第一百十一號(三) 五二二	○清寧公立普通學校設置許可	(告)朝第一百五十七號(四) 六六一
○清河公立普通學校同上	(告)朝第一百十二號(三) 五二二	○楊市公立普通學校同上	(告)朝第一百五十七號(四) 六六一
○漆谷公立普通學校同上	(告)朝第一百十三號(三) 五二二	○金海公立普通學校設置認可	(告)朝第一百六十八號(四) 六六六
○比安公立普通學校同上	(告)朝第一百十四號(三) 五二二	○開城第二公立普通學校同上	(告)朝第一百六十九號(四) 六六六
○咸昌公立普通學校同上	(告)朝第一百十五號(三) 五二三	○龍安公立普通學校同上	(告)朝第一百七十號(四) 六六六
○文義公立普通學校同上	(告)朝第一百二十三號(三) 五二五	○仁川公立商業學校同上	(告)朝第一百七十一號(四) 六六七
○青山公立普通學校同上	(告)朝第一百二十四號(三) 五二六	○龍潭公立普通學校同上	(告)朝第一百七十二號(四) 六六七
○懷仁公立普通學校同上	(告)朝第一百二十五號(三) 五二六	○三峰公立普通學校同上	(告)朝第一百七十三號(四) 六六七
○延豐公立普通學校同上	(告)朝第一百二十六號(三) 五二六	○茂朱公立普通學校同上	(告)朝第一百七十九號(四) 六七五
○丹陽公立普通學校同上	(告)朝第一百二十七號(三) 五二六	○珍山公立普通學校同上	(告)朝第二百號(四) 六七五
○清風公立普通學校同上	(告)朝第一百二十八號(三) 五二六	○興德公立普通學校同上	(告)朝第二百四號(四) 六七六
○永春公立普通學校同上	(告)朝第一百二十九號(三) 五二六	○龜山公立普通學校同上	(告)朝第二十四號(五) 一三九
○平壤第二公立普通學校同上	(告)朝第一百三十號(三) 五二七	○長城公立尋常小學校同上	(告)朝第二百三十號(五) 一四五
○三登公立普通學校同上	(告)朝第一百三十一號(三) 五二七		

- 中和公立尋常小學校同上 (告)朝第二百三十四號(六)三三四七
- 延安公立尋常小學校同上 (告)朝第二百三十八號(六)三三四八
- 鎮東公立尋常小學校同上 (告)朝第二百四十五號(六)三三五〇
- 黃海道新幕公立尋常小學校二高等小學校同上 (告)朝第二百五十二號(六)三三五二
- 金浦公立尋常小學校同上 (告)朝第二百五十九號(六)三三五四
- 保寧公立尋常小學校同上 (告)朝第二百六十四號(六)三三五八
- 昌寧公立尋常小學校同上 (告)朝第二百六十五號(七)二四八九
- 法聖浦公立尋常小學校同上 (告)朝第二號(八)一一七
- 漣川公立尋常小學校同上 (告)朝第十九號(九)二二七
- 利川公立尋常小學校同上 (告)朝第三十四號(九)二二七
- 土佐公立尋常小學校同上 (告)朝第六十四號(〇)四二八
- 設置認可ノ公立普通學校名 (告)朝第八十一號(一)六三八
- 玄風公立尋常小學校設置認可 (告)朝第九十六號(一)六四三
- 交河公立尋常小學校同上 (告)朝第九十七號(一)六四三
- 翠湖公立尋常小學校同上 (告)朝第一百一號(二)八二八
- 三陟公立尋常小學校同上 (告)朝第一百一號(二)八二八
- 新禮院公立尋常小學校同上 (告)朝第二百二十八號(二)八三四
- 新坡尋常小學校設置認可 (告)朝第三百三十八號(二)八四五
- 全羅南道羅州公立尋常小學校二高等小學校併置認可 (告)朝第二百二十七號(五)一一四三
- 江原道春川公立尋常小學校二高等小學校併置認可 (告)朝第二百四十六號(六)三三五一
- 忠清北道沃川公立尋常小學校二高等小學校同上 (告)朝第二百五十四號(六)三三五三
- 全羅南道濟州公立尋常小學校二高等小學校同上 (告)朝第二百七十二號(七)二四九一
- 安東公立尋常小學校二高等小學校同上 (告)朝第二百七十九號(七)二四九八
- 鐵原公立尋常小學校二高等小學校同上 (告)朝第五十一號(〇)四三三
- 濟州公立農業學校廢止並二濟州公立普通學校二濟州公立簡易農業學校附設認可 (告)朝第二百十六號(五)一一三九
- 溫陽公立普通學校二溫陽公立簡易農業學校同上 (告)朝第八十一號(四)六六八
- 平壤公立農業學校二平壤公立簡易農業學校同上 (告)朝第八十五號(四)六六九
- 仁川公立普通學校二仁川公立簡易商業學校同上 (告)朝第九十一號(四)六七二
- 驪州公立普通學校二驪州公立簡易農業學校同上 (告)朝第九十二號(四)六七二
- 江華公立普通學校二江華公立簡易農業學校同上 (告)朝第九十三號(四)六七二
- 安城公立普通學校二安城公立簡易農業學校同上 (告)朝第九十四號(四)六七二

- 木浦公立普通學校二木浦公立簡易商業學校同上 (告)朝第二百一號(四)六七五
- 開城公立第一普通學校二開城公立簡易商業學校同上 (告)朝第二百六號(五)一一三六
- 鐵原公立普通學校二鐵原公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百三十七號(六)二三四八
- 平壤公立尋常高等小學校二平壤公立簡易商業學校同上 (告)朝第二百五十五號(六)二三五三
- 永興公立普通學校二永興公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百六十六號(七)二四九〇
- 定平公立普通學校二定平公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百六十七號(七)二四九〇
- 古阜公立普通學校二古阜公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百七十三號(七)二四九一
- 南原公立普通學校二南原公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百七十四號(七)二四九一
- 吉州公立普通學校二吉州公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百八十號(七)二四九八
- 城津公立普通學校二城津公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百八十一號(七)二四九八
- 馬山公立普通學校二馬山公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百八十八號(七)二五〇二
- 密陽公立普通學校二密陽公立簡易農業學校同上 (告)朝第二百八十九號(七)二五〇二
- 南陽公立普通學校二南陽公立簡易農業學校同上 (告)朝第一號(八)一一七
- 私立淑明女子高等普通學校組織變更許可 (告)朝第五號(一)一〇八
- 開城公立普通學校改稱 (告)朝第七十八號(三)五〇二
- 平壤公立簡易實業學校改稱認可 (告)朝第七十七號(四)六六八
- 於義洞公立簡易實業學校改稱 (告)朝第二百七號(五)一一三六
- 平壤公立普通學校改稱 (告)朝第四號(八)一一八
- 安州公立普通學校附設ノ安州公立簡易農業學校ヲ獨立ノ學校ト爲スノ件認可 (告)朝第二百三十二號(五)一一四六
- 京城專修學校又ハ官立高等普通學校ト同等以上ト認定ノ學校名 (告)朝第二百四十二號(六)二三四九
- 全州學校組合設立認可 (告)朝第八號(一)一〇九
- 峰谷村學校組合同上 (告)朝第九號(一)一一〇
- 裡里學校組合同上 (告)朝第二十三號(三)二〇九
- 烏致院學校組合同上 (告)朝第二十七號(三)二一一
- 安岳學校組合同上 (告)朝第三十一號(三)二二二
- 長城學校組合同上 (告)朝第四十五號(三)二二九
- 平康學校組合同上 (告)朝第四十八號(三)二三〇
- 朔州學校組合同上 (告)朝第三十七號(四)六五三
- 延安學校組合同上 (告)朝第三十八號(四)六五三
- 潭陽學校組合同上 (告)朝第五十八號(四)六六一

- 大田學校組合同上 (告)朝第百七十四號(四) 六六七
- 鏡城學校組合同上 (告)朝第百七十五號(四) 六六七
- 會津學校組合同上 (告)朝第百七十六號(四) 六六七
- 金浦學校組合同上 (告)朝第百七十八號(四) 六六八
- 成興學校組合同上 (告)朝第百八十二號(四) 六六九
- 澁川學校組合同上 (告)朝第百八十三號(四) 六六九
- 中和學校組合同上 (告)朝第百八十四號(四) 六六九
- 江原學校組合同上 (告)朝第百八十八號(四) 六七〇
- 保寧學校組合同上 (告)朝第百八十五號(五) 二二九
- 城津學校組合同上 (告)朝第百二十號(五) 二二四
- 昌寧學校組合同上 (告)朝第百三十三號(六) 三三〇
- 新豐成嶺學校組合同上 (告)朝第百四十四號(六) 三三〇
- 洪聖浦學校組合同上 (告)朝第百五十三號(六) 三三二
- 玄風學校組合同上 (告)朝第百五十七號(六) 三三三
- 龍泉學校組合同上 (告)朝第百五十八號(六) 三三三
- 廣陽學校組合同上 (告)朝第百七十六號(七) 二四九
- 長湖院學校組合同上 (告)朝第百九十一號(七) 二五〇
- 扶安學校組合同上 (告)朝第百九十三號(七) 二五〇
- 翠湖學校組合同上 (告)朝第百九十五號(七) 二五〇
- 利川學校組合同上 (告)朝第百九十七號(七) 二五〇
- 土佐村學校組合同上 (告)朝第百二十九號(七) 二七五
- 背松學校組合同上 (告)朝第百三十五號(七) 二七七
- 麻津學校組合同上 (告)朝第百三十九號(七) 二七九
- 三陟學校組合同上 (告)朝第百五十八號(七) 二二五
- 新禮院學校組合同上 (告)朝第百六十二號(七) 二二八
- 甲山學校組合同上 (告)朝第百六十五號(七) 二二八
- 交河學校組合同上 (告)朝第百七十七號(七) 二三五
- 甘浦學校組合同上 (告)朝第百八十二號(七) 二三八
- 梁山學校組合同上 (告)朝第百八十八號(七) 二四四
- 辰橋學校組合同上 (告)朝第百三十號(三) 八三六
- 寺洞學校組合同上 (告)朝第百四十五號(三) 八三五
- 河陽學校組合區域變更認可 (告)朝第百二十二號(三) 二〇九
- 明治四十三年統監府告示第九十四號(東萊學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百九十八號(七) 二五〇
- 明治四十三年統監府告示第九十九號(壽陽學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百二十四號(五) 二二二
- 明治四十三年統監府告示第百號(進永學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百五十五號(七) 二二四
- 明治四十三年統監府告示第百一號(金海學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百五十六號(七) 二二四
- 明治四十三年統監府告示第百八十九號(入佐學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百二十九號(七) 二五〇
- 明治四十三年統監府告示第百九十九號(統營學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百九十四號(七) 二五〇
- 明治四十三年統監府告示第百二十一號(三千浦學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百五十四號(七) 二二三
- 明治四十三年統監府告示第百四十五號(晉州學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百五十四號(七) 二二三

- 明治四十四年告示第三百二十九號(羅洞學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百六十八號(三) 五〇〇
- 明治四十四年告示第三百三十六號(平澤學校組合設立認可)中追加 (告)朝第百八十三號(七) 二五〇
- 明治四十四年告示第三百八十一號(晉海學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百七十九號(四) 六六八
- 明治四十三年統監府告示第八十六號(昌原學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百七十二號(三) 二八二
- 明治四十三年統監府告示第九十六號(多大浦學校組合設立認可)中改正 (告)朝第百四十六號(三) 二八五
- 長蘆縣市町村立小學校教員退職料、遺族退職料及遺族扶助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告)朝第百六十八號(五) 二四八
- 佐賀縣市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告)朝第百六十七號(五) 二四七
- 廣島縣ニ於ケル市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料受領手續 (告)朝第百八號(三) 二二〇
- 宮城縣市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料請求手續 (告)朝第百五十六號(四) 六八七
- 臺灣小學校規則ニ依リ小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書指定明治四十四年告示第二十二號(同件)廢止 (告)朝第百十六號(三) 二二五
- 明治四十四年告示第五十一號(番入ノ子弟ノ就學セシムヘキ小學校ノ名稱及位置)中改正 (告)朝第百七十六號(三) 二八二
- 臺灣小學校同分教場名稱位置改定 (告)朝第百五十四號(四) 六八三
- 同上中改正 (告)朝第百二十五號(二) 四三〇
- 同上 (告)朝第百三十二號(二) 四三三
- 南滿洲鐵道株式會社設立木溪湖尋常高等小學校及橋頭、鷓冠山兩尋常小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)朝第百三十七號(四) 六九四
- 南滿洲鐵道株式會社設立鐵嶺尋常高等小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)朝第百八十六號(七) 二二八
- 明治四十三年告示第六十一號(小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書)中追加 (告)朝第百二十五號(三) 五二六
- 大連第一尋常高等小學校老虎灘分教場廢止 (告)朝第百二十六號(三) 五二七
- 師範學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付テ受驗者願書送付方 (告)朝第百三十六號(四) 六九三
- 臺灣公學校規則改正臺灣公學校設立廢止規程、臺灣公學校學務委員規程廢止 (府)朝第百四十四號(三) 一八〇
- 學務 [學務] (府)朝第百四十四號(三) 一八〇
- 學術 [學術] (府)朝第百四十四號(三) 一八〇
- 學術卒業證書等授與式施行手續中改正 (府)朝第百六十七號(六) 一五七

〔學習院〕

- 學習院學制中改正 (皇)第一號三 一
- 學習院規則中改正 (省)宮第一號三 五
- 同上 (省)宮第四號九 三九

〔學生〕

- 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正 (勅)第四百七十七號七 二七三
- 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生規則中改正 (省)海第八號七 一八一
- 諸學校學生及教導隊分遣下士卒取扱規則中改正 (達)陸達第十四號九 二六
- 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則中改正 (達)陸達第六號三 三
- 明治四十一年陸達第六號(陸軍砲工學校以下學校學生入學時期)中改正 (達)陸達第十二號九 二七
- 學生生徒身體檢查規程中改正 (省)文第一號二 二六
- 學生傳染病預防及消毒方法中改正 (省)文第二號二 一八
- 樂譜 (達)海第十號八 七
- 客舍料 (達)海第十號八 七
- 間島、瑠春、安東縣地方へ出張ノ者ニ日當客舍料及食卓料支給方 (訓)朝第五號二〇 八六

〔歌〕

- 明治三十八年告示第五百八十二號(鹽ノ包裝ニハ使用スル件)中削除 (告)大第九十五號六 二三五
- 同上 (告)大第九十五號六 二三五

〔歌〕

- 七月三十日附勅令第二號ヲ以テ廢朝中ハ因人ノ服役ヲ特免シ死刑及答刑ノ執行並歌舞音曲ヲ停止シ大正元年七月三十一日ヨリ施行スル旨公布セラレ (告)朝號外七 六一七

〔貸渡、貸下〕

- 臺灣官有森林原野貸渡規則中改正 (府)臺第二十八號四 三四五
- 花蓮港廳下花蓮港海岸間便道運送車貸下營業廢止 (告)臺第二十三號三 五三

〔貸付〕

- 官有財產貸付規程 (省)內第十一號七 一七六
- 種牡牛貸付規程中改正 (省)農第三號八 一七
- 同上 (省)農第十號三 八三
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則 (省)選第二十六號五 一三三
- 地方農區所屬市區改正地及同附屬地ハ其地上ニ建物ヲ所有スル者又ハ建物ヲ建設セントスル者ニ限リ隨意契約ニ依リ貸拂又ハ貸付スルコトヲ得 (府)臺第七十號七 五七一

〔下士卒〕

- 陸軍下士卒卒在隊間成績通報規程 (省)陸第九號五 二二九
- 憲兵隊就職志願者タル豫備役後備役憲兵下士卒上等兵採用規程 (省)陸第四號三 六一
- 陸軍衛生部下士卒候補者及看護學修業兵、看護卒教育規則中改正 (達)陸達第二十二號五 一四三
- 諸學校學生及教導隊分遣下士卒取扱規則中改正 (達)陸達第十四號九 二六
- 獸醫部下士卒取扱方 (達)陸達第二十二號二 一〇五
- 明治四十一年陸達第七號(教導隊下士卒分遣時期)中改正 (達)陸達第十三號九 二七
- 下士以下背蓋制式改正 (達)陸達第七號三 三三
- 明治二十一年陸達第十四號(射擊教練ニ掲クル射擊、裝設、同二十八同第六號(臨時補助憲兵將校下士卒上等兵上衣及外套)胸章)同二十九同第三百六十五號(陸軍砲兵照準、測測、通信機等)同三十一同第三十九號(野戰砲兵照準機等)同三十四同第五十七號(工兵ノ年度射擊裝設)廢止 (達)陸達第二十五號五 一五〇
- 各兵科隊附下士隊外採用規程設定明治三十三年陸達第百十六號(同件)廢止 (達)陸達第十五號四 七五
- 海軍卒進級規則改正明治二十七年陸達第七十一號(海軍豫備役後備役卒進級條例)廢止 (達)海第五十四號四 一三三
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則 (達)海第五十三號四 一二六

○ 海軍下士卒身上取扱規則中刪除 (達)海第六十二號二 八六

- 海軍下士卒旅行證規則廢止 (省)海第一號三 二六
- 海軍兵曹長同相當官准士官配屬命課規則中改正 (達)海第二十二號三 三九
- 海軍兵曹長、同相當官准士官、下士官、候補兵中手續 (達)海第六十三號二 八七
- 陸軍下士以下軍種種類及製式設定明治三十四年陸達第七十六號(陸軍下士以下二交付ノ軍種ノ件)廢止 (達)陸達第八號三 三三

〔河川〕

- 臺灣總督府河川調查委員會規則 (府)臺第六十九號七 五七〇
- 內務大臣ノ認可ヲ受ケ處分スヘキ河川、道路、港灣等ニ關スル事項 (訓)內第二十五號二 一一〇
- 河川法第八條ニ依リ明治三十三年度以降施行ノ九頭川改良工事中支川日野川筋下流部ノ工事本年度終了 (告)內第四十六號二 六九三

〔艦砲〕

- 明治四十四年陸達第百二十六號(海軍艦砲模式)中改正 (達)海第四十八號二 七一

〔艦隊〕

- 艦隊編入中ノ軍艦驅逐艦ハ小銃教練射擊ノ外野砲小銃及拳銃射擊規則ニ依ル本教育年度ノ各種射擊ヲ施行セサルコトヲ得ル件 (達)海第六十五號六 一五七

○艦團部隊金銀出納規程中改正	(達)海第五號八	五	○艦艇類別標準改正	(達)海第十一號八	二九
○艦內			○艦艇類別等級表改正	(達)海第十二號八	三〇
○艦內衛兵規則中改正	(達)海第三十六號二〇	五五	○同上中追加	(達)海第二十五號九	三八
○艦型			○同上中削除	(達)海第二十八號九	四六
○臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦型試驗所海軍工廠海軍經理部並臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置	(勅)第十七號三	一三三	○同上中追加	(達)海第四十號二〇	六〇
○艦營			○同上中追加	(達)海第五十三號二二	八四
○艦營用品經理規程改正	(達)海第二十七號九	三八	○艦政		
○艦艇汽走速力規則改正	(達)海第四號二	一五	○臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦型試驗所海軍工廠海軍經理部並臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置	(勅)第十七號三	一三三
○艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則廢止	(達)海第五十六號二	八五	○艦船		
○明治四十四年達第百十二號(第二、第三條)艦艇ニ消耗兵器供給方)廢止	(達)海第七十八號七	一六四	○港灣防禦用品艦船緊留用品經理規程中改正	(達)海第三十二號二〇	五四
○艦艇類別標準改正ノ結果海軍諸法令中改正ノ件	(達)海第十三號八	三三	○艦船造修試驗檢査規則中改正	(達)海第三號二	三
○艦艇類別等級表中追加	(達)海第十一號二	二五	○同上	(達)海第二十一號三	三九
○同上中削除	(達)海第三十四號四	一一二	○同上	(達)海第五十號四	二二五
○同上中追加	(達)海第七十號六	一五九	○同上	(達)海第十九號九	三六
○同上	(達)海第七十九號七	一六四	○艦船發着報告規則中改正	(達)海第十八號九	三五
○同上中削除	(達)海第三號八	三	○艦船發着報告規則中改正	(達)海第三十二號二〇	五四
			○明治四十三年達第百三十二號(海軍艦船下朝鮮總督府、關東都督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電信通信取扱方)中改正	(達)海第七十三號二二	二一〇
			○明治四十一年省令第四十六號(無線電報規則ヲ通信官署帝國海軍艦船間ノ無線電信ニ依リ發受スル電報ニ準用)中追加	(省)達第二十二號四	一一三

○大連港碇泊艦船ノ晴雨計比較ニ供スルタメ關東都督府觀測所ニ於テ觀測ノ晴雨計示度ヲ萬國船舶信託法ニ依リ掲揚	(省)關第十一號二二	二三八	○嶺山監督署長綱業、砂礦業出願書類受理ノ場合等ニ關スル件設定明治三十二年訓令第十三號(綱業砂礦採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廢報告ノ件)同三十八年同第十五號(嶺山監督署長綱業ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件)同四十二年同第二十九號(明治三十八年農商務省訓令第十五號ヲ砂礦業出願地ニ關シ準用ノ件)廢止	(訓)農第一號八	四
○(神部署)			○漁業監督吏員任命	(告)農第七號二	六二
○神宮神部署官制制定神部署官制廢止	(勅)第八十五號四	二〇五	○法人ノ設立及監督ニ關スル規程	(府)朝第七十一號四	三二五
○神宮神部署官制第二條ニ依ル主事主事補定員	(告)內第三十九號五	九四二	○朝鮮總督府稅關監督吏ノ特別任用ニ關スル件	(府)朝第十六號三	六一
○官國幣社及神部署神職任用令中改正	(勅)第八十八號四	二〇八	○稅關監督吏被服料支給規程中追加	(訓)朝第二號二	七
○明治三十九年勅令第八十七號(神宮司職職員ト神部署職員トノ間ノ轉任ニ關スル件)中改正	(勅)第八十九號四	二一〇	○監獄		
○神宮神部署長ノ官等等級配當ニ關スル件	(勅)第八十六號四	二〇七	○監獄官制中改正	(勅)第二十八號二〇	三七
○神宮神部署職員俸給規則	(省)內第一號八	二	○朝鮮總督府監獄官制中改正	(勅)第三十三號三	一五二
○神宮神部署支署名稱位置及管轄區域表	(告)內第三十八號五	九四一	○臺灣總督府監獄官制中改正	(勅)第三百三十二號五	二五六
○(監督)○稅務監督局ハセノ部稅務ノ項ニ載ス	(訓)內第二十號二	一〇八	○理事理事補及陸軍監獄長服制中改正	(勅)第十二號三	一一二
○公益法人ノ指導監督ニ關スル件	(訓)內第二十號二	一〇八	○陸軍監獄令施行細則中改正	(省)陸第四號二〇	五六
○市町村長、助役ノ除服及旅行ニ關シ監督官廳ノ認可ヲ受ケシムルノ規定ヲ設クヘキ件	(訓)內第十五號二	一〇七	○陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍傭人服給規則中改正	(達)陸第十八號一〇	四八
○明治四十四年訓令第四號(漁業監督吏員ヲ命シタルトキ報告竝ニ告示方)中改正	(訓)農第六號二	一一九	○理事理事補及陸軍監獄長服裝規則改正	(達)陸第九號二	三三

- 監獄醫、教師、醫師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員中改正 (省) 司第四號(三) 七五
- 明治三十四年訓令第九號(監獄報告例) 外訓令、通牒等十五件廢止 (訓) 司第二號(二) 一四〇
- 明治三十六年告示第十八號(監獄分監設置) 中廢止 (告) 司第十七號(四) 五七八
- 同上中改正 (告) 司第十一號(一〇) 三三四
- 朝鮮監獄令 (制) 第十四號(三) 四〇
- 朝鮮監獄令施行規則 (府) 朝第三十四號(四) 二〇四
- 奏任及判任待遇朝鮮總督府監獄職員定員中改正 (府) 朝第六十二號(四) 三〇六
- 京城府孔德里ニ京城監獄設置從來ノ京城監獄改稱竝ニ明治四十三年府令第十一號(朝鮮總督府監獄及監獄分監設置及名稱位置) 中改正 (府) 朝第十一號(九) 四四
- 官公立學校教員、講師學術ノ講習ヲ受クルタメ又ハ看守長、看守監獄官講習所(入所)ノタメ若クハ監獄醫帝國大學醫科大學國家醫學講習科ノ講習ヲ受クルタメ内地へ出張ノトキ日額旅費支給方 (訓) 朝第七十三號(六) 三三八
- 明治四十二年府令第七十九號(監獄支監名稱位置) 中追加 (府) 監第三十一號(四) 三三四
- 同上中削除 (府) 監第三十四號(四) 三三八
- 朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令 (勅) 第五十三號(三) 一七四
- 監視 (監視) (監所) (監守)
- 明治四十四年府令第八十五號(稅關監視署名稱、位置及管轄區域) 中改正 (府) 朝第百二號(五) 三七七
- 明治四十三年府令第三十三號(巡邏船ニ常時乘組) 監吏、旅客携帶品検査ノタメ乘船ノ稅關官吏及管轄區域内ヲ巡回スル稅關監視署在勤ノ官吏ニ旅費支給方廢止 (府) 朝第百九號(六) 三九九
- 明治三十年告示第八十四號(稅關支署監視署及監所ノ標燈) 廢止 (告) 大第七十一號(五) 九六七
- 明治三十年告示第八十四號(稅關支署監視署及監所) 輸出入手續取扱廢止稅關監視署及稅關監所名 (告) 朝第百二十三號(五) 一三三九
- 明治四十四年告示第十一號(新義州稅關支署檢疫開始) 同第十三號(元山稅關船檢疫開始)、同第十八號(滿洲其他北滿地方ヲ「ベスト」流行地ト指定)、同第二十一號(「ベスト」豫防ノタメ新義州稅關支署管内輸出入手續中止) 並ニ旅客上陸場所(同第二十二號(滿洲其他北滿地方ヨリ群山、木浦ニ來航ノ船舶検査ノ上入港方)、同第二十八號(「ベスト」豫防ノタメ南浦稅關及仁川稅關管内各監視署ニ於ケル輸出入手續取扱停止及戎克船入港禁止)、同第七十三號(新義州稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出張所名) 並ニ上陸許可方廢止 (告) 朝第百二十二號(五) 一三三八
- 監所 (監所)
- 明治三十年告示第八十四號(稅關支署監視署及監所ノ標燈) 廢止 (告) 大第七十一號(五) 九六七
- 監守 (監守)
- 北海道廳森林監守規程中改正 (勅) 第二十一號(九) 二五

- 陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育規則中改正 (達) 陸達第二十二號(五) 一四三
- 衛戍病院看護卒派遣規則中改正 (達) 陸達第五號(九) 九
- 第三師團歩兵第六聯隊同第六十八聯隊ヨリ北清ニ派遣シアル部隊ニ關スル明治四十三年徵集ノ現役歩兵及現役上等看護卒在營期間延期 (省) 陸第六號(一〇) 五七
- 明治四十四年省令第十四號(明治四十二年徵集ノ現役歩兵及同上等看護卒ニシテ第五師團ノ歩兵聯隊ニ關スル者在營期間延期ノ件) 廢止 (省) 陸第八號(五) 二一八
- 明治四十三年徵集ノ現役歩兵及同上等看護卒ニシテ臨時朝鮮派遣隊ニ關スル者及樺太守備隊ニ關スル者在營期間延期 (省) 陸第五號(一〇) 五七
- 看護 (看護)
- 陸軍陸軍、陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍看守服制中改正 (勅) 第十三號(三) 二二七
- 監獄醫、教師、醫師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員中改正 (省) 司第四號(三) 七五
- 陸軍監獄看守陸軍看守及陸軍備人被服給與規則中改正 (達) 陸達第十八號(一〇) 四八
- 交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 朝第二十六號(四) 一〇八
- 同上 (訓) 朝第五十五號(五) 二八六
- 同上 (訓) 朝第二十八號(三) 一四七
- 明治二十八年陸達第八十號(臺灣樺太其他海外派遣若クハ病院船乘組看護人ノ給料支給方) 廢止 (達) 陸達第二號(八) 一
- 看護病人 (看護病人)
- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅) 第百號(四) 三三三
- 明治四十三年勅令第三百二十二號(舊韓國在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件) 廢止 (勅) 第四十八號(三) 一六九
- 朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民刑訴訟規則、民事訴訟期限規則、民事訴訟費用規則、陸軍三年法律第十五號、非訟事件手續規則廢止 (制) 第七號(三) 一三
- 韓國併合記念章制定 (勅) 第五十六號(三) 一七六
- 元韓國勳章記章ノ受領及佩用出願書提出期限 (告) 附第一號(三) 二二九
- 簡閱點呼 (簡閱點呼)
- 第七師團劍路隊區管内千島諸島及花咲郡瑤瑤村ノ附屬島在籍及以上諸島寄留ノ在郷軍人ニシテ寄留地附近ノ軍隊ニ於テ勤務演習ヲ爲シ又ハ寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受ケントスル者願届出方 (省) 陸第九號(二) 九二

○第七師管劍路縣區管内擇提島、斜古丹島、國後島ニ
寄留ノ在郷軍人ニシテ寄留地ニ於テ勤務演習ヲ爲シ
又ハ簡便點呼ヲ受ケントスル者届出方
(告)陸第三號(三) 一四三

〔間接税〕

○間接國稅則者處分法施行規則中改正
(勅)第十三號(八) 一四

○間接國稅ノ検査ニ從事スル官吏ノ限制ニ關スル件
(勅)第一號(一) 一

○間接國稅犯則者處分法等ヲ樺太ニ施行
(勅)第十二號(八) 一三

○市制第七十五條町村制第五十五條直接税及間接
税ノ種類
(告)内第四十三號(五) 九四四

○明治二十九年告示第三十號(沖繩縣ニ於ケル直接税
間接税類別)同三十二年同第六十九號(府縣制及郡
制規定ノ直接税ノ種類)同第九十六號(北海道 府制
第七十七條北海道一級町村制第七十三條及北海道
二級町村制第七十條直接税間接税ノ類別)同三十四
年同第二十六號(北海道會法第十五條直接國稅ノ種
類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制
第二百二條ノ直接國稅種類)中追加
(告)内第四十二號(五) 九四三

○明治二十一年告示第九十五號(市制第三百三十一條町
村制第三百三十六條直接税間接税ノ類別)廢止
(告)大第七十六號(五) 九七〇

○大正元年制令第四號(租税ニ關シ事犯アリタルトキ
ノ處罰ニ關スル件)第二條ノ間接國稅
(府)朝第八號(八) 一三

○臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中改正
(府)臺第二號(七) 六六

〔鹹水〕

○明治四十三年告示第六十八號(鹽及鹹水製造禁止區
域)及同四十四年同第五十號(同上)中追加
(告)大第六十一號(三) 七三

ヨノ部

〔豫防〕

○陸軍傳染病豫防規則中改正
(省)陸第七號(五) 一三六

○陸軍傳染病豫防ニ關スル消毒方法設定明治三十九年
陸軍第七十九號(陸軍傳染病豫防ニ關スル消毒方法
及消毒方法)廢止
(達)陸達第二十一號(五) 一三七

○學生傳染病豫防及消毒方法中改正
(省)文第二號(二) 一八

○獸疫豫防法施行細則中改正
(省)農第十八號(二) 一二二

○獸病豫防費國庫補助規則中削除
(省)農第二十七號(三) 一九六

○霍亂除豫防法取扱手續中削除
(訓)農第四號(九) 一〇

○朝鮮總督府臨時獸疫豫防委員部規則
(訓)朝第五十八號(五) 二八八

○宮内傳染病豫防令ニ依リ清國上海地方ヲ以テ虎列刺
有病地ト指定
(告)宮第三號(八) 四

〔豫納〕

○新聞電報料金豫納及後納規則中改正
(省)選第二號(八) 三〇

〔豫約〕

○豫約新聞電報規則中改正
(省)選第三號(八) 三一

〔豫算〕

○明治四十四年度歳入歳出總豫算追加
(豫)三月一日官報(三) 一

○同上
(豫)三月一日官報(三) 二

○同上
(豫)三月一日官報(三) 七

○同上
(豫)三月二十八日官報(三) 一三六

○明治四十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加
(豫)三月一日官報(三) 六

○同上
(豫)三月一日官報(三) 八

○明治四十五年度歳入歳出總豫算追加
(豫)三月二十九日官報(三) 一三九

○特別會計歳入歳出豫算
(豫)三月十六日官報(三) 九

○明治四十五年度歳入歳出總豫算追加
(豫)三月二十九日官報(三) 一四一

○同上
(豫)三月二十九日官報(三) 一四二

○同上
(豫)三月二十九日官報(三) 一四九

○明治四十五年度歳入歳出總豫算追加
(豫)八月二十六日官報(八) 一

○明治四十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加
(豫)三月二十八日官報(三) 一三七

○明治四十五年度特別會計歳入歳出豫算追加
(豫)三月二十九日官報(三) 一四六

○同上
(豫)三月二十九日官報(三) 一四七

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スラ要スル件
(豫外契)三月十六日官報(三) 一

○同上
(豫外契)三月二十八日官報(三) 二八

○明治四十五年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ
得ヘキ費途ノ件
(勅)第百九號(五) 一三〇

○市町村歳入出豫算外四件調製方
(省)内第十八號(二) 一三三

○明治四十一年省令第十三號(水利組合法ニ依ル豫算
調製ノ式及費目流用其他財務ニ關スル件)中改正
(省)内第十號(二) 八六

○事實局作業費豫算經理規程中改正
(訓)大第十號(五) 一三七

○歳入歳出豫算調製順序中改正
(達)海第二十六號(三) 五七

〔豫備〕

○明治四十五年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ
得ヘキ費途ノ件
(勅)第百九號(五) 一三〇

○憲兵隊就職志願者タル豫備役後備役憲兵下士上等兵
採用規程
(省)陸第四號(三) 六一

- 海軍卒進級規則改正明治二十七年達第百七十一號(海軍豫備役後備卒進級條例)廢止 (達)海第五十四號(四) 一三二
- 明治四十四年達第百十二號(第二、第三環備艦艇ニ消耗兵器供給方)廢止 (達)海第七十八號(七) 一六四
- (備員、備人)
 - 海軍總督府備員備員死歿傷疾疾病手當規則施行細則(府)達第六十三號(七) 五六六
 - 陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍備人被服給與規則中改正 (達)陸達第十八號(二〇) 四八
 - 備員備人給料支給規則中備給表改正 (達)陸達第三十號(七) 一六一
 - 備員備人給料支給規則中改正 (達)陸達第十七號(二〇) 四八
 - 備員備人規則中改正 (達)海第十四號(八) 三三
 - 同上 (達)海第四十五號(二〇) 七〇
 - 同上 (達)海第六十五號(二二) 一〇五
 - 海軍各隊所屬備員備人及職工等ノ間ニ於テ相互ノ便宜ヲ計リ若クハ福利ヲ増進スル目的ヲ以テ團體ヲ組織シ又ハ病院等ノ設備ヲ爲スニ當リ當該官廳ノ職員ヲ其役員又ハ會員ニ推薦シ若クハ現金出納診察其他ノ事務取扱ノ依頼ヲ爲サントスルトキ各隊長ノ承認ヲ受クヘキ件 (達)海第五十七號(五) 一五一
- 明治二十三年訓令第六號(道廳府縣立諸學校外國人備入、備職、解備文部省ニ報告方)廢止 (訓)文第七號(七) 三四三
- 警察官署所屬船舶乘組員及定備人被服給與規程 (訓)朝第二號(九) 一一
- 陸軍軍人軍屬備員備人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)陸第六號(四) 五六九
- 明治三十七八年戰役ニ從事シ死歿シタル陸軍軍人軍屬備員備人等ノ遺族ニ對シ賜與スヘキ特別賜金支給出願期日 (告)陸第十一號(六) 二二七
- 海軍軍人軍屬備員備人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)海第六號(四) 五七三
- 囑託員備員、備人ニシテ大正元年七月三十日以前ノ所爲ニ付懲戒ノ處分ヲ受ケタル者懲戒免除 (告)關第四十號(一〇) 四三六
- (用語)
 - 機關用語中改正 (達)海第一號(二) 三
- (容器)
 - 明治三十九年省令第四十四號(關稅定率法ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸出貨物ノ容器指定)中追加 (省)大第五號(三) 五八
 - 朝鮮關稅定率令ニ依リ輸出貨物ノ容器ニ供スルタメ輸入スル物品ニ關スル件 (府)朝第七十四號(四) 三三八

夕ノ部

〔退隱〕

- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第十一號(三) 一三三
- 明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者)ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 (勅)第七十號(三) 一九〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則 (府)朝第八十二號(四) 三三八
- 同上中改正 (府)朝第二十一號(二〇) 六〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ依リ調製スヘキ年額計算書式 (訓)朝第四十八號(四) 二〇六
- 明治三十三年省令第十四號(府縣郡ヨリ給料給與ヲ受ケル吏員職員ノ退隱料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件)中改正 (省)丙第十九號(二) 一七五
- 漢口明治小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)文第十五號(九) 二〇二
- 廣島縣ニ於ケル市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料受領手續 (告)第第八號(三) 二二〇
- 宮城縣市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料請求手續 (告)第第五十六號(四) 六八七
- 佐賀縣市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告)第第六十七號(五) 二四七
- 長野縣市町村立小學校教員、警部判、巡查退隱料及遺族扶助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告)第第六十八號(五) 二四八
- 退隱料遺族扶助料及給助料請求手續設定ノ旨富山縣ヨリ通知アリタルニ付キ證明出願方 (告)第百一十一號(七) 二五三
- 南滿洲鐵道株式會社設立本溪湖高等小學校及橋頭、鐵冠山兩高等小學校、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)關第三十七號(四) 六九四
- 南滿洲鐵道株式會社設立鐵嶺尋常高等小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)關第八十六號(七) 二五八
- (退職)
 - 明治三十三年省令第十四號(府縣郡ヨリ給料給與ヲ受ケル吏員職員ノ退隱料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件)中改正 (省)丙第十九號(二) 一七五
- (代表)
 - 司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル職名指定明治三十一年省令第一號(同件)廢止 (省)農第五號(九) 五三
 - 逓信管理局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件設定明治四十一年省令第十二號(同件)廢止 (省)逓第三十二號(六) 一五四
 - 明治四十三年府令第四十二號(朝鮮總督府所屬官署ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件)中改正 (府)朝第九十六號(五) 三六八

○ 訴訟代理業者ニ關スル件改正 (制)第六號(三)	一三	○ 稅務統計帳調製規程 (訓)朝第三號(九)	二二
○ 農商務省所管不動產登記ノ囑託ニ關シ農商務大臣ノ代理官指定明治四十年省令第十四號(同件)廢止 (省)農第六號(九)	五三	○ 驛屯土室帳及同集計簿様式 (訓)朝第二十四號(三)	一四三
○ 委任仕拂命令官代理規程中改正 (達)海第四十五號(四)	二二四	○ 臺灣總督府官制中改正 (勅)第四百三十三號(七)	二六九
○ 代金代金引換 (勅)第四百三十三號(七)	二二四	○ 臺灣總督府鐵道部官制中改正 (勅)第四百十四號(五)	二四〇
○ 明治四十一年勅令第二百六十九號(砲兵工廠製品代金延納ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十號(五)	二二六	○ 臺灣總督府專賣局官制中改正 (勅)第二百二十二號(九)	二二六
○ 明治四十年告示第五百七十六號(本邦ト代金引換書留郵便物ヲ交換スル國名表)中追加 (告)遞第一號(七)	五三	○ 臺灣總督府國語學校官制中改正 (勅)第六號(五)	二二八
○ 外國發本邦宛代金引換小包郵便物ニ對スル代金引換金額ノ表示貨幣及制限 (告)遞第四百八十九號(二)	六〇六	○ 臺灣總督府中學校官制中改正 (勅)第七號(五)	二二九
○ 明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取戻若クハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若クハ其金額ノ低減ヲ許ス國及該請求書ヲ宛テキ外國官署名)中改正 (告)遞第三百一號(〇)	四〇二	○ 臺灣總督府高等女學校官制中改正 (勅)第八號(五)	二三〇
○ 同上 (告)遞第五百七十二號(二)	七八〇	○ 臺灣總督府醫官制中改正 (勅)第二十九號(〇)	三七
○ 稅務統計帳調製規程稅務統計帳帳様式中改正 (訓)大第五號(四)	六一	○ 臺灣總督府郵政局官制中改正 (勅)第一百十五號(五)	二四〇
○ 明治四十四年訓令第三號(稅務統計帳帳簿本提出期限)中追加 (訓)大第六號(四)	六四	○ 臺灣總督府監獄官制中改正 (勅)第三百二十二號(五)	二五六
○ 明治四十四年訓令第四號(稅務統計帳帳調製規程中改正)中追加 (訓)大第七號(四)	六四	○ 臺灣總督府地方官制中改正 (勅)第四百十四號(七)	二七〇
		○ 明治四十二年勅令第二百九十一號(臺灣總督府地方廳ニ稅務吏設置)中改正 (勅)第七十四號(四)	一九三
		○ 營業獎勵ニ關スル事務ニ從事セシムルタメ臺灣總督府ニ臨時職員設置 (勅)第四百十二號(五)	二三八
		○ 明治三十六年勅令第四百五十五號(臨時臺灣總督府ノ防疫事務ニ從事スル職員ノ件)中改正 (勅)第一百三十三號(五)	二二九
		○ 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正 (勅)第三百三十一號(五)	二五五
		○ 臺灣總督府廳警察醫ヲ給與ニ關スル件 (勅)第四百五十五號(七)	二七一

○ 交通至難ノ場所ニ在勤シ無線電信業務ニ從事スル臺灣總督府郵便局職員ニ手當給與ノ件 (勅)第二十號(九)	二四	○ 臺灣永代借地權令施行規則 (府)臺第十三號(三)	四八
○ 臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第九十九號(四)	三三	○ 臺灣漁業規則 (律)第一號(三)	一
○ 恩赦令制定明治四十一年勅令第二百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)同第二百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ音波ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)同第二百三十號(明治四十一年勅令第二百五號ヲ朝鮮、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止 (勅)第二十三號(九)	二六	○ 臺灣漁業取締規則 (府)臺第四十一號(三)	二二
○ 臺灣官有財產管理規則中改正 (勅)第七號(三)	一九	○ 臺灣漁業規則及同施行規則ニ依ル出願、申請、届出手數料 (府)臺第四十五號(三)	二四三
○ 蕃地ニ於ケル討伐搜索及警戒ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件制定明治三十八年勅令第二百八十七號(蕃地警察事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件)廢止 (勅)第三十二號(〇)	四〇	○ 臺灣度量衡規則中改正 (府)臺第四十三號(三)	二三四
○ 臺灣ニ於テ生産スル繭生絲又ハ真綿ノ買入又ハ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第七號(八)	九	○ 臺灣度量衡規則施行規則中改正 (府)臺第四十七號(三)	二四五
○ 明治四十五年法律第二十一號(臘虎臘熊獸獵禁止ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行 (勅)第三百三十五號(六)	二五九	○ 臺灣畜牛保健組合規則 (府)臺第五十五號(三)	二五五
○ 明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)同四十二年同第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件)及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件 (勅)第三十六號(〇)	四三	○ 臺灣畜牛保健組合規則施行規則 (府)臺第五十三號(五)	二五九
		○ 臺灣造林用種苗下付及賣拂規則 (府)臺第五十一號(六)	五〇八
		○ 臺灣總督府電氣使用規則改正 (府)臺第六十二號(六)	五五四
		○ 臺灣米穀検査規則設定内地移出米検査規則廢止 (府)臺第六十九號(七)	五七〇
		○ 臺灣總督府河川調査委員會規則 (府)臺第六十六號(八)	五七〇
		○ 臺灣メチールアルコール(木精)取締規則 (府)臺第六號(八)	一九
		○ 臺灣理髮營業取締規則 (府)臺第八號(八)	二〇
		○ 臺灣水營業取締規則 (府)臺第九號(八)	二三
		○ 臺灣賣藥營業取締規則 (府)臺第十六號(八)	三四

- 臺灣實業類似品營業取締規則 (府)臺第十七號(八) 三九
- 臺灣實業獎勵規則 (府)臺第二十一號(一〇) 一〇三
- 臺灣總督府民政部殖產局附屬檢糖所分析檢糖試驗出願規則 (府)臺第十三號(八) 二九
- 臺灣私設鐵道規則施行細則中改正 (府)臺第十號(三) 四四
- 臺灣私設鐵道運輸規程 (府)臺第四十八號(六) 四九
- 臺灣私設鐵道規程 (府)臺第九號(三) 三九
- 臺灣私設軌道事故出規則 (府)臺第十二號(三) 四六
- 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則中改正 (府)臺第十號(八) 二七
- 臺灣標準專賣規則施行規則中改正 (府)臺第二十七號(四) 三三九
- 同上 (府)臺第五十二號(六) 五二
- 臺灣阿片令施行規則中改正 (府)臺第七號(一) 一三
- 臺灣獸醫免許規則中改正 (府)臺第十一號(三) 四六
- 臺灣總督府電氣使用規則中改正 (府)臺第十七號(三) 八三
- 臺灣總督府通信手試驗規則中刪除 (府)臺第二十一號(三) 一四一
- 臺灣官有森林原野貨渡規則中改正 (府)臺第二十八號(四) 三四五
- 臺灣國防用防禦營造物區域ニ關スル地圖取締規程中改正 (府)臺第三十五號(五) 三八三
- 臺灣中央衛生會規則中改正 (府)臺第四十一號(五) 三八五
- 臺灣淨濱者取締規則施行細則中改正 (府)臺第四十六號(五) 三九四
- 臺灣酒造稅規則施行規則中改正 (府)臺第五十七號(三) 二六〇
- 臺灣警察賞與規程中改正 (府)臺第二十八號(一〇) 一一五
- 臺灣農會規則施行規則中改正 (府)臺第四十六號(三) 二四四
- 臺灣糖業獎勵規則施行細則中改正 (府)臺第六十七號(七) 五八八
- 臺灣罹災救助基金規則施行規則中改正 (府)臺第六十六號(七) 五八七
- 臺灣總督府雇員備員死傷傷疾疾病手當規則施行細則中改正 (府)臺第六十三號(七) 五六六
- 臺灣總督府作業所職員徽章佩用規則施行規則中改正 (府)臺第三號(七) 六七
- 臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中改正 (府)臺第二號(七) 六六
- 臺灣地方稅金出納上一時運用ニ關スル規則 (府)臺第三十八號(二) 一四〇
- 臺灣地方稅規則施行規則中改正 (府)臺第三十九號(二) 一八〇
- 臺灣地方稅會計規則 (府)臺第二十號(三) 八九
- 臺灣地方稅規則施行規則中改正 (府)臺第五十五號(六) 五三三
- 同上 (府)臺第二十九號(一〇) 一一六
- 明治四十二年府令第九十四號(食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣局及支局名稱、位置、管轄區域)中改正 (府)臺第三十二號(二) 一一三

- 臺灣憲兵隊配置及憲兵分隊管區表設定明治四十一年府令第七號(臺灣憲兵隊管區表)廢止 (府)臺第六十一號(六) 五五三
- 臺灣公學校歲入取扱規則中改正 (府)臺第二十九號(四) 三四六
- 臺灣公學校規則改正臺灣公學校設立廢止規程、臺灣公學校學務委員規程廢止 (府)臺第四十號(二) 一八〇
- 臺灣小學校兒童身體檢查規程中改正 (府)臺第四十二號(五) 三八六
- 臺灣公學校兒童身體檢查規程中改正 (府)臺第五十號(三) 二五三
- 明治四十三年府令第三十一號(臺灣總督府國語學校、同附屬學校ニ於テ生徒兒童身體檢查施行ノ件)改正 (府)臺第五十一號(三) 二五三
- 明治四十三年府令第三十二號(臺灣總督府中學校ニ於テ生徒身體檢查施行ノ件)改正 (府)臺第五十二號(三) 二五四
- 明治四十三年府令第三十三號(臺灣總督府高等女學校ニ於テ生徒身體檢查施行ノ件)改正 (府)臺第五十三號(三) 二五四
- 臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所ニ於テ生徒身體檢查施行ノ件 (府)臺第五十四號(二) 二五五
- 臺灣地方稅郵便振替貯金特別取扱規則 (府)臺第六十八號(七) 五八八
- 臺灣特設電話加入規則中改正 (府)臺第五號(一) 一〇
- 明治三十九年府令第四十五號(臺灣特設電話加入規則第十六條ノ料金額)中追加 (府)臺第三十七號(五) 三八四
- 同上 (府)臺第五十八號(三) 二六二
- 臺灣電話交換規則中改正 (府)臺第三號(一) 八
- 臺灣電話交換規則ニ依ル電話線專用ニ關スル條件及料金額 (府)臺第六號(二) 一一
- 明治三十七年府令第八十五號(臺灣電話交換規則及電話呼出規程ノ料金額)中追加 (府)臺第四號(二) 九
- 臺灣土地收用規則ヲ新竹總竹南一榮斗換坪庄ニ施行 (府)臺第二十五號(三) 一四四
- 臺灣林野調查規則ヲ新竹總ニ施行 (府)臺第二十四號(三) 一四四
- 臺灣林野調查規則ヲ臺南總ニ施行 (府)臺第四十七號(五) 三九四
- 臺灣林野調查規則ヲ阿緘總ニ施行 (府)臺第十八號(九) 四八
- 臺灣林野調查規則ヲ桃園總ニ施行 (府)臺第三十四號(二) 一三三
- 臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所生徒養成規程 (府)臺百號(七) 二五三
- 臺灣米穀檢查規則第一條第三項ニ依ル米穀ノ搬出地及移出港指定 (告)臺百一號(七) 二五八
- 臺灣總督府民政部殖產局附屬米穀檢查所及出張所ノ名稱、位置、管轄區域 (告)臺百二號(七) 二五九
- 明治四十一年告示第五十八號(臺灣總督府民政部殖產局附屬內地移出石花菜檢查所ノ名稱、位置)中追加 (告)臺百十四號(七) 二五二
- 臺灣度量衡規則施行規則第四十五條ニ依ル度量衡器第一種檢査施行地、期日、檢査場及區域 (告)臺九號(八) 二二五

- 臺灣度量衡規則施行規則ニ依ル度量衡器第一種檢査
期日變更 (告) 臺第十七號(九) 二八
- 明治四十四年告示第六十九號(臺灣總督府作業所
出張所名)中追加 (告) 臺第七十六號(六) 二五八
- 明治四十三年告示第六十三號(臺灣總督府土木部
ニ於テ打狗港出入船舶ニ信號ヲ爲ストキ標旗掲揚
方)中改正 (告) 臺第十八號(九) 二八三
- 臺灣海港檢疫規則及臺灣海港檢疫施行規則ニ依リ上
海地方ヲ虎列刺流行地ト指定 (告) 臺第三十號(〇) 四三二
- 臺灣標準專賣規則ニ依リ葉標專賣納期日及場所指定
(告) 臺第八十九號(七) 二五〇七
- 明治三十二年告示第二十一號(臺灣總督府民政部學
務部出版圖書拂下書目)中追加 (告) 臺第十五號(九) 二八〇
- 臺灣總督府專賣局臺南出張所廢止 (告) 臺第七十七號(六) 二五八
- 臺灣總督府民政部通信局ニ於テ一、二等郵便局ノ電
信電話建築事務承繼 (告) 臺第七十二號(五) 二五二
- 臺灣總督府始政紀念日ニ設置スヘキ總督官邸郵便出
張所本年事務取扱方 (告) 臺第八十一號(六) 二五九
- 臺灣總督府始政紀念日ノタメ特殊通信日附印
使用 (告) 臺第八十二號(六) 二六〇
- 明治四十三年省令第百十二號(内地、臺灣及樺太ト朝
鮮トノ間ニ發着スル郵便物ニ關シ規定進用方)中追
加 (省) 遞第二十九號(五) 一三五
- 明治二十八年陸運第八十號(臺灣樺太其他海外派遣
若クハ病院船乘組看護病人ノ給料支給方)廢止 (達) 陸運第二號(八) 一
- 臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則細則中改正 (達) 陸運第十七號(四) 九三
- 朝鮮ト内地臺灣樺太及清國間郵便規則中改正 (府) 朝第一號(五) 三七六
- 明治四十三年告示第八十七號(通常又ハ小包郵便ニ
依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ
又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品)
中改正 (告) 朝第三十二號(三) 二二二
- 同上 (告) 朝第二十九號(五) 二四〇
- 花蓮港陸下花蓮港驛海岸間輕便鐵道臺車貸下營業廢
止 (告) 臺第二十三號(三) 五三二
- 溪口鳳林間輕便鐵道臺車貸下營業廢止 (告) 臺第八十六號(六) 二六三
- 帝國大學特別會計法中改正 (法) 第三號(三) 三
- 東京帝國大學官制中改正 (勅) 第百二十號(五) 二四四
- 京都帝國大學官制中改正 (勅) 第百二十一號(五) 二四五
- 東北帝國大學官制中改正 (勅) 第百二十二號(五) 二四六
- 九州帝國大學官制中改正 (勅) 第百二十三號(五) 二四七
- 東北帝國大學官制中改正 (勅) 第百二十五號(五) 二四九

- 明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學各分科
大學講座ノ種類及其數ニ關スル件)中改正 (勅) 第百二十四號(五) 二四九
- 明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學法科大
學醫學科大學文科大學及理工科大學ノ講座ニ關スル
件)中改正 (勅) 第百二十五號(五) 二四九
- 明治四十年勅令第二百四十號(東北帝國大學農科大
學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅) 第百二十六號(五) 二五〇
- 明治四十四年勅令第四十七號(東北帝國大學理科大
學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅) 第百二十七號(五) 二五一
- 明治四十四年勅令第四十八號(九州帝國大學工科大
學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅) 第百二十八號(五) 二五二
- 九州帝國大學醫學科大學ノ講座ニ關スル件 (勅) 第百二十九號(五) 二五三
- 東北帝國大學理科大學地質學科授業開始期日 (省) 文第十號(四) 九八
- 東京帝國大學醫學科大學產婆養成科、京都帝國大學醫
科大學產婆養成科ヲ產婆規則第一條ニ依リ指定 (告) 內第一號(八) 四
- 大喪使官制 (勅) 第一號(七) 六一
- 同上廢止 (勅) 第四十三號(二) 五三
- 大喪使旅費規程 (省) 大第二號(九) 三九
- 大喪中國旗掲揚方 (閣) 第一號(七) 一
- 皇室喪服規程其ノ他別段ノ定アルモノヲ除クノ外大
喪中ノ喪章 (閣) 第二號(八) 一
- 同上中追加 (閣) 第三號(九) 三
- 大喪儀ノ用ニ供シタル建造物及其附屬物ノ讓與ニ關
スル件 (勅) 第五十五號(二) 六七
- 大喪儀ノ際陸軍ニ於テ行フヘキ儀式ニ關スル件 (軍) 陸第五號(八) 八
- 明治天皇御大喪儀ニ付キ九月十三日ヨリ十五日マテ
各官廳事務休停並ニ諸學校授業休課スヘキ旨仰出サ
ル (告) 閣第四號(九) 一三五
- 大喪ニ付キ三十一日ヨリ五日間廢朝仰出
(告) 宮第一號(七) 六四
- 九月十三日、十四日、十五日大行天皇ノ大喪儀ヲ行ハ
セラル (告) 八月六日(八) 一
- 本月三十一日天長節ノ處大喪中ニ付キ宮中ニ於テ御
祝典行ハセラルニ付キ參賀並ニ賀表奉呈ニ及ハ
ス (告) 宮第二號(八) 四
- 明治天皇ノ大喪儀ヲ行ハセラル、ニ付キ九月十三日、
十四日、十五日廢朝仰出サル (告) 宮第四號(九) 一八五
- 大喪中恒例ノ諸祭典ニハ總テ參拜ニ及ハス (告) 宮第九號(九) 一八五
- 大喪中ニ付キ大正二年一月四方拜、晴御膳、拜賀、新年
宴會及陸軍始ノ諸儀式行ハセラルニ高筭官有爵有位
有勳者其他總テ參賀並ニ賀表奉呈ニ及ハス (告) 宮第二十一號(二) 六九二

○七月三十日附宮内省告示ヲ以テ大喪ニ付キ三十一日ヨリ五日間廢朝ノ旨仰出サル (告)朝號外(七六一)一六

○廢朝中竝ニ大葬儀ノ當日ハ一般ニ弔旗ヲ掲揚セシム (告)朝號三號(八)一七

○明治天皇御大喪儀行ハセラル、ニ付キ九月十三日暨海總督府所屬郵便局所ニ於ケル郵便爲替、郵便貯金及郵便取立金ノ受拂事務ヲ取扱ハス (告)憲第二十號(九)二八九

○明治天皇大喪ニ付キ本島慈善救濟ノ資ニ充ツルタメ御内帑金下賜 (告)憲第二十二號(一〇)四二九

○大喪ニ於ケル臣民ノ服喪期間及喪期中服裝心得 (告)關第一號(七六)二八

○大喪ニ付キ弔旗ハ廢朝中竝ニ大葬儀ノ當日掲揚セシム (告)關第三號(八)二二八

○大喪ニ當リ特ニ内帑ヲ割キテ地方慈善救濟ノ資ニ充テシメラレタルニ付キ恩賜財團ヲ設置シ管内住民ヲシテ永ク恩澤ニ浴セシメ優渥ナル聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期セシム (告)諭關第三號(一〇)三

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ海軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)陸第二號(九)二〇〇

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ陸軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)陸第二號(九)二〇〇

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)憲第二十號(九)二八九

〔大赦〕

○大赦令 (勅)第二十四號(九)三〇

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ陸軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)陸第二號(九)二〇〇

〔大政紀要〕

○坊間ニ於テ明治ノ勅撰トシテ出版シタル大政紀要ト題スル書類ハ奏覽裁可ヲ經タル勅選ノ書ニアラス (告)憲第二十三號(二)六九二

〔滯納〕

○郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則中改正 (省)選第一號(二)一九

○新聞電報規則郵便切手類及收入印紙計捌規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ルハ公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四)三三五

○郵便電信、電話ニ關スル滯納料金徵收規則改正 (府)朝第九號(三)二〇

〔待命〕

○海軍武官待命休職停職者心得中改正 (達)海第九號(二)一八

〔煙草〕

○煙草賣捌規則中改正 (省)大第十一號(五)二二三

○同上中削除 (省)大第五號(一〇)五六

○煙草賣捌規則中改正 (省)大第十七號(六)一四九

○煙草元賣捌人及煙草小賣人ニ關スル件 (省)大第十二號(五)二二五

○煙草專賣法施行細則ニ依リ徵收スル葉煙草及製造煙草ノ保管料並ニ徵收方 (告)大第六十三號(四)五六八

○煙草賣捌規則ニ依リ徵收スル製造煙草保管料 (告)大第七十號(五)九六七

○煙草賣捌規則第十條ノ煙草元賣捌人等級、割引歩合同第十六條ニ依ル制限額及同第一條ノ特定價格 (告)大第六十八號(五)九四六

○同上中改正 (告)大第九十三號(六)二二四

○製造煙草定價 (告)大第五十一號(四)五六四

○煙草專賣法ニ依リ大正二年七月一日ヨリ同三年六月三十日マテノ間ニ收納スル葉煙草ノ賠償價格 (告)大第六十三號(三)七二四

○製造煙草定價並ニ煙草元賣捌人ニ對スル割引歩合 (告)大第八號(三)一三五

○鹿兒島專賣支局管内ノ一部ニ於ケル明治四十六年煙草耕作種類段別 (告)大第八十六號(六)二二二

○熊本專賣支局管内ノ一部及鹿兒島專賣支局管内ノ一部ニ於ケル大正二年煙草耕作種類段別 (告)大第三十七號(二)四五四

○東京市外十一專賣支局管内ニ於ケル大正二年煙草耕作種類段別 (告)大第五十五號(三)六九九

○明治四十五年煙草耕作種類段別中改正 (告)大第四十九號(三)三八九

○明治四十四年告示第四百七十七號(明治四十五年煙草耕作種類段別)中改正 (告)大第六十五號(五)九四九

○明治四十五年煙草耕作種類段別中改正 (告)大第六十九號(五)九六六

○同上 (告)大第八十二號(六)二二〇

○ 煙草事務分掌ノタメ朝鮮總督府稅務局出張所設置明 治四十三年告示第二十六號(朝鮮總督府度支部釀造 試驗所及煙草試作場名稱、位置)廢止 (府)朝第五十九號(四) 三〇五	○ 臺灣煙草專賣規則施行規則中改正 (府)朝第二十七號(四) 三三九	○ 同上 (府)朝第五十二號(六) 五二二	○ 煙草耕作區域設定明治四十四年府令第五十四號(同 件)廢止 (府)朝第十二號(八) 二八	○ 臺灣煙草專賣規則ニ依リ葉煙草收納期日及場所指定 (告)皇第八十九號(七) 二五〇七	○ 內地製造煙草定價 (告)皇第四十五號(二) 六四六	○ 外國製造煙草定價 (告)皇第四十三號(四) 六七九	○ 同上 (告)皇第八十八號(六) 一三六四	○ 同上 (告)皇第五十八號(三) 八五一	○ 立木登記規則中改正 (省)司第一號(八) 五	○ 明治二十三年訓令第六號(道廳府縣立諸學校外國人 備入、備攜、解薪文部省ニ報告方)廢止 (訓)文第七號(七) 三四三	○ 道廳府縣種畜場規程中削除 (省)農第十三號(一〇) 七二	○ 朝鮮總督府道地方土地調查委員手當及旅費支給規程 (府)朝第三十四號(三) 一四四	○ 忠清北道及忠清南道ノ管轄區域中變更 (府)朝第三十號(二) 二二九	○ 忠清北道及忠清南道管轄區域中變更 (府)朝第二十九號(二) 二二九	○ 忠清南道及全羅北道ノ管轄區域中變更 (府)朝第八十五號(四) 三三五	○ 朝鮮總督府道廳惠濟院名稱及位置 (府)朝第百六號(五) 三八一	○ 道種苗場設置並道種苗場補助費交付規程 (訓)朝第三十四號(四) 一四二	○ 內務大臣ノ認可ヲ受ケ處分スヘキ河川道路、港灣等 ニ關スル事項 (訓)內第二十五號(二) 一一〇	○ 道路維持修繕規程 (訓)朝第二十五號(三) 一四五	○ 道路ノ維持修繕地方總ニ於テ施行方 (訓)朝第六十號(五) 二八九	○ 警察官憲ハ常ニ道路ノ保全ヲ監視シ其築造及維持修 繕ニ關シ地方總ニ援助ヲ與ヘ交通機關ノ整備ニ遺憾 ナカラシム (訓)朝第二十六號(三) 一四六	○ 明治四十四年告示第二百三十六號(二)等道路指定 中改正 (告)朝第百十四號(三) 八二七	○ 宜爾閣下蘇灣ニ設置ノ蘇灣導標撤去 (告)皇第六十八號(三) 八六〇	○ 明治二十二年省令第五號(北海道廳管下及島地)ノ三 等郵便局長採用方)廢止 (省)遞第三號(二) 二二
---	---------------------------------------	--------------------------	---	--	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------	--------------------------	-----------------------------	---	-----------------------------------	---	--	--	---	--------------------------------------	--	---	--------------------------------	---------------------------------------	---	--	--	--

○ 明治四十一年省令第二十號(沖繩縣及島嶼町村制第 九十八條ニ依ル町村吏員ノ懲戒ニ關スル件)中改正 (省)內第九號(二) 八五	○ 航海日誌、當直記録 (連)海第四十九號(二) 七二	○ 糖業改良事務局官制廢止 (勅)第六十九號(三) 一八九	○ 臺灣糖業獎勵規則施行細則中改正 (府)皇第六十七號(七) 五六八	○ 北海道拓殖銀行法中改正 (法)第十七號(四) 二四	○ 同上施行期日 (勅)第八十號(四) 一九九	○ 社寺境内模範塔竝ニ社寺廢合跡建築物處分ノ件、產婆行 政處分ノ件、產婆試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、 北海道移住民汽車賃汽船賃割引券受拂表及同下附表 報告ニ及ハス (訓)內第一號(二) 九七	○ 官祭招魂社竝ニ官修墳墓ノ修繕及建築物模範塔其制限 適宜處分セシム (訓)內第十一號(二) 一〇五	○ 明治四十二年訓令第二號(稅關所屬土地建築物使用料 及稅關假借場使用料設定方)中改正 (訓)大第一號(八) 一	○ 永代借地及其ノ上ニ存スル建築物登記規則 (府)皇第十四號(三) 五〇	○ 地方費區所屬市區改正地及同附屬地ハ其地上ニ建物 ヲ所有スル者又ハ建物ヲ建設セントスル者ニ限リ附 意契約ニ依リ賣拂又ハ貸付スルコトヲ得 (府)皇第七十號(七) 五七一	○ 永代借地及永代借地ノ上ニ存スル建築物ノ登記簿ノ謄 本、抄本ノ交付ノ請求又ハ登記簿若クハ其附屬書類 ノ閱覽ノ請求ニ關スル手数料ノ件 (府)皇第十九號(三) 八九	○ 擔保附社債信託法中改正 (法)第十四號(四) 三	○ 明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)、同 四十二年同第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件) 及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シ タル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太 ニ施行スル件 (勅)第三十六號(一〇) 四三	○ 明治三十八年告示第七十號(官廳賣捌所業務擔保人) 中追加 (告)皇第二十五號(三) 五三三	○ 同上 (告)皇第六十六號(五) 二四六	○ 公共團體ニ於テ使用料手数料等徵收上便宜ノタメ收 入證紙ヲ發行スルモ經伺ニ及ハス (訓)內第十七號(二) 一〇七	○ 團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規則中改正 (府)皇第一號(二) 四	○ 同上 (府)皇第四十八號(三) 二五〇
---	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	----------------------------	---	--	--	---	---	--	-------------------------------	--	---	--------------------------	---	---	--------------------------

○本島人、清國人又ハ本島人清國人ノミノ間ニ設立シタル團體ノ商號中ニ會社ノ文字ヲ用フルヲ得サル件 (府) 第十六號(三) 八三

〔炭鑛〕

○海軍省所管新原及長門炭鑛區登錄ニ海軍探炭所長指定明治三十八年省令第七號(鑛區登錄官吏指定)廢止 (省) 海第六號(三) 一九三

〔炭山〕

○明治三十八年遠第四十一號(海軍探炭所ノ管轄ス) 兼海軍炭山指定) 中追加 (達) 海第三十七號(四) 一一九

○同上 (達) 海第六十九號(三) 一一七

〔彈藥〕

○彈藥取扱細則 (達) 陸達第二十一號(三) 一一五

〔誕生〕

○多嘉王妃殿下御分媛王男子御誕生 (告) 宮第三號(五) 九二七

○博義王妃殿下御分媛王男子御誕生 (告) 宮第十二號(三) 三〇一

○鳩彦王妃殿下御分媛王男子御誕生 (告) 宮第十三號(三) 三〇二

▽ノ部

〔禮砲〕

○陸軍禮式ニ依ル軍樂及喇叭ノ吹奏禮砲式ノ停止ニ關スル件 (軍) 陸第一號(八) 一

〔禮式〕

○陸軍禮式ニ依ル軍樂及喇叭ノ吹奏禮砲式ノ停止ニ關スル件 (軍) 陸第一號(八) 一

○警察禮式中改正 (訓) 丙第二十一號(二) 一〇八

〔令狀〕

○司法警察事務令狀執行ニ關スル件 (制) 第二十六號(七) 八七

〔療養〕

○衛戍病院患者轉地療養規則設定陸軍入院患者轉地療養規則及陸軍轉地療養所患者取締規則廢止 (達) 陸達第十一號(三) 四五

○衛戍病院患者轉地療養規則附表中追加 (達) 陸達第二十七號(六) 一五三

〔獵業〕

○獵虎鷹鷂獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル件 (法) 第二十二號(四) 四四

○明治四十五年法律第二十二號第四條ニ依ル交付金下付ニ關スル手續 (省) 大第九號(二) 一八一

○明治四十五年法律第二十二號施行規則 (省) 農第十二號(四) 九九

〔獵獲〕

○獵虎鷹鷂獸獵禁止ニ關スル件 (法) 第二十一號(四) 四二

○明治四十五年法律第二十一號(獵虎鷹鷂獸獵禁止ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行 (勅) 第三百三十五號(六) 二五九

○明治四十五年法律第二十一號施行規則 (省) 農第十一號(四) 九八

〔聯隊〕

○明治四十二年告示第四號(聯隊區司令部警備隊司令部及警備隊區司令部位置) 中改正 (告) 陸第五號(三) 三九〇

〔煉炭〕

○海軍煉炭製造所條例改正 (勅) 第六十四號(三) 一八四

○海軍煉炭製造所工務規則設定海軍煉炭製造所採炭及煉炭製造規程廢止 (達) 海第三十九號(四) 一一九

〔連名簿〕

○結數連名簿規則中改正 (府) 朝第七十三號(四) 三二七

○結數連名簿取扱手續中改正 (訓) 朝第三十八號(四) 一五一

〔練習〕

○海軍少尉候補生實務練習規則中改正 (達) 海第六十號(六) 一五四

○海軍少主計候補生實務練習規則 (達) 海第七十六號(七) 一六三

○森林測候所練習生採用規程 (告) 農第四十四號(三) 一七二

○逓信官吏練習所規則中改正 (告) 遞第六十六號(三) 二〇四

ソノ部

〔租率〕

○官設埤圳后里圳ニ依リ水利ヲ受ク(キ)土地ニ課スル水租ノ等級及租率 (府) 第三十六號(五) 三八四

〔租稅〕

○明治二十三年勅令第六十六號(府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移スル件) 廢止 (勅) 第四十六號(二) 五六

○租稅ニ關シ事犯アリタルトキノ處罰ニ關スル件 (訓) 第四號(八) 八

○大正元年制令第四號(租稅ニ關シ事犯アリタルトキノ處罰ニ關スル件) 第二條ノ間接關稅 (府) 朝第八號(八) 一三

○明治四十四年閣令第五號(樺太ニ於ケル租稅ノ種類及課率) 中改正 (閣) 第三號(六) 三

○明治四十二年省令第五十三號(所得稅法ニ依リ特ニ所得調査委員會ヲ置ク(キ)市區指定) 中追加 (省) 大第三號(二) 二

○明治四十二年省令第五十四號(所得稅法施行規則ニ依ル所得調査委員ノ定數) 中改正 (省) 大第四號(二) 二

○明治四十二年省令第五十五號(內國稅徵收費科目) 中追加 (訓) 大第四號(三) 二九

○租稅徵收領證規程書式中改正 (達) 會第一號(二) 九六

○臺灣地租規則施行規則中改正 (府) 臺第五十五號(六) 五三二

○同上 (府) 臺第二十九號(三) 二二六

○臺灣地方稅規則施行規則中改正 (府) 臺第十五號(三) 八〇

○臺灣地方稅金出納上一時運用ニ關スル規則 (府) 臺第三十八號(二) 一四〇

○臺灣地方稅會計規則 (府) 臺第二十號(三) 八九

- 臺灣地方稅郵便貯金特別取扱規則 (府) 第六十八號(七) 五八八
- 地方税金取扱所名稱、位置、出納區域 (告) 第五十一號(四) 六八五
- 所得稅法施行規則中改正 (府) 第二十三號(一〇) 一一二
- 地方税金取扱所ノ名稱、位置、出納區域中追加 (告) 第五十一號(四) 六八五
- 同上 (告) 第四十七號(二) 六四六
- 地方稅規則第二條特殊製造業種目(告) 關第四十七號(四) 六九五
- 〔卒業〕
- 臨時教員養成所卒業生服務規則設定臨時教員養成所規程中卒業生服務ニ關スル規定廢止 (省) 文第八號(三) 八一
- 旅順高等女學校生徒及卒業生他ノ學校へ入學轉學ニ關スル取扱方 (告) 文第一號(二) 五四
- 〔委任〕
- 委任及判任待遇朝鮮總督府監獄職員定員中改正 (府) 第六十二號(四) 三〇六
- 〔増俸、増給〕
- 陸軍武官増俸給與規程中改正 (達) 陸第十二號(三) 五二
- 海軍武官増俸規則中改正 (達) 海第二十三號(三) 四〇
- 清國事變ニ關シ陸軍地方ニ派遣シタル海軍軍人軍屬ニ對スル増給ノ件 (勅) 第五號(二) 一〇
- 明治四十五年勅令第五號(清國事變ニ關シ陸軍地方ニ派遣シタル海軍軍人軍屬ニ對スル増給ノ件)ニ依リ支給スル増給支給方 (達) 海第八號(二) 一八
- 〔總監〕
- 教育總監部條例中改正 (軍) 陸第六號(九) 一一
- 朝鮮總督府醫務總監部事務分掌規程中改正 (訓) 朝第十八號(四) 九七
- 〔測度〕
- 日閩兩國間船舶積量測度證書互認ニ關スル條規 (府) 關第十七號(七) 五七四
- 〔測候〕
- 森林測候所練習生採用規程 (告) 農第四十四號(三) 一七二
- 中央氣象臺附屬潮測候所事務開始 (告) 文第五十號(三) 七三九
- 妙義森林測候所設置 (告) 農第一百十三號(四) 五九八
- 日光森林測候所(栃木縣)設置 (告) 農第二百三十一號(七) 二四三八
- 〔訴訟〕
- 朝鮮關稅訴訟審査委員會官制 (勅) 第八十四號(四) 二〇四
- 朝鮮關稅訴訟審査委員會審査規程 (訓) 朝第五十七號(五) 二八七
- 朝鮮關稅令及明治四十四年勅令第二號ニ基ク訴訟ニ關スル件 (制) 第二十一號(四) 七六
- 刑事訴訟法中改正 (法) 第十九號(四) 四〇

- 司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル應名指定明治三十一年省令第一號(同件)廢止 (省) 農第五號(九) 五三
- 逓信管理局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件設定明治四十一年省令第十二號(同件)廢止 (省) 遞第三十二號(六) 一五四
- 訴訟代理業者ニ關スル件中改正 (制) 第六號(三) 一一
- 朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民刑訴訟規則、民事訴訟期限規則、民事訴訟費用規則、陸軍三年法律第十五號、非訟事件手續規則廢止 (制) 第七號(三) 一一
- 朝鮮民事訴訟印紙令制定民事訴訟手續規則廢止 (制) 第八號(三) 二四
- 民事訴訟法第三百三十六條ニ依リ郵便ヲ以テ訴訟書類ノ送達ヲ爲ストキ送達手数料納付方 (府) 朝第七十五號(四) 三九
- 小商人ノ定義及人事訴訟手續法第三章ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告等ノ件 (府) 朝第三十一號(四) 一九二
- 明治四十三年府令第四十二號(朝鮮總督府所屬官署ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件) 中改正 (府) 朝第九十六號(五) 三六八
- 〔速達〕
- 速達郵便規則ニ依リ郵便物速達取扱開始地域 (告) 遞第二百八十三號(三) 四七一
- 〔即決〕
- 犯罪即決例中改正 (制) 第十二號(三) 三七
- 〔村社〕
- シノ部神社ノ項ニ載スツノ部 (告) 八月二十七日(八) 一
- 〔追號〕
- 大行天皇ノ追號仰出サル (省) 宮第二號(八) 一
- 〔任人〕
- 主殿察任人定員 (制) 第七號(三) 一一
- 〔圖書〕
- 陸軍將校同相當官、准士官用背囊、圖書、水筒及飯盒制式設定明治三十四年陸軍第七十一號(士官背囊制式)廢止 (達) 陸第九號(九) 一八
- 學校及圖書館資金ノ一部所屬換等ニ關スル件 (法) 第四號(三) 四
- 明治四十四年度文部省所管學校及圖書館蔵入蔵出科目表中追加 (訓) 文第二號(三) 三六
- 明治四十五年度文部省所管學校及圖書館蔵入蔵出豫算科目表 (訓) 文第三號(三) 三六
- 明治四十五年度文部省所管學校及圖書館蔵入蔵出科目表中追加 (訓) 文第六號(六) 二九九

- 明治四十五年度文部省所管學校及圖書館歲入歲出科
目表中追加 (訓) 文第一號(九) 九
- 大正元年度文部省所管學校及圖書館歲入歲出科目
表中追加 (訓) 文第二號(二) 一一九
- 小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程中改正
(告) 文第六十一號(六) 二四二
- 朝鮮總督府出版教科用圖書發賣規程
(府) 朝第一百十號(六) 四〇〇
- 教科用圖書檢定規程
(府) 朝第一百十二號(六) 四〇二
- 翻刻發行ヲ許可スル小學校教科用圖書定價
(告) 文第二十號(二) 五八
- 同上
(告) 文第六十號(五) 九九二
- 同上
(告) 文第十三號(八) 一六
- 小學校教科用圖書中定價改正
(告) 文第十七號(九) 二〇一
- 翻刻發行ヲ許可スル小學校教科用圖書定價
(告) 文第四十六號(二) 七三八
- 長崎縣立長崎圖書館設置認可
(告) 文第八十八號(三) 四〇六
- 鹿兒島縣立圖書館設置認可
(告) 文第一百十一號(四) 五七八
- 茨城縣立龍ヶ崎中學校附屬圖書館設置認可
(告) 文第一百五十五號(五) 九八八
- 和歌山縣立新宮中學校附屬圖書館同上
(告) 文第一百五十六號(五) 九八八
- 熊本縣物産館圖書室改稱開申
(告) 文第一百七十七號(四) 五七九
- 臺灣小學校規則ニ依リ小學校ニ於テ使用スヘキ教科
用圖書指定明治四十四年告示第二十二號(同件) 廢止
(告) 臺第十六號(三) 三三五
- 明治三十二年告示第二十一號(臺灣總督府民政部學
務部出版圖書拂下番目) 中追加 (告) 臺第十五號(九) 二八〇
- 明治四十三年告示第六十一號(小學校ニ於テ使用ス
ヘキ教科用圖書) 中追加 (告) 關第二十五號(三) 五二六
- 明治四十四年省令第二十九號(關稅法第三十九條ノ
二ノ通路) 中改正 (省) 大第十四號(六) 一四〇
- 朝鮮ニ於ケル保稅地域間ノ運送通路
(府) 朝第五十一號(四) 二九六
- 陸軍下士兵卒在隊間成續通報規程 (省) 陸第九號(五) 一二九
- 船舶通報規則中改正 (省) 遞第二十四號(二) 二六四
- 臺灣警備隊昇進ニ於テ船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱
フ (告) 遞第五百七十三號(二) 七八〇
- 明治四十三年省令第八十三號(本邦通貨ノ外北米合
衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名)
中追加 (省) 遞第三十號(五) 一三六
- 同上中改正 (省) 遞第三十一號(六) 一五三

- 同上 (省) 遞第三十五號(七) 一九〇
- 郵便物通關手續 (訓) 朝第三十二號(四) 一三五
- 明治四十五年制令第四號施行ノ際裁判所ニ勤務ノ書
記通譯生ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者補
職ノ件 (訓) 朝第四十三號(四) 一六二
- 日佛通商航海條約 (條) 第十三號(三) 二四七
- 日佛新通商航海條約實施期日 (告) 外第三號(三) 二四四
- 日丁通商航海條約 (條) 第十四號(五) 二六五
- 日丁通商航海條約及日丁特別相互關稅條約實施期日
(告) 外第四號(五) 九二八
- 英國殖民地ニユーフランド日英通商航海條約
ニ加入スヘキ旨本邦駐劄英國特命全權大使ヨリ通告
(告) 外第一號(一) 三
- 朝鮮總督府通信官署官制制定朝鮮總督府通信官署官
制廢止 (勅) 第三十號(三) 一四六
- 關東都督府通信官署官制中改正 (勅) 第九十二號(四) 二二三
- 朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年
勅令第三百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任
セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件) 中
改正 (勅) 第五十一號(三) 一七三
- 臺灣小學校規則ニ依リ小學校ニ於テ使用スヘキ教科
用圖書指定明治四十四年告示第二十二號(同件) 廢止
(告) 臺第十六號(三) 三三五
- 明治三十二年告示第二十一號(臺灣總督府民政部學
務部出版圖書拂下番目) 中追加 (告) 臺第十五號(九) 二八〇
- 明治四十三年告示第六十一號(小學校ニ於テ使用ス
ヘキ教科用圖書) 中追加 (告) 關第二十五號(三) 五二六
- 明治四十四年省令第二十九號(關稅法第三十九條ノ
二ノ通路) 中改正 (省) 大第十四號(六) 一四〇
- 朝鮮ニ於ケル保稅地域間ノ運送通路
(府) 朝第五十一號(四) 二九六
- 陸軍下士兵卒在隊間成續通報規程 (省) 陸第九號(五) 一二九
- 船舶通報規則中改正 (省) 遞第二十四號(二) 二六四
- 臺灣警備隊昇進ニ於テ船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱
フ (告) 遞第五百七十三號(二) 七八〇
- 明治四十三年省令第八十三號(本邦通貨ノ外北米合
衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名)
中追加 (省) 遞第三十號(五) 一三六
- 同上中改正 (省) 遞第三十一號(六) 一五三
- 明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所
ニ在劄スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル
件) 同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係
ル歲入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ
關スル件) 及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署
ノ經費渡切ニ關スル件) 中改正 (勅) 第四十九號(三) 一七〇
- 船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在劄スル關東都督
府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第七十五號(四) 一九四
- 交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在劄スル
關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第七十六號(四) 一九五
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則中改正 (省) 大第一號(一) 一
- 同上 (省) 大第十號(四) 九六
- 明治四十三年訓令第二十四號(朝鮮總督府通信官署
現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方) 中改正 (訓) 大第九號(四) 七五
- 私設電信ニ依ル公衆通信取扱規則中改正 (省) 遞第二十一號(四) 一二二
- 明治四十一年省令第四十六號(無線電報規則ヲ通信
官署帝國海軍艦船間ノ無線電信ニ依リ發受スル電報
ニ準用) 中追加 (省) 遞第二十二號(四) 一二三
- 同上 (省) 遞第三十四號(七) 一八九

- 明治二十一年陸軍第十四號(射擊教範ニ掲クル射擊ノ褒賞徽章)同二十八号同第六號(戰時補助遊兵將校下士上等兵上衣及外套ノ胸部徽章)同二十九号同第六十五號(要塞砲兵照準ノ概測ノ通信優等章)同三十一号同第三十九號(野戰砲兵照準優等章)同三十四号同第五十七號(工兵ノ年度射擊褒賞徽章)廢止 (達)陸軍第二十五號(五) 一五〇
- 明治四十三年陸軍第三十二號(海軍艦船ト朝鮮總督府ノ關東都督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電信取扱方)中改正 (達)海軍第七十三號(三) 一一〇
- 新開電報規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則、郵便規則、電氣事業取扱規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五
- 官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則中改正 (府)朝第九十一號(五) 三六三
- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則中改正 (府)朝第六十三號(四) 三〇七
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル出金線替拂證書等盜難亡失ノ場合ニ關スル取扱手續 (府)朝第六號(三) 一七
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第二十六號(四) 一〇八
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第五十五號(五) 二八六
- 朝鮮總督府通信官署會計事務章程中改正 (訓)朝第六號(三) 一八
- 同上 (訓)朝第二十四號(四) 一〇七
- 朝鮮總督府通信官署物品出納規程中改正 (訓)朝第二十五號(四) 一〇七
- 臺灣總督府通信手試驗規則中改正 (府)臺第二十一號(三) 一四一
- 明治三十八年府令第四十一號(公衆通信用電信線電話線ノ移轉出願方)中改正 (府)臺第三十九號(五) 三八四
- 關東都督府通信書記補特別任用ニ關スル試驗規則中改正 (府)關第六號(一〇) 一三三
- 關東都督府通信官署現金受拂規則中改正 (府)關第九號(四) 三四八
- 海軍大觀艦式紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞第四百三號(一) 五三四
- 陸軍特別大演習紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞第四百二十四號(一) 五四一
- 軍艦比叡進水式紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞第四百五十五號(一) 五五〇
- 明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スル件)中追加 (告)遞第二百九十三號(三) 四七五

- 同上 (告)遞第三百八十六號(四) 六八八
- 山陰線鐵道開通紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞第四百九十三號(五) 一〇七六
- 明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スル件)別表改正 (告)遞第四百五十三號(五) 一〇四八
- 明治四十年告示第二百二十三號(渡切經費第一號表指定通信官署)中追加 (告)遞第二十五號(八) 六二
- 明治四十三年告示第四百五十二號(料金受借人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署)中追加 (告)遞第二百二十八號(九) 二四四
- 同上 (告)遞第二百二號(九) 二二三
- 同上 (告)遞第二百四十號(一〇) 三八二
- 明治四十三年告示第十三號(渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル朝鮮總督府通信官署名指定)中追加 (告)朝第二十號(三) 二〇九
- 同上 (告)朝第四十七號(四) 六五九
- 明治四十三年告示第十二號(朝鮮總督府通信官署徽章及航路標識管理所所屬船旗章)中改正 (告)朝第四十六號(四) 六五八
- 朝鮮總督府始政二周年紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)朝第三十二號(九) 二七六
- 臺灣總督府民政部通信局ニ於テ一、二等郵便局ノ電信電話建築事務承繼 (告)臺第七十一號(五) 一一二
- 臺灣總督府始政第十七回紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)臺第八十二號(六) 一三六〇
- 關東都督府始政六周年紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)關第十九號(九) 二九〇
- ネノ部
- 〔年報〕
- 機關年報並機關日誌取扱及記載心得中改正 (達)海軍第七十號(三) 一〇七
- 〔年給〕
- 年金恩給支給規則中改正 (省)遞第二十五號(五) 一三三
- ナノ部
- 〔内務〕
- 内務省及所管廳物品取扱規程中改正 (訓)內第五號(一) 一〇〇
- 内務省所管旅費規則中改正 (訓)內第三號(三) 一九
- 内務省土木出張所處務規程中改正 (訓)內第二十六號(一) 一一二

○ 内務省土木事業從務員旅費月額支給規程中改正 (訓)内第三十一號(三) 一三三

〔苗代〕
○ 明治三十八年訓令第九號(共同苗代設置ノ件)廢止 (訓)農第三號(九) 九

〔苗木〕
○ 農事試驗場ニ於テ大正元年度配付スヘキ果樹苗木ノ 希望者出願方 (告)農第十三號(八) 三三

ヲノ部

〔喇叭〕
○ 陸軍禮式ニ依ル軍樂及喇叭ノ吹奏位置砲式ノ停止ニ 關スル件 (軍)陸第一號(八) 一

〔臘虎〕

○ 臘虎臘虎獸獵禁止ニ關スル件 (法)第二十一號(四) 四
○ 明治四十五年法律第二十一號施行規則 (省)農第十一號(四) 九八

○ 明治四十五年法律第二十一號(臘虎臘虎獸獵禁止ニ 關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行 (勅)第百三十五號(六) 二五九

○ 臘虎臘虎獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル件 (法)第二十二號(四) 四四

○ 明治四十五年法律第二十二號施行規則 (省)農第十二號(四) 九九

○ 明治四十五年法律第二十二號第四條ニ依ル交付金下 付ニ關スル手續 (省)大第九號(二) 一八二

○ 臘虎臘虎獸獵保護ニ關スル事務ヲ掌理セシムルタメ農 商務省ニ臨時職員設置 (勅)第百四號(五) 三二七

ムノ部

〔露苗〕
○ 朝鮮西岸下島島竹島、同南岸魚龍島、港門島、所里島 燈臺ニ於テ露苗ニ事故アルトキ打鐘ノ件 (告)朝第二百二十二號(三) 五二五

ウノ部

〔賣拂、賣渡、賣捌、賣下〕
○ 賣賣物特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅)第四十二號(二) 四八

○ 土地ノ產物、貯材及生産品ノ賣拂ニシテ隨意契約ニ 依ルコトヲ得ル場合ニ關スル件 (省)官第七號(七) 一七三

○ 明治四十五年省令第七號(土地ノ產物、貯材及生産品 ノ賣拂ニシテ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關ス ル件)中改正 (省)官第七號(一〇) 五五

○ 煙草賣捌規則中改正 (省)大第十一號(五) 一三三

○ 明治四十五年省令第十一號(煙草賣捌規則中改正)中 削除 (省)大第五號(一〇) 五六

○ 煙草賣捌規則中改正 (省)大第十七號(六) 一四九

○ 煙草元賣捌人及煙草小賣人ニ關スル件 (省)大第十二號(五) 一二五

○ 鹽賣捌規則中改正 (省)大第十五號(六) 一四〇

○ 明治四十五年七月一日以降引續キ鹽元賣捌人ニ指定 セラントスル者申請書提出方 (省)大第八號(四) 九六

○ 郵便切手類賣捌規則中改正 (省)遞第十一號(一〇) 七四

○ 收入印紙賣捌規則中改正 (省)遞第十二號(一〇) 七五

○ 明治四十三年省令第八十三號(本邦通貨ノ外北米合 衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名) 中改正 (省)遞第三十號(五) 一三六

○ 同上 (省)遞第三十一號(六) 一三五

○ 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則、郵便 規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規 則、發信電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電 信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關 スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗 規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五

○ 郵便切手類及收入印紙賣下賣捌規則設定明治三十八 年府令第三十四號(臺灣總督府郵便切手類賣下賣捌 規則)同第五十號(收入印紙賣下賣捌規則)廢止 (府)登第五十三號(六) 五三

○ 郵便切手類及收入印紙賣下賣捌規則中改正 (府)登第五十六號(二) 二五九

○ 臺灣造林用種苗下付及賣拂規則 (府)登第四十三號(五) 三九一

○ 地方費區所屬市區改正地及同附屬地ハ其地上ニ建物 ヲ所有スル者又ハ建物ヲ建設セントスル者ニ限リ隨 意契約ニ依リ賣拂又ハ貸付スルコトヲ得 (府)登第七十號(七) 五七一

○ 煙草賣捌規則ニ依リ徵收スル製造煙草保管料 (告)大第七十號(五) 九六七

○ 煙草賣捌規則第十條ノ煙草元賣捌人等級、割引歩合 同第十六條ニ依ル制限額及同第一條ノ特定價格 (告)大第六十八號(五) 九四六

○ 同上中改正 (告)大第九十三號(六) 一二四

○ 製造煙草定價及煙草元賣捌人ニ對スル割引歩合 (告)大第八號(三) 一三五

○ 食鹽賣捌定價改正 (告)大第六十三號(四) 六九一

○ 明治三十八年告示第三十三號(官廳賣捌所ノ名稱、位 置)中追加 (告)大第二十四號(三) 五三三

○ 同上 (告)大第六十號(七) 五二二

○ 明治三十八年告示第七十號(官廳賣捌所業務擔當人) 中追加 (告)大第二十五號(三) 五三三

○ 同上 (告)大第六十六號(五) 二四六

○ 同上 (告)大第七十七號(七) 五三三

○ 同上 (告)大百十三號(七) 二五三

○同上 (告)第百十六號(七)一五三六

○同上 (告)第百七十號(三)八六一

○ウルゲー國國際無線電信條約批准 (告)第百六十七號(七)一四六四

○朝鮮總督府通信官署現金受拂規則中改正 (省)大第一號(一) 一

○同上 (省)大第十號(四) 九六

○朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル貸出金繰替拂證書等盜難亡失ノ場合ニ關スル取扱手續 (府)第百六號(三) 一七

○新義州安東縣間鐵道旅客及荷物特定運賃表 (府)第百十五號(六) 四四

○鐵道院大貨物等級及運賃表並ニ連絡航路運賃表設定 明治三十四年遞信省告示第三十七號外二十七告示ニ依ル 鐵道院大貨物運賃手數料及等級表、火藥類運賃手數料並ニ大貨物連絡航路運賃廢止 (告)第百十三號(九) 一三九

○和歌山線和歌山、和歌山市兩停車場間貨物運賃計算ノ場合ニ限ル運程 (告)第百十六號(九) 一八三

○明治三十七年告示第四百八十八號(託送手荷物、小荷物死體貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其ノ取扱手續)中改正 (告)第百三十九號(四) 五九九

○海港地著穀類ノ取扱運賃低減 (告)第百二十九號(三) 八三五

○舞鶴境間連絡船運航廢止 (告)第百三十號(三) 二四四

○臺灣地方税金出納上一時運用ニ關スル規則 (府)第百三十八號(二) 一四〇

○明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件 (勅)第百七十九號(四) 一九七

○加奈太及西伯利經由世界周遊旅客運送規則 (告)第百四十七號(五) 九二〇

○同上中追加 (告)第百四十七號(五) 九二〇

○株式會社森田銀行倉庫運送部供託法ニ依リ指定 下關倉庫株式會社同上 (告)司第二十七號(二) 七三五

○鐵道運糧規程 (府)第百十八號(六) 四五五

○臺灣私設鐵道運糧規程 (府)第百四十八號(六) 四九一

○明治四十二年陸軍第三十一號(陸軍運糧部出張所ノ名稱及位置表)中削除 (達)陸軍第十號(九) 二七

○公有水面ノ埋立及使用ニ關スル處分報告ニ及ハス (訓)內第二十三號(二) 一〇九

ノノ部

○警察官署所屬船艇乘組員及定備入被服給與規程 (訓)第百二號(九) 一一

○明治二十八年陸軍第八十號(臺灣樺太其他海外派遣若クハ病院船乘組看病人ノ給料支給力)廢止 (達)陸軍第二號(八) 一

○農務局 (勅)第百三十三號(四) 一九三

○明治四十一年勅令第二百二十八號(農務局ノ事務ニ從事セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置)中改正 (勅)第百七十三號(四) 一九三

○臺灣農會規則施行規則中改正 (府)第百四十六號(三) 二四四

○農工銀行法中改正 (法)第百十六號(四) 二二三

○同上施行期日 (勅)第百八十號(四) 一九九

○地方農事試驗場及地方農事講習所規程中削除 (省)第百十二號(〇) 七一

○農事試驗場ニ於テ大正元年度配付スヘキ果樹苗木ノ希望者出願方 (告)第百十三號(八) 二三

農商務

○明治四十四年勅令第百號(農商務省ニ臨時職員設置)中改正 (勅)第百七十七號(四) 一九六

○明治四十一年勅令第二百二十八號(農務局ノ事務ニ從事セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置)中改正 (勅)第百七十三號(四) 一九三

○明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ從事セシムルタメ農商務省及林區署ニ臨時職員設置)中改正 (勅)第百三十四號(六) 二五九

○服虎服制保護ニ關スル事務ヲ掌理セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置 (勅)第百四號(五) 二二七

○農商務省所管不動產登記ノ囑託ニ關シ農商務大臣ノ代理官指定明治四十年省令第十四號(同伴)廢止 (省)第百六號(九) 五三

○農商務省所管經費取扱手續中改正 (訓)第百一號(三) 一六

○同上 (訓)第百八號(三) 一四二

○北海道區制第百十四條北海道一級町村制第百二十條ノ廢止ノ入口ハ毎年十二月末日現在ニ依リ北海道廳長官ノ調査告示シタルモノニ依ル件設定明治三十年拓殖省令第八號(北海道區制第百一條北海道一級町村制第百九條同二級町村制第百二條檢終人口官報ヲ以テ告示方)廢止 (省)內第十二號(二) 八六

○ 明治三十三年訓第一〇五一號(北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル毎年末人口報告ノ件)廢止 (訓)內第十六號(二) 一〇七	○ 同上中改正 (皇)第十七號(二) 二二
○ 明治四十四年十二月三十一日調査北海道區制及北海道一級町村制施行地現住人口 (告)內第四十六號(七)一四三	○ 皇室會計令施行規則 (省)第六號(七) 一五五
○ 明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及ノ區域內ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中改正 (告)第七號(三) 三〇〇	○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計金庫出納事務規程 (訓)第八號(四) 六五
○ 同上 (告)第七號(三) 三〇〇	○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ樣式 (省)第九號(四) 六六
○ [區長役場] (ヤ)ノ部役場ノ項ニ載ス (告)第二十四號(二) 四二九	○ 明治四十二年省令第二十三號(帝國鐵道會計貸借對照並損益計算科目)中追加 (省)第四號(九) 四一
○ [會計] (法)第十號(三) 一一	○ 帝國鐵道會計法ニ依リ發行スル證券ノ名稱及額面種類 (省)第六號(三) 五八
○ 陸軍作業會計法中改正 (法)第三號(三) 三	○ 官國幣社會計規則中改正 (省)內第四號(二) 八二
○ 帝國大學特別會計法中改正 (法)第六號(三) 七	○ 明治四十一年省令第十二號(神社ノ財產登錄及管理)會計ニ關スル件)改正 (省)內第八號(二) 八五
○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計法 (勅)第八十三號(四) 二〇三	○ 海軍兵備品會計規程中改正 (達)海第十九號(三) 三八
○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計規則 (勅)第八十三號(四) 二〇三	○ 海軍通常物品會計規程設定明治二十八年達第百十七號(同件)及同三十六年達第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表)廢止 (達)海第十號(二) 一九
○ 明治四十四年度特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月一日官報(三) 八	○ 同上中改正 (達)海第十七號(三) 三六
○ 同上 (豫)三月一日官報(三) 八	○ 同上 (達)海第三十四號(二) 五五
○ 明治四十五年度歲入歲出總豫算並明治四十五年度各特別會計歲入歲出豫算 (豫)三月十六日官報(三) 九	○ 海軍通常物品會計規程第一號丙書式造船進兵材料物品出納原簿樣式 (達)海第十三號(二) 二六
○ 同上追加 (豫)三月二十八日官報(三) 一三七	○ 會計検査院法第十六條ニ依リ委託ヲ受ケタル物品出納計算ノ検査及責任解除ノ所掌ヲ定ム (達)海第七十一號(六) 一六〇
○ 同上 (豫)三月二十九日官報(三) 一四六	
○ 同上 (豫)三月二十九日官報(三) 一四七	
○ 皇室會計令 (皇)第二號(七) 三	

○ 會計事務規程中改正 (訓)農第五號(九) 一〇	○ 大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ陸軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)陸第二號(九) 二〇〇
○ 朝鮮總督府所屬官廳會計事務章程中改正 (訓)朝第四十五號(四) 一六六	○ 大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ海軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)海第二號(九) 二〇〇
○ 同上 (訓)朝第七十號(六) 三三〇	○ 商業會議所法施行規則中削除 (省)農第二十八號(三) 一九六
○ 朝鮮總督府鐵道局會計事務章程中改正 (訓)朝第七十四號(七) 三四五	○ [會葬] (勅)第六號(二) 一一
○ 朝鮮總督府通信官署會計事務章程中改正 (訓)朝第六號(三) 一八	○ 陸軍葬費令制定陸軍會葬式及表喪式廢止 (勅)第六號(二) 一一
○ 同上 (訓)朝第二十四號(四) 一〇七	○ [會社] (明)治三十九年勅令第四百四十二號(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件)中改正 (勅)第三百三十三號(五) 二五七
○ 明治四十五年度大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮事業公債金、朝鮮醫院及濟生院各特別會計歲入歲出科目表 (訓)朝第四十九號(四) 二〇九	○ 明治三十三年勅令第三百八十號(外國保險會社ニ關スル件)中改正 (勅)第五十七號(三) 六八
○ 同上中増設 (訓)朝第五十三號(五) 二八三	○ 明治三十三年省令第十九號(外國保險會社ニ關スル件)改正 (省)農第三十號(三) 二四二
○ 同上増設 (訓)朝第六十九號(六) 三三七	○ 相互保險會社登記取扱手續中改正 (省)司第五號(二) 六三
○ 同上 (訓)朝第六號(二) 八六	○ 會社ノ登記期間ニ關スル件 (律)第三號(七) 三
○ 同上 (訓)朝第十六號(二) 一三六	○ 本島人、清國人又ハ本島人清國人ノミノ間ニ設立シタル團體ノ商號中ニ會社ノ文字ヲ用フルヲ得サル件 (府)第十六號(三) 八三
○ 同上 (訓)朝第十九號(二) 一二九	
○ 同上 (訓)朝第二十九號(三) 一四七	
○ 同上 (府)第十六號(三) 八九	
○ 臺灣地方稅會計規則 (勅)第二十三號(九) 二六	
○ [會議] (恩)赦令制定明治四十一年勅令第二百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ管渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百三十號(明治四十一年勅令第二百十五號ヲ朝鮮、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止	

- 舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還 (告)大第四十三號(三) 三八六
- 橫濱船渠株式會社供託法ニ依リ指定 (告)司第八號(八) 一四
- 上川小樽兩倉庫株式會社供託法ニ依リ指定 (告)司第十二號(三) 三九一
- 株式會社森田銀行倉庫運送部供託法ニ依リ指定 (告)司第二十七號(二) 七三五
- 下關倉庫株式會社同上 (告)司第二十八號(三) 七三五
- 日本精米製粉株式會社及合名會社鈴木商店ニ假置場ノ私設特許並ニ其藏置貨物及作業ノ種類 (告)大第九號(八) 九
- 倉庫營業者村松倉庫合名會社ノ指定取消 (告)司第三十號(六) 二四〇
- 指定倉庫營業者松本倉庫株式會社ノ營業所變更ノ旨長野地方裁判所長ヨリ報告 (告)司第十四號(一〇) 三三五
- 指定倉庫營業者上田倉庫株式會社解散ノ旨同上 (告)司第十五號(一〇) 三三六
- 舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還額 (告)大第二十五號(一〇) 三〇八
- 東亞火災保險相互會社ノ保險契約新締結停止 (告)農第九十六號(一) 四六六
- 明治製糖株式會社鐵道將軍總運輸營業開始許可 (告)農第六十四號(四) 六九一
- 新製糖株式會社鐵道運輸營業哩程並ニ停車場位置變更許可 (告)農第三十四號(一〇) 四三三
- 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正 (法)第七號(三) 八
- 外國貨幣ハクノ部貨幣ノ項ニ職ス
○外國小包郵便料金ハクノ部小包外國電報及外國新聞電報料金ハテノ部電報ノ項ニ職ス
- 明治三十三年勅令第三百八十號(外國保險會社ニ關スル件)中改正 (勅)第五十七號(三) 六八
- 明治三十三年省令第十九號(外國保險會社ニ關スル件)改正 (省)第三十號(三) 二四三
- 外務省留學生規程中改正 (省)外第一號(六) 一三七
- 明治二十三年訓令第六號(道廳府縣立諸學校外國人備入備續解備文部省ニ報告方)廢止 (訓)文第七號(七) 三四三
- 明治七年太政官達第四百四十號(内外國難破船員數届出方)廢止 (訓)選第二號(八) 五
- 外國旅客規則取扱手續中改正 (訓)朝第四十號(四) 一五七
- 外國貨物鐵道運送手續 (訓)朝第三十一號(四) 二二六
- 明治四十年府令第八十七號(本島外國郵便爲替交換局ニ於テ外國電信爲替ヲ取扱ハサル件)廢止 (府)選第七號(八) 二〇
- 明治四十年告示第五百七十四號(諸外國宛通常郵便物料金表)中改正 (告)選第九號(三) 一八七
- 同上 (告)選第六百九十八號(七) 二四七〇
- 同上 (告)選第八十二號(八) 九二
- 同上 (告)選第八十六號(一〇) 三五一

- 通常郵便ニ依リ諸外國へ發送スルヲ得サル物品名指定明治三十三年告示第六十四號(外國へ郵送シ得サル物品ノ件)同三十六年同第四百四十號(英國宛發送ノ小切手帳ハ信書トシテ差出スヲ要スル件)同三十七年同第三百八號(露國稅關ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件)廢止 (告)選第五百十四號(二) 六二四
- 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (告)選第三十三號(一) 八九
- 同上 (告)選第二百三十三號(三) 四五七
- 同上 (告)選第四百四號(四) 六三三
- 同上 (告)選第四百五十九號(五) 一〇五二
- 同上 (告)選第六百六號(六) 一三三二
- 同上 (告)選第六百八十六號(七) 二四六六
- 同上 (告)選第三百八十號(二) 五三四
- 明治四十年告示第五百六十四號(外國通常郵便物ノ取戻又ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國及該請求書ヲ發送スヘキ官署)中改正 (告)選第四百七號(三) 一九九
- 同上 (告)選第五百四號(五) 一〇八五
- 同上 (告)選第四百二十五號(二) 五四二
- 同上 (告)選第五百五十一號(三) 七四四
- 同上 (告)選第六百六十五號(三) 八〇九
- 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中改正 (告)選第五百八十二號(三) 三三七
- 同上 (告)選第五百八十九號(六) 三三九
- 同上 (告)選第八十七號(八) 九五
- 同上 (告)選第九十二號(八) 九六
- 同上 (告)選第九十三號(八) 九七
- 同上 (告)選第五百三十三號(三) 七六八
- 同上 (告)選第五百五十五號(三) 七七五
- 同上 (告)選第六百四十六號(三) 八〇三
- 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (告)選第二百二十號(三) 四五二
- 同上 (告)選第五百八十二號(三) 七八二
- 同上 (告)選第六百六號(三) 七八九
- 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中改正明治四十四年告示第千八百八十四號(土耳其古國ニ於テハ隱語ヲ以テ記載シタル電報ノ發着ヲ禁止シタル旨電信聯合總局ヨリ通知ノ件)廢止 (告)選第二百十四號(一〇) 三七〇
- 明治四十三年告示第千百十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船舶料金表)中改正 (告)選第五百九十五號(六) 三三〇
- 同上 (告)選第四百十三號(二) 五三八
- 明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取戻若クハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若クハ其金額ノ低減ヲ許ス國及該請求書ヲ宛ツヘキ外國官署名中)改正 (告)選第三百一號(一〇) 四〇二

○ 同上	(告) 遞第五百七十二號(三) 七八〇	○ 大正元年十一月 中同上	(告) 大第十九號(一〇) 三〇六
○ 外國宛小包郵便物料金設定明治四十四年告示第百二十一號(同件)廢止	(告) 遞第四百五十九號(二) 五五七	○ 大正元年十二月 中同上	(告) 大第三十五號(二) 四五三
○ 同上中改正	(告) 遞第五百十號(二) 六四四	○ 大正二年一月 中同上	(告) 大第四十七號(三) 六九五
○ 外國發本邦宛代金引換小包郵便物ニ對スル代金引換金額ノ表示貨幣及制限	(告) 遞第五百十二號(二) 六四四	○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合	(告) 遞第五號(一) 八二
[貨幣]	(告) 遞第四百八十九號(二) 六〇六	○ 同上	(告) 遞第七號(二) 八二
○ 在外郵便局所ニ於テ貨幣相場ノ變動其他ノ事由ニ依リ必要ト認メタルトキ郵便貯金ノ預入、郵便振替貯金ノ拂込又ハ郵便爲替ノ振出ノタメ外國貨幣ヲ用フル者ニ對スル取扱方	(省) 遞第十三號(三) 八五	○ 同上	(告) 遞第二十號(二) 八六
○ 萬國郵便條約施行規則第四條各國貨幣佛貨相當額表	(省) 遞第三十七號(四) 六〇三	○ 同上	(告) 遞第七十八號(二) 一〇一
○ 明治四十五年二月 中稅關ニ於テ外國貨幣ノ換算ニ適用スル内外貨幣比較表	(告) 大第一號(一) 三三	○ 同上	(告) 遞第九十號(二) 一八一
○ 明治四十五年三月 中同上	(告) 大第六號(三) 一三四	○ 同上	(告) 遞第一百十四號(三) 一九〇
○ 明治四十五年四月 中同上	(告) 大第二十三號(三) 三七九	○ 同上	(告) 遞第一百三十四號(三) 一九五
○ 明治四十五年五月 中同上	(告) 大第五十號(四) 五八四	○ 同上	(告) 遞第一百六十三號(三) 二〇三
○ 明治四十五年六月 中同上	(告) 大第六十四號(五) 九四四	○ 同上	(告) 遞第一百九十二號(三) 四四三
○ 大正元年八月 中同上	(告) 大第八十一號(六) 二〇九	○ 同上	(告) 遞第二百二十六號(三) 四四五
○ 大正元年九月 中同上	(告) 大第九十七號(七) 二四四	○ 同上	(告) 遞第二百七十七號(三) 四七〇
○ 大正元年十月 中同上	(告) 大第十號(九) 一九五	○ 同上	(告) 遞第三百五十五號(三) 四七八
		○ 同上	(告) 遞第三百五十八號(四) 六〇〇
		○ 同上	(告) 遞第三百七十七號(四) 六六六
		○ 同上	(告) 遞第三百九十五號(四) 六二三
		○ 同上	(告) 遞第四百五十五號(四) 六三三
		○ 同上	(告) 遞第四百三十四號(四) 六四七
		○ 同上	(告) 遞第四百五十八號(五) 一〇五二

○ 同上	(告) 遞第四百七十七號(五) 一〇六八	○ 同上	(告) 遞第三百三號(一〇) 四〇二
○ 同上	(告) 遞第四百八十九號(五) 一〇七五	○ 同上	(告) 遞第三百四十號(一〇) 四一四
○ 同上	(告) 遞第五百十三號(五) 一一〇五	○ 同上	(告) 遞第三百七十三號(二) 五二二
○ 同上	(告) 遞第五百二十九號(六) 一二九三	○ 同上	(告) 遞第四百十八號(二) 五三九
○ 同上	(告) 遞第五百五十三號(六) 一三〇五	○ 同上	(告) 遞第四百五十三號(二) 五五〇
○ 同上	(告) 遞第五百七十四號(六) 一三二四	○ 同上	(告) 遞第四百九十三號(二) 六〇八
○ 同上	(告) 遞第六百一號(六) 一三三三	○ 同上	(告) 遞第五百二十九號(三) 七六六
○ 同上	(告) 遞第六百三十八號(七) 一四四八	○ 同上	(告) 遞第五百五十九號(三) 七七六
○ 同上	(告) 遞第六百六十七號(七) 一四六〇	○ 同上	(告) 遞第五百九十八號(三) 七八七
○ 同上	(告) 遞第六百八十二號(七) 一四六五	○ 同上	(告) 遞第六百三十七號(三) 八〇〇
○ 同上	(告) 遞第六百九十七號(七) 一四七〇		
○ 同上	(告) 遞第七百二十七號(七) 一四八八		
○ 同上	(告) 遞第七百二十三號(八) 一六二		
○ 同上	(告) 遞第七百四十四號(八) 一六八		
○ 同上	(告) 遞第七百六十三號(八) 一八七		
○ 同上	(告) 遞第七百七十三號(八) 一九九		
○ 同上	(告) 遞第八百一號(九) 二二二		
○ 同上	(告) 遞第八百十八號(九) 二二七		
○ 同上	(告) 遞第八百三十九號(九) 二四八		
○ 同上	(告) 遞第八百六十號(九) 二五九		
○ 同上	(告) 遞第八百八十四號(一〇) 三三〇		
○ 同上	(告) 遞第九百二十七號(一〇) 三七二		
○ 同上	(告) 遞第九百五十八號(一〇) 三八七		
		○ 鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル件	(法) 第十三號(四) 一五
		○ 同上施行期日	(勅) 第七十八號(四) 一九七
		○ 明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件	(勅) 第七十九號(四) 一九七
		○ 明治三十九年省令第四十四號(關稅定率法ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸出貨物ノ容器指定) 中追加	(省) 大第五號(三) 五八
		○ 朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手續料及收寄貨物數料	(府) 朝第五十二號(四) 二九六
		○ 同上中改正	(府) 朝第五號(八) 四
		○ 朝鮮關稅定率令ニ依リ輸出貨物ノ容器ニ供スルタメ輸入スル物品ニ關スル件	(府) 朝第七十四號(四) 三二八

○朝鮮總督府鐵道局大貨物賃金表 (府)朝第百十四號(六) 四三	○明治四十五年度內務省所管歲入科目表 (訓)內第五號(四) 六一
○同上中改正 (府)朝第二十八號(二) 二二九	○同上中増設 (訓)內第六號(五) 二七九
○外國貨物鐵道運送手續 (訓)朝第三十一號(四) 二二六	○明治四十四年度大藏省所管歲入科目表中追加 (訓)大第一號(一) 二
○朝鮮關稅令、朝鮮關稅令施行規則及朝鮮總督府稅關貨物取扱入ニ關スル制令施行細則ニ基キ稅關ノ保管スル供託受領證整理方 (訓)朝第八號(一〇) 九二	○明治四十五年度大藏省所管歲入科目表 (訓)大第三號(三) 二〇
○旅順貨物置場使用規則 (府)朝第五號(九) 五二	○明治四十四年度陸軍省所管歲入歲出科目表中増設 (訓)陸第一號(一) 二
○鐵道院大貨物等級及運賃表並ニ連絡航路運賃表設定 (明治三十四年遞信省告示第三十七號外二十七告示ニ依ル) 鐵道院大貨物運賃手數料及等級表、火藥類運賃手數料並ニ大貨物連絡航路運賃廢止 (告)鐵第十三號(九) 一三九	○同上 (訓)陸第二號(二) 三
○和歌山線和歌山、和歌山市兩停車場間貨物運賃計算ノ場合ニ限ル哩程 (告)鐵第十六號(九) 一八三	○同上 (訓)陸第三號(三) 四
○京義線碧湖渡ニ於ケル臨時特約貨物輸送廢止 (告)朝第四十九號(三) 四五六	○同上 (訓)陸第四號(四) 一三
○旅順貨物置場使用料金 (告)關第二十四號(九) 二九一	○同上 (訓)陸第五號(五) 一四
○三月以下ノ徵役、百圓以下ノ罰金、拘留、科料ノ處罰ヲ受クヘキ事犯ノ件 (府)朝第四十一號(四) 二六七	○同上 (訓)陸第六號(六) 一五
○關東洲民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁錮罰金、拘留及科料ニ關スル件 (府)關第四號(九) 五二	○同上 (訓)陸第七號(七) 三〇
○同上 (訓)陸第八號(八) 三〇	○同上 (訓)陸第九號(九) 三一
○同上 (訓)陸第十號(十) 三二	○同上 (訓)陸第十一號(十一) 三三
○同上 (訓)陸第十一號(十一) 三三	○同上 (訓)陸第十二號(十二) 三六
○同上 (訓)陸第十二號(十二) 三六	○同上 (訓)陸第十三號(十三) 七七
○同上 (訓)陸第十三號(十三) 七七	○同上 (訓)陸第十四號(十四) 七七
○同上 (訓)陸第十四號(十四) 七七	○同上 (訓)陸第十五號(十五) 二七九
○同上 (訓)陸第十五號(十五) 二七九	

○同上 (訓)陸第十六號(十六) 二八一	○明治四十四年度文部省所管學校及圖書館歲入歲出科目表中追加 (訓)文第二號(三) 三六
○同上 (訓)陸第十七號(十七) 二八一	○明治四十五年度文部省所管學校及圖書館歲入歲出科目表 (訓)文第三號(三) 三六
○同上 (訓)陸第十八號(十八) 二八一	○同上 (訓)文第四號(四) 七八
○同上 (訓)陸第十九號(十九) 二九六	○同上 (訓)文第五號(五) 二八三
○同上 (訓)陸第二十號(二十) 二九六	○同上 (訓)文第六號(六) 二九九
○同上 (訓)陸第二十一號(二十一) 二九七	○同上 (訓)文第七號(七) 九
○同上 (訓)陸第二十二號(二十二) 二九八	○同上 (訓)文第八號(八) 二一九
○同上 (訓)陸第二十三號(二十三) 二九八	○明治四十五年度歲入歲出及森林資金歲入歲出科目表 (訓)農第三號(四) 七九
○同上 (訓)陸第二十四號(二十四) 三〇一	○同上 (訓)農第四號(四) 八五
○同上 (訓)陸第二十五號(二十五) 三〇一	○同上 (訓)農第五號(五) 三四四
○同上 (訓)陸第二十六號(二十六) 三〇二	○同上 (訓)農第六號(六) 三四四
○大正元年度陸軍省所管歲入歲出科目表中増設 (訓)陸第一號(八) 一	○同上 (訓)農第七號(七) 三四四
○同上 (訓)陸第二號(八) 二	○同上 (訓)農第八號(八) 四
○同上 (訓)陸第三號(九) 七	○明治四十五年度大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮事業公債金、朝鮮醫院及濟生院各特別會計歲入歲出科目表 (訓)朝第五十三號(五) 二〇九
○同上 (訓)陸第四號(一〇) 八三	○同上中増設 (訓)朝第四十九號(四) 二〇九
○同上 (訓)陸第五號(一一) 二二六	○同上 (訓)朝第五十九號(六) 三三七
○同上 (訓)陸第六號(一二) 二二七	○同上 (訓)朝第六號(一〇) 八六
○同上 (訓)陸第七號(一三) 二二八	○同上 (訓)朝第十六號(一一) 二二八
○同上 (訓)陸第八號(一四) 二二八	○同上 (訓)朝第十九號(一二) 二二九
○同上 (訓)陸第九號(一五) 二二五	○同上 (訓)朝第二十九號(一三) 一四七
○同上 (訓)陸第十號(一六) 二二七	
○同上 (訓)陸第十一號(一七) 二二七	

〔華族〕

- 尊堂上華族保護資金令 (皇)第三號七 二〇
- 同上中改正 (皇)第十八號(一〇) 一三
- 〔過年度〕
- 明治三十一年訓第一五九號(過年度支出ニ係ル金額等記載方ノ件)、訓令第二十號(支出報告書提出方ノ件)廢止 (訓)內第六號(一) 一〇三
- 〔皇太后〕
- 皇太后宮職官制 (皇)第一號七 六二
- 皇太后宮職職員ノ任用ニ關スル件 (皇)第七號七 六五
- 〔皇族〕
- 親王ニ非サル皇族ニ家務監督ヲ附屬セシムルノ件 (省)宮第八號七 一七四
- 〔皇后〕
- 嵯峨天皇皇后御陵御治定 (告)宮第二號五 九二七
- 〔皇室〕
- 皇室會計令 (皇)第二號七 三
- 同上中改正 (皇)第十七號(一〇) 二二
- 皇室會計令施行規則 (省)宮第六號七 一五五
- 同上中改正 (省)宮第六號(一〇) 五五
- 皇室喪服規程其ノ他別段ノ定アルモノヲ除クノ外大喪中ノ喪章 (關)第二號(八) 一
- 同上中追加 (關)第三號(九) 三

〔鑛區〕

- 鑛區臨檢、水産試験及濬渚事業調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十四號(三) 一四〇
- 海軍省所管新原及長門炭鑛區登錄ニ海軍探炭所長指定明治三十八年省令第七號(鑛區登錄官吏指定)廢止 (省)海第六號(二) 一九三
- 〔鑛業〕
- 朝鮮總督府平壤鑛業所官制中改正 (勅)第三十四號(三) 一五三
- 樺太ニ於ケル鑛業ノ登錄ニ關スル件 (勅)第百三十八號(六) 二六四
- 樺太ニ於ケル鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル手續料ノ件 (勅)第百四十號(六) 二六五
- 鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スル件制定樺太鑛業令廢止 (勅)第百四十一號(六) 二六六
- 鑛業法施行細則中改正 (省)農第二十一號(二) 二一九
- 鑛業警察規則中改正 (省)農第十九號(二) 二一六
- 鑛山監督署長鑛業、砂鑛業出願書類受理ノ場合等ニ關スル件設定明治三十二年訓令第十三號(鑛業砂鑛採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廢報告ノ件)、同三十八年同第十五號(鑛山監督署長鑛業ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件)、同四十二年同第二十九號(明治三十八年農商務省訓令第十五號ヲ砂鑛業出願地ニ關シ準用ノ件)廢止 (訓)農第一號(八) 四
- 明治四十四年中ノ鑛產物ニ對スル鑛業稅賦課標準價格 (農)第四十三號(三) 一七一

〔鑛區〕

- 鑛區臨檢、水産試験及濬渚事業調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十四號(三) 一四〇
- 海軍省所管新原及長門炭鑛區登錄ニ海軍探炭所長指定明治三十八年省令第七號(鑛區登錄官吏指定)廢止 (省)海第六號(二) 一九三
- 〔鑛業〕
- 朝鮮總督府平壤鑛業所官制中改正 (勅)第三十四號(三) 一五三
- 樺太ニ於ケル鑛業ノ登錄ニ關スル件 (勅)第百三十八號(六) 二六四
- 樺太ニ於ケル鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル手續料ノ件 (勅)第百四十號(六) 二六五
- 鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スル件制定樺太鑛業令廢止 (勅)第百四十一號(六) 二六六
- 鑛業法施行細則中改正 (省)農第二十一號(二) 二一九
- 鑛業警察規則中改正 (省)農第十九號(二) 二一六
- 鑛山監督署長鑛業、砂鑛業出願書類受理ノ場合等ニ關スル件設定明治三十二年訓令第十三號(鑛業砂鑛採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廢報告ノ件)、同三十八年同第十五號(鑛山監督署長鑛業ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件)、同四十二年同第二十九號(明治三十八年農商務省訓令第十五號ヲ砂鑛業出願地ニ關シ準用ノ件)廢止 (訓)農第一號(八) 四
- 明治四十四年中ノ鑛產物ニ對スル鑛業稅賦課標準價格 (農)第四十三號(三) 一七一

〔鑛產〕

- 明治四十四年中ノ鑛產物ニ對スル鑛業稅賦課標準價格 (農)第四十三號(三) 一七一
- 〔鑛山〕
- 鑛山監督署長鑛業、砂鑛業出願書類受理ノ場合等ニ關スル件設定明治三十二年訓令第十三號(鑛業砂鑛採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廢報告ノ件)、同三十八年同第十五號(鑛山監督署長鑛業ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件)、同四十二年同第二十九號(明治三十八年農商務省訓令第十五號ヲ砂鑛業出願地ニ關シ準用ノ件)廢止 (訓)農第一號(八) 四

〔陸軍〕

- 陸軍軍用銃砲及火藥類拂下規則中改正 (省)陸第一號(八) 四
- 明治四十四年告示第十七號(銃砲販賣業者火藥類販賣業者定員)中改正 (告)內第二十四號(一〇) 三〇三
- 海軍用火藥火工品貯藏及取扱規則中改正 (達)海第七十一號(三) 一〇七
- 火藥類船舶運送及時藏規則 (府)朝第四十五號(三) 一七六
- 〔火葬〕
- 行旅死亡人ヲ火葬スル件 (勅)第三十四號(一〇) 四二
- 墓地火葬場埋葬及火葬取締規則 (府)朝第百二十三號(六) 四八七
- 〔果樹〕
- 農事試驗場ニ於テ大正元年度配付スル(キ果樹苗木)希望者出願方 (告)農第十三號(八) 三三
- 〔課稅地〕
- 課稅地見取圖作成ノ件 (府)朝第二十號(三) 六二
- 〔官有〕
- 臺灣官有財產管理規則中改正 (勅)第七號(三) 一九
- 建築、土木及官有財產調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十三號(三) 一三九
- 官有財產貸付規程 (省)內第十一號(七) 一七六
- 內務省所管官有財產並ニ其増減異動報告様式 (訓)內第四號(二) 九七

〔廣告〕

- 朝鮮總督府官報廣告掲載ノ件改正 (告)朝第七十三號(二) 六三三
- 〔火藥火工品〕
- 銃砲火藥類取締令 (制)第三號(八) 四
- 同上施行期日 (府)朝第二十四號(一〇) 七三
- 銃砲火藥類取締令施行規則 (府)朝第二十五號(一〇) 七三

〔官有〕

- 臺灣官有財產管理規則中改正 (勅)第七號(三) 一九
- 建築、土木及官有財產調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十三號(三) 一三九
- 官有財產貸付規程 (省)內第十一號(七) 一七六
- 內務省所管官有財產並ニ其増減異動報告様式 (訓)內第四號(二) 九七

○ 臺灣官有森林取償渡規則中改正 (府) 第百二十八號(四) 三四五	○ 明治二十年勅令第三十九號官吏服務紀律第六條第十一條、第十三條同二十二年閣令第十八號第二項ニ依ル可事項改訂官大官制ヲ除クノ外神宮職員除服出仕及宮城内枯損木障害木、危險木ノ伐採大官制限處分報告セシム (閣) 內第三十號(三) 一三三
○ 官有森林取償渡規則中改正 (府) 第百四十九號(六) 五〇〇	○ 明治三十八年勅令第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 明治三十九年告示第二十七號(金州南門外) 官有地ヲ民政部庶務課用地ト爲スノ件廢止 (告) 閣第三十一號(一〇) 四三六	○ 官役職工人夫扶助令施行細則中改正 (府) 第百六十四號(七) 五五六
○ 官印 (海) 第百三十三號(一〇) 五五	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 海軍官印規程中改正 (達) 海第百三十三號(一〇) 五五	○ 官役 (府) 第百六十四號(七) 五五六
○ 間接國稅ノ検査ニ従事スル官吏ノ限制ニ關スル件 (勅) 第一號(一) 一	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 出納官吏辨償責任ノ免除ニ關スル件 (勅) 第四十一號(二) 四七	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 明治四十三年勅令第三百九十六號(朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ關スル件) 中改正 (勅) 第五十五號(三) 一七五	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 明治三十五年省令第十號(不動產ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 中追加 (省) 大第一號(八) 三	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 海軍省所管新原及長門炭礦鐵道登錄ニ海軍探検所長指定明治三十八年省令第七號(鐵道登錄官吏指定) 廢止 (省) 海第百六號(三) 一九五	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 明治三十五年訓第九二〇號(出納官吏年末人員等報告方ノ件) 廢止 (訓) 內第八號(二) 一〇四	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三

○ 基隆港水上警察官官定派出所構内ニ設置ノ警備係數檢査借換揚揚停止 (告) 第百三十七號(一〇) 四三四	○ 朝鮮總督府府廳會計事務章程中改正 (訓) 朝第七十號(六) 三三〇
○ 附官員差中休暇 (告) 閣第八號(七) 二四二	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 官内附官員差中休暇 (告) 官第百五號(七) 二四三	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 官報 (職) 隊委員、軍法會議判士、判士ノ命免等ノ辭令ニシテ海軍省ヨリ發スルモノハ辭令書ヲ交付セシメ官報又ハ海軍公報ニ登載ス (達) 海第百十二號(二) 二九	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 朝鮮總督府官報廢止 (告) 朝第七十三號(二) 六三三	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 高等官官等俸給令中改正 (勅) 第二號(一) 九	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (勅) 第四十五號(三) 一六四	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (勅) 第六十七號(三) 一八八	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (勅) 第八十二號(四) 二〇一	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (勅) 第九十三號(四) 二二五	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (皇) 第二號(七) 六三	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (皇) 第十號(八) 七	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (皇) 第十三號(一〇) 九	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 同上 (皇) 第十九號(二) 一五	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 神宮廳部長ノ官等俸給令ニ關スル件 (勅) 第八十六號(四) 二〇七	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三
○ 陸軍武官官等俸給令中改正 (勅) 第八號(三) 一九	○ 官廳 (明) 治三十八年告示第三十三號(官廳庶務所) 名稱、位階中改正 (告) 第百二十四號(三) 五三三 (告) 第百六號(七) 一五三

○ 同上	(告) 第五百十二號(七) 一五二六	○ 衆議院議員選舉法改正調査會官制廢止	(勅) 第五百十號(七) 二七六
○ 明治三十八年告示第七十號(官廳官制所業務擔當人) 中追加	(告) 第五百二十五號(三) 五三二	○ 宮内省官制中改正	(皇) 第十二號(一〇) 九
○ 同上	(告) 第五百六十六號(五) 一四六	○ 皇太后官職官制	(皇) 第一號(七) 六一
○ 同上	(告) 第五百七十七號(七) 一五三	○ 東宮職官制中改正	(皇) 第九號(八) 六
○ 同上	(告) 第五百七十三號(七) 一五二六	○ 帝室林野管理局臨時職員官制中改正	(皇) 第二十一號(二) 一七
○ 同上	(告) 第五百六十七號(二) 八六〇	○ 神宮司廳官制中改正	(勅) 第八十七號(四) 二〇八
○ 同上	(告) 第五百七十號(三) 八六一	○ 神宮神部署官制制定神部署官制廢止	(勅) 第九十一號(四) 二二一
[官祭]		○ 神宮神部署官制第二條ニ依ル主事主事補定員	(勅) 第八十五號(四) 二〇五
○ 官祭招魂社竝ニ官修墳墓ノ修繕及建物模範替其限額 適宜處分セシム	(訓) 内第十一號(二) 一〇五	○ 防疫職員官制制定明治三十三年勅令第九十七號(廳 府縣ニ臨時検査官設置) 同三十六年同第二號(警視 廳ニ臨時防疫職員設置) 同第七十八號(神奈川縣 同上) 同三十八年同第二百四十三號(大阪府及兵庫 縣同上) 同第二百八十二號(山口縣同上) 廢止	(告) 内第三十九號(五) 九四二
[官民]		○ 臨時治水調査會官制廢止	(勅) 第四百二號(四) 二二三
○ 陸軍官舍取扱規則中改正	(達) 陸達第一號(二) 一	○ 稅關官制中改正	(勅) 第五百十三號(七) 二七八
[官制]		○ 專賣局官制中改正	(勅) 第五百十七號(三) 一七八
○ 大喪使官制	(勅) 第一號(七) 六	○ 禁衛軍交付金査定委員會官制	(勅) 第五百十八號(五) 二四三
○ 同上廢止	(勅) 第四十三號(二) 五三	○ 陸軍省官制中改正	(勅) 第二十五號(九) 三三
○ 廣軌鐵道改築準備委員會官制廢止	(勅) 第三號(二) 九	○ 臨時軍用氣球研究會官制中改正	(勅) 第十四號(三) 一三〇
○ 臨時制度整理局官制廢止	(勅) 第五十二號(三) 六三		

○ 海軍採炭所官制改正	(勅) 第六十三號(三) 一八三	○ 朝鮮總督府平壤鐵業所官制中改正	(勅) 第三十四號(三) 一五三
○ 監獄官制中改正	(勅) 第二十八號(一〇) 三七	○ 朝鮮總督府勸業模範場官制中改正	(勅) 第三十五號(三) 一五四
○ 監獄講習所官制中改正	(勅) 第九十六號(四) 二二五	○ 朝鮮總督府中央試驗所官制制定朝鮮總督府工業傳習 所官制廢止	(勅) 第三十六號(三) 一五五
○ 原蠶種製造所官制中改正	(勅) 第九十七號(四) 二二六	○ 朝鮮總督府地方官官制中改正	(勅) 第三十七號(三) 一五六
○ 糖業改良事務局官制廢止	(勅) 第六十九號(三) 一八九	○ 朝鮮總督府中學校官制中改正	(勅) 第三十八號(三) 一五八
○ 日本大博覽會事務局官制廢止	(勅) 第十九號(三) 一三五	○ 朝鮮公立小學校官制	(勅) 第三十九號(三) 一五八
○ 東京帝國大學官制中改正	(勅) 第二十號(五) 二四四	○ 朝鮮公立高等女學校官制	(勅) 第四十號(三) 一五九
○ 京都帝國大學官制中改正	(勅) 第二十一號(五) 二四五	○ 朝鮮公立實業專修學校官制	(勅) 第四十一號(三) 一六〇
○ 東北帝國大學官制中改正	(勅) 第六十五號(三) 一八六	○ 朝鮮總督府衛生院官制	(勅) 第四十三號(三) 一六二
○ 同上	(勅) 第二百二十二號(五) 二四六	○ 朝鮮關稅課額審查委員會官制	(勅) 第四十四號(四) 二〇四
○ 九州帝國大學官制中改正	(勅) 第二百二十三號(五) 二四七	○ 朝鮮總督府高等土地調査委員會官制	(勅) 第三號(八) 三
○ 文部省直轄諸學校官制中改正	(勅) 第六十六號(三) 一八七	○ 朝鮮總督府道地方土地調査委員會官制	(勅) 第四號(八) 五
○ 中央氣象臺官制中改正	(勅) 第二十七號(九) 三四	○ 朝鮮總督府印刷局官制廢止	(勅) 第二十六號(三) 一四二
○ 美術審查委員會官制中改正	(勅) 第九十一號(五) 二二七	○ 朝鮮總督府印刷局官制中改正	(勅) 第四百十三號(七) 二六九
○ 朝鮮總督府中樞院官制中改正	(勅) 第二十二號(三) 一三六	○ 臺灣總督府地方官官制中改正	(勅) 第四百十四號(七) 二七〇
○ 朝鮮總督府警察官署官制中改正	(勅) 第二十七號(三) 一四二	○ 臺灣總督府鐵道部官制中改正	(勅) 第四百十五號(五) 二四〇
○ 朝鮮總督府鐵道局官制中改正	(勅) 第二十八號(三) 一四三	○ 臺灣總督府郵便局官制中改正	(勅) 第四百十五號(五) 二四〇
○ 朝鮮總督府遞信官署官制制定朝鮮總督府通信官署官 制廢止	(勅) 第二十九號(三) 一四五	○ 臺灣總督府監獄官制中改正	(勅) 第三百三十二號(五) 二五六
○ 朝鮮總督府臨時土地調査局官制中改正	(勅) 第三十號(三) 一四六	○ 臺灣總督府專賣局官制中改正	(勅) 第二百二十二號(五) 二六
○ 朝鮮總督府稅關官制中改正	(勅) 第三十一號(三) 一四九	○ 臺灣總督府醫院官制中改正	(勅) 第二十九號(一〇) 三七
○ 朝鮮總督府監獄官制中改正	(勅) 第三十二號(三) 一五〇	○ 臺灣總督府國語學校官制中改正	(勅) 第六十六號(五) 二二八
○ 朝鮮總督府監獄官制中改正	(勅) 第三十三號(三) 一五二		

- 臺灣總督府中學校官制中改正 (勅)第百七號(五) 三三九
- 臺灣總督府高等女學校官制中改正 (勅)第百八號(五) 三三〇
- 關東都督府臨時防疫部官制及明治四十四年勅令第十號(關東都督府三臨時職員増設)廢止 (勅)第百七號(三) 一九三
- 關東都督府通信官署官制中改正 (勅)第百九十二號(四) 二二二
- 關東都督府中學校官制中改正 (勅)第百九十三號(四) 二二三
- 關東都督府高等女學校官制中改正 (勅)第百九十四號(四) 二二三
- 旅順工科學堂官制中改正 (勅)第百九十五號(四) 二二四
- 樺太廳中學校官制 (勅)第百八十一號(四) 二〇〇
- 改正官制施行ノ際事務承繼方 (告)第百四十五號(四) 六五八
- [關東州]
 - 關東州ニ於ケル國債ニ關スル件 (勅)第百三十七號(二〇) 四四
 - 恩赦令制定明治四十一年勅令第百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)同第百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ苛渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)同第百三十號(明治四十一年勅令第百十五號)朝鮮、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止 (勅)第百二十三號(二) 二六
 - 關東州地方稅規則改正 (府)關第十一號(四) 三五二
 - 關東州水産組合規則中改正 (府)關第十號(四) 三五〇
 - 關東州民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁烟罰金拘留及科料ニ關スル件 (府)關第四號(九) 一五二
- 明治三十九年陸軍省令第十六號ニ依ル關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル大正二年度徵兵身體検査ニ關スル件 (府)關第九號(三) 二六三
- 關東州小學校ニ加フヘキ教科目改正 (府)關第八號(三) 一五〇
- 關東憲兵隊配置及憲兵分隊管區表中改正 (府)關第三號(二) 一五
- 關東州下水規則施行地域改正 (告)關第十一號(八) 二二九
- [關稅]
 - 關稅定率法中改正 (法)第八號(三) 一〇
 - 關稅定率法輸入稅表中改正 (法)第九號(三) 一一
 - 明治三十九年勅令第百六十五號(關稅定率法ニ依リ製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第六十號(三) 一八〇
 - 明治三十九年省令第四十四號(關稅定率法ニ依リ輸入稅ヲ免除セルルヘキ輸出貨物ノ容器指定)中追加 (省)大第五號(三) 五八
 - 明治四十四年勅令第百九十七號(關稅定率法ニ依リ製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第百十六號(五) 二四一
 - 關稅定率法第六條ニ依ル米及初ノ輸入稅率ニ關スル件 (勅)第百十九號(五) 二四四
 - 日丁特別相互關稅條約 (條)第十五號(五) 二七四
 - 同上實施期日 (告)外第四號(五) 九二八
 - 明治四十四年省令第二十九號(關稅法第三十九條)ニノ通路)中改正 (省)大第十四號(六) 一四〇

- 明治三十二年勅令第五十七號(關稅法及同施行規則ニ依ル供託受領證同出納簿書式)中削除 (訓)大第二號(三) 一三
- 明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調查ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第六十一號(三) 一八一
- 朝鮮關稅訴訟審査委員會官制 (勅)第八十四號(四) 二〇四
- 朝鮮關稅令 (制)第十七號(四) 五三
- 朝鮮關稅令施行規則 (府)朝第四十八號(四) 二七七
- 朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手数料及收容貨物敷料 (府)朝第五十二號(四) 二九六
- 同上中改正 (府)朝第五號(八) 四
- 朝鮮關稅令、朝鮮關稅令施行規則及朝鮮總督府稅關貨物取扱人ニ關スル制令施行細則ニ基キ稅關ノ保管スル供託受領證整理方 (訓)朝第八號(二〇) 九三
- 朝鮮關稅令ニ依リ關稅法第四十六條ノ期間ヲ七十二時間トス (告)朝第四百四十四號(四) 六五七
- 朝鮮關稅令及明治四十四年制令第二號ニ基ク訴訟ニ關スル件 (制)第二十一號(四) 七六
- 關稅、噸稅及稅關雜收入取扱規程 (訓)朝第三十九號(四) 一五二
- 關稅令、噸稅令、保稅倉庫令及關稅定率令並ニ附屬法令發布ニ付キ趣旨貫徹方 (訓)朝第五十一號(四) 二七五
- 朝鮮關稅定率令 (制)第二十號(四) 五六
- 朝鮮關稅定率令ニ依リ輸出貨物ノ容器ニ供スルタメ輸入スル物品ニ關スル件 (府)朝第七十四號(四) 三三八
- 朝鮮關稅定率令第七條第七號及第八條ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止スル物品指定 (府)朝第四十三號(三) 一七四
- 朝鮮關稅訴訟審査委員會審査規程 (訓)朝第五十七號(五) 二八七
- [管長]
 - 神道樞長官長缺職ニ付キ後任管長職職マテ管長事務取扱設置 (訓)內第八號(七) 三三一
 - [管理]
 - 臺灣官有財產管理規則中改正 (勅)第七號(三) 一九
 - 帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇)第二十一號(三) 一七
 - 明治四十一年省令第十二號(神社ノ財產登錄及管理)並會計ニ關スル件)改正 (省)內第八號(二) 八五
 - 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戶長及之ニ準スルキ者指定)中削除 (省)遞第二十五號(三) 二六五
 - 軍馬管理規則中改正 (達)陸第七號(九) 一二
 - 明治三十二年勅令第五號(司法省管理ニ屬スル事項ノ登錄稅及手数料ノ件)中改正 (訓)司第一號(三) 三三
 - 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局ノ名稱位置及管理區域)中追加 (告)關第二號(三) 二二九
 - 同上 (告)關第三號(三) 二二九
 - 同上 (告)關第四號(三) 二二九

- 同上 (告) 閣第五號(三) 二九九
- 同上 (告) 閣第六號(四) 五九七
- 同上 (告) 閣第七號(五) 九一九
- 同上 (告) 閣第三號(六) 一三五
- 同上 (告) 閣第二號(八) 二
- 同上 (告) 閣第六號(一〇) 二九七
- 同上 (告) 閣第七號(三) 六九二
- 明治四十一年告示第四號(鐵道管理局內各事務所)
名稱位置及所管區域)中改正 (告) 鐵第三十一號(四) 五五七
- 同上 (告) 鐵第三十二號(四) 五五七
- 同上 (告) 鐵第五號(八) 三
- 同上 (告) 鐵第九號(九) 一三八
- 同上 (告) 鐵第十四號(九) 一八二
- 同上 (告) 鐵第二十號(九) 一八四
- 同上 (告) 鐵第二十五號(一〇) 二九八
- 同上 (告) 鐵第二十七號(一〇) 二九八
- 同上 (告) 鐵第三十四號(一〇) 三〇〇
- 同上 (告) 鐵第三十七號(一〇) 三〇一
- 同上 (告) 鐵第四十五號(一一) 四〇八
- 同上 (告) 鐵第四十九號(一二) 六九二
- 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局所屬工場名稱
及位置)中改正 (告) 鐵第三十九號(一〇) 三〇一
- 逓信管理局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ
代表スル件設定明治四十一年省令第十二號(同件)廢
止 (省) 逓第三十二號(六) 一五四
- 逓信管理局海軍部用册旗章 (告) 逓第五百號(五) 一〇八〇
- 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車內及船
舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及
管轄逓信管理局)中改正 (告) 逓第三百六十五號(四) 六〇三
- 同上 (告) 逓第五百二十二號(五) 一〇三三
- 同上 (告) 逓第六十號(八) 八〇
- 同上 (告) 逓第二百五十五號(一〇) 三六六
- 同上 (告) 逓第五百二十三號(一一) 六二七
- 臨時恩賜金管理規則中改正 (府) 朝第二十四號(三) 七八
- 朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所分掌規程中改正 (訓) 朝第二十一號(四) 一〇三
- 國有林野ノ管理保護ニ關シ警察官吏ヲシテ地方官ヲ
補助シ其任ニ關ラシム (訓) 朝第二十三號(三) 一四三
- 明治四十三年告示第十二號(朝鮮總督府逓信官俸
章及航路標識管理所所屬船旗章)中改正 (告) 朝第四百十六號(四) 六五八
- 官設埤圳后里圳水利組合管理者ノ件 (告) 逓第四百十八號(四) 六八一
- 管海
○ 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官
廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長及之ニ準スル
キ者指定)中追加 (省) 逓第十九號(四) 一〇九
- 灌漑
○ 鐵道區檢、水産試驗及灌漑事業調査ノ事務ニ從事セ
シムルヲ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅) 第二十四號(三) 一四〇

- 官設埤圳后里圳灌漑區域 (告) 逓第四百十六號(四) 六七九
- 觀艦式
○ 天皇陛下横濱沖ニ於テ海軍大演習觀艦式御親臨アラ
セラルヘキ旨仰出サレ (告) 官第十七號(二) 四九九
- 海軍大觀艦式紀念ノタメ特種通信日附印使用 (告) 逓第四百三號(二) 五三四
- 勸業
○ 朝鮮總督府勸業所及同附屬測候所名稱及位置 (府) 朝第五十六號(四) 三〇三
- 朝鮮總督府勸業所事務分掌規程 (訓) 朝第三十七號(四) 一四九
- 日本勸業銀行法中改正 (法) 第十五號(四) 二二
- 同上施行期日 (勅) 第八十號(四) 一九九
- 朝鮮總督府勸業模範場官制中改正 (勅) 第三十五號(三) 一五四
- 朝鮮總督府勸業模範場事務分掌規程中改正 (訓) 朝第五十二號(四) 二七七
- 勸業模範場事務分掌規程中改正 (訓) 朝第三十號(四) 二二六
- 勸業債券購買媒介郵便規則廢止期日 (省) 逓第二十七號(五) 一五五
- 第四十一回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ事
便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ヲ引換ニ資テ
取扱フ (告) 逓第五百五號(五) 一〇八六
- 株式會社日本勸業銀行發行第四十三回勸業債券ハ郵
便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務
特別取扱規則ニ依リ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便
局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ資テ取扱フ (告) 逓第四百五十四號(二) 五五〇
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ勸業債券及
貯蓄債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 逓第五百六號(五) 一〇八六
- 忠者
○ 衛戍病院患者轉地療養規則設定陸軍入院患者轉地療
養規則及陸軍轉地療養所患者取締規則廢止 (達) 陸第十一號(三) 四三
- 衛戍病院患者轉地療養規則附表中追加 (達) 陸第二十七號(六) 一五三
- 忠者用制式 (達) 陸第二十號(四) 一一一
- 明治三十四年訓令第三號(師範學校本科生徒病類別
忠者表報告格式)中改正 (訓) 文第一號(一) 五
- 宮内
○ 宮内省官制中改正 (皇) 第十二號(一〇) 九
- 宮内官官俸給令中改正 (皇) 第二號(七) 六三
- 同上 (皇) 第十號(八) 七
- 同上 (皇) 第十三號(一〇) 九
- 同上 (皇) 第十九號(一一) 一五
- 宮内官任用令中改正 (皇) 第三號(七) 六二
- 同上 (皇) 第十一號(八) 八

○ 同上	(皇)第十四號(一〇)	一〇	○ 水利組合法第八十條ニ依ル命令ノ件	(勅)第五十號(二)	六一
○ 同上	(皇)第二十號(二)	一五	○ 明治四十一年省令第十三號(水利組合法ニ依ル豫算調製ノ式及費目流用其他財務ニ關スル件)中改正	(省)丙第十號(二)	八六
○ 宮内官分限令中改正	(皇)第四號(七)	六三	○ 海軍造船造兵事業員ノ共濟組合ニ關スル件	(勅)第十八號(三)	一三四
○ 宮内官懲戒令中改正	(皇)第十五號(一〇)	二二	○ 海軍共濟組合規則	(省)海第二號(三)	六六
○ 宮内職員ノ懲戒免除ニ關スル件	(皇)第五號(七)	六四	○ 同上中改正	(省)海第三號(五)	一三〇
○ 宮内判任官定員中改正	(皇)第十六號(一〇)	二二	○ 同上	(省)海第六號(六)	一五三
○ 同上	(省)宮第二號(三)	五三	○ 海軍共濟組合規則施行細則	(達)海第三十六號(四)	一二二
○ 同上	(省)宮第一號(七)	六一	○ 同上中改正	(達)海第六十一號(六)	一五五
○ 同上	(省)宮第四號(七)	一五五	○ 同上	(達)海第九號(八)	七
○ 同上	(省)宮第五號(一〇)	五五	○ 產牛馬組合法施行規則中改正	(省)農第十三號(四)	一〇八
○ 同上	(省)宮第八號(二)	七九	○ 水産組合規則	(府)朝第十三號(三)	二九
○ 判任待遇等外宮内職員職制中改正	(省)宮第三號(三)	五二	○ 漁業組合規則	(府)朝第十四號(三)	三五
○ 同上	(省)宮第五號(七)	一五五	○ 明治四十三年訓令第二十六號(共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬雇員以下ノ現業員指定ノ件)	(訓)朝第二十七號(三)	一四六
○ 同上	(省)宮第三號(八)	二	○ 朝鮮總督府鐵道局所屬雇員以下ノ現業員指定ノ件	(訓)朝第二十七號(三)	一四六
○ 同上	(省)宮第九號(二)	七九	○ 臺灣畜牛保健組合規則	(律)第三號(三)	八
○ 宮内諸官員替中休暇	(省)宮第五號(七)	一四三	○ 臺灣畜牛保健組合規則施行規則	(府)朝第五十五號(二)	二五五
○ 宮内傳染病預防令ニ依リ清國上海地方ヲ以テ虎列刺有病地ト指定	(告)宮第三號(八)	四			
○ 宮掌					
○ 明治三十五年省令第一號(官國幣社主典及宮掌ノ定員等ニ關スル件)中改正	(省)丙第六號(二)	八四			
○ 庫敷料					
○ 官設保稅倉庫庫敷料	(府)朝第五十三號(四)	二九七			

○ 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則中改正	(府)朝第十號(八)	二七	○ 府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中追加	(省)農第十六號(五)	一三三
○ 官設堺洲后里圳水利組合設置	(告)農第四十七號(四)	六八一	○ 成鏡南道三水郡位置變更	(府)朝第十八號(三)	六二
○ 官設堺洲后里圳水利組合管理者ノ件	(告)農第四十八號(四)	六八一	○ 慶尚南道內郡ノ管轄區域中變更	(府)朝第三十五號(四)	二二七
○ 關東州水産組合規則中改正	(府)朝第十號(四)	三五〇	○ 慶尚南道固城郡南陽面ヲ泗川郡ニ編入	(府)朝第二百二十九號(七)	五六三
○ 郡、都市、郡制			○ 京畿道內郡ノ管轄區域中變更	(府)朝第三百十號(七)	五六三
○ 府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セザル事項ニ關スル件制定明治三十二年勅令第三百十五號	(勅)第四十九號(二)	五八	○ 黃海道靈津郡位置變更	(府)朝第九號(八)	一四
○ 同上	(勅)第四十九號(二)	五八	○ 慶尚北道榮川郡北面ヲ順興郡ニ編入	(府)朝第三十九號(三)	一六四
○ 明治三十三年省令第七號(府縣制郡制ニ依ル費目流用及財務ニ關スル件)中改正	(省)丙第一號(三)	二五	○ 郡廳		
○ 同上	(省)丙第十一號(二)	八六	○ 黃海道安岳郡廳備付ノ土地、建物證明簿全部焼失ニ付キ再證明申請方	(告)朝第二百二十三號(三)	八三二
○ 明治二十九年告示第三十號(沖繩縣ニ於ケル直接税間接税類別)同三十二年同第六十九號(府縣制及郡制規定ノ直接税ノ種類)同第九十六號(北海道府制			○ 軍醫		
○ 同三十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接税間接税ノ種類)同三十四年同第二十六號(北海道會法第十五條直接國稅ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制			○ 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船學生、主計學生條例中改正	(勅)第四百十七號(七)	二七三
○ 同三十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接税間接税ノ種類)同三十四年同第二十六號(北海道會法第十五條直接國稅ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制			○ 海軍中軍醫海軍小軍醫海軍中藥劑士海軍少藥劑士海軍少軍醫候補生海軍少藥劑士候補生採用規則中改正	(省)海第七號(七)	一八一
○ 同三十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接税間接税ノ種類)同三十四年同第二十六號(北海道會法第十五條直接國稅ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制			○ 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船學生、主計學生規則中改正	(省)海第八號(七)	一八一
○ 同三十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接税間接税ノ種類)同三十四年同第二十六號(北海道會法第十五條直接國稅ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制			○ 海軍軍醫官服務規則中改正	(達)海第二十七號(三)	五八
○ 同三十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接税間接税ノ種類)同三十四年同第二十六號(北海道會法第十五條直接國稅ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制			○ 同上	(達)海第五十六號(五)	一五〇
○ 府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中追加	(告)丙第四十二號(五)	九四三	○ 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ志願者出願方	(告)海第九號(七)	二四八
○ 府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中追加	(省)農第十四號(一〇)	七二			